



AIG損保

事業賠償・費用総合保険の約款

普通保険約款・特別約款・特約

2022.6版 (2022年9月1日以降保険始期契約用)

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは・・・

0120-016-693(通話料無料)

平日・土・日・祝日9時から17時(年末年始を除く)

事故のご報告、保険金の請求に関するご相談は・・・

(24時間365日)

●右記以外の事故のご報告、
保険金請求に関するご相談

0120-01-9016(通話料無料)

●情報漏洩にかかわる事故の
ご報告、保険金請求に関する
ご相談

0120-101-621(通話料無料)

●生産物品質保険にかかわる事
故のご報告、保険金請求に関
するご相談

0120-389-911(通話料無料)

ご不満・ご意見のお申出は・・・

0120-246-145(通話料無料)

9時から17時(平日のみ)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

TEL:03-6848-8500

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

I. 事業賠償・費用総合保険普通保険約款

普通保険約款	ページ
<用語の定義>	6
<法令>	6
第1章 保険契約締結時および保険契約締結後の注意	7
第2章 補償	11
第3章 保険事故の発生	12
第4章 その他	14
別表	15

II. 国内事業総合賠償責任保険

特別約款・特約の名称	ページ
国内事業総合賠償責任保険特別約款	16
<用語の定義>	16
<法令>	23
第1編 標準補償	24
第1章 業務遂行・施設危険および生産物・完成作業危険	24
第2章 人格権・宣伝侵害行為	29
第3章 費用の支払	30
第4章 被保険者の範囲	32
第5章 保険事故の発生および保険金の支払	32
第2編 拡張補償	34
第1章 総則	34
第2章 被保険者相互間の損害賠償請求補償	35
第3章 対物超過復旧費用補償	36
第4章 作業対象物損壊補償	36
第5章 リコール限定費用補償	37
第6章 国外での保険事故一部補償	39
第7章 受託物損害補償	40
第3編 業務固有補償	43
第1章 総則	43
第2章 建設工事固有の補償（工事遅延損害補償）	44
第3章 製造・販売業務固有の補償	45
第4章 警備業務およびビルメンテナンス業務固有の補償	45
第5章 旅館業務固有の補償	47
第6章 労働者派遣事業・派遣先業務・請負業務等固有の補償	48

特別約款・特約の名称	ページ
第 7 章 介護・福祉サービス業務固有の補償	52
第 8 章 理美容エステ業務固有の補償	54
対象業務限定補償特約	57
身体障害・財物損壊のみ補償特約	58
業務遂行・施設危険のみ補償特約	59
受託物損害補償増額特約	59
地盤崩壊危険補償特約	59
シリンダー交換費用補償特約	61
重複保険不適用特約	63
工事遅延損害補償拡張特約	64
個人被保険者用特約	66
塗料等飛散危険サブリミット特約	67
除雪作業危険に関する特約（A）	67
危険物補償特約	69
施設漏水危険補償対象外特約	69
作業対象物損壊補償対象外特約	69
構内専用車危険補償対象外特約	71
受託物損害補償対象外特約	71
リース・レンタル建設用工作車補償対象外特約	71
生産物・完成作業危険のみ補償特約	72
生産物・仕事の目的物損壊補償特約	72
リコール補償拡張特約	73
国外流出生産物危険補償特約	79
リコール補償対象外特約	81
電子情報損壊補償特約	81
製造業 E&O（業務過誤）特約	82
ブランドイメージ回復費用補償特約	87
建設業用限定補償特約	89
費用保険金限定補償特約	90
損害賠償請求ベース特約	91
求償権放棄特約	95
フランチャイズ包括特約（A）	95
フランチャイズ包括特約（B）	97
対物超過費用補償増額特約	98
人格権・宣伝侵害補償対象外特約	99
被害者治療等費用補償対象外特約	99

特別約款・特約の名称	ページ
派遣先対物損害費用補償対象外特約	99
工事中物損害補償特約	100
メンテナンス期間中補償特約	109
工事中仮設備・機械器具補償特約	110
建売住宅等の保険責任終期特約	113
事業用動産損害補償特約	114
使用者賠償責任補償特約	125
使用者賠償責任追加補償特約	130
個人情報漏洩補償特約	132
サイバー攻撃対応費用補償特約	139
セキュリティ賠償責任補償特約	143
企業情報漏洩賠償責任補償特約	149
食中毒・特定感染症損害補償特約	153
不誠実行為危険補償特約	157

Ⅲ．海外事業総合賠償責任保険

特別約款・特約の名称	ページ
海外事業総合賠償責任保険特別約款	162
＜用語の定義＞	162
第1章 身体障害・財物損壊についての賠償責任補償	164
第2章 リコール費用限定補償	169
第3章 保険金の種類	170
第4章 保険金の支払額および支払限度額	172
第5章 基本条項	173
業務遂行・施設危険のみ補償特約（海外）	175
生産物・完成作業危険のみ補償特約（海外）	175
米国・カナダ追加補償特約	175
作業対象物損壊補償特約（海外）	176

Ⅳ. 生産物品質保険

特別約款・特約の名称	ページ
生産物品質保険特別約款	178
＜用語の定義＞	178
＜法令＞	179
根拠のない報道による回収事故補償特約	185
予防的措置としての行政指示による回収補償特約	186
かび・腐敗等一部補償特約	187
輸出生産物補償特約	188

Ⅴ. 共通編

特約の名称	ページ
保険料分割払特約	190
初回保険料口座振替特約	192
保険料クレジットカード払特約	193
共同保険に関する特約	195
集団扱特約	195
保険料の精算に関する特約	197
保険料の精算に関する特約（決算期間方式）	198
保険料の払込みに関する特約	199

Ⅵ. 共同保険に関するご注意

	ページ
共同保険に関するご注意	200

事業賠償・費用総合保険普通保険約款

<用語の定義>

この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特別約款または特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に付帯された特別約款または特約に別の規定がある場合を除きます。

	用語	定義
う	売上高等	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（注）の売上高、完成工事高その他当社が別途規定する数値をいいます。 （注）1年間とします。
か	解約	保険契約者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
き	既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から、危険増加もしくは危険の減少が生じた時（注）、この保険契約の条件を変更した日、この保険契約が解除もしくは解約された日またはこの保険契約が失効した日までの期間をいいます。 （注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
	危険	損害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項の内容に変更を生じさせる事由が発生した結果、この保険契約で定められた保険料が不足する状態になることをいいます。
	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
し	失効	特定の事実が発生した時以降、この保険契約の全部または一部の効力を失うことをいいます。
	書面等	書面のほか、電子媒体等当社の定める方法をいいます。
そ	損害賠償請求権者	保険事故について、被保険者に対する損害賠償請求の権利を有する者をいいます。
ち	中途更改	この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解約した日を保険期間の初日として当社と保険契約を締結することをいいます。
	重複保険契約	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ひ	被保険者	記名被保険者およびこの保険契約に付帯された特別約款または特約において被保険者として規定された者をいいます。
ほ	保険期間	保険証券に保険期間として記載された期間をいいます。
	保険事故	この保険契約に付帯された特別約款または特約のそれぞれに保険事故として規定するものをいいます。
み	未経過期間	危険増加もしくは危険の減少が生じた時（注）、この保険契約の条件を変更した日またはこの保険契約が解除もしくは解約された日から、この保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。 （注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
む	無効	この保険契約の全部の効力が、保険期間の初日に遡って失われることをいいます。

<法令>

この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特別約款または特約における法令（注）は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
さ	災害救助法（昭和22年法律第118号）
へ	弁護士法（昭和24年法律第205号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第1章 保険契約締結時および保険契約締結後の注意

第1節 告知義務

第1条（保険契約締結時の告知義務）

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第2条（告知内容の訂正に伴う保険料の変更）

第1条（保険契約締結時の告知義務）の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、別表1に規定する保険料を返還または請求します。

第3条（追加保険料の支払を怠った場合の解除、解除に伴う保険料の返還および補償の制限）

（1）第2条（告知内容の訂正に伴う保険料の変更）の規定により、追加保険料が発生する場合において、保険契約者が追加保険料の支払を怠った場合（注）は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（2）（1）の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

（3）（1）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、別表2に規定する保険料を返還します。

（4）（1）の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に保険金を支払っていたときは、保険契約者または被保険者はその保険金を返還しなければなりません。

第4条（告知義務を怠った場合の解除および解除に伴う保険料の返還）

（1）保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

（2）（1）の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

（3）（1）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （1）に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、（1）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面等により訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が（1）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

（4）（1）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、別表2に規定する保険料を返還します。

第5条（告知義務を怠った場合の補償の制限）

（1）第4条（告知義務を怠った場合の解除および解除に伴う保険料の返還）（1）の規定による解除が保険事故が発生した後になされた場合であっても、第4条（2）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に保険金を支払っていたときは、保険契約者または被保険者はその保険金を返還しなければなりません。

（2）（1）の規定は、第4条（告知義務を怠った場合の解除および解除に伴う保険料の返還）（1）に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害については適用しません。

（3）（1）および（2）の規定にかかわらず、保険料の算出基礎が売上高等の場合で、保険契約者または被保険者が、売上高等について保険契約締結時に事実と異なる金額を申告し、申告した額が実際の額に不足するときは、当会社は、実際の額に基づく保険料に対する申告した額に基づく保険料の不足する割合をもって、保険金の支払額を削減するものとします。この場合において、直近の会計年度の売上高等を適用することが適当でない特別の事情がある場合は、売上高等を調整することができるものとします。

- (4) (3)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、売上高等について保険契約締結時に事実と異なる金額を申告したことが故意または重大な過失によるものではないと認められる場合は、当会社が合理的と認める方法を保険契約者または被保険者が履行することにより、当会社は、保険金の支払額を削減しないことができるものとします。

第2節 通知義務

第6条（保険契約締結後の通知義務）

保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、その事実を事前に知りえているときはその事実が発生する前に、その事実を事前に知りえなかったときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に通知し、その変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

（注）告知事項のうち、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。ただし、重複保険契約についてはこの条の規定を適用しません。

第7条（危険増加の場合の解除および解除に伴う保険料の返還）

- (1) 第6条（保険契約締結後の通知義務）に規定する事実がある場合には、当会社は、その変更に係る承認の請求書を受領したと否とを問わず、この保険契約を解除することができます。ただし、この規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① その事実が発生した場合において、危険増加がないと当会社が認めた場合
 - ② その事実の発生によって危険増加が生じた場合であっても、追加保険料を請求することによりこの保険契約を存続することができるのと当会社が認めた場合
 - ③ 解除の原因があることを当会社が知った時から1か月を経過した場合または第6条に規定する事実が生じた時から5年を経過した場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、別表2に規定する保険料を返還します。

第8条（危険増加の場合の補償の制限）

- (1) 第7条（危険増加の場合の解除および解除に伴う保険料の返還）(1)の規定による解除が保険事故が発生した後になされた場合であっても、第7条(2)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に保険金を支払っていたときは、保険契約者または被保険者はその保険金を返還しなければなりません。
- (2) 第6条（保険契約締結後の通知義務）に規定する手続を怠った場合には、当会社は、第6条に規定する事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から、当会社が変更の承認に係る請求書を受領するまでの間に生じた保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、危険増加がないと当会社が認めた場合は、この規定を適用しません。
- (3) (1)および(2)の規定は、第6条（保険契約締結後の通知義務）に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害については適用しません。

第9条（通知に伴う保険料の変更）

第6条（保険契約締結後の通知義務）に規定する事実が発生した場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、別表3に規定する保険料を返還または請求します。

第10条（追加保険料の支払を怠った場合の解除、解除に伴う保険料の返還および補償の制限）

- (1) 第9条（通知に伴う保険料の変更）の規定により、追加保険料が発生する場合において、保険契約者が追加保険料の支払を怠った場合（注）は、当会社は、この保険契約を解除することができます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、別表2に規定する保険料を返還します。

- (4) (1)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に保険金を支払っていたときは、保険契約者または被保険者はその保険金を返還しなければなりません。
- (5) (4)の規定は、第6条（保険契約締結後の通知義務）に規定する事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した保険事故による損害については適用しません。

第3節 保険契約の内容の変更

第11条（保険契約者の住所変更）

- (1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消または解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第12条（保険契約の条件変更および条件変更に伴う保険料の変更）

第1条（保険契約締結時の告知義務）および第6条（保険契約締結後の通知義務）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面等により保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、別表3に規定する保険料を返還または請求します。

第13条（追加保険料の支払を怠った場合の補償の制限）

第12条（保険契約の条件変更および条件変更に伴う保険料の変更）の規定により、追加保険料が発生する場合において、保険契約者が追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に発生した保険事故による損害については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特別約款または特約の規定に従い、保険金を支払います。

第4節 保険契約の無効または失効

第14条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第15条（無効または失効に伴う保険料の返還）

- (1) 当会社は、第14条（保険契約の無効）の規定による保険契約の無効の場合には、保険料を返還しません。
- (2) この保険契約が失効となる場合には、当会社は、別表2に規定する保険料を返還します。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険期間を通じて支払うべき保険金の額が、保険期間中の支払限度額に達した時をもって、この保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第5節 保険契約の取消し

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（取消しに伴う保険料の返還）

当会社は、第16条（保険契約の取消し）の規定による保険契約の取消しの場合には、保険料を返還しません。

第6節 重大事由による保険契約の解除

第18条（重大事由による保険契約の解除）

（1）次のいずれかに該当する事由がある場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までのほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注1）暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

（2）被保険者が（1）③のいずれかの事由に該当する場合には、当会社は、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

（3）（1）および（2）の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。

第19条（重大事由による解除に伴う保険料の返還）

第18条（重大事由による保険契約の解除）（1）または（2）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、別表2に規定する保険料を返還します。

第20条（重大事由の発生と補償の制限）

（1）第18条（重大事由による保険契約の解除）（1）または（2）の規定による解除が保険事故が発生した後になされた場合であっても、第18条（3）の規定にかかわらず、第18条（1）①から④までの事由または第18条（2）の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に保険金を支払っていたときは、保険契約者または被保険者はその保険金を返還しなければなりません。

（2）保険契約者または被保険者が第18条（重大事由による保険契約の解除）（1）③のいずれかの事由に該当することにより第18条（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（1）の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 第18条（1）③のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 第18条（1）③のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第7節 保険契約者による保険契約の解約

第21条（保険契約者による解約）

保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解約することができます。なお、解約の効力は将来に向かってのみ生じます。

第22条（保険契約者による解約に伴う保険料の返還）

第21条（保険契約者による解約）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解約した場合には、当会社は、別表2に規定する保険料を返還します。

第8節 保険事故発生の予防義務および当会社による調査

第23条（保険事故発生の予防）

保険契約者または被保険者は、保険事故の発生を予防するために、法令等に定められた義務の履行等の必要な措置を講じなければなりません。

第24条（当会社による調査）

- （1）当会社は、いつでも保険契約者または被保険者に対し、第23条（保険事故発生の予防）に規定する事項に係る調査を行い、その不備の改善を保険契約者または被保険者の自己の費用負担によって行うことを請求することができます。
- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の調査を拒んだ場合または請求に応じない場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。
- （3）（2）の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。
- （4）（2）の規定は、（2）に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。
- （5）（2）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、別表2に規定する保険料を返還します。

第25条（書類の閲覧および暫定保険料の精算）

- （1）当会社は、保険期間中および保険期間終了後1年以内であれば、いつでも保険料を算出するために保険契約者または被保険者の書類等を閲覧することができます。
- （2）保険契約者がこの保険契約の保険料を暫定保険料として払い込んだ場合には、保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類等を当会社に提出しなければなりません。
- （3）（1）および（2）の規定による書類等に基づいて算出された確定保険料（注）と既に領収した暫定保険料との間に過不足がある場合には、当会社は、保険契約者に対してその差額を返還または請求します。

（注）保険証券記載の最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。

- （4）第3条（追加保険料の支払を怠った場合の解除、解除に伴う保険料の返還および補償の制限）（3）、第4条（告知義務を怠った場合の解除および解除に伴う保険料の返還）（4）、第7条（危険増加の場合の解除および解除に伴う保険料の返還）（3）、第10条（追加保険料の支払を怠った場合の解除、解除に伴う保険料の返還および補償の制限）（3）、第15条（無効または失効に伴う保険料の返還）（2）、第19条（重大事由による解除に伴う保険料の返還）または第24条（当会社による調査）（5）の規定にかかわらず、この保険契約が暫定保険料契約（注）である場合において、第3条（1）、第4条（1）、第7条（1）、第10条（1）、第18条（重大事由による保険契約の解除）（1）または第24条（2）の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときまたはこの保険契約が失効となるときには、当会社は、保険契約者に対して（1）および（2）の規定による書類等に基づいて算出された確定保険料と既に領収した暫定保険料との差額を返還または請求します。

（注）保険料を暫定保険料として払い込んだ保険契約をいいます。

- （5）第22条（保険契約者による解約に伴う保険料の返還）の規定にかかわらず、この保険契約が暫定保険料契約（注1）である場合において、第21条（保険契約者による解約）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解約したときには、当会社は、保険契約者に対して（1）および（2）の規定による書類等に基づいて算出された確定保険料（注2）と既に領収した暫定保険料との差額を返還または請求します。

（注1）保険料を暫定保険料として払い込んだ保険契約をいいます。

（注2）保険証券記載の最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。

第2章 補償

第26条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の保険責任の始期および終期は、次の規定によります。

① 開始時間	保険期間の初日の午後4時（注）
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時

（注）時刻は、日本国の標準時によるものとし、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- （2）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に発生した保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第 27 条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特別約款または特約に従い、保険金を支払います。

第 28 条（保険金を支払わない場合）

当社が保険金を支払わない場合は、この普通保険約款に定めるほか、これに付帯された特別約款または特約の規定によります。

第 3 章 保険事故の発生

第 29 条（保険事故の通知）

- （１）保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から③までの事項を、遅滞なく、当社に書面等で通知しなければなりません。
- ① 発生した保険事故の状況（注１）および損害の程度
 - ② 損害賠償の請求を受けた場合はその内容
 - ③ 重複保険契約の有無および内容（注２）
- （注１）保険事故発生の日時・場所およびその状況ならびに被害者がある場合はその者の住所・氏名等とし、これらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名等を含みます。
- （注２）既に重複保険契約から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- （２）保険契約者または被保険者が損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合には、ただちに当社に通知のうえ、書面等による当社の承認を得なければならないものとし、損害賠償責任に関する訴訟を提起された場合には、ただちに当社に通知しなければなりません。損害賠償責任に関する仲裁、和解もしくは調停に付そうとする場合またはこれらの申出を受けた場合も同様とします。
- （３）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）または（２）の義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 30 条（損害の発生および拡大の防止）

- （１）保険契約者または被保険者は、保険事故が発生した場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めることとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。
- （２）（１）の場合において、他人に損害の賠償請求または求償をすることができるときには、保険契約者または被保険者は、権利の保全または行使について必要な手続を行わなければなりません。
- （３）保険契約者または被保険者は、あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認してはなりません。ただし、応急手当または護送その他の緊急措置については、当社の承認を得る必要はありません。
- （４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）から（３）までの義務に違反した場合には、当社は、次の①から③までの金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① （１）の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② （２）の規定に違反した場合は、権利の行使によって他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額
 - ③ （３）の規定に違反した場合は、被保険者に損害賠償責任がないと認められる額および被保険者の損害賠償責任を認める客観的な証明が不足している部分に相当する額

第 31 条（保険金の請求）

- （１）当社に対する保険金請求権は、次に規定する時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② ①以外の保険金については次に掲げる時とします。
 - ア．費用に対する保険金については、被保険者が費用を負担した時
 - イ．喪失利益に対する保険金については、保険事故の結果生じた損失が確定した時。ただし、補償期間が定められている場合はその期間が終了した時とします。

- ウ. 財物の財産的損害に対する保険金については、保険事故による損害が発生した時
 エ. ア. からウ. までに該当しない保険金については、保険金支払に必要な条件が満たされた時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 損害賠償金に対する保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ③ ②以外の保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類
 - ④ ①から③までのほか、その他当社が第32条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、保険事故の内容または損害の額などに応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者による次のいずれかに該当する行為があった場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 正当な理由がなく、（3）の規定に違反したこと。
 - ② （2）または（3）の書類に事実と異なる記載をしたこと。
 - ③ （2）または（3）の書類もしくは証拠を偽造または変造したこと。
- (5) 保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、重複保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者が第31条（保険金の請求）（2）に規定する手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までの特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表の日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害を受けた対象もしくは損害発生事由が特殊である場合（注4）または多数のものが同一保険事故により損害を受けた場合において、(1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

（注1）被保険者が第31条（保険金の請求）（2）に規定する手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (注4) これらの調査にあたり、専門的な知見、方法、手続もしくは複数の専門機関による鑑定等が必要となる場合、または関係者との特別な調整が必要となる場合をいいます。
- (3) (2) ①から⑤までの特別な照会または調査を開始した後、それぞれに定める期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、それぞれに定める期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1) から (3) までの必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合もしくは必要な協力を行なわなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までの期間に算入しないものとします。

第33条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）

重複保険契約がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約についての支払責任額（注）の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、別表4の規定によって得られた額を保険金として支払います。

（注）それぞれの保険契約または共済契約について単独別個に算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第34条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

保険金の支払額	当会社に移転する額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)に規定する債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第4章 その他

第35条（保険証券の不発行の特則）

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特別約款または特約の規定を適用します。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特別約款または特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特別約款または特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 告知内容の訂正の際の返還保険料と追加保険料

① 返還保険料

変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、当会社は、次の算式により算出した額の保険料を返還します。

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \boxed{\text{変更前の保険料}} - \boxed{\text{変更後の保険料}}$$

② 追加保険料

変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、当会社は、次の算式により算出した額の保険料を請求します。

$$\boxed{\text{追加保険料の額}} = \boxed{\text{変更後の保険料}} - \boxed{\text{変更前の保険料}}$$

③ その他

保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に付帯された特別約款または特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等の場合には、①および②にかかわらず、当会社は、別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

別表2 解除、解約および失効の際の返還保険料

① 返還保険料

当会社は、次の算式により算出した額の保険料を返還します。

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \boxed{\text{保険料（注1）}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間における月数（注2）}}}{12} \right)$$

② その他

保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に付帯された特別約款または特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等の場合には、①にかかわらず、当会社は、別に定める方法により保険料を返還することがあります。

（注1）この保険契約が解除、解約または失効となった日の保険契約の条件に基づく保険料をいいます。

（注2）1か月に満たない期間は1か月とします。

別表3 通知および保険契約の条件変更の際の返還保険料と追加保険料

① 返還保険料

変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、当会社は、次の算式により算出した額の保険料を返還します。

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \left(\boxed{\text{変更前の保険料}} - \boxed{\text{変更後の保険料}} \right) \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間における月数（注）}}}{12} \right)$$

② 追加保険料

変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、当会社は、次の算式により算出した額の保険料を請求します。

$$\boxed{\text{追加保険料の額}} = \left(\boxed{\text{変更後の保険料}} - \boxed{\text{変更前の保険料}} \right) \times \frac{\boxed{\text{未経過期間における月数（注）}}}{12}$$

③ その他

保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に付帯された特別約款または特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等の場合には、①および②にかかわらず、当会社は、別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

別表4 重複保険契約がある場合の保険金の支払額

$$\boxed{\text{支払保険金の額}} = \frac{\boxed{\text{重複保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}}{\boxed{\text{単独別個に算出したそれぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額}}} \times \boxed{\text{損害の額（注）}}$$

（注）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、最も低い免責金額を差し引いた額とします。

国内事業総合賠償責任保険特別約款

<この特別約款の適用>

この特別約款は普通保険約款に付帯され、普通保険約款の規定を補います。

<用語の定義>

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	1 事故	発生時間、発生場所または被害者もしくは損害賠償請求の数を問わず、同一の原因または事由から発生した一連の保険事故をいいます。
	一時受託自動車	受託物のうち、施設でのサービスの提供を受ける目的で来場する顧客の自動車（注1）（注2）で、被保険者および使用人が保管（注3）するものをいいます。 （注1）付属品を含みます。 （注2）自動車の修理、部品の取付け・交換、点検、検査、清掃、洗浄等の作業をしてもらうことを主たる目的として来場する顧客の自動車を除きます。 （注3）保管場所へのまたは保管場所からの移動のために運行している場合において、合理的な経路を逸脱している間を除きます。
う	請負業務等	仕事のうち、次に掲げる業務をいいます。ただし、発注者の業務の一部を代行する業務に限るものとし、いかなる場合も建設工事を含みません。 ア. 請負契約に基づき請負人として行う業務 イ. 準委任契約に基づき受任者として行う業務
	上乗せサービス	市町村が条例に従い介護保険法に定める支給限度額を超えて要介護者または要支援者を対象に独自に行うサービスをいいます。
お	汚染物質	固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質、石油物質および廃棄物等を含みます。また、廃棄物には再生利用される物質を含みます。
	汚染物質の処理	環境汚染が発生した場合において行われる、流出、溢出しもしくは漏出し、または排出された汚染物質の調査、拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理または中和処理等の処理をいいます。
か	介護・福祉サービス業務	次のいずれかに規定する事業を対象とする業務またはサービスをいい、対象とする業務またはサービスには、被保険者が行う介護・福祉サービス付随業務、横出しサービスおよび上乗せサービスに係る業務を含むものとします。 ア. 介護保険法に規定する事業 イ. 障害者総合支援法に規定する業務 ウ. 老人福祉法に規定する施設を運営する事業 エ. 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する施設を運営する事業
	介護・福祉サービス付随業務	記名被保険者の介護・福祉サービス業務に関連して付随して行う営業活動等をいいます。
	回収措置	保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合において、保険事故による損害の拡大または他の保険事故の発生を防止するために、欠陥があるまたはその疑いがある生産物または仕事の結果を回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄することまたはその他の適切な措置をいいます。
	回収等	保険事故による損害の拡大または同一の原因による他の保険事故の発生を防止するために行われる生産物の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。
	貸主	受託物の貸主をいい、転貸人を含みます。
	環境汚染	流出、溢出しもしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ保険事故が発生したまたは発生するおそれがある状態をいいます。

	用語	定義
き	企業情報	被保険者が被保険者の事業に関わり所有、使用または管理する情報をいい、個人情報を除きます。
	業務遂行・施設危険	生産物・完成作業危険以外の偶然な事故をいい、仕事の遂行または施設に起因する保険事故の原因となる偶然な事故をいいます。
け	警備業務	警備業法に基づき、被保険者が日本国内で行う次に掲げる業務をいいます。 ア. 警備業務対象施設（注１）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務 イ. 人もしくは車両の雑踏する場所またはこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務 ウ. 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（注２） エ. 人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務 オ. 警備業務用機械装置（注３）を使用して行う警備業務対象施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務 （注１）事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等をいいます。 （注２）その業務の遂行を目的として行われる運送業務を含みます。 （注３）警備業務対象施設（注１）に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報をその警備業務対象施設（注１）以外の施設に設置する機器に送信し、および受信するための装置で内閣府令で定めるものをいいます。
	警備契約書	警備業務を行うことを約した契約書をいい、付属する警備計画書または警備仕様書を含みます（注）。 （注）用語の定義「警備業務」ウ. に規定する業務の場合は、運送契約書を含みます。
	警備対象物	警備契約書に記載された警備対象物件および警備対象区域内にある財物（注）をいいます。 （注）用語の定義「警備業務」ウ. に規定する業務の場合は、運送受託物を含みます。
	警備・ビルメンテナンス受託物	受託物のうち、警備業務またはビルメンテナンス業務の作業を行うことを主たる用途または機能とする機械、器具その他道具類をいい、被保険者が発注者から了解または同意を得て借用するものをいいます。なお、ビルメンテナンス対象物内におけるスーパー、スクラバー等の清掃用機器は、自動車とみなしません。
	原因事故	工事場内において行われる建設工事の遂行に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。
	現金・貴重品	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物をいいます。
	建設工事	仕事のうち、建設業法第２条第１項に規定する土木建築に関する工事をいいます。
	建設受託物	受託物のうち、次に掲げる財物をいいます。 ア. 被保険者が建設工事等で使用するために借用する次の財物 （ア）建設用工作車 （イ）（ア）以外の建設工事等を行うことまたは建設工事等を行うために使用することを主たる用途または機能とする機械器具その他道具類 （ウ）現場事務所、宿舍、倉庫等の仮設建物およびこれらに通常備え付けられている什器・備品 イ. 被保険者が建設工事等で使用するために、元請負人等から支給された材料、資材、装置その他部品類（注） （注）完成引渡しを要する仕事の目的物を構成するものをいいます。
	建設用工作車	次の作業を行うことを主たる用途または機能とする自動車または車両をいいます。 ア. 建設工事等の作業 イ. 建設工事等に付随して作業者または周囲の者等の安全、健康を確保する作業 ウ. 建設資材または廃棄物等を運搬する作業。ただし、ダンプカーまたはコンクリートミキサー車に限ります。

	用語	定義
こ	公共水域	海、河川、湖沼、運河その他の公共の水流および水面をいいます。
	工事場	建設工事を行っている場所で、不特定多数の人または船舶が出入りすることを禁止されている場所をいい、仮設施設（注）を含みます。 （注）被保険者が建設工事の遂行のために所有、使用または管理する施設のうち、臨時に設置される事務所、資材置場、寄宿舍等の仮設施設をいいます。
	工事遅延	原因事故の発生に起因する履行遅滞（注）をいい、原因事故が発生した時に生じたものとみなします。 （注）約定履行日までに建設工事の完成引渡しができない状態をいいます。
	構内専用車	公道以外で使用する目的で設計され、人荷を輸送することを主たる用途または機能とする自動車または車両をいいます。ただし、公道を運行中のものを含まません。
	個人情報	個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア．当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（注１）により特定の個人を識別することができるもの（注２）。なお、電磁的記録とは、電磁的方式（注３）で作られる記録をいいます。 イ．「個人識別符号」が含まれるもの。「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。 （ア）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの （イ）個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの （注１）文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、「個人識別符号」を除きます。 （注２）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。 （注３）電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。
	コンピュータシステム	情報の保存、処理、アクセス、送信または受信に使用される電子ハードウェア、ソフトウェアまたはそれらを構成するものをいいます。
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
	財物の損壊を伴わない使用不能	他人の財物（注１）の損壊を発生させることなく、一部であると全部であるとを問わず、他人が使用不能（注２）による損害（注３）を被ったことをいいます。ただし、生産物・完成作業危険によって生じた損害については、生産物または仕事の結果そのものに損壊（注４）が発生した場合に限ります。 （注１）生産物自体または仕事の結果そのものを除きます。 （注２）財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。 （注３）逸失利益または事業の中断による損害に限ります。 （注４）欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少した場合を含みません。
	作業現場	被保険者が建設工事以外の仕事を行っている場所をいい、その仕事の遂行のために所有、使用または管理する仮設施設（注）を含みます。なお、いかなる場合も被保険者の常設の事業用施設を除きます。 （注）臨時に設置される事務所、資材置場、寄宿舍等をいいます。

	用語	定義
さ	作業対象物	工事場内または作業現場内における被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分（注）をいいます。 （注）他人が所有するものに限ります。
し	仕事	記名被保険者が遂行するすべての仕事をいいます。
	仕事の結果	記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われた仕事の完成または放棄の後の仕事の目的物およびその仕事に使用された材料、資材、装置その他部品類をいいます（注１）（注２）（注３）。なお、仕事は、次のうち最も早い時に完成したものとします。 ア. 記名被保険者が契約上の履行義務を負う仕事がすべて完成した時（注４） イ. 仕事の目的物の引渡しのほか、契約上その仕事の目的物の保守、調整、修理または交換の仕事が含まれている場合は、これらを除く仕事が完成し引渡しが行われた時 ウ. 保守、点検、清掃等継続的または定期的労務供給契約に基づく仕事の場合は、契約の期間にかかわらず、被保険者が行うべき作業を終了してその作業が行われた場所を引き払った時 （注１）仕事の結果には、仕事の目的物の適合性および品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注５）を含みます。 （注２）被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した道具類、組立未完了の材料、部品、装置または設備は仕事の結果とはみなしません。 （注３）生産物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる生産物を含みません。 （注４）契約書に定められた仕事のすべてを完成する前に、仕事の目的物の一部を完成させ引渡しをする場合は、その仕事の目的物の引渡しごとにこの規定を適用します。 （注５）警告または指示を怠った場合を含みます。
	施設	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産（注１）または記名被保険者の仕事のために被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産（注１）をいいます。ただし、記名被保険者が住居として使用する建物（注２）およびそれに収容される動産を除きます。 （注１）記名被保険者が所有または借用する社員寮、研修所もしくは保養所等の不動産および動産を含みます。 （注２）住宅と非住宅部分が同一の建物にある場合は、住宅として使用されている区画とします。
	下請負人	次の者をいいます。ただし、生産物に使用される材料、資材、装置、部品その他販売促進用景品類を製造、販売、取扱いもしくは供給する者または警備、交通誘導を主たる業務とする者を除きます。 ア. もっぱら仕事の用に供する施設内において、記名被保険者と直接締結された請負契約または業務委託契約に基づき、仕事を遂行する者 イ. 記名被保険者と直接締結された請負契約または業務委託契約に基づき（注１）、記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物の配送または運搬を行う者 ウ. 記名被保険者と締結された請負契約または業務委託契約に基づき、記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物の取付け、設置、保守、調整、修理もしくは交換を行う者（注２） エ. ア. からウ. までの該当しない者で、記名被保険者と締結された下請契約に基づき、仕事を遂行する請負人（注２） （注１）必要に応じてその都度交わされる請負契約または業務委託契約に基づく場合を除きます。 （注２）数次の請負または業務委託によって仕事を遂行する者は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、その請負人または業務の受託者を含むものとします。
	自動車	原動機を用い、かつ軌道または架線を用いないで運行する車（注）をいい、原動機付自転車を含みます。ただし、身体の機能を補助する目的で使用する車いす等を除きます。 （注）これに付属する機械または装置を含みます。
	車両	自動車および身体の機能を補助する目的で使用する車いす等を除く車両をいいます。
	従業員	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいいます。また、被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者、受入れした出向者およびインターンを含みます。

	用語	定義
し	受託物	仕事の遂行に伴い、被保険者が借用または保管（注１）する他人の財物をいいます。なお、記名被保険者が所有、使用または管理する建物内における来訪者が所持する財物（注２）の損壊、紛失または盗取・詐取について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合には、その財物（注２）を受託物とみなします。 （注１）現実にもしくは実質的に占有する状態を含みます。 （注２）現金・貴重品を除きます。
	人格権・宣伝侵害行為	仕事に関して行われた次の権利侵害または不当行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束による他人の自由または名誉の侵害 イ. 口頭、文書、図画によるまたはウェブ上の公表もしくは広告宣伝によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷（注１） ウ. 広告宣伝による他人の著作権、標題または標語（注２）の侵害 （注１）他人の商品またはサービスの誹謗・中傷を含みます。 （注２）特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
	身体の障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
せ	生産物	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物（注１）（注２）をいいます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ. 事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 （注１）その物の適合性、品質、耐久性、性能もしくは効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注３）を含みます。 （注２）物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。 （注３）警告または指示を怠った場合を含みます。
	生産物・完成作業危険	被保険者の占有を離れた生産物または完成もしくは放棄の後の仕事の結果に起因する保険事故の原因となる偶然な事故をいいます。
	製造・販売業務	次の業務をいいます。 ア. 財物の製造、組立または加工等に関わる一連の工程における業務をいい、これらに付随して生じる事務作業、財物の保管または廃棄物の処理、排水、排気等を含みます。ただし、建設工事を除きます。 イ. 財物を販売または提供する業務（注）をいい、これらに付随して行う事務作業、運送、営業活動を含みます。 （注）役務のみを販売または提供する業務を含みません。
	石油物質	次のものをいいます。 ア. 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 イ. ア. に掲げる石油類より誘導される化成品類 ウ. ア. またはイ. の物質を含む混合物、廃棄物および残渣
	船舶	次のア. からウ. までの該当する船舶をいいます。 ア. 艇長が8 m以上のすべての船舶 イ. 艇長が8 m未満であって有料で人荷を輸送する船舶 ウ. 艇長が8 m未満であって有料で他人に貸与される船舶

	用語	定義
せ	専門職業務	次の業務をいいます。 ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、助産または死体の検案など イ. 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示など ウ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師等がその資格に基づいて行う施術 エ. 法令により、建築士、土地家屋調査士、測量士以外の者が行うことを禁じられている専門的な行為 オ. 身体の理容、美容、エステティックその他これらに類似の行為 カ. 所定の資格を有しない者が行うア. からオ. までに規定する業務
そ	損壊	滅失（注1）、破損（注2）または汚損（注3）をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。 （注1）財物がその財物としての物理的存在を失うことをいいます。 （注2）財物が物理的、化学的または生物学的な変化によりその財物本来の経済的価値が客観的に減少することをいいます。 （注3）財物が汚染されたこと、または欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少することをいいます。
	損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金をいいます。なお、損害賠償金には、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
た	第三者の回収実施者	回収等を実施する被保険者以外の者をいいます。
て	電子データ	コンピュータソフトウェア（注）に保存、生成、使用または送受信される情報、事実、プログラムをいいます。 （注）システムおよびアプリケーションのソフトウェアをいい、ハードディスクまたはフロッピーディスク、CD-ROM、テープ、ドライブ、セル、データ処理装置、その他の電子制御装置と共に使用される媒体を含みます。
は	派遣・請負先管理財物	派遣・請負先施設内にある次のいずれかのものをいいます。 ア. 被保険者が借用（注1）または保管（注2）する財物 イ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって販売もしくは組立、加工、修理、点検、洗浄等を行うことを目的として施設内にある財物 ウ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類 エ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる仕事に使用される材料、資材、装置その他部品類（注3） オ. 被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分 （注1）リースを含みます。 （注2）現実にもしくは実質的に占有する状態を含みます。 （注3）生産物または仕事の結果を構成するものをいい、仕掛中のものを含みます。
	派遣・請負先施設	次に掲げる施設（注）をいいます。 ア. 派遣先業務が行われる施設（注） イ. 発注者の指示に基づき請負業務等が行われる施設（注）。ただし、記名被保険者または下請負人が所有または借用する施設（注）を除きます。 ウ. 派遣先業務または請負業務等に一時的に客先の施設（注）に赴いて行う業務が含まれる場合は、その業務が行われる施設（注） （注）＜用語の定義＞「施設」の規定を適用しません。
	派遣先	記名被保険者と労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を締結し、記名被保険者から派遣労働者を受け入れる者をいいます。
	派遣先業務	仕事のうち、派遣労働者が派遣先の指揮監督に基づき行う業務をいいます。

	用語	定義
は	派遣労働者	記名被保険者の従業員のうち、労働者派遣法に基づき記名被保険者から派遣先に派遣された者をいいます。
	発注者	記名被保険者が元請負人となる場合における仕事の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。
	販売人	生産物の通常の供給または販売を行う者のうち、記名被保険者との間で販売委託契約または売買契約を直接締結している者（注）をいいます。 （注）直接または間接を問わず、これらの者の株式の過半数を所有する者を含みます。
ひ	ビルメンテナンス業務	被保険者が日本国内で行うビル等の建物を対象とした清掃、保守、機器の運転その他維持管理の業務をいいます。ただし、美装工事（注１）およびハウスクリーニング（注２）を除きます。 （注１）新築であると否とを問わず、施主への引渡しを要する建物、設備または造作等に対して引渡し前に行う清掃業務等をいいます。 （注２）定期的であると否とを問わず、個人用住宅において行う清掃業務等をいいます。
	ビルメンテナンス契約書	ビルメンテナンス業務を行うことを約した契約書をいい、付属する計画書または仕様書を含みます。
	ビルメンテナンス対象物	ビルメンテナンス契約書に記載された対象施設および対象施設内にある財物（注）をいいます。 （注）ビルメンテナンス業務の遂行に伴い、被保険者が受託する他人の財物を含みます。
ふ	付属品	自動車に定着（注１）または装備（注２）されている物をいいます。ただし、次に掲げる物を含みません。 ア．燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 イ．法律、命令、規則、条例等により、自動車に定着（注１）または装備（注２）することを禁止されている物 ウ．通常装飾品とみなされる物 エ．積載物 （注１）ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 （注２）自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。
ほ	補償適用地域	保険証券記載の国または地域をいいます。
も	元請負人等	次に掲げる者をいいます。 ア．記名被保険者が行う建設工事の発注者（施主） イ．記名被保険者が行う建設工事の元請負人 ウ．建設工事が数次の請負である場合において、上記イ．に掲げる元請負人と締結された下請契約に基づき建設工事を遂行する請負人のうち、記名被保険者より上位に位置する者
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。
	約定履行日	工事請負契約において約定した履行期日をいい、原因事故発生以前に工事請負契約書に定める約定履行日が変更された場合の変更後の履行日を含みます。
よ	横出しサービス	市町村が条例に従い介護保険法に定める保険給付の対象サービスの範囲を超えて要介護者または要支援者を対象に独自に行うサービスをいいます。

	用語	定義
り	陸上輸送中	次に掲げるいずれかの状態にあることをいいます。ただし、いかなる場合も建設用工作車が自走している場合を除きます。 ア. 仕事の目的をもって陸上輸送開始のための積込み作業を開始した時から工事場において荷卸し作業が完了するまでの陸上輸送中。ただし、工事場が複数ある場合におけるその複数工事場間の輸送のときは、その輸送の目的を問いません。 イ. 工事場での作業後、工事場にて積込み作業を開始した時からその財物を被保険者の所有、使用または管理する常設の収容場所または建設用工作車について貸主または委託者に指定された場所に荷卸し作業が完了するまでの陸上輸送中 ウ. 上記ア. またはイ. の陸上輸送途上における積替えのための一時保管中
	理美容エステ業務	次のいずれかに該当する業務をいいます。なお、医師、看護師等の者がその資格に基づいて行うべき行為を除きます。 ア. 理容師法に定める頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整える業務 イ. 美容師法に定めるパーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくする業務 ウ. ア. またはイ. に該当しない業務で、手技や器具・機械等を用いて体型や肌など身体を美しく保つことを目的とする業務
	利用者	介護・福祉サービス業務の遂行に伴い、記名被保険者が提供する介護・福祉サービス等の利用者本人をいいます。
	旅館業務	旅館業法に基づき、被保険者が日本国内で行う旅館業に係る業務をいいます。
	旅館受託物	旅館業務のために施設内において、被保険者が保管または管理する来訪者の財物（注）をいいます。なお、施設内における来訪者が所持する現金・貴重品の紛失または盗取・詐取により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合には、その財物を旅館受託物とみなします。 （注）一時的に施設外で管理する来訪者の財物を含みます。
ろ	労働者派遣事業	労働者派遣法に基づいて行う仕事をいいます。

<法令>

この特別約款における法令（注）は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
あ	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
い	医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
か	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
け	警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
こ	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）
し	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）
	柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
	※この特別約款において、「障害者総合支援法」といいます。
と	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
ひ	美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）

	法令（法令番号）
り	理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）
	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）
ろ	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号） ※この特別約款において、「労働者派遣法」といいます。

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第 1 編 標準補償

第 1 章 業務遂行・施設危険および生産物・完成作業危険

第 1 条（保険事故の範囲）

この章において保険事故とは、次の①または②に起因して、補償適用地域内において発生した他人の身体の障害、財物の損壊または財物の損壊を伴わない使用不能をいいます。

- ① 業務遂行・施設危険
- ② 生産物・完成作業危険

第 2 条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。
- （2）（1）のほか、当会社は、保険事故の発生により、被保険者が第 15 条（費用の支払）（1）に定める費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第 3 条（保険期間と保険事故の関係）

当会社は、第 1 条（保険事故の範囲）に規定する保険事故（注）について、次の①または②の場合に限り、保険金を支払います。

- ① 身体の障害または財物の損壊については、それらが保険期間中に発生した場合
- ② 財物の損壊を伴わない使用不能については、保険期間中に第 1 条①または②が発生した場合

（注）1 事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとみなします。

第 4 条（保険金を支払わない場合—すべての保険事故に共通）

- （1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑩までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者または被保険者（注 1）の故意（注 2）
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 3）
 - ③ 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
 - ④ 核燃料物質（注 4）もしくは核燃料物質（注 4）によって汚染された物（注 5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
 - ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱
 - ⑦ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性
 - ⑧ 環境汚染または汚染物質の処理に要した費用の支出（注 6）。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出しもしくは漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。
 - ⑨ 排水または排気（注 7）。ただし、不測かつ突発的に発生した事故による場合は、この規定を適用しません（注 8）。
 - ⑩ 専門職業務の遂行

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

(注2) この規定の適用の判断は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 被保険者が支出したと否とを問いません。

(注7) 煙を含みます。

(注8) 不測かつ突発的に発生した事故につき、事故の再発防止措置を講じることを怠った場合またはその措置が不十分であったために引続き事故が発生した場合は、このただし書きの規定を適用しません。

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任

② 被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任。ただし、損害を与えたことにつき、直接的に関与または加担していなかった被保険者についてはこの規定を適用しません。

(3) 当会社は、この特別約款が最初に付帯された保険契約（注1）である場合に、その保険契約締結時点において、保険契約者または被保険者（注2）のいずれかが、保険事故発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知っていたと合理的に推定できる場合には、その原因に起因する保険事故については、保険金を支払いません。

(注1) 過去にこの特別約款の付帯を中断して保険契約を締結し、あらためてこの特別約款を再付帯した場合のその保険契約を含みます。ただし、この保険契約の締結前に、当会社と事業賠償・費用総合保険契約以外の保険契約を締結していた場合において、その保険契約がこの特別約款と同じ保険事故を補償対象としているときは、その保険契約をこの特別約款が付帯された契約とみなしてこの規定を適用します。

(注2) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

(4) 被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の①または②に掲げる事由によって生じた他人の身体の障害または財物の損壊（注）に対しては、この規定を適用しません。

① 個人情報および企業情報へのアクセスまたはこれらの開示

② コンピュータシステムまたは電子データの消失、使用不能、損傷、破損、アクセス不能もしくは操作不能

（注）紛失または盗取・詐取を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—業務遂行・施設危険<身体の障害・財物の損壊>）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、業務遂行・施設危険による損害について、次の①から③までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 航空機（注1）、自動車（注2）または銃器の所有、使用または管理（注3）

② 施設外における船舶、車両（注4）または動物の所有、使用または管理（注5）。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア. 工事場内において直接建設工事に使用されている間（注6）の船舶

イ. 工事場内で係留されている間（注7）の船舶

ウ. 施設に接岸されている間（注8）の船舶

③ ちり・ほこりまたは騒音

（注1）航空法に定める航空機をいいます。

（注2）構内専用車および建設用工作車を除きます。ただし、次に掲げる間に生じた事故に起因する保険事故に限ります。

ア. 構内専用車については、施設内にある間または施設外において仕事に付随する積込み・積卸し等の作業を行っている間

イ. 建設用工作車については、施設内または工事場内にある間

（注3）航空機、自動車または銃器自体の損壊については、この規定を適用しません。

- (注4) 船舶および車両は、原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
- (注5) 船舶、車両自体の損壊または動物自体の損害については、この規定を適用しません。
- (注6) 運行を伴う場合を除きます。
- (注7) 係留作業中を除きます。
- (注8) 接岸・離岸作業中を除きます。

第6条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜財物の損壊＞）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、業務遂行・施設危険による財物の損壊について、被保険者が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事（注1）に伴って生じた次に掲げる財物の損壊または事由に起因する賠償責任
- ア. 土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物（注2）、植物または土地の損壊
 - イ. 土地の軟弱化もしくは土地の流出・流入に起因する地上の工作物（注2）もしくはその基礎部分または土地の損壊
 - ウ. 地下水の増減または汚損
- ② 施設の屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の欠陥により、これらから入る雨または雪等による財物の損壊について負担する賠償責任
- ③ 財物の損壊につき、被保険者が他の被保険者に対して負担する賠償責任
- ④ 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任
- ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 被保険者が借用（注3）または保管（注4）する財物
 - ウ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって販売もしくは組立、加工、修理、点検、洗浄等を行うことを目的として施設内にある財物
 - エ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類
 - オ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる仕事に使用される材料、資材、装置その他部品類（注5）
 - カ. 被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分
- ⑤ 施設から公共水域への石油物質の流出による漁獲高の減少または漁獲物の汚損もしくは品質の低下について負担する賠償責任
- (注1) 他の工事の一部としてまたは他の工事に付随して行われるこれらの工事を含みます。
- (注2) その収容物または付属物を含みます。
- (注3) リースを含みます。
- (注4) 現実にもしくは実質的に占有する状態を含みます。
- (注5) 生産物または仕事の結果を構成するものをいい、仕掛中のものを含みます。

第7条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜身体の障害＞）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、業務遂行・施設危険により、記名被保険者の業務に従事中の者が被った身体の障害について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、業務遂行・施設危険について、次の①から⑥までに掲げる事由によって生じた身体の障害については、被害者治療等費用を支払いません。
- ① 被害者治療等費用を受け取るべき者（注）の故意
 - ② 保険契約者、被保険者または被害者治療等費用を受け取るべき者（注）の闘争行為または犯罪行為
 - ③ 被害者の心神喪失または自殺行為
 - ④ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
 - ⑤ 被害者の父母、配偶者、子その他親族の行為
 - ⑥ 被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療措置。ただし、当会社が保険金を支払うべき身体の障害を治療する場合を除きます。
- (注) 被害者を含みます。

(3) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、業務遂行・施設危険について、次の①から⑨までに掲げる者が被った身体の障害に対しては、被害者治療等費用を支払いません。

- ① 保険契約者
- ② 被保険者
- ③ 記名被保険者の業務に従事中の者
- ④ 被保険者の父母、配偶者、子その他親族
- ⑤ 施設を継続的に占有している者（注1）
- ⑥ 施設の保守、保安、点検、警備、交通誘導、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、改造、修理、取壊しその他の工事に従事中の者
- ⑦ 工事場内、工事場に隣接する他の工区内および道路上において保守、保安、点検、警備、交通誘導、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、改造、修理、取壊しその他の工事に従事中の者
- ⑧ 被保険者が行う競技会、運動会その他の催物において、運動または競技を行っている者
- ⑨ 被保険者が開催する演劇、興行その他の催物の主催者、共催者、その業務の補助者および出演者（注2）

（注1）その役員および従業員を含みます。

（注2）それらの関係者を含みます。

第8条（保険金を支払わない場合－生産物・完成作業危険＜身体の障害・財物の損壊＞）

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物・完成作業危険による身体の障害または財物の損壊について、回収措置を講じるために要した費用（注）に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

（注）回収措置を講じるべき生産物または仕事の結果が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体の回収に要した費用を含みます。

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物・完成作業危険による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、取扱い、供給もしくは処分した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ② 生産物または仕事の瑕疵（注1）に起因するその生産物または仕事の結果そのものの損害について負担する賠償責任
- ③ 生産物または仕事の結果の設計または開発上の欠陥（注2）（注3）により、生産物または仕事の結果が記名被保険者の意図した効能または性能（注4）を発揮できなかったことに起因して生じた身体の障害または財物の損壊に対する賠償責任。
ただし、生産物または仕事の結果の効能または性能（注4）に関わりなく想定外の異常なもしくは有害な作用が生じたこと
によって発生した場合は、この規定を適用しません。

（注1）不作為によるものを含みます。

（注2）製造または作業の手順書の欠陥を含み、製造上または作業上の欠陥は含みません。

（注3）表示上の欠陥を含みます。

（注4）主として人または動植物に対する治療・診断もしくは危害・悪影響の予防または財物の損壊・劣化もしくは災害・事故の予防・拡大防止に関するものをいいます。

(3) 当会社は、生産物・完成作業危険による財物の損壊について、欠陥があるまたはその用途に適さない生産物が他人の財物に組み込まれたまたは装着されたことによって、その他人の財物の経済的価値が損なわれた場合において、生産物のみを修理、交換または除去することで、組込み先の財物（注）が本来の機能を回復し、経済的価値の毀損（きそん）を解消できる場合は、保険金を支払いません。ただし、組込み先の財物（注）がその用途に供された後に生産物に損壊が発生した場合における財物の損壊を伴わない使用不能による損害については、この規定を適用しません。

（注）生産物が他人の財物の一部を構成する部品または材料として組み込まれたまたは装着された他人の財物をいいます。

第9条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜財物の損壊を伴わない使用不能＞）

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、業務遂行・施設危険による財物の損壊を伴わない使用不能による損害について、次の①から④までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能
- ② 航空機（注1）、自動車（注2）または銃器の所有、使用または管理（注3）
- ③ 施設外における船舶、車両（注4）または動物の所有、使用または管理（注5）。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア. 工事場内において直接建設工事に使用されている間（注6）の船舶

イ. 工事場内で係留されている間（注7）の船舶

ウ. 施設に接岸されている間（注8）の船舶

④ ちり・ほこりまたは騒音

（注1）航空法に定める航空機をいいます。

（注2）構内専用車および建設用工作車を除きます。ただし、次に掲げる間に生じた事故に起因する保険事故に限ります。

ア. 構内専用車については、施設内にある間または施設外において仕事に付随する積込み・積卸し等の作業を行っている間

イ. 建設用工作車については、施設内または工事場内にある間

（注3）航空機、自動車または銃器自体の損壊については、この規定を適用しません。

（注4）船舶および車両は、原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

（注5）船舶、車両自体の損壊または動物自体の損害については、この規定を適用しません。

（注6）運行を伴う場合を除きます。

（注7）係留作業中を除きます。

（注8）接岸・離岸作業中を除きます。

（2）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、業務遂行・施設危険による財物の損壊を伴わない使用不能について、被保険者が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 施設から公共水域への石油物質の流出による漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下について負担する賠償責任

② 施設の屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の欠陥により、これらから入る雨または雪等による財物の使用不能に起因する賠償責任

③ 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事（注1）に伴って生じた次に掲げる財物の使用不能または事由に起因する賠償責任

ア. 土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物（注2）、植物または土地の使用不能

イ. 土地の軟弱化もしくは土地の流出・流入に起因する地上の工作物（注2）もしくはその基礎部分または土地の使用不能

ウ. 地下水の増減または汚損

④ 被保険者または被保険者の業務に従事する者が所有、使用または管理する財物の使用不能について負担する賠償責任

⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の全部または一部の債務不履行（注3）に起因する賠償責任

（注1）他の工事の一部としてまたは他の工事に付随して行われるこれらの工事を含みます。

（注2）その収容物または付属物を含みます。

（注3）履行不能または履行遅滞をいい、偶然な事故に起因する不完全履行を除きます。

第10条（保険金を支払わない場合－生産物・完成作業危険＜財物の損壊を伴わない使用不能＞）

（1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物・完成作業危険による財物の損壊を伴わない使用不能による損害について、次の①または②に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能

② 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の全部または一部の債務不履行（注1）に起因する賠償責任。ただし、生産物または仕事の目的物自体に損壊（注2）が発生した場合は、この規定を適用しません。

（注1）履行不能または履行遅滞をいい、偶然な事故に起因する不完全履行を除きます。

（注2）欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少した場合を含みません。

（2）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物・完成作業危険による財物の損壊を伴わない使用不能について、回収措置を講じるために要した費用（注）に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

（注）回収措置を講じるべき生産物または仕事の結果が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体の回収に要した費用を含みます。

（3）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物・完成作業危険による財物の損壊を伴わない使用不能について、被保険者が次の①から④までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、取扱い、供給もしくは処分した生産物または行った

仕事の結果に起因する賠償責任

- ② 生産物または仕事の瑕疵に起因するその生産物または仕事の結果そのものの使用不能に対して負担する賠償責任
- ③ 生産物または仕事の結果の設計または開発上の欠陥（注１）（注２）により、生産物または仕事の結果が記名被保険者の意図した効能または性能（注３）を発揮できなかったことに起因して生じた財物の損壊を伴わない使用不能について負担する賠償責任。ただし、生産物または仕事の結果の効能または性能（注３）に関わりなく想定外の異常なもしくは有害な作用が生じたことによって発生した場合は、この規定を適用しません。
（注１）製造または作業の手順書の欠陥を含み、製造上または作業上の欠陥は含みません。
（注２）表示上の欠陥を含みます。
（注３）主として人または動植物に対する治療・診断もしくは危害・悪影響の予防または財物の損壊・劣化もしくは災害・事故の予防・拡大防止に関するものをいいます。
- ④ 回収措置の実施に伴って発生する財物の使用不能に対して負担する賠償責任

第２章 人格権・宣伝侵害行為

第 11 条（保険事故の範囲）

この章において保険事故とは、補償適用地域内で行われた人格権・宣伝侵害行為をいいます。

第 12 条（保険金を支払う場合）

- （１）当社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。
- （２）（１）のほか、当社は、保険事故の発生により、被保険者が支出する第 15 条（費用の支払）（１）に定める費用に対して、保険金を支払います。

第 13 条（保険期間と保険事故の関係）

当社は、保険期間中に保険事故（注）が発生した場合に限り、保険金を支払います。

（注）同一の行為またはその行為に関連する他の行為から発生した一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとしなします。

第 14 条（保険金を支払わない場合—人格権・宣伝侵害行為）

- （１）当社は、直接であると間接であるとを問わず、人格権・宣伝侵害行為による損害について、第 4 条（保険金を支払わない場合—すべての保険事故に共通）に定める保険金を支払わない場合のほか、次の①から⑨までの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（注 1）
 - ② 人格権・宣伝侵害行為に該当することまたはその疑いがあることを知りながら（注 2）、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた行為
 - ③ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた人格権・宣伝侵害行為
 - ④ 最初の人格権・宣伝侵害行為が保険期間開始日より前に行われ、その後においても継続または反復して行われた人格権・宣伝侵害行為
 - ⑤ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた人格権・宣伝侵害行為
 - ⑥ 広告、放送、出版またはホームページ等の作成もしくは運営を業とする被保険者によりその業務の遂行として行われた人格権・宣伝侵害行為
 - ⑦ この保険契約の保険期間終了または解除もしくは解約後、１年以上経過した後に発見された人格権・宣伝侵害行為
 - ⑧ 宣伝された品質または性能に対する商品または役務の不適合
 - ⑨ 商品または役務の価格表示の誤り
- （注 1）犯罪行為に該当すると認識できる場合を含みます。ただし、過失による行為を除きます。

(注2) 知っていたと合理的に推定できる場合を含みます。

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、人格権・宣伝侵害行為による損害について、被保険者の業務に従事する者に対して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、人格権・宣伝侵害行為により作成、取扱いまたは使用された財物もしくはデータ等の回収、修理、交換、廃棄その他適切な措置を講じるために要した費用(注)を支払うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 被保険者が支出したと否とを問いません。

第3章 費用の支払

第15条 (費用の支払)

(1) この特別約款により当会社が保険金を支払うべき費用は、次表のとおりとします。なお、被保険者が支出した費用につき、①から⑩までの各費用の項目中、2つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

種類	内容
① 損害防止費用	普通保険約款第30条(損害の発生および拡大の防止)(1)に規定する損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために被保険者が支出した必要または有益であった費用(注1)をいいます。ただし、いかなる場合も回収措置を講じるために要した費用、原因調査費用および汚染浄化費用を除きます。
② 求償権保全費用	普通保険約款第30条(2)に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
③ 緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用、およびあらかじめ当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
④ 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(注2)につき、被保険者が当会社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用をいいます。
⑤ 協力費用	第17条(保険事故処理の特則)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
⑥ 緊急対応費用	保険事故が発生した場合において、その対応のために被保険者が当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。 ア. 被害者(注3)が現地(注4)またはその他被保険者が指定する場所に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用 イ. 被保険者(注5)が現地(注4)または被害者(注3)の居住地に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用 ウ. 通信に要した費用 エ. 被保険者が被害者(注3)との交渉等のために一時的に事務所等を賃借するための費用 オ. 被害者の搜索または搜索に伴う救助もしくは移送するために要した費用

種類	内容
⑦ 訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および使途が妥当な次の費用をいいます。 ア. 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ. 意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ. 被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ. 増設コピー機のリース費用 オ. 被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注6）
⑧ 原因調査費用	他人の身体の障害もしくは財物の損壊が発生した場合または他人の身体の障害もしくは財物の損壊の発生が切迫している場合において、これらの保険事故の原因を調査または確認するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した必要かつ有益であった費用をいいます。ただし、いかなる場合も原因の調査または確認が行われることによる収入の喪失または使用不能による損害を含みません。なお、この規定の適用にあたっては、第8条（保険金を支払わない場合－生産物・完成作業危険＜身体の障害・財物の損壊＞）（1）の規定を適用しません。
⑨ 汚染浄化費用	不測かつ突発的な事由により、環境汚染が発生（注7）した場合において、必要または有益な汚染物質の処理に要する費用をいいます。ただし、その環境汚染の発生により他人の身体の障害または財物の損壊もしくは財物の損壊を伴わない使用不能または漁業権・入漁権の侵害が発生したまたは発生が切迫している場合に限りします。
⑩ 被害者への見舞費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が当会社の同意を得て被害者に届けた見舞金もしくは見舞品または被害者の遺族に届けた香典、花、弔電などの費用その他しきたりとして支出するもので社会通念上その額および使途が妥当な費用をいいます。
⑪ 被害者治療等費用	業務遂行・施設危険により他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が当会社の同意を得て支出した次に掲げる費用をいいます。ただし、保険事故の発生日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限りします。 ア. 被害者の治療、検査、緊急移送および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびこれらに伴う交通費 イ. 葬儀費用

（注1）有益であった費用とは、応急措置を実施していなければ、生じたまたは増加したであろう損害の額を超えずになされた応急措置の費用をいいます。

（注2）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（注3）被害者の法定相続人またはその代理人を含みます。

（注4）保険事故の発生地または被害者の収容地をいいます。

（注5）被保険者の代理人を含みます。

（注6）派遣受入れ費用を含みます。

（注7）汚染物質の流出、溢出、漏出または排出が急激である場合に限りします。

（2）被保険者が（1）④から⑪までの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。また、③の緊急措置費用については、被保険者に賠償責任がないことが判明した場合に限り、当会社は、保険金を支払います。

（3）当会社が支払うべき（1）⑪の被害者治療等費用は、次の事故に起因する他人の身体の障害が発生した場合における費用に限りします。

① 仕事の遂行による事故

② 施設内および施設の出入口に隣接する場所における事故

（4）当会社が（1）⑪の被害者治療等費用に対して保険金を支払った後に、被保険者が賠償責任を負担する場合は、支払われたその保険金については、損害賠償金として支払われるべき損害に充当します。

（5）当会社が被害者治療等費用に対して保険金を支払った後に、普通保険約款第34条（代位）の規定により、被保険者が他人に

対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、その者の故意もしくは重大な過失または債務不履行によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、この規定を適用しません。

第4章 被保険者の範囲

第16条（被保険者の範囲）

- (1) この保険契約において、被保険者とは、次の者をいいます。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の役員および従業員
 - ③ 下請負人
 - ④ 下請負人の役員および従業員
 - ⑤ 発注者
 - ⑥ 保険証券に追加被保険者として記載された者
- (2) この特別約款およびこれに付帯される特約の規定において、被保険者相互間の関係はそれぞれ互いに他人とみなします。

第5章 保険事故の発生および保険金の支払

第17条（保険事故処理の特則）

- (1) 当会社は、被保険者に対してなされた損害賠償請求について防御の義務を負いません。ただし、当会社は、必要と認めるときは法令に反しない範囲で、被保険者に対する損害賠償請求の解決につき、被保険者を援助することができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく（1）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条（保険金請求における記名被保険者の同意）

普通保険約款第31条（保険金の請求）の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を受けようとする場合は、記名被保険者の同意を得なければなりません。

第19条（被害者治療等費用の保険金請求）

被保険者が被害者治療等費用について保険金の支払を受けようとする場合は、公の機関（注）の事故証明書、医師の診断書および治療等費用の支払を証明する書類を当会社に提出するものとします。ただし、当会社が承認した場合は、この規定を適用しません。

（注）やむを得ない場合には、第三者とします。

第20条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が1事故について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額がゼロ円未満の場合はゼロ円とします。

① $(\text{損害賠償金} - \text{免責金額(注)}) \times \text{縮小支払割合(注)}$

② $\begin{array}{c} \text{損害防止} \\ \text{費用} \end{array} + \begin{array}{c} \text{求償権} \\ \text{保全費用} \end{array} + \begin{array}{c} \text{緊急措置} \\ \text{費用} \end{array} + \begin{array}{c} \text{争訟費用} \end{array} + \begin{array}{c} \text{協力費用} \end{array} + \begin{array}{c} \text{緊急対応} \\ \text{費用} \end{array} +$
 $\begin{array}{c} \text{訴訟対応} \\ \text{費用} \end{array} + \begin{array}{c} \text{原因調査} \\ \text{費用} \end{array} + \begin{array}{c} \text{汚染浄化} \\ \text{費用} \end{array} + \begin{array}{c} \text{被害者への} \\ \text{見舞費用} \end{array} + \begin{array}{c} \text{被害者治療等} \\ \text{費用} \end{array}$

（注）保険証券にこの特別約款に適用される免責金額および縮小支払割合の記載がある場合は、その免責金額および縮小支払割合を適用します。なお、保険証券の記載により、次の免責金額および縮小支払割合が適用されます。

ア. 業務遂行・施設危険に起因する保険事故および人格権・宣伝侵害行為については業務遂行・施設危険に適用される保険証券記載の免責金額および縮小支払割合、生産物・完成作業危険に起因する保険事故については生産物・完成作業危険に適用される保険証券記載の免責金額および縮小支払割合を適用します。

イ. 免責金額および縮小支払割合が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、身体の障害による損害と財物の損壊による損害とを合算した額に対して適用します。

ウ、免責金額および縮小支払割合が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、身体の障害による損害については保険証券の対人欄に記載のある免責金額および縮小支払割合、財物の損壊および財物の損壊を伴わない使用不能による損害については保険証券の対物欄に記載のある免責金額および縮小支払割合を適用します。この場合において、人格権・宣伝侵害行為については、保険証券の対人欄に記載のある免責金額および縮小支払割合を適用します。

(2) この特別約款において当社が支払うべき(1)の保険金の総額は、次表に掲げる額を限度とします。ただし、いかなる場合も保険期間を通じてこの特別約款およびこの特別約款に付帯される特約の対象となる損害に対する保険金を合算して、保険証券に記載されたこの特別約款の総支払限度額を限度とします。

	区 分	適用される支払限度額
①	業務遂行・施設危険に起因する保険事故	業務遂行・施設危険に適用される保険証券記載の支払限度額(注1)
②	生産物・完成作業危険に起因する保険事故	生産物・完成作業危険に適用される保険証券記載の支払限度額(注1)
③	人格権・宣伝侵害行為	業務遂行・施設危険に適用される保険証券記載の支払限度額(注2)

(注1) 保険証券の記載により、次の支払限度額が適用されます。

ア、支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、身体の障害による損害に対する保険金、財物の損壊による損害に対する保険金および財物の損壊を伴わない使用不能による損害に対する保険金を合算した額に対して適用します。

イ、支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、身体の障害による損害に対する保険金については保険証券の対人欄に記載の支払限度額、財物の損壊および財物の損壊を伴わない使用不能による損害に対する保険金については、それらを合算した額に対して保険証券の対物欄に記載の支払限度額を適用します。

(注2) 保険証券の記載により、次の支払限度額が適用されます。

ア、支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額とします。

イ、支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、身体の障害に対して適用する支払限度額とします。

(3) (2)のほか、(1)②の費用については、損害防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用、争訟費用および協力費用を除き、次表で規定する固有の支払限度額を適用します。なお、この固有の支払限度額は、(2)のこの特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

種 類	固有の支払限度額
緊急対応費用	1事故につき300万円を限度とします。
訴訟対応費用	1事故につき300万円を限度とします。
原因調査費用	1事故につき100万円を限度とします。
汚染浄化費用	1事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。
被害者への見舞費用	被害者1名につき10万円、1事故につき300万円をそれぞれ限度とします。
被害者治療等費用	被害者1名につき50万円、1事故につき300万円をそれぞれ限度とします。

第21条 (構内専用車または建設用工作車による保険事故と重複保険契約)

(1) 普通保険約款第33条(重複保険契約がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、構内専用車または建設用工作車の所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その構内専用車または建設用工作車について自賠責保険契約(注1)を締結すべきときもしくは締結しているとき、または自動車保険契約(注2)を締結しているときは、当社は、損害の額が自動車保険等保険金(注3)を超過する場合に限り、その超過額に対して保険金を支払います。

(注1) 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約をいい、責任共済を含みます。

(注2) 共済契約を含みます。

(注3) その自賠責保険契約および自動車保険契約により支払われるべき金額をいい、自動車保険契約においては、設定されている免責金額により控除された額を加算した額とします。

(2) (1)の規定が適用される場合は、第20条（保険金の支払額）（1）にかかわらず、当社は、免責金額につき、次の額のいずれか大きい額を適用します。

- ① 保険証券に免責金額の記載がある場合は、この特別約款の免責金額
- ② その自賠責保険契約および自動車保険契約により支払われるべき金額。ただし、自動車保険契約において、免責金額が設定されている場合は、その免責金額を加算した額とします。

第22条（回収措置の実施義務）

- (1) 生産物または仕事の結果に起因して保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合は、被保険者は、遅滞なく、回収措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく、(1)に規定する回収措置を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第23条（保険金の支払方法および先取特権）

- (1) この特別約款で支払対象となる損害賠償金について、当社は、次の①から③までの規定に従い、保険金を支払います。
 - ① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当社から直接、損害賠償請求権者に支払います。
 - ③ 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の①および②の規定に従い、保険金を支払います。
 - ① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したときは、当社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。
 - ② 損害賠償請求権者に対して支払われる保険金とこの特別約款で支払対象となる費用について被保険者が当社に対して請求することができる保険金の合計額が、第20条（保険金の支払額）（2）に規定する支払限度額を超える場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第24条（保険金請求権の譲渡の禁止）

保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第23条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第2編 拡張補償

第1章 総則

第1条（支払限度額）

この編において支払う保険金の額は、いかなる場合も保険期間を通じて第1編、第3編およびこの特別約款に付帯される特約の対象となる損害に対する保険金を合算して第1編 第20条（保険金の支払額）（2）に規定するこの特別約款の総支払限度額を限度とします。

第2条（各補償間の関係）

この編における各章の規定は、それぞれ次表に適用先として記載する章においても適用されるものとします。

各章の補償	規定の適用先
第2章 被保険者相互間の損害賠償請求補償	・第3章 対物超過復旧費用補償 ・第4章 作業対象物損壊補償 ・第6章 国外での保険事故一部補償（業務遂行・施設危険に起因する保険事故） ・第7章 受託物損害補償
第3章 対物超過復旧費用補償	・第2章 被保険者相互間の損害賠償請求補償 ・第4章 作業対象物損壊補償 ・第6章 国外での保険事故一部補償 ・第7章 受託物損害補償
第4章 作業対象物損壊補償	・第2章 被保険者相互間の損害賠償請求補償 ・第3章 対物超過復旧費用補償 ・第6章 国外での保険事故一部補償（業務遂行・施設危険に起因する保険事故）
第6章 国外での保険事故一部補償（業務遂行・施設危険に起因する保険事故）	・第2章 被保険者相互間の損害賠償請求補償 ・第3章 対物超過復旧費用補償 ・第4章 作業対象物損壊補償
第6章 国外での保険事故一部補償（生産物・完成作業危険に起因する保険事故）	・第3章 対物超過復旧費用補償
第7章 受託物損害補償	・第2章 被保険者相互間の損害賠償請求補償 ・第3章 対物超過復旧費用補償

第3条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款、第1編および第3編の規定は、この編においても適用されるものとします。ただし、この編で適用しないことを特に定めている場合またはこの編の趣旨に反する場合を除きます。

第2章 被保険者相互間の損害賠償請求補償

第4条（この章の適用）

この章の規定は、業務遂行・施設危険により生じた財物の損壊について、被保険者が他の被保険者に対して賠償責任を負担する場合に限り適用されます。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、業務遂行・施設危険により生じた次の①から⑧までに掲げる財物の損壊について、被保険者が他の被保険者に対して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者が所有する財物
- ② 記名被保険者以外の被保険者が所有する財物。ただし、その財物を所有する被保険者以外の被保険者が賠償責任を負担する場合を除きます。
- ③ 記名被保険者が借用（注1）または保管（注2）する財物
- ④ 記名被保険者以外の被保険者が借用（注1）または保管（注2）する財物。ただし、その財物を借用（注1）または保管（注2）する被保険者自身またはその役員もしくは従業員が負担する賠償責任に限りです。
- ⑤ 記名被保険者以外の被保険者が所有する財物。ただし、その財物を所有する被保険者の役員または従業員が賠償責任を負担する場合に限りです。
- ⑥ 記名被保険者の仕事の目的物
- ⑦ 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる仕事に使用される材料、資材、装置その他部品類（注3）
- ⑧ 被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分

(注1) リースを含みます。

(注2) 現実にもしくは実質的に占有する状態を含みます。

(注3) 生産物または仕事の結果を構成するものをいい、仕掛中のものを含みます。

第6条（第1編の規定の適用除外）

当社は、業務遂行・施設危険による財物の損壊につき、被保険者が他の被保険者に対して賠償責任を負担する場合に限り、第1編第6条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜財物の損壊＞）③および④の規定を適用しません。

第3章 対物超過復旧費用補償

第7条（費用の支払－対物超過復旧費用）

当社は、他人の財物の損壊については、第1編第15条（費用の支払）に記載の費用のほか、対物超過復旧費用を支払います。ただし、この費用の支払は、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得（注）したことを当社が確認できる場合に限りです。

（注）損壊が生じた財物と構造、性能、用途等が同等のものを再取得することをいいます。

第8条（対物超過復旧費用の内容）

対物超過復旧費用とは、次の①または②の費用をいいます。

① 損壊した他人の財物の修理が可能な場合は、その財物の修理費からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合（過失割合）を乗じた額。ただし、修理費は再取得（注）するためにかかる費用を超えないものとします。

② 損壊した他人の財物が修理不能な場合は、その財物を再取得（注）するためにかかる費用からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合（過失割合）を乗じた額。この場合において、修理不能とは、財物を復旧できない合理的な理由がある場合をいいます。

（注）損壊が生じた財物と構造、性能、用途等が同等のものを再取得することをいいます。

第9条（対物超過復旧費用の支払額）

当社が支払う対物超過復旧費用の保険金の額は、次表の額を限度とします。

被害者1名（注1）（注2）につき	10万円
1事故につき	100万円

（注1）被害者が法人の場合は、1法人につきとします。

（注2）被害者が複数存在し、その被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき10万円とします。なお、ここでいう世帯とは、住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して住居を維持しもしくは独立して生計を営む単身者をいいます。

第4章 作業対象物損壊補償

第10条（保険事故の範囲）

この章において保険事故とは、第1編第1条（保険事故の範囲）①に起因して、補償適用地域内において発生した作業対象物の損壊（注）をいいます。

（注）この章において、欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少した場合を含みません。

第11条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。

（2）（1）のほか、当社は、保険事故の発生により、被保険者が支出する第1編第15条（費用の支払）（1）に定める費用に対して、保険金を支払います。

（3）この章における保険事故については、第1編第6条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜財物の損壊＞）④イ、オ、およびカ、の規定を適用しません。

- (4) この章における保険事故が、被保険者が他の被保険者に対して賠償責任を負担する保険事故である場合は、第5条（保険金を支払わない場合）②、③、④、⑥、⑦および⑧の規定を適用しません。

第12条（保険金を支払わない場合）

当会社は、作業対象物の損壊について、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
- ② 被保険者の行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等

第13条（保険金の支払額）

- (1) この章の規定に基づき当社が保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、第1編第20条（保険金の支払額）の規定に従い保険金を支払います。この場合において、免責金額、縮小支払割合および支払限度額は、保険証券に記載された作業対象物損壊補償の免責金額、縮小支払割合および支払限度額を適用します。ただし、1事故において、この章の規定に基づき当社が保険金を支払うべき損害以外に業務遂行・施設危険による損害が発生し、第1編の規定により保険金が支払われる場合には、その損害に対して免責金額を優先して適用し、この章に基づき保険金を支払うべき損害に対して免責金額の重複適用は行いません。

- (2) この章において当社が支払うべき保険金の額は、いかなる場合も第1編第1条（保険事故の範囲）①で支払対象となる他の保険金の額と合算して、業務遂行・施設危険に適用される保険証券記載の支払限度額（注）を限度とします。

（注）保険証券の記載により、次の支払限度額が適用されます。

- ア. 支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額とします。
- イ. 支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、財物の損壊に対して適用する支払限度額とします。

第5章 リコール限定費用補償

第14条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、第1編第1条（保険事故の範囲）に規定する保険事故のうち、生産物に起因して日本国内において他人の身体の障害または財物の損壊（注1）が発生したことにより、日本国内で実施する回収等（注2）について被保険者が負担する次の①および②に掲げる損害に対して保険金を支払います。

- ① 被保険者が回収等（注2）を行ったことにより負担するリコール限定費用
- ② 第三者の回収実施者が回収等（注2）を行ったことにより支出した費用について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、支払う損害賠償金（注3）

（注1）生産物自体の損壊を含みません。

（注2）生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体にかかる回収等とします。

（注3）リコール限定費用に対する損害賠償金に限りです。

- (2) (1) の適用にあたっては、第1編第8条（保険金を支払わない場合－生産物・完成作業危険＜身体の障害・財物の損壊＞）(1) の規定を適用しません。

第15条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑧までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意もしくは重大な過失による法令違反または各種義務違反
- ② この特別約款が最初に付帯された保険契約（注2）の保険期間開始日以前に製造された生産物によって生じた身体の障害または財物の損壊
- ③ 生産物（注3）と同種の、または類似した第三者の製品により生じた身体の障害または財物の損壊
- ④ 生産物（注3）の自然の消耗または蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由
- ⑤ 遺伝子組換え処理、生化学的処理、ホルモン処理、放射線処理、牛海綿状脳症（狂牛病）または鳥インフルエンザ

- ⑥ 保存期間または有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物（注３）の同期間経過後の品質劣化等
- ⑦ 生産物が被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者によって行われた生産物（注３）の不適正な使用または不適切な維持・管理
- ⑧ 回収等を行った生産物（注３）の修理、再製造もしくは再加工上の欠陥、または代替品の欠陥
- （注１） 保険契約者、被保険者が法人である場合には、その役員をいいます。
- （注２） 過去にこの特別約款の付帯を中断して保険契約を締結し、あらためてこの特別約款を再付帯した場合のその保険契約を含みます。ただし、この保険契約の締結前に、当会社と事業賠償・費用総合保険契約以外の保険契約を締結していた場合において、その保険契約がこの特別約款と同じ保険事故を補償対象としているときは、その保険契約をこの特別約款が付帯された契約とみなしてこの規定を適用します。
- （注３） 生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体とします。
- （２） 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑥までに掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 生産物（注）の回収等の方法の誤りまたは拙劣等により、合理的かつ妥当な額以上に要したりコール費用
- ② 回収等を行う生産物（注）の修理、交換、再製造もしくは再加工に要した費用または代替品の製造もしくは購入に要した費用
- ③ 回収等に伴い、その生産物（注）の対価として返還する額
- ④ 生産物（注）の回収等に関する争訟または行政手続きに要する費用
- ⑤ 生産物（注）の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって合理的かつ妥当な額以上に要したりコール費用
- ⑥ 生産物（注）の設計または仕様に関する費用
- （注） 生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体とします。

第 16 条（リコール限定費用）

この章により当会社が保険金を支払うべきリコール限定費用は、次表の①から⑦までに掲げる回収等を行うために必要かつ有益と当会社が認めた費用をいいます。

ただし、被保険者が回収等を開始（注１）した時から１年またはこの保険契約の保険期間の終了日から２年を経過した日のいずれか早い時まで被保険者が負担した費用（注２）に限りします。

	内容
①	新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
②	電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（注３）
③	消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用
④	被保険者と消費者または納品先との間で生産物（注４）の回収および代替品の送付に要した費用
⑤	回収した生産物（注４）の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用。この場合において、＜用語の定義＞「施設」の規定を適用しません。
⑥	回収した生産物（注４）の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。
⑦	回収等の実施により生じる人件費（注５）、出張費および宿泊費（注６）

（注１） 回収等の開始は、被保険者が、回収等を実施することを対外的に公表した時または行政機関等から回収実施の命令が被保険者に対してなされた時のうちいずれか早い時になされたものとします。

（注２） 発生主義に基づきます。

（注３） 文書の作成費および封筒代を含みます。

（注４） 生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体とします。

（注５） 超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。

（注６） 旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。

第 17 条（被保険者の範囲）

第 1 編第 16 条（被保険者の範囲）（１）にかかわらず、この章において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第 18 条（保険金の支払額）

（１）第 1 編第 20 条（保険金の支払額）（１）および（２）にかかわらず、この章において当会社が 1 事故について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\left(\text{リコール限定費用} + \text{損害賠償金} - \text{免責金額（注）} \right) \times \text{縮小支払割合（注）}$$

（注）この章に適用される、保険証券のリコール補償欄に記載の免責金額および縮小支払割合とします。

（２）当会社が支払うべき（１）の保険金の額は、1 事故につき、かつ保険期間中 500 万円を限度とします。

（３）（２）の限度額は、生産物・完成作業危険に適用される保険証券記載の支払限度額（注）に含まれるものとします。

（注）保険証券の記載により、次の支払限度額が適用されます。

ア．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額とします。

イ．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、次の支払限度額とします。

（ア）生産物に起因して発生した他人の身体の障害により、回収等を行った場合は、身体の障害に対して適用する支払限度額

（イ）生産物に起因して発生した他人の財物の損壊により、回収等を行った場合は、財物の損壊に対して適用する支払限度額

第 19 条（この保険契約またはその他の保険契約で保険金給付が重複する場合）

（１）当会社は、この章に規定する費用または損害について、この保険契約または当会社が締結するその他の保険契約により、保険金が重複して支払われる場合には、普通保険約款第 33 条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、この章による保険金の支払を優先するものとします。

（２）（１）の規定にかかわらず、この章に規定する費用または損害について、当会社以外の保険者が締結する保険契約により、保険金が重複して支払われる場合には、普通保険約款第 33 条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定を準用し保険金を支払います。

第 6 章 国外での保険事故一部補償

第 20 条（日本国外の保険事故－業務遂行・施設危険）

当会社は、業務遂行・施設危険に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、記名被保険者（注 1）が一時的に補償適用地域外で行う商談等の営業業務の遂行（注 2）によって生じた損害については、補償適用地域を「日本を除く全世界」と読み替えて、第 1 編の規定に従い保険金を支払います。

（注 1）その役員および従業員を含みます。

（注 2）工事、撮影・取材、運送、配送もしくは展示会等のイベント運営または実質的に対価を取って行う据付け、取付け、設置、保守、調整、修理、交換に関する業務の遂行を除きます。

第 21 条（日本国外の保険事故－生産物・完成作業危険）

当会社は、生産物・完成作業危険に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者以外の者（注）が自己使用の目的をもって一時的に補償適用地域外へ持ち出した生産物に起因する保険事故によって生じた損害に対しては、補償適用地域を「日本を除く全世界」と読み替えて、第 1 編の規定に従い保険金を支払います。

（注）日本国内に住所を有する者に限ります。

第 22 条（保険金の支払額）

（１）当会社は、この章において、業務遂行・施設危険に起因する他人の身体の障害または財物の損壊については、第 1 編第 20 条（保険金の支払額）（２）にかかわらず、次表の支払限度額を限度に保険金を支払います。

1 事故および保険期間中	1,000 万円
--------------	----------

（２）（１）の限度額は、業務遂行・施設危険に適用される保険証券記載の支払限度額（注）に含まれるものとします。

（注）保険証券の記載により、次の支払限度額が適用されます。

ア．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額とし

ます。

イ. 支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、次の支払限度額とします。

(ア) 他人の身体の障害については、身体の障害に対して適用する支払限度額

(イ) 他人の財物の損壊については、財物の損壊に対して適用する支払限度額

(3) 第1編第20条（保険金の支払額）（3）で規定する各費用に適用する固有の支払限度額は、（1）の限度額に含まれるものとします。

(4) 当社は、この章において、生産物・完成作業危険に起因する他人の身体の障害または財物の損壊については、第1編第20条（保険金の支払額）の規定に従い保険金を支払います。

第23条（第1編の規定の適用除外）

この章において、当社は、第1編第4条（保険金を支払わない場合－すべての保険事故に共通）（4）の規定を適用しません。

第24条（海外事業総合賠償責任保険特別約款等との関係）

当社は、この章に規定する損害について、この保険契約に付帯される海外事業総合賠償責任保険特別約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、保険金が支払われる場合には、この章の規定を優先適用して保険金を支払うこととし、損害の額がこの章で支払われる金額を超過する場合には、その超過額に対して海外事業総合賠償責任保険特別約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険金を支払います。

第7章 受託物損害補償

第25条（保険事故の範囲）

この章において保険事故とは、補償適用地域内において発生した受託物の損壊、紛失または盗取・詐取をいいます。

第26条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、保険事故について、被保険者がその受託物について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担する場合において、損害賠償請求権者に損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)のほか、当社は、保険事故の発生により、被保険者が第1編第15条（費用の支払）（1）に定める費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第27条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑨までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）または被保険者の代理人もしくは親族が行い、または加担した受託物の盗取・詐取
 - ② 被保険者が、貸主または寄託者（注2）の承諾なく受託物を使用または第三者に保管させている間に発生した受託物の損壊、紛失または盗取・詐取。ただし、損害の発生および拡大の防止のための緊急措置による場合を除きます。
 - ③ 受託物が貸主または寄託者（注2）に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取。ただし、構内専用車、建設用工作車および一時受託自動車については、貸主または寄託者（注2）に引き渡された後に発見された損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取とします。
 - ④ 受託物の損壊、紛失または盗取・詐取による使用不能（注3）
 - ⑤ クレジットカード、キャッシュカード等受託物の不正使用
 - ⑥ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注4）を持たないで自動車または車両を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または車両を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または車両を運転している間
 - ⑦ 被保険者の行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等
 - ⑧ 受託物の電氣的事故または機械的の事故。ただし、これらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
 - ⑨ 電球、真空管、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、これらの損壊がこれら以外の損壊と同時に生じた場合は除

きます。

- ⑩ ワイヤー、ロープ、ノズル、タイヤ（注5）、チェーン、刃、歯もしくはその他の消耗品または潤滑油、操作油、冷媒もしくは触媒等に生じた損壊。ただし、受託物の他の部分と同時に損壊が生じた場合を除きます。
- ⑪ 原因を問わず、自然発火または自然爆発した受託物の損壊
- ⑫ 次に掲げる事由に起因して生じた受託物の損壊
 - ア. 自然の消耗または劣化（注6）
 - イ. ボイラスケールの進行
 - ウ. 蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由
 - エ. ねずみ食い、虫食い等
- ⑬ 受託物の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損壊であって、受託物が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊
- ⑭ 受託物を構成する部品の紛失または盗取・詐取
- ⑮ 次に掲げる事由に起因して生じた冷凍・冷蔵装置（注7）内の受託物の損壊（注8）。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合は、この規定を適用しません。
 - ア. 冷凍・冷蔵装置（注7）の電気的事故または機械的事故
 - イ. 冷凍・冷蔵装置（注7）の破損、変調、故障または操作上の誤り（注9）による温度変化
 - ウ. 冷凍・冷蔵装置（注7）からの冷媒もしくは内容物の漏出または溢出

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注2）記名被保険者が所有、使用または管理する建物内における来訪者が所持する財物の損壊、紛失または盗取・詐取については、その財物を所持する来訪者とします。

（注3）使用不能による収益減少を含みます。

（注4）運転する地における法令によるものをいいます。

（注5）チューブを含みます。

（注6）受託物である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

（注7）これらの付属装置を含みます。

（注8）腐敗、品質劣化、変色、変質、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の損壊を含みます。

（注9）不作為によるものを含みます。

（2）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑥までに掲げる受託物の損壊、紛失または盗取・詐取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または被保険者の父母、配偶者、子その他親族が私用に供する財物
- ② 不動産（注1）、航空機（注2）、自動車（注3）、銃器または船舶
- ③ 動物または植物
- ④ リース契約により借用する財物（注4）
- ⑤ 特定の請負契約に基づく建設工事等に使用するために借用する場合を除き、1年を超えて借用する建設受託物
- ⑥ 有償で運送または保管することを目的として受託する財物

（注1）期間を定めて行う展示会、見本市その他のイベント等のために借用する不動産を除きます。

（注2）航空法に定める航空機をいいます。

（注3）構内専用車、建設用工作車および一時受託自動車を除きます。

（注4）建設受託物および警備・ビルメンテナンス受託物を除きます。

（3）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、建設受託物が施設外または工事場外にある間（注）に生じた損壊、紛失または盗取・詐取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）陸上輸送中を除きます。

（4）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、陸上輸送中の受託物について、次の①から③までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 荷造りの欠陥
- ② 運送の遅延
- ③ 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が輸送開始（注）の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。

ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、この規定を適用しません。

(注) 中間地からの輸送開始を含みます。

第 28 条 (保険金の支払額)

- (1) この章の規定に基づき当社が保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、第 1 編第 20 条 (保険金の支払額) の規定に従い保険金を支払います。この場合において、免責金額、縮小支払割合および支払限度額は、保険証券に記載された受託物損害補償の免責金額、縮小支払割合および支払限度額を適用します。ただし、1 事故において、この章の規定に基づき当社が保険金を支払うべき損害以外に業務遂行・施設危険による損害が発生し、第 1 編の規定により保険金が支払われる場合には、その損害に対して免責金額を優先して適用し、この章の規定に基づき保険金を支払うべき損害に対して免責金額の重複適用は行いません。

- (2) (1) にかかわらず、現金・貴重品の損壊、紛失または盗取・詐取に対する損害については、次表に掲げる金額を限度とします。

① 現金・貴重品が、警備対象物またはビルメンテナンス対象物の場合	1 事故および保険期間中につき保険証券に記載された受託物損害補償の支払限度額または 1,000 万円のいずれか低い額
② ①以外の現金・貴重品の場合	1 名につき 5 万円、1 事故につき 15 万円、保険期間中につき保険証券に記載された受託物損害補償の支払限度額または 1,000 万円のいずれか低い額

- (3) 第 1 編第 20 条 (保険金の支払額) (3) の表で規定する固有の支払限度額がこの章における支払限度額を超える場合には、この章における支払限度額を限度とします。

- (4) この章において当社が支払うべき保険金の額は、いかなる場合も第 1 編第 1 条 (保険事故の範囲) ①で支払対象となる他の保険金の額と合算して、業務遂行・施設危険に適用される保険証券記載の支払限度額 (注) を限度とします。

(注) 保険証券の記載により、次の支払限度額が適用されます。

ア. 支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額とします。

イ. 支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、財物の損壊に対して適用する支払限度額とします。

- (5) この章において当社が保険金を支払うべき損害賠償金の額は、損害が生じた地および時におけるその受託物の価額を限度とし、その受託物の修理が可能な場合は、その受託物の修理費 (注) とします。

(注) 修理に伴う運搬に要する費用を含みます。

第 29 条 (盗取発生後の措置)

- (1) 受託物について盗取・詐取が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① ただちに所轄警察署に通報すること。
- ② 盗取・詐取された現金・貴重品の発見、回収に努めること。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 30 条 (特別約款の適用除外および読替え)

- (1) 当社は、この章において、第 1 編第 1 条 (保険事故の範囲) の規定を適用しません。
- (2) 当社は、この章において、第 1 編第 5 条 (保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険<身体の障害・財物の損壊>) ①の規定を適用しません。
- (3) 当社は、この章において、第 1 編第 6 条 (保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険<財物の損壊>) ③および④イ. からカ. までの規定を適用しません。
- (4) 当社は、この章において、第 5 条 (保険金を支払わない場合) ③、④、⑥、⑦および⑧の規定を適用しません。
- (5) 当社は、この章において、次表に掲げる規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第1編および第2編第2章の 各規定（注）	財物の損壊	財物の損壊、紛失または盗取・詐取

（注）第1編第6条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜財物の損壊＞）①および②を除きます。

第31条（第4章の規定および工事物損害補償特約等との関係）

（1）当社は、作業対象物の損壊（注）について、第4章の規定により補償の対象となる保険事故の場合には、第4章の規定による保険金が支払われるか否かを問わず、この章に規定する保険金を支払いません。

（注）欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少した場合を含みません。

（2）当社は、この章に規定する損害について、この保険契約に付帯される物損害補償条項（注1）の規定により、保険金が支払われる場合には、損害の額がその物損害補償条項（注1）で支払われる金額（注2）を超過する場合に限り、その超過額に対して保険金を支払います。なお、この章の規定に基づくその超過額に対する保険金の支払にあたっては、当社は、この章に規定する免責金額を適用しません。

（注1）工事物損害補償特約、事業用動産損害補償特約およびこれらに付帯される他の特約をいいます。

（注2）その物損害補償条項（注1）に適用される免責金額に相当する額を加算した額とします。

第3編 業務固有補償

第1章 総則

第1条（支払限度額）

この編において支払う保険金の額は、いかなる場合も保険期間を通じて第1編、第2編およびこの特別約款に付帯される特約

の対象となる損害に対する保険金を合算して第1編 第20条（保険金の支払額）（2）に規定するこの特別約款の総支払限度額を限度とします。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款、第1編および第2編の規定は、この編においても適用されるものとします。ただし、この編で適用しないことを特に定めている場合またはこの編の趣旨に反する場合を除きます。

第2章 建設工事固有の補償（工事遅延損害補償）

第3条（この章の規定の適用）

この章は、記名被保険者の日本国内における建設工事による事故について適用します。ただし、業務遂行・施設危険による保険事故を補償の対象としている保険契約に限ります。

第4条（保険事故の範囲）

第1編第1条（保険事故の範囲）にかかわらず、この章において保険事故とは、補償適用地域内において、原因事故に起因して発生した、次の①から③までのすべてに該当する建設工事の工事遅延をいいます。

- ① 記名被保険者が単独で元請負人となる建設工事
- ② 原因事故が生じた日から30日以内に約定履行日が到来する建設工事
- ③ 原因事故の発生が工事遅延の直接の原因となった建設工事

第5条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、保険事故について、被保険者が工事請負契約に定めるその建設工事の履行遅滞に関する規定に基づき負担する損害に対して保険金を支払います。ただし、原因事故による損害に対して第1編第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害賠償金が支払われる場合（注）に限ります。

（注）損害賠償金の額が免責金額を下回る場合を含みます。

- （2）（1）のほか、当社は、保険事故の発生により、被保険者が支出する第1編第15条（費用の支払）（1）①、②、④、⑤および⑦に規定する費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第6条（保険期間と原因事故の関係）

当社は、原因事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第7条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から④までに掲げる建設工事の工事遅延によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 工事請負代金額、約定履行日、履行遅滞に関する規定等が定められた工事請負契約書のない建設工事
- ② 履行不能または不完全履行となった建設工事
- ③ 被保険者が約定履行日の延期を建設工事の発注者に要請しなかった建設工事
- ④ 被保険者が、履行遅滞の原因が原因事故によるものであることを立証できない建設工事

- （2）当社は、工事請負契約において約定した約定履行日の翌日から起算して、遅延日数6日未満の工事遅延によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険事故の発生に伴い、被保険者が損害の拡大を防止するための措置を講じたことにより遅延日数が6日未満に短縮されたと合理的に推定できる場合の損害防止費用に対しては、この規定を適用しません。

第8条（被保険者の範囲）

第1編第16条（被保険者の範囲）（1）にかかわらず、この章において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第9条（保険金の支払額）

- （1）この章において、当社は、第1編第20条（保険金の支払額）（1）の免責金額および縮小支払割合を適用しません。

(2) この章において当社が支払うべき保険金の額は、第1編第20条（保険金の支払額）（2）の規定にかかわらず、第5条（保険金を支払う場合）（1）および（2）の損害を合算して、保険期間を通じて次に掲げる算式により算出した額または500万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\frac{(\text{工事請負代金額} - \text{出来形部分に相応する請負代金額}) \times 6\%}{365 \text{ 日}} \times \text{原因事故による遅延日数} = \text{算式による責任限度額}$$

第3章 製造・販売業務固有の補償

第10条（この章の規定の適用）

この章は、記名被保険者の日本国内における製造・販売業務による事故について適用します。

第11条（被保険者の範囲）

第1編第16条（被保険者の範囲）（1）にかかわらず、製造・販売業務に関するかぎりにおいては、被保険者とは、次の者をいいます。

- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の役員および従業員
 - ③ 下請負人
 - ④ 下請負人の役員および従業員
 - ⑤ 第1編第1条（保険事故の範囲）②に起因する保険事故に限り、記名被保険者の販売人（注）
 - ⑥ 保険証券に追加被保険者として記載された者
- （注）この章において、役員および従業員を含みます。

第12条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物・完成作業危険について、販売人が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 販売人が生産物に組立、加工、修理、点検、洗浄等の作業を加えたことに起因する賠償責任
- ② 販売人が生産物の適合性、品質、耐久性、性能または効用を維持できなかったことに起因する賠償責任
- ③ 生産物の販売、取扱いまたは供給において、販売人が通常行う検査、調整その他の業務を実施したこと、またはしなかったことに起因する賠償責任
- ④ 販売人によって、または販売人のために生産物にラベルが貼付けされもしくは再貼付けされ、または生産物が他のものの容器、材料、資材、装置その他部品類として使用されたことに起因する賠償責任
- ⑤ 販売人が所有、使用または管理する施設内で生じた身体の障害または財物の損壊に対して負担する賠償責任。この場合において、＜用語の定義＞「施設」の規定を適用しません。

第4章 警備業務およびビルメンテナンス業務固有の補償

第13条（この章の規定の適用）

この章は、記名被保険者の日本国内における警備業務およびビルメンテナンス業務による事故について適用します。ただし、業務遂行・施設危険による保険事故を補償の対象としている保険契約に限りです。

第14条（保険事故の範囲の追加）

この章により、被保険者が行う警備業務またはビルメンテナンス業務の遂行により補償適用地域内において発生した警備対象物またはビルメンテナンス対象物の紛失または盗取・詐取を、第1編第1条（保険事故の範囲）に規定する保険事故に含めるものとします。

第15条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑧までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して遂行した警備業務
- ② 警備業法に基づく認定または道路運送法に基づく免許を受けずに、または認定もしくは免許を取り消された以後に遂行した警備業務
- ③ 警備契約書に基づかない警備業務またはビルメンテナンス契約書に基づかないビルメンテナンス業務の遂行
- ④ 警備業務について、被保険者の従業員の労働争議
- ⑤ 被保険者が行う警備業務の発注者の従業員の労働争議。ただし、発注者に対して負担する賠償責任に限ります。
- ⑥ 被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
- ⑦ 警備対象物またはビルメンテナンス対象物である銃火器もしくは火薬類取締法に定められる火薬類による事故
- ⑧ 警備業務またはビルメンテナンス業務に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類の損壊、紛失、盗取・詐取または財物の損壊を伴わない使用不能。なお、この場合においては第2編第2章の規定を適用しません。

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、第1編第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害について、次の①から⑤までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）または被保険者の代理人もしくは親族が行い、または加担した盗取・詐取
- ② 警備対象物またはビルメンテナンス対象物以外の財物の紛失または盗取・詐取
- ③ 警備対象物またはビルメンテナンス対象物のうち、現金・貴重品の損壊、紛失または盗取・詐取
- ④ 警備対象物またはビルメンテナンス対象物の扉等の鍵の紛失または盗取・詐取に伴う錠前（注2）交換費用
- ⑤ 被保険者が行う通常の作業工程上生じた設備・機械類の保守、修理、分解、変形、加工、取替もしくは据付等の拙劣または仕上不良等

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。

（注2）シリンダーを含みます。

第16条（保険金の請求）

(1) 被保険者が、保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第31条（保険金の請求）（2）に掲げる書類のほか、次の①および②の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 警備業務に起因する損害については警備契約書
- ② ビルメンテナンス業務に起因する損害についてはビルメンテナンス契約書

(2) 被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合または事実を隠匿し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条（適用除外）

当会社は、この章において、次に掲げる規定を適用しません。

- ① 警備対象物またはビルメンテナンス対象物の損壊、紛失または盗取・詐取について、第1編第5条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜身体障害・財物の損壊＞）①、②、第1編第6条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜財物の損壊＞）③および④の規定
- ② 警備対象物またはビルメンテナンス対象物の損壊、紛失または盗取・詐取について、第2編第5条（保険金を支払わない場合）③、④、⑥、⑦および⑧の規定
- ③ 警備対象物またはビルメンテナンス対象物の損壊、紛失または盗取・詐取について、第2編第7章または受託物損害補償増額特約の規定。ただし、警備対象物またはビルメンテナンス対象物のうち、現金・貴重品の損壊、紛失または盗取・詐取については、この規定を適用しません。
- ④ 警備対象物またはビルメンテナンス対象物の財物の損壊を伴わない使用不能について、第1編第9条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜財物の損壊を伴わない使用不能＞）（1）②、③および（2）④の規定

第18条（読替え）

(1) 当会社は、警備業務またはビルメンテナンス業務の遂行に関するかぎりにおいては、次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第1編および第2編第2章の各規定（注）	財物の損壊	財物の損壊、紛失または盗取・詐取

（注）第1編第6条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜財物の損壊＞）①および②を除きます。

(2) 当会社は、警備業務の遂行に関するかぎりにおいては、次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
<用語の定義>「下請負人」	次の者をいいます。ただし、生産物に使用される材料、資材、装置、部品その他販売促進用品品類を製造、販売、取扱いもしくは供給する者または警備、交通誘導を主たる業務とする者を除きます。 ア. もっぱら仕事の用に供する施設内において、記名被保険者と直接締結された請負契約または業務委託契約に基づき、仕事を遂行する者 イ. 記名被保険者と直接締結された請負契約または業務委託契約に基づき（注1）、記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物の配送または運搬を行う者 ウ. 記名被保険者と締結された請負契約または業務委託契約に基づき、記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物の取付け、設置、保守、調整、修理もしくは交換を行う者（注2） エ. ア. からウ. までの該当しない者で、記名被保険者と締結された下請契約に基づき、仕事を遂行する請負人（注2） （注1）必要に応じてその都度交わされる請負契約または業務委託契約に基づく場合を除きます。 （注2）数次の請負または業務委託によって仕事を遂行する者は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、その請負人または業務の受託者を含むものとします。	記名被保険者と締結された下請契約に基づき、警備業務を遂行する者をいいます。ただし、いかなる場合も警備業法に基づく認定または道路運送法に基づく免許を受けている場合に限りします。

第5章 旅館業務固有の補償

第19条（この章の規定の適用）

この章は、記名被保険者の日本国内における旅館業務による事故について適用します。ただし、第2編第7章に規定する保険事故を補償の対象としている保険契約に限りします。

第20条（受託物の範囲の追加）

この章において、旅館受託物を<用語の定義>「受託物」に含めて、第2編第7章または受託物損害補償増額特約の規定を適用します。

第21条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が行う旅館業務に伴い身体の障害（注）を被った者の労働能力の喪失または減少により、その身体の障害を被った者の属する企業、国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）身体の障害の発生原因は第1編第1条（保険事故の範囲）①または②のいずれかを問いません。

- （2）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に掲げる旅館受託物の損壊、紛失または盗取・詐取によっ

て生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注）、被保険者（注）または被保険者の父母、配偶者、子その他親族が使用し、または私用に供する財物
 - ② 来訪者の自動車内にある財物
- （注）これらの者の役員または従業員を含みます。

第22条（保険金の支払額）

- （1）この章において、現金・貴重品の損壊、紛失または盗取・詐取に対する損害については、次表に掲げる金額を限度として、第2編第28条（保険金の支払額）（1）および受託物損害補償増額特約第1条（保険金の支払額）の規定を適用します。

① 帳場保管の現金・貴重品	第2編第28条（保険金の支払額）（2）②にかかわらず、1名につき15万円、1事故および保険期間中につき保険証券に記載された受託物損害補償の支払限度額または1,000万円のいずれか低い額
② 帳場保管以外の現金・貴重品	第2編第28条（2）②に規定する額と同額とします。

- （2）＜用語の定義＞「1事故」の規定にかかわらず、同一犯人による旅館受託物の盗取・詐取が異なる時期または異なる客室等で発生した場合は、当会社は、それぞれを別個の事故とみなします。

第6章 労働者派遣事業・派遣先業務・請負業務等固有の補償

第23条（この章の規定の適用）

この章は、記名被保険者の日本国内における労働者派遣事業、派遣先業務および請負業務等による事故について適用します。

第24条（保険事故の範囲の追加）

この章により、労働者派遣事業、派遣先業務および請負業務等を遂行するにあたり、業務遂行・施設危険に起因して、補償適用地域内において発生した派遣・請負先管理財物の損壊を、第1編第1条（保険事故の範囲）に規定する保険事故に追加するものとします。

第25条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。
- （2）（1）のほか、当会社は、保険事故の発生により、被保険者が支出する第1編第15条（費用の支払）（1）⑧の原因調査費用を除く各費用および第28条（派遣先対物損害費用の支払）に定める費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第26条（保険金を支払わない場合 - その1）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 故意または重大な過失により法令に違反して行われた労働者派遣事業に起因する賠償責任
- ② 発注者または派遣先が負担する、次に掲げる賠償責任
 - ア. 発注者または派遣先の役員および従業員が被った身体の障害
 - イ. 発注者または派遣先の役員および従業員が所有する財物の損壊

第27条（保険金を支払わない場合 - その2）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、派遣・請負先管理財物の損壊について、次の①から⑦までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 原因を問わず、自然発火または自然爆発した派遣・請負先管理財物の損壊
- ② 次に掲げる事由に起因して生じた派遣・請負先管理財物の損壊
 - ア. 自然の消耗または劣化（注1）
 - イ. ボイラスケールの進行

ウ. 蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由

エ. ねずみ食い、虫食い等

③ 派遣・請負先管理財物の目減りまたは原因不明の数量不足

④ 被保険者が、派遣・請負先管理財物につき委託者または貸主の承諾なく派遣・請負先管理財物を使用し、または第三者に保管させている間に発生した派遣・請負先管理財物の損壊。ただし、損害の発生および拡大の防止のための緊急措置による場合を除きます。

⑤ 派遣・請負先管理財物について委託者または貸主に引き渡された後に発見された派遣・請負先管理財物の損壊

⑥ 派遣・請負先管理財物について、次に掲げる損壊

ア. 派遣・請負先管理財物のよごれ、しみ、焦げ、かき傷、すり傷、欠け傷、摩損などの外観上の損壊であって、派遣・請負先管理財物が本来有する機能または用途を阻害することのない損壊。ただし、派遣先または請負先（注2）が製造・販売する財物についてはこの規定を適用しません。

イ. 派遣・請負先管理財物自体の偶然な外来の事故によらない電氣的または機械的な事故により生じた損壊

ウ. 潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類などの消耗品または消耗材などの使用によって生じた損壊

エ. 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等

⑦ 次に掲げる事由に起因して生じた冷凍・冷蔵装置（注3）内の派遣・請負先管理財物の損壊（注4）。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合は、この規定を適用しません。

ア. 冷凍・冷蔵装置（注3）の電氣的または機械的な事故

イ. 冷凍・冷蔵装置（注3）の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化

ウ. 冷凍・冷蔵装置（注3）からの冷媒もしくは内容物の漏出または溢出

（注1）機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

（注2）数次の契約の場合は、請負先より上位に位置する注文者または委任者を含みます。

（注3）これらの付属装置を含みます。

（注4）腐敗、品質劣化、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の損壊を含みます。

第28条（派遣先対物損害費用の支払）

当会社は、第1編第1条（保険事故の範囲）①に起因する財物の損壊のうち、派遣先業務の遂行による事故に直接起因する財物の損壊が発生した場合において、当会社の同意を得て記名被保険者が派遣先対物損害費用（注）を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（注）この章において、損壊した財物を修理または交換するために現実に支出した通常要する費用をいいます。

第29条（被保険者の範囲）

第1編第16条（被保険者の範囲）（1）にかかわらず、労働者派遣事業、派遣先業務および請負業務等に関するかぎりにおいては、被保険者とは、次の者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の役員および従業員

③ 記名被保険者の派遣先

④ 記名被保険者の請負業務等における発注者

⑤ 記名被保険者の請負業務等における下請負人

⑥ 記名被保険者の請負業務等における下請負人の役員および従業員

⑦ 保険証券の追加被保険者欄に記載された者

第30条（保険金の支払額）

（1）第1編第20条（保険金の支払額）（2）の規定にかかわらず、当会社は、第24条（保険事故の範囲の追加）に規定する派遣・請負先管理財物の損壊による損害については、次表の支払限度額を限度に保険金を支払います。

派遣・請負先管理財物の損壊による損害	1 事故および保険期間中 500 万円（注）
--------------------	------------------------

（注）業務遂行・施設危険に適用される保険証券の対物欄に記載の支払限度額に含まれるものとし、支払限度額が身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額に含まれるものとします。

- (2) 第 28 条（派遣先対物損害費用の支払）に規定する派遣先対物損害費用に対して当会社が支払う保険金の額は、次表の支払限度額を限度とします。

派遣先対物損害費用	1 事故 50 万円
-----------	------------

- (3) (2) の派遣先対物損害費用の限度額および第 1 編第 20 条（保険金の支払額）(3) で規定する各費用に適用する固有の支払限度額は、(1) の限度額に含まれるものとします。
- (4) (2) の派遣先対物損害費用に対して当会社が保険金を支払うべき損害の額は、財物の損壊が発生した地および時においてその財物が有していたと認められる価額を超えないものとし、いかなる場合も被保険者がその財物の使用不能に起因する賠償責任（注）を負担することによって被る損害は、派遣先対物損害費用には含まないものとします。
- （注）収益減少に基づく賠償責任を含みます。
- (5) 当会社が派遣先対物損害費用について保険金を支払う場合であって、被保険者が賠償責任を負担するときには、支払われた派遣先対物損害費用は第 25 条（保険金を支払う場合）(1) に規定する損害賠償金に充当します。
- (6) 当会社が派遣先対物損害費用に対して保険金を支払った後に、普通保険約款第 34 条（代位）の規定により、被保険者が他人に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、その者の故意もしくは重大な過失または債務不履行によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、この規定を適用しません。

第 31 条（保険金の請求）

被保険者が派遣先対物損害費用について保険金の支払を受けようとする場合は、修理に係る費用等の支払を証明する書類その他当会社が求める書類を当会社に提出するものとします。ただし、当会社が承認した場合は、この規定を適用しません。

第 32 条（適用除外）

- (1) 当会社は、労働者派遣事業、派遣先業務および請負業務等に関するかぎりにおいては、第 1 編第 15 条（費用の支払）(1) ⑧の規定を適用しません。
- (2) 当会社は、派遣・請負先管理財物の損壊については、第 1 編第 6 条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜財物の損壊＞）③および④の規定を適用しません。
- (3) 当会社は、派遣・請負先管理財物の損壊については、第 2 編第 5 条（保険金を支払わない場合）③、④、⑥、⑦および⑧の規定を適用しません。
- (4) 当会社は、派遣・請負先管理財物の損壊については、第 2 編第 7 章または受託物損害補償増額特約の規定を適用しません。
- (5) 当会社は、次の①から③までに掲げる場所において被保険者が所有、使用または管理する構内専用車に起因して発生した事故による損害については、第 1 編第 5 条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜身体の障害・財物の損壊＞）①の規定を適用しません。
- ① 派遣先業務が行われる施設
 - ② 発注者の指示に基づき請負業務等が行われる施設
 - ③ 派遣先業務または請負業務等に一時的に客先の施設に赴いて行う業務が含まれる場合は、その業務の行われる施設

第 33 条（読替え）

当会社は、労働者派遣事業、派遣先業務および請負業務等に関するかぎりにおいては、次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第 1 編および第 2 編の各規定	施設	施設または派遣・請負先施設
第 1 編および第 2 編の各規定	施設外	施設外または派遣・請負先施設外
第 1 編および第 2 編の各規定	業務	業務または派遣先業務

箇所	読替前	読替後
<用語の定義>「仕事の結果」	記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われた仕事の完成または放棄の後の仕事の目的物およびその仕事に使用された材料、資材、装置その他部品類をいいます（注１）（注２）（注３）。なお、仕事は、次のうち最も早い時に完成したものとします。 ア．記名被保険者が契約上の履行義務を負う仕事がすべて完成した時（注４） イ．仕事の目的物の引渡しのほか、契約上その仕事の目的物の保守、調整、修理または交換の仕事が含まれている場合は、これらを除く仕事が完成し引渡しが行われた時 ウ．保守、点検、清掃等継続的または定期的労務供給契約に基づく仕事の場合は、契約の期間にかかわらず、被保険者が行うべき作業を終了してその作業が行われた場所を引き払った時 （注１）仕事の結果には、仕事の目的物の適合性および品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注５）を含みます。 （注２）被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した道具類、組立未完了の材料、部品、装置または設備は仕事の結果とはみなしません。 （注３）生産物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる生産物を含みません。 （注４）契約書に定められた仕事のすべてを完成する前に、仕事の目的物の一部を完成させ引渡しをする場合は、その仕事の目的物の引渡しごとにこの規定を適用します。 （注５）警告または指示を怠った場合を含みます。	記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われた仕事の完成または放棄の後の仕事の目的物およびその仕事に使用された材料、資材、装置その他部品類をいいます（注１）（注２）（注３）（注４）。なお、仕事は、次のうち最も早い時に完成したものとします。 ア．記名被保険者が契約上の履行義務を負う仕事がすべて完成した時（注５） イ．仕事の目的物の引渡しのほか、契約上その仕事の目的物の保守、調整、修理または交換の仕事が含まれている場合は、これらを除く仕事が完成し引渡しが行われた時 ウ．保守、点検、清掃等継続的または定期的労務供給契約に基づく仕事の場合は、契約の期間にかかわらず、被保険者が行うべき作業を終了してその作業が行われた場所を引き払った時 （注１）派遣先によって行われた仕事については、派遣労働者が派遣先業務の遂行に伴ってその作業の一部を行い、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負うべき場合に限り、仕事とみなします。 （注２）仕事の結果には、仕事の目的物の適合性および品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注６）を含みます。 （注３）被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した道具類、組立未完了の材料、部品、装置または設備は仕事の結果とはみなしません。 （注４）生産物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる生産物を含みません。 （注５）契約書に定められた仕事のすべてを完成する前に、仕事の目的物の一部を完成させ引渡しをする場合は、その仕事の目的物の引渡しごとにこの規定を適用します。 （注６）警告または指示を怠った場合を含みます。

箇所	読替前	読替後
＜用語の定義＞「生産物」	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物（注１）（注２）をいいます。 ア．記名被保険者 イ．記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ．事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 （注１）その物の適合性、品質、耐久性、性能もしくは効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注３）を含みます。 （注２）物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。 （注３）警告または指示を怠った場合を含みます。	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物（注１）（注２）（注３）をいいます。 ア．記名被保険者 イ．記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ．事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 （注１）派遣先が製造、販売、取扱い、供給または処分した生産物については、派遣労働者が派遣先業務の遂行に伴ってその作業の一部を行い、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負うべき場合に限り、生産物とみなします。 （注２）その物の適合性、品質、耐久性、性能もしくは効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注４）を含みます。 （注３）物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。 （注４）警告または指示を怠った場合を含みます。
＜用語の定義＞「発注者」	記名被保険者が元請負人となる場合における仕事の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。	記名被保険者と締結された契約に基づき、記名被保険者に対して請負業務等を発注する者をいい、これらの者が、国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人である場合は、発注される仕事を担当する者を含みます。

第７章 介護・福祉サービス業務固有の補償

第 34 条（この章の規定の適用）

この章は、記名被保険者の日本国内における介護・福祉サービス業務による事故について適用します。

第 35 条（保険事故の範囲の読替え）

当会社は、この章により、第１編第１条（保険事故の範囲）を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第1編第1条（保険事故の範囲）	この章において保険事故とは、次の①または②に起因して、補償適用地域内において発生した他人の身体の障害、財物の損壊または財物の損壊を伴わない使用不能をいいます。 ① 業務遂行・施設危険 ② 生産物・完成作業危険	（1）この章において保険事故とは、次の①または②に起因して、補償適用地域内において発生した他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。 ① 介護・福祉サービス業務に係る業務遂行・施設危険 ② 介護・福祉サービス業務に係る生産物・完成作業危険 （2）（1）①に起因する財物の損壊を伴わない使用不能を保険事故に含めるものとします。

第36条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（注）によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。なお、この規定は、第37条（被保険者の範囲）①の記名被保険者または同条②に規定する被保険者の犯罪行為（注）によって生じた損害である場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

（注）犯罪行為に該当すると認識できる場合を含みます。ただし、過失による行為を除きます。

- （2）当会社は、第35条（保険事故の範囲の読替え）「読替後」の規定中（1）①に規定する事故について、直接であると間接であるとを問わず、次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 第37条（被保険者の範囲）④に規定する被保険者が、第37条①から⑤までに規定する被保険者に対して負担する賠償責任
- ② 第37条⑤に規定する被保険者が、第37条①から⑤までに規定する被保険者に対して負担する賠償責任
- ③ 法令に従い記名被保険者が入居者または入所者の財産を管理している場合はその財産を構成する財物の損壊について、被保険者が負担する賠償責任

- （3）当会社は、被保険者が託児に関わる業務に起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第37条（被保険者の範囲）

第1編第16条（被保険者の範囲）（1）にかかわらず、介護・福祉サービス業務に関するかぎりにおいては、被保険者とは、次の者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員
- ③ 記名被保険者の従業員
- ④ 利用者。ただし、記名被保険者またはその役員もしくは従業員の直接指導下または管理下において、業務を補助する者として業務を遂行している間に限ります。
- ⑤ 記名被保険者の研修受講生、ボランティア、市町村等の社会福祉協議会の住民参加型ふれあいサービス事業協力会員（注）。ただし、記名被保険者またはその役員もしくは従業員の直接指導下または管理下において、業務を補助する者として業務を遂行している間に限ります。

（注）名称のいかんを問わず、市町村等の社会福祉協議会による同様のサービス事業の協力会員を含みます。

第38条（保険金の支払額）

- （1）この章において当会社が支払うべき保険金の額は、第1編第20条（保険金の支払額）（2）①および②の規定にかかわらず、次表に定める額を限度とします。

区 分	適用される支払限度額
① 第 35 条（保険事故の範囲の読替え）「読替後」の規定中、 （１）①に起因する他人の身体の障害または財物の損壊	業務遂行・施設危険に適用される保険証券記載の支払限度額 （注１）
② 第 35 条「読替後」の規定中、（１）②に起因する他人の 身体の障害または財物の損壊	生産物・完成作業危険に適用される保険証券記載の支払限度 額（注１）
③ 第 35 条「読替後」の規定中、（２）に規定する財物の損 壊を伴わない使用不能	1 事故および保険期間中 1,000 万円（注２）

（注１）保険証券の記載により、次の支払限度額が適用されます。

ア．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、身体の障害による損害に対する保険金と財物の損壊による損害に対する保険金を合算した額に対して適用します。

イ．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、身体の障害による損害に対する保険金については保険証券の対人欄に記載の支払限度額、財物の損壊による損害に対する保険金については保険証券の対物欄に記載の支払限度額を適用します。

（注２）保険証券の記載により、業務遂行・施設危険に適用される次の支払限度額に含まれるものとします。

ア．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額

イ．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、保険証券の対物欄に記載の支払限度額

（２）第 1 編第 20 条（保険金の支払額）（３）で規定する各費用に適用する固有の支払限度額は、（１）の限度額に含まれるものとします。

第 8 章 理美容エステ業務固有の補償

第 39 条（この章の規定の適用）

この章は、記名被保険者の日本国内における理美容エステ業務およびその業務に関連する業務による事故について適用します。

第 40 条（保険事故の範囲の読替え）

当会社は、この章により、第 1 編第 1 条（保険事故の範囲）を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第 1 編第 1 条（保険事故の範囲）	この章において保険事故とは、次の①または②に起因して、補償適用地域内において発生した他人の身体の障害、財物の損壊または財物の損壊を伴わない使用不能をいいます。 ① 業務遂行・施設危険 ② 生産物・完成作業危険	この章において保険事故とは、次の①から③までのいずれかに起因して、補償適用地域内において発生した他人の身体の障害（注）または財物の損壊をいいます。 ① 業務遂行・施設危険のうち、理美容エステ業務の遂行に起因する偶然な事故 ② 業務遂行・施設危険のうち、施設または理美容エステ業務を除く仕事の遂行に起因する偶然な事故 ③ 生産物・完成作業危険のうち、被保険者の占有を離れた生産物に起因する偶然な事故 （注）この章において、身体に装着されている間の付け毛・かつら等の損壊は、身体の障害とみなします。

第 41 条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 所定の資格を有しない者が行う理美容エステ業務に起因する賠償責任
- ② 理美容エステ業務の結果が、被保険者の意図または顧客の要望に合致しないことに起因する賠償責任
- ③ 被保険者が次のいずれかの法律に違反して行った、または違反するおそれのある理美容エステ業務に起因する賠償責任

ア. 医師法

イ. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

ウ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

エ. 柔道整復師法

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者による次の①から⑤までに掲げる行為によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 毛根部分の組織をレーザー等により破壊することによる脱毛行為
- ② 皮膚の表皮に針を用いて色素を注入するアートメイキング行為
- ③ 皮膚の剥離を伴う程度の強い薬品を用いたピーリング行為
- ④ まつ毛エクステンションまたはまつ毛パーマ行為。ただし、＜用語の定義＞「理美容エステ業務」ア. およびイ. に規定する業務には適用しません。
- ⑤ カイロプラクティック、整体その他これらと類似の行為

(3) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、理美容エステ業務のやり直しに係る費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

第 42 条（被保険者の範囲）

第 1 編第 16 条（被保険者の範囲）（1）にかかわらず、理美容エステ業務に関するかぎりにおいては、被保険者とは、次の者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員および従業員（注）

（注）被保険者の従業員のほか、理美容エステ業務の補助者を含みます。

第 43 条（保険金の支払額）

(1) この章において当会社が支払うべき保険金の額は、第 1 編第 20 条（保険金の支払額）（2）①および②の規定にかかわらず、次表に定める額を限度とします。

区 分	適用される支払限度額
① 第 40 条（保険事故の範囲の読替え）「読替後」の規定中、①に起因する他人の身体の障害	被害者 1 名・1 事故・保険期間中につき 1,000 万円（注 1）
② 第 40 条「読替後」の規定中、①に起因する他人の財物の損壊または同条「読替後」の規定中、②に起因する他人の身体の障害もしくは財物の損壊	業務遂行・施設危険に適用される保険証券記載の支払限度額（注 2）
③ 第 40 条「読替後」の規定中、③に起因する他人の身体の障害もしくは財物の損壊	生産物・完成作業危険に適用される保険証券記載の支払限度額（注 2）

（注 1）保険証券の記載により、業務遂行・施設危険に適用される次の支払限度額に含まれるものとします。

ア. 支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額

イ. 支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、保険証券の対人欄に記載の支払限度額

（注 2）保険証券の記載により、次の支払限度額が適用されます。

ア. 支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、身体の障害による損害に対する保険金と財物の損壊による損害に対する保険金を合算した額に対して適用します。

イ. 支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、身体の障害による損害に対する保険金については保険証券の対人欄に記載の支払限度額、財物の損壊による損害に対する保険金については保険証券の対物欄に記載の支払限度額を適用します。

(2) 第 1 編第 20 条（保険金の支払額）（3）で規定する各費用に適用する固有の支払限度額は、（1）の限度額に含まれるものとします。

第 44 条（適用除外）

- （１）当会社は、理美容エステ業務に関するかぎりにおいては、＜用語の定義＞「専門職業務」オ．の業務を「専門職業務」から除外のうえ、第 1 編および第 2 編の規定を適用します。
- （２）当会社は、第 40 条（保険事故の範囲の読替え）「読替後」の規定中、①に起因して生じた身体の障害については、第 1 編第 15 条（費用の支払）（１）⑪の規定を適用しません。

第 45 条（読替え）

当会社は、理美容エステ業務に関するかぎりにおいては、次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第 1 編および第 2 編の各規定	従業員	従業員および理美容エステ業務の補助者

対象業務限定補償特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（対象とする業務の範囲）

当社は、特別約款＜用語の定義＞をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

	用語	読替前	読替後
し	仕事	記名被保険者が遂行するすべての仕事をいいます。	記名被保険者が遂行する保険証券の特記事項欄に記載された仕事（注1）（注2）をいいます。 （注1）保険証券の保険料算出基礎欄に記載された保険料算出基礎数字の対象となる仕事に限ります。 （注2）総務・人事・経理等の会社の業績に間接的に影響を与える部門における業務その他保険証券の特記事項欄に記載された仕事のほか記載されていない他の仕事を兼ねる業務については、その業務を保険証券の特記事項欄に記載された仕事に含めるものとします。
	施設	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産（注1）または記名被保険者の仕事のために被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産（注1）をいいます。ただし、記名被保険者が住居として使用する建物（注2）およびそれに収容される動産を除きます。 （注1）記名被保険者が所有または借用する社員寮、研修所もしくは保養所等の不動産および動産を含みます。 （注2）住宅と非住宅部分が同一の建物にある場合は、住宅として使用されている区画とします。	記名被保険者の保険証券の特記事項欄に記載された仕事（注1）（注2）のために被保険者が所有、使用または管理する不動産および動産（注3）をいいます。 （注1）保険証券の保険料算出基礎欄記載の保険料算出基礎数字の対象となる仕事に限ります。 （注2）総務・人事・経理等の会社の業績に間接的に影響を与える部門における業務その他保険証券の特記事項欄に記載された仕事のほか記載されていない他の仕事を兼ねる業務については、その業務を保険証券の特記事項欄に記載された仕事に含めるものとします。 （注3）次に掲げる不動産および動産を除きます。 ア．記名被保険者が住居として使用する建物およびそれに収容される動産。なお、住宅と非住宅部分が同一の建物にある場合は、住宅として使用されている区画とします。 イ．記名被保険者が所有または借用する社員寮または保養所等の不動産およびそれに収容される動産

	用語	読替前	読替後
せ	生産物	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物（注１）（注２）をいいます。 ア．記名被保険者 イ．記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ．事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 （注１）その物の適合性、品質、耐久性、性能もしくは効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注３）を含みます。 （注２）物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。 （注３）警告または指示を怠った場合を含みます。	保険証券の特記事項欄に記載された仕事（注１）に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物（注２）（注３）をいいます。 ア．記名被保険者 イ．記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ．事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 （注１）保険証券の保険料算出基礎欄記載の保険料算出基礎数字の対象となる仕事に限ります。 （注２）その物の適合性、品質、耐久性、性能もしくは効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注４）を含みます。 （注３）物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。 （注４）警告または指示を怠った場合を含みます。

第２条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

身体障害・財物損壊のみ補償特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第１条（保険金を支払わない損害）

当社は、次の①から③までに掲げる損害に対しては、それぞれの規定にかかわらず、保険金を支払いません。

- ① 特別約款第１編第１条（保険事故の範囲）①または②に起因する財物の損壊を伴わない使用不能による損害
- ② 特別約款第３編第４条（保険事故の範囲）に規定する保険事故による損害
- ③ 特別約款第３編第３５条（保険事故の範囲の読替え）「読替後」の規定中、（２）に規定する保険事故による損害

第２条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

業務遂行・施設危険のみ補償特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険金を支払わない損害）

当社は、次の①から⑦までに掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 特別約款第1編第1条（保険事故の範囲）②に起因する損害
- ② 特別約款第1編第11条（保険事故の範囲）に規定する保険事故による損害
- ③ 特別約款第2編第14条（保険金を支払う場合）に規定する損害
- ④ 特別約款第2編第21条（日本国外の保険事故－生産物・完成作業危険）に規定する損害
- ⑤ 特別約款第3編第4条（保険事故の範囲）に規定する保険事故による損害
- ⑥ 特別約款第3編第35条（保険事故の範囲の読替え）「読替後」の規定中、（1）②に起因する損害
- ⑦ 特別約款第3編第40条（保険事故の範囲の読替え）「読替後」の規定中、③に起因する損害

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

受託物損害補償増額特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険金の支払額）

当社は、特別約款第2編第7章の規定に従い補償する受託物損害補償について標準的に適用する支払限度額を、保険証券に記載された受託物損害補償の支払限度額に増額して特別約款第2編第28条（保険金の支払額）の規定に従い保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

地盤崩壊危険補償特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
し	地盤崩壊	土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは土地の流出・流入をいいます。

	用語	定義
と	土地等の損壊	土地、土地の工作物（注）、植物の滅失、破損もしくは汚損または動物の死傷をいいます。 （注）基礎、付属物および収容物を含みます。

<法令>

この特約における法令（注）は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
し	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第 1 条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、被保険者が行う建設工事に伴って生じた次の①または②に起因して、補償適用地域内において発生した土地等の損壊をいいます。

- ① 不測かつ突発的に発生した地盤崩壊
- ② 地下水の増減によって生じる地盤崩壊

第 2 条（保険金を支払う場合）

- （１）当社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。
- （２）（１）のほか、当社は、保険事故の発生により、被保険者が支出する特別約款第 1 編第 15 条（費用の支払）（１）に規定する費用に対して、保険金を支払います。ただし、特別約款第 1 編第 15 条（１）⑪の被害者治療等費用を除きます。

第 3 条（保険金を支払わない場合—その 1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑧までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 振動規制法第 1 章第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業に伴う土地の振動に起因する賠償責任
- ② 地下水の増減およびその利用に係る賠償責任
- ③ 地盤崩壊による河川または堤防の滅失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が工事仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤崩壊に起因する賠償責任
- ⑤ 保険期間終了後に発見された地盤崩壊に起因する賠償責任
- ⑥ シールド工法によらない工事の場合は、地盤崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた土地等の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ シールド工法による工事の場合は、地盤崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた土地等の損壊に係る賠償責任
- ⑧ 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者（注）が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する土地等の損壊に起因する賠償責任

（注）その請負業者の下請負人を含みます。

第 4 条（保険金を支払わない場合—その 2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が支出した次の①または②に掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 薬液注入に係る費用
- ② 設計変更または工事変更のための費用

第 5 条（保険金の支払額）

- （１）この特約において適用される免責金額および縮小支払割合は、特別約款第 1 編第 20 条（保険金の支払額）（１）の規定にかかわらず、保険証券に記載された地盤崩壊危険補償の免責金額および縮小支払割合を適用します。
- （２）この特約において当社が支払うべき保険金の額は、特別約款第 1 編第 20 条（保険金の支払額）（２）の規定にかかわらず、

保険証券に記載された地盤崩壊危険補償の支払限度額（注）を適用します。ただし、いかなる場合も保険期間を通じて特別約款および特別約款に付帯される他の特約で支払対象となる損害に対する保険金を合算して、総支払限度額を限度とします。

（注）この特別約款の業務遂行・施設危険に適用される保険証券の対物欄に記載の支払限度額に含まれるものとし、支払限度額が身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額に含まれるものとします。

第6条（読替え）

当社は、この特約において、次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
特別約款＜用語の定義＞「発注者」	記名被保険者が元請負人となる場合における仕事の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。	記名被保険者の仕事の発注者（注）をいいます。ただし、次の場合には、それぞれ次に掲げる者に限ります。 ア．記名被保険者が数次の請負の下請負人である場合には、元請負人の仕事の発注者（注） イ．記名被保険者が業務の受託者から再委託を受ける場合には、最も上位の受託者に業務を委託した発注者（注） （注）発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人である場合は、発注業務を担当する者を含みます。

第7条（特別約款の適用除外）

当社は、この特約において、特別約款第1編第6条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜財物の損壊＞）①および特別約款第1編第15条（費用の支払）（1）⑪の規定を適用しません。

第8条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

シリンダー交換費用補償特約

＜この特約の適用＞

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
き	逆マスターキー	個々の異なる子鍵で特定の錠前の施錠・解錠を可能とする逆マスターキーシステムにおいて使用される個々の子鍵（注）をいいます。 （注）カードキーを含みます。

	用語	定義
し	シリンダー交換費用	紛失したまたは盗取・詐取されたマスターキーで施錠・解錠が可能な扉等の錠前（注１）の交換およびその紛失したまたは盗取・詐取されたマスターキー以外の鍵（注２）の再作成に要する費用をいいます。なお、紛失したまたは盗取・詐取されたのが逆マスターキーである場合においては、その紛失したまたは盗取・詐取された逆マスターキー以外の逆マスターキーで施錠・解錠が可能な扉等の錠前（注１）の交換に要する費用を含みます。 （注１）シリンダーを含みます。 （注２）カードキーを含みます。
ま	マスターキー	警備業務またはビルメンテナンス業務の遂行のために、被保険者が発注者から借用する警備対象物またはビルメンテナンス対象物の扉等の鍵（注）をいいます。なお、逆マスターキーを含むものとし、いかなる場合も自動車の鍵を除きます。 （注）カードキーを含みます。

第１条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、補償適用地域内において発生したマスターキーの紛失または盗取・詐取をいいます。

第２条（保険金を支払う場合）

- （１）当会社は、保険事故について、被保険者がそのマスターキーのシリンダー交換費用に対し法律上の損害賠償責任を負担する場合において、損害賠償請求権者に損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- （２）（１）のほか、当会社は、保険事故の発生により、被保険者が特別約款第１編第１５条（費用の支払）（１）に定める費用を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第３条（保険金の支払額）

- （１）この特約の規定に基づき当会社が保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、特別約款第１編第２０条（保険金の支払額）の規定に従い保険金を支払います。この場合において、免責金額、縮小支払割合および支払限度額は、保険証券に記載されたシリンダー交換費用補償の免責金額、縮小支払割合および支払限度額を適用します。ただし、１事故において、この特約の規定に基づき当会社が保険金を支払うべき損害以外に業務遂行・施設危険による損害が発生し、特別約款の規定により保険金が支払われる場合には、その損害に対して免責金額を優先して適用し、この特約に基づき保険金を支払うべき損害に対して免責金額の重複適用は行いません。
- （２）この特約において当会社が支払うべき保険金の額は、いかなる場合も特別約款第１編第１条（保険事故の範囲）①で支払対象となる他の保険金の額と合算して、業務遂行・施設危険に適用される保険証券記載の支払限度額（注）を限度とします。
（注）保険証券の記載により、次の支払限度額が適用されます。

ア．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額とします。

イ．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、財物の損壊に対して適用する支払限度額とします。

第４条（読替え）

当会社は、この特約において、次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
特別約款＜用語の定義＞「発注者」	記名被保険者が元請負人となる場合における仕事の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。	記名被保険者の仕事の発注者（注）をいいます。ただし、次の場合には、それぞれ次に掲げる者に限ります。 ア．記名被保険者が数次の請負の下請負人である場合には、元請負人の仕事の発注者（注） イ．記名被保険者が業務の受託者から再委託を受ける場合には、最も上位の受託者に業務を委託した発注者（注） （注）発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人である場合は、発注業務を担当する者を含みます。

第5条（特別約款の適用除外）

当会社は、この特約において、特別約款第3編第15条（保険金を支払わない場合）（2）④の規定を適用しません。

第6条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

重複保険不適用特約

＜この特約の適用＞

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
は	派遣先等重複保険契約	重複保険契約のうち、派遣先等を保険契約者とする保険契約をいいます。
	派遣先等	次に掲げる者をいいます。 ア．記名被保険者の派遣先 イ．記名被保険者の請負業務等における発注者 ウ．数次の請負である場合において、上記イ．に掲げる発注者と締結された下請契約に基づき請負業務等を遂行する請負人のうち、記名被保険者より上位に位置する者
も	元請重複保険契約	重複保険契約のうち、元請負人等を保険契約者とする保険契約をいいます。

第1条（重複保険規定の不適用）

- （1）当会社は、特別約款第1編第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる損害のうち、工事場もしくは作業現場における仕事の遂行または工事場もしくは作業現場の所有、使用もしくは管理に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊による損害が発生した場合であって、被保険者および元請負人等に対する損害賠償請求の額が1事故につき500万円以下であるときには元請重複保険契約について普通保険約款第33条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定を適用しません。

この場合においては、元請負人等を被保険者に含みます。

- (2) 当会社は、特別約款第1編第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる損害のうち、業務遂行・施設危険に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊による損害が発生した場合であって、被保険者および派遣先等に対する損害賠償請求の額が1事故につき500万円以下であるときには、派遣先等重複保険契約について普通保険約款第33条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定を適用しません。この場合においては、派遣先等を被保険者に含みます。

第2条（重複保険規定が適用される場合）

当会社は、次の①から④までに掲げる事由に該当する場合は、この特約の規定を適用しません。

- ① 元請負人等が元請重複保険契約から保険金の支払を受けたまたは受ける場合
- ② 派遣先等が派遣先等重複保険契約から保険金の支払を受けたまたは受ける場合
- ③ 記名被保険者が、この特約の適用に同意しない場合
- ④ 重複保険契約により独立して保険金の支払が行われた場合

第3条（読替え）

当会社は、この特約において、次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
特別約款＜用語の定義＞「元請負人等」	次に掲げる者をいいます。 ア. 記名被保険者が行う建設工事の発注者（施主） イ. 記名被保険者が行う建設工事の元請負人 ウ. 建設工事が数次の請負である場合において、上記イ. に掲げる元請負人と締結された下請契約に基づき建設工事を遂行する請負人のうち、記名被保険者より上位に位置する者	次に掲げる者をいいます。 ア. 記名被保険者が行う仕事（注）の元請負人 イ. 建設工事またはビルメンテナンス業務が数次の請負である場合において、上記ア. に掲げる元請負人と締結された下請契約に基づき建設工事またはビルメンテナンス業務を遂行する請負人のうち、記名被保険者より上位に位置する者 （注）記名被保険者が警備業務提供委託に基づいて警備業務を提供する場合には、その委託者である警備業者を含みます。

第4条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

工事遅延損害補償拡張特約

＜この特約の適用＞

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
け	原因事故	工事場内において行われる建設工事の遂行に起因して発生した次に掲げる事故をいいます。 ア．他人の身体の障害または財物の損壊 イ．被用者の身体の障害（注） ウ．火災、破裂または爆発によって生じた建設工事の目的物の損壊 （注）死亡および身体の障害が発生した日からその日を含めて 30 日以上継続して入院した場合に限ります。
ひ	被用者	被保険者の従業員（注 1）、被保険者の下請負人（注 2）およびその従業員（注 1）（注 3）をいいます。 （注 1）建設工事に従事する者で、記名被保険者または下請負人から賃金の支払を受ける者をいいます。また、記名被保険者の指揮命令に基づき建設工事を遂行する派遣労働者および受入れた出向者を含みます。この場合において、特別約款＜用語の定義＞「従業員」の規定を適用しません。 （注 2）記名被保険者と締結された下請契約に基づき建設工事を遂行する請負人をいい、数次の請負の場合における請負人を含みます。 （注 3）労働者災害補償保険法第 33 条第 1 号から第 5 号までのいずれかに掲げる者を含みます。

<法令>

この特約における法令（注）は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
ろ	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第 1 条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、補償適用地域内において、原因事故に起因して発生した、次の①から③までのすべてに該当する建設工事の工事遅延をいいます。

- ① 記名被保険者が単独で元請負人となる建設工事
- ② 原因事故が生じた日から 30 日以内に約定履行日が到来する建設工事
- ③ 原因事故の発生が工事遅延の直接の原因となった建設工事

第 2 条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、保険事故について、被保険者が工事請負契約に定めるその建設工事の履行遅滞に関する規定に基づき負担する損害に対して保険金を支払います。ただし、＜用語の定義＞「原因事故」ア．については、その損害に対して特別約款第 1 編第 2 条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害賠償金が支払われる場合（注）に限ります。

（注）損害賠償金の額が免責金額を下回る場合を含みます。

- （2）（1）のほか、当会社は、保険事故の発生により、被保険者が特別約款第 1 編第 15 条（費用の支払）（1）①、②、④、⑤および⑦に規定する費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第 3 条（保険期間と原因事故の関係）

当会社は、原因事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第 4 条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる建設工事の工事遅延によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 工事請負代金額、約定履行日、履行遅滞に関する規定等が定められた工事請負契約書のない建設工事
- ② 履行不能または不完全履行となった建設工事
- ③ 被保険者が約定履行日の延期を建設工事の発注者に要請しなかった建設工事
- ④ 被保険者が、履行遅滞の原因が原因事故によるものであることを立証できない建設工事

(2) 当会社は、工事請負契約において約定した約定履行日の翌日から起算して、遅延日数6日未満の工事遅延によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険事故の発生に伴い、被保険者が損害の拡大を防止するための措置を講じたことにより遅延日数が6日未満に短縮されたと合理的に推定できる場合の損害防止費用に対しては、この規定を適用しません。

第5条（被保険者の範囲）

特別約款第1編第16条（被保険者の範囲）にかかわらず、この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第6条（保険金の支払額）

- (1) この特約において、当会社は、特別約款第1編第20条（保険金の支払額）(1)の免責金額および縮小支払割合を適用しません。
- (2) この特約において当会社が支払うべき保険金の額は、特別約款第1編第20条（保険金の支払額）(2)の規定にかかわらず、第2条（保険金を支払う場合）(1)および(2)の損害を合算して、保険期間を通じて、工事請負契約書の履行遅滞に関する規定等により定められた額（注）または500万円のいずれか低い額を限度とします。
- （注）規定等に定められた算式がある場合には、その算式により算出した額とします。

第7条（特別約款の適用除外）

当会社は、この特約においては、特別約款＜用語の定義＞「原因事故」および特別約款第3編第2章の規定を適用しません。

第8条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

個人被保険者用特約

＜この特約の適用＞

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
し	社会貢献活動	一般市民とともにまたは一般市民を対象として行う環境保全、清掃美化、啓蒙、災害復旧の活動または地域の催事への参加など社会に貢献する活動をいいます。
ほ	ボランティア	次の者をいいます。 ア. 記名被保険者の監督下で社会貢献活動を行い、その労働に対して謝礼、報酬を受け取ることがない者 イ. 記名被保険者の監督下で補助的に、記名被保険者の仕事を行い、その労働に対して賃金または報酬を受け取ることがない者

第1条（社会貢献活動）

当会社は、記名被保険者の行う社会貢献活動を仕事とみなします。

第2条（被保険者の範囲）

業務遂行・施設危険について、記名被保険者の社会貢献活動に従事または参加しているボランティアを被保険者とします。この場合において、特別約款第1編第7条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜身体の障害＞）(1)の規定は、ボ

ランティアについては適用しません。

第3条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

塗料等飛散危険サブリミット特約

＜この特約の適用＞

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険金の支払額）

- （1）この特約において、仕事の遂行に伴って発生した塗料その他の塗装用材料、鉄粉または防錆剤の飛散または拡散による財物の損壊に起因する損害に対して適用される免責金額および縮小支払割合は、特別約款第1編第20条（保険金の支払額）（1）の規定にかかわらず、次表のとおりとします。

免責金額	1 事故につき保険証券の業務遂行・施設危険の対物欄に記載の免責金額または10万円のいずれか高い額（注1）
縮小支払割合	1 事故につき保険証券の業務遂行・施設危険の対物欄に記載の縮小支払割合（注2）

（注1）免責金額が身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その免責金額または10万円のいずれか高い額とします。

（注2）縮小支払割合が身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その縮小支払割合とします。

- （2）この特約において、仕事の遂行に伴って発生した塗料その他の塗装用材料、鉄粉または防錆剤の飛散または拡散による財物の損壊に起因する損害に対して当会社が支払うべき保険金の額は、特別約款第1編第20条（保険金の支払額）（2）にかかわらず、1請負工事ごとに100万円（注）を限度とします。ただし、いかなる場合も保険期間を通じてこの特別約款およびこの特別約款に付帯される特約の対象となる損害に対する保険金を合算して、保険証券に記載されたこの特別約款の総支払限度額を限度とします。

（注）特別約款の業務遂行・施設危険に適用される保険証券の対物欄に記載の支払限度額に含まれるものとし、支払限度額が身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額に含まれるものとします。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

除雪作業危険に関する特約（A）

＜この特約の適用＞

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
し	除雪作業	仕事のうち、原動機の使用の有無を問わず、記名被保険者が請負うまたは委託を受けて、除雪場において行う道路面の雪を道路脇に寄せる作業等（注）をいいます。 （注）除雪された雪をダンプカー等運搬用自動車に積み込む作業を含みます。
	除雪車	除雪作業を行うための人力以外の動力を原動力とする自力走行が可能な自動車または車両をいい、これに付属する機械または装置を含みます。ただし、車両登録されたダンプカーを除きます。
	除雪場	記名被保険者と発注者との契約により定められた除雪作業を行う区間・場所をいいます。
ゆ	雪堆積場	排雪した雪を堆積するために特別に設けられ、不特定多数の人が出入りすることを制限され、記名被保険者が占有している場所（注）をいいます。 （注）記名被保険者が他の事業者と共同使用する場所を含みます。

第1条（保険事故の範囲）

- （1）この特約において保険事故とは、記名被保険者が受注する次の①から③までに掲げる作業に起因して、補償適用地域内において発生した他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。
- ① 国または地方公共団体による雪寒地域道路工事業として、国または地方公共団体が発注する除雪作業
 - ② ①以外の公道における除雪作業
 - ③ 雪堆積場における雪の積卸しおよび雪堆積場内で行なわれるその他の作業
- （2）（1）①から③までに掲げる作業は、次のいずれかの時に終了したものとみなします。
- ① （1）①および②については、発注者の要請または指示に基づく個々の仕事が終了した時
 - ② （1）③については、その仕事の履行義務をすべて果たした時

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。
- （2）（1）のほか、当社は、保険事故の発生により、被保険者が支出する特別約款第1編第15条（費用の支払）（1）に定める費用に対して、保険金を支払います。

第3条（保険期間と保険事故の関係）

- 当社は、保険期間中に保険事故（注）が発生した場合に限り、保険金を支払います。
- （注）1事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとみなします。

第4条（特別約款の適用除外）

当社は、この特約において、特別約款第1編第1条（保険事故の範囲）②、特別約款第1編第2章および特別約款第3編第2章の規定を適用しません。

第5条（特別約款の読替え等）

- （1）この特約においては、次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
特別約款＜用語の定義＞「工事場」	建設工事を行っている場所で、不特定多数の人または船舶が出入りすることを禁止されている場所をいい、仮設施設（注）を含みます。 （注）被保険者が建設工事の遂行のために所有、使用または管理する施設のうち、臨時に設置される事務所、資材置場、寄宿舍等の仮設施設をいいます。	建設工事を行っている場所で、不特定多数の人または船舶が出入りすることを禁止されている場所をいい、仮設施設（注）を含みます。 （注）被保険者が建設工事の遂行のために所有、使用または管理する施設のうち、臨時に設置される事務所、資材置場、雪堆積場、寄宿舍等の仮設施設をいいます。

- （2）この特約においては、次の①または②に掲げる用語をそれぞれ次のとおりになして適用します。

- ① <用語の定義>の「除雪車」は、特別約款<用語の定義>の「建設用工作車」
- ② <用語の定義>の「除雪場」は、特別約款<用語の定義>の「工事場」

第6条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

危険物補償特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（特別約款の適用除外）

当社は、この保険契約において、特別約款第3編第15条（保険金を支払わない場合）（1）⑦の規定を適用しません。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

施設漏水危険補償対象外特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険金を支払わない損害）

当社は、特別約款第1編第1条（保険事故の範囲）①に起因する損害のうち、次の①または②の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の給排水設備、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用または家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出による財物の損壊
- ② 施設のスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

作業対象物損壊補償対象外特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険金を支払わない損害）

当社は、特別約款第2編第4章に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

構内専用車危険補償対象外特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険金を支払わない損害）

当社は、特別約款第1編第5条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜身体の障害・財物の損壊＞）①の（注2）および特別約款第1編第9条（保険金を支払わない場合－業務遂行・施設危険＜財物の損壊を伴わない使用不能＞）（1）②の（注2）の規定にかかわらず、構内専用車に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

受託物損害補償対象外特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険金を支払わない損害）

当社は、特別約款第2編第7章に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

リース・レンタル建設用工作車補償対象外特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、特別約款第2編第7章または受託物損害補償増額特約の規定を適用する場合において、直接であると間接であるとを問わず、受託物のうち、リースまたはレンタル契約等により記名被保険者が賃借する建設用工作車の損壊、紛失または盗取・詐取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

生産物・完成作業危険のみ補償特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険金を支払わない損害）

当社は、次の①から⑫までに掲げる損害に対しては、それぞれの規定にかかわらず、保険金を支払いません。

- ① 特別約款第1編第1条（保険事故の範囲）①に起因する損害
- ② 特別約款第1編第11条（保険事故の範囲）に規定する保険事故による損害
- ③ 特別約款第2編第10条（保険事故の範囲）に規定する保険事故による損害
- ④ 特別約款第2編第20条（日本国外の保険事故－業務遂行・施設危険）に規定する損害
- ⑤ 特別約款第2編第25条（保険事故の範囲）に規定する保険事故による損害
- ⑥ 特別約款第3編第4条（保険事故の範囲）に規定する保険事故による損害
- ⑦ 特別約款第3編第14条（保険事故の範囲の追加）に規定する保険事故による損害
- ⑧ 特別約款第3編第20条（受託物の範囲の追加）に規定する保険事故による損害
- ⑨ 特別約款第3編第24条（保険事故の範囲の追加）に規定する保険事故による損害
- ⑩ 特別約款第3編第28条（派遣先対物損害費用の支払）に規定する損害
- ⑪ 特別約款第3編第35条（保険事故の範囲の読替え）「読替後」の規定中、（1）①に起因する損害および特別約款第3編第35条「読替後」の規定中、（2）に起因する損害
- ⑫ 特別約款第3編第40条（保険事故の範囲の読替え）「読替後」の規定中、①または②に起因する損害

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

生産物・仕事の目的物損壊補償特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、補償適用地域内で発生した生産物または仕事の目的物自体の損壊をいいます。ただし、次の①および②のいずれにも該当する場合に限ります。

- ① 生産物・完成作業危険により、他人の身体の障害、財物の損壊または財物の損壊を伴わない使用不能が発生し、当社が特別約款第1編第1章の規定に従い、その保険事故につき損害賠償金に対する保険金を支払ったこと。
- ② ①の他人の身体の障害、財物の損壊または財物の損壊を伴わない使用不能と同一の原因または事故によって生産物または仕事の目的物自体に損壊が発生したこと。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。
- （2）（1）のほか、当社は、保険事故の発生により、被保険者が支出する特別約款第1編第15条（費用の支払）（1）に定める費用のうち、保険事故の発生により、被保険者が支出する費用に対して保険金を支払います。

第3条（保険期間と保険事故の関係）

当社は、保険期間中に保険事故（注1）が発生した場合（注2）に限り、保険金を支払います。

（注1） 1事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとみなします。

（注2） 生産物または仕事の目的物自体の損壊の発生の時と他人の身体の障害、財物の損壊または財物の損壊を伴わない使用不能の発生の時が異なる場合は、他人の身体の障害、財物の損壊または財物の損壊を伴わない使用不能発生の時とします。

第4条（特別約款の適用除外）

この特約において、次の①から③までに掲げる規定は適用しません。

① 特別約款第1編第8条（保険金を支払わない場合－生産物・完成作業危険＜身体の障害・財物の損壊＞）（1）

② 特別約款第1編第8条（2）②

③ 特別約款第1編第10条（保険金を支払わない場合－生産物・完成作業危険＜財物の損壊を伴わない使用不能＞）（2）

第5条（保険金の支払額）

（1）この特約の規定に基づき当社が保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、特別約款第1編第20条（保険金の支払額）の規定に従い保険金を支払います。この場合において、免責金額、縮小支払割合および支払限度額は、保険証券に記載された生産物・仕事の目的物損壊補償の免責金額、縮小支払割合および支払限度額を適用します。ただし、1事故において、この特約の規定に基づき当社が保険金を支払うべき損害以外に生産物・完成作業危険による損害が発生し、特別約款の規定により保険金が支払われる場合には、その損害に対して免責金額を優先して適用し、この特約に基づき保険金を支払うべき損害に対して免責金額の重複適用は行いません。

（2）この特約において当社が支払うべき保険金の額は、いかなる場合も特別約款第1編第1条（保険事故の範囲）②で支払対象となる他の保険金の額と合算して、生産物・完成作業危険に適用される保険証券記載の支払限度額（注）を限度とします。

（注）保険証券の記載により、次の支払限度額が適用されます。

ア．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額とします。

イ．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、財物の損壊に対して適用する支払限度額とします。

第6条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

リコール補償拡張特約

＜この特約の適用＞

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

＜用語の定義＞

この章において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
か	回収決定	被保険者または第三者の回収実施者が、生産物または生産物使用製品の回収等の実施およびその時期・方法等を決定することをいいます。
	回収生産物	回収等の対象となる生産物または生産物使用製品をいいます。

	用語	定義
か	回収等	対人・対物事故を発生させるおそれまたは対人・対物事故が生じた場合に、対人・対物事故の発生または対人・対物事故による損害の拡大もしくは同一の原因による他の対人・対物事故の発生を防止するために被保険者の占有を離れた生産物または生産物使用製品の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。なお、製造委託契約により、被保険者に代わって生産物を製造する製造委託業者がある場合において、製造委託業者が占有している生産物は、被保険者が占有しているものとみなします。 (注) この特約では、特別約款＜用語の定義＞に規定する「回収等」の定義は適用しません。
せ	生産物使用製品	生産物が成分、原料、材料、資材、装置その他部品等として使用された財物をいいます。
た	対人・対物事故	他人の身体の障害または財物（注）の損壊をいいます。 (注) 生産物を除きます。
	対人・対物事故を発生させるおそれ	ただちに対応措置を講じなければ、対人・対物事故を引き起こす蓋然性が著しく高い場合をいいます。
	代替品	回収生産物と引換えに給付される生産物または生産物使用製品をいいます。
と	同種の前年度保険契約	次のいずれにも該当する保険契約をいいます。 ア. 回収等に係る費用または損害を補償することを主たる目的とした保険契約（注）で、第8条（リコール費用）①から⑦に定める費用または損害につき補償する保険契約 イ. この保険契約の保険期間開始日が、その保険契約の保険期間終了日となる保険契約 ウ. この保険契約の保険契約者および記名被保険者が同一である保険契約 (注) 賠償責任保険の特約により同じ効果を有する場合を含みます。

第1条（保険事故の範囲）

（1）この特約において保険事故とは、次に掲げるいずれかの事由をいいます。

- ① 生産物に起因して日本国内で対人・対物事故が発生したこと。
- ② 生産物に起因して日本国内で対人・対物事故を発生させるおそれがあると被保険者（注）が認識したこと。

（注）被保険者が法人である場合は役員または監督もしくは管理の地位にある者とします。

（2）（1）②に規定する対人・対物事故を発生させるおそれは、次のいずれかの事由により客観的に明らかとなった場合に限り

- ① 被保険者または第三者の回収実施者による行政庁に対する届出または報告等（注1）
- ② 被保険者または第三者の回収実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告（注2）
- ③ 回収等の実施についての行政庁の命令

（注1）文書による届出または報告等に限り。

（注2）回収生産物を使用または消費する者に対して、生産物に起因する対人・対物事故発生または対人・対物事故を発生させるおそれ、および回収等の実施について周知させる効果があるもので、事前に当会社が認めたものに限り。ただし、被保険者のホームページ上のみで行う社告、公表または開示を含みません。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）この特約により当社は、保険事故が生じたことにより、日本国内で実施する回収等について被保険者が負担する次の①および②に掲げる損害に対して保険金を支払います。

- ① 被保険者が回収等を行ったことにより負担するリコール費用
- ② 第三者の回収実施者が回収等を行ったことにより被った費用について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、支払う損害賠償金（注）

（注）リコール費用に対する損害賠償金に限り。

（2）（1）の適用にあたっては、特別約款第1編第8条（保険金を支払わない場合－生産物・完成作業危険＜身体の障害・財物の損壊＞）（1）の規定を適用しません。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

当社は、保険期間中に保険事故があった場合（注1）に限り、保険金を支払います。なお、1事故で第1条（保険事故の範囲）

（1）①および②の事由に該当する場合は、①または②のいずれか早い時に保険事故が発生したものとします（注2）。

（注1）第1条（1）②の場合において、対人・対物事故を発生させるおそれがあると被保険者が認識していたと判断できる合理的な理由がある場合は、その時点で保険事故が発生したものとします。

（注2）1事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故があった時にすべての保険事故が発生したものとみなします。

第4条（被保険者の範囲）

特別約款第1編第16条（被保険者の範囲）（1）にかかわらず、この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第5条（リコール費用の支払限度期間）

（1）この特約において、当社が保険金を支払う第2条（保険金を支払う場合）（1）①に規定するリコール費用は、回収決定日以後1年以内に被保険者が負担するもの（注）に限りします。

（注）発生主義に基づくものとします。

（2）この特約において、当社が保険金を支払う第2条（保険金を支払う場合）（1）②に規定する損害賠償金は、回収決定日以後1年以内に第三者の回収実施者が負担した費用（注）について、被保険者が損害賠償金を負担することによって被るものに限りします。

（注）発生主義に基づくものとします。

（3）第8条（リコール費用）⑧および⑩の費用について、被保険者または第三者の回収実施者が回収決定日前に負担した費用（注）がある場合、当社はそれらの費用（注）は回収決定日後に生じたものとみなします。ただし、回収決定日から遡及して90日を超える期間に負担した費用（注）を除きます。

（注）発生主義に基づくものとします。

第6条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑪までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者（注1）の故意もしくは重大な過失による法令違反または各種義務違反

② この保険契約において、この特約を初めて付帯した場合（注2）において、保険契約者または被保険者の役員もしくは従業員のいずれかが、保険契約締結時点において既に知っていた、または知っていたと合理的に推定できる生産物または生産物使用製品に起因する対人・対物事故の発生または対人・対物事故を発生させるおそれ

③ 生産物または生産物使用製品と同種の、または類似した第三者の製品により生じた対人・対物事故または対人・対物事故を発生させるおそれ

④ 生産物または生産物使用製品の自然の消耗または蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由

⑤ 遺伝子組換え処理、生化学的処理、ホルモン処理、放射線処理、牛海綿状脳症（狂牛病）または鳥インフルエンザ

⑥ 保存期間または有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物または生産物使用製品の同期間経過後の品質劣化等

⑦ 生産物が被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者によって行われた生産物または生産物使用製品の不適正な使用または不適切な維持・管理

⑧ 回収等を行った生産物または生産物使用製品の修理上、再製造上もしくは再加工作上的欠陥、または代替品の欠陥

⑨ 生産物または仕事の結果の設計または開発上の欠陥（注3）（注4）により、生産物または仕事の結果が記名被保険者の意図した効能または性能（注5）を発揮できなかったことに起因して生じた対人・対物事故または対人・対物事故を発生させるおそれ。ただし、生産物または仕事の結果の効能または性能（注5）に関わりなく想定外の異常もしくは有害な作用が生じたことによって発生した場合は、この規定を適用しません。

⑩ 被保険者が、生産物に欠陥があることを知りながら、販売、供給または処分したその生産物または生産物使用製品の回収等

⑪ この保険契約において、この特約を初めて付帯した契約（注2）の保険期間の初日の前日から1年以上前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等

（注1）保険契約者、被保険者が法人である場合には、その役員をいいます。

（注2）過去にこの特約を付帯した保険契約を締結していたが、前年度の保険契約においてこの特約を付帯していなかった場合

(注3) 製造または作業の手順書の欠陥を含み、製造上または作業上の欠陥は含みません。

(注5) 主として人または動植物に対する治療・診断もしくは危害・悪影響の予防または財物の損壊・劣化もしくは災害・事故の予防・拡大防止に関するものをいいます。

(注) 表示の内容と内容物の相違を含みます。

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から④までに掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。なお、第三者の回収実施者が負担したこれら費用に対する損害賠償請求についても同様とします。

- この特約により当会社が保険金を支払うべきリコール費用は、回収等を行うために必要かつ有益と当社が認めた次の費用をいいます。

– 76 –

	内容
⑫	コンサルティング費用 対人・対物事故の事実等もしくは対人・対物事故を発生させるおそれの有無に係る確認および調査を行うため、または回収等もしくは広告宣伝活動等の方法を策定するためのコンサルティングまたは分析等に要する費用をいいます。ただし、当社があらかじめ承認したものに限りします。
⑬	回収生産物の購入者または使用者を特定するために第三者にデータ提供を依頼するための費用。ただし、電子的作業に係る費用に限りします。
⑭	第三者の回収実施者が行った回収等につき被保険者に対してなされた損害賠償請求において紛争（注４）が生じた場合の争訟費用

（注１）文書の作成費および封筒代を含みます。

（注２）超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。

（注３）旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。

（注４）この保険契約で補償されるリコール費用に係る紛争に限りします。

第9条（保険金の支払額）

- （１）特別約款第1編第20条（保険金の支払額）（１）および（２）にかかわらず、この特約において当社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\left(\boxed{\text{リコール費用}} + \boxed{\text{損害賠償金}} - \boxed{\text{免責金額(注)}} \right) \times \boxed{\text{縮小支払割合(注)}}$$

（注）保険証券記載のこの特約に適用される免責金額および縮小支払割合とします。

- （２）当社が支払うべき（１）の保険金の額は、１事故につき、かつ保険期間を通じて、保険証券記載のこの特約に適用される支払限度額を限度とします。

- （３）（２）の限度額は、生産物・完成作業危険に適用される保険証券記載の支払限度額（注）に含まれるものとします。

（注）保険証券の記載により、次の支払限度額が適用されます。

ア．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額とします。

イ．支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、次の支払限度額とします。

（ア）生産物に起因して発生した他人の身体の障害により、回収等を行った場合は、身体の障害に対して適用する支払限度額

（イ）生産物に起因して発生した他人の財物の損壊により、回収等を行った場合は、財物の損壊に対して適用する支払限度額

第10条（対人・対物事故の発生もしくは対人・対物事故を発生させるおそれの認識または回収決定の通知）

- （１）保険契約者または被保険者は、対人・対物事故の発生または対人・対物事故を発生させるおそれが生じた場合は、遅滞なく次の事項を当社に書面等により通知しなければなりません。

① 対人・対物事故の発生の場合の通知事項

ア．対人・対物事故を発生させた生産物または生産物使用製品の内容

イ．発生した対人・対物事故の状況（注）および損害の程度

ウ．損害賠償請求を受けた場合はその内容

② 対人・対物事故を発生させるおそれの認識の場合の通知事項

ア．対人・対物事故を発生させるおそれがある生産物または生産物使用製品の内容

イ．対人・対物事故を発生させるおそれを認識した日および認識した者の氏名

ウ．対人・対物事故を発生させるおそれがあると認識した理由

③ 対人・対物事故の発生または対人・対物事故を発生させるおそれの認識の場合に共通する通知事項

ア．この保険契約と保険金給付が重複して支払われると思われる保険契約の有無およびある場合はその詳細

イ．その他当社が必要と認める事項

（注）日時・場所・被害者の住所・氏名等およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名をいいます。

- （２）保険契約者または被保険者は、回収決定後（注）、遅滞なく次の事項を当社に書面等により通知しなければなりません。

- ① 回収決定日
- ② 回収等の開始予定日
- ③ 第三者の回収実施者がある場合はその詳細
- ④ 回収等の方法
- ⑤ 回収生産物の種類・型式等
- ⑥ 回収生産物の製造・販売等の数量
- ⑦ 第1条（保険事故の範囲）（2）①から③までのいずれかがなされた日
- ⑧ その他当会社が必要と認める事項

（注）生産物の回収等が第三者の回収実施者によって実施される場合は、回収決定を知った後とします。

- （3）（1）の規定による対人・対物事故を発生させるおそれが生じた場合の通知がなされてから、6か月を経過しても（2）の規定による回収決定の通知がなされない場合は、特段の事情がないかぎり、第1条（保険事故の範囲）（1）②に規定する対人・対物事故を発生させるおそれは生じていなかったとみなし、この条（1）に規定する通知はその効力を失います。
- （4）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（1）または（2）の規定に違反した場合または知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（この保険契約またはその他の保険契約で保険金給付が重複する場合）

- （1）当会社は、この特約に規定する費用または損害について、この保険契約または当会社が締結するその他の保険契約により、保険金が重複して支払われる場合には、普通保険約款第33条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、この特約による保険金の支払を優先するものとします。
- （2）（1）の規定にかかわらず、この特約に規定する費用または損害について、当会社以外の保険者が締結する保険契約により、保険金が重複して支払われる場合には、普通保険約款第33条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定を準用し保険金を支払います。

第12条（同種の前年度契約がある場合の特則）

第3条（保険期間と支払責任の関係）および第6条（保険金を支払わない場合）（1）⑪の規定にかかわらず、次の①または②に該当する場合には、当会社は、その回収等に要する費用につき、この特約の規定に従い保険金を支払います。この場合において、回収決定日がこの保険契約の保険期間開始日より前のときは、保険期間開始日を回収決定日とみなします。

- ① 記名被保険者が同種の前年度保険契約を締結していた場合において、保険契約者または被保険者の役員もしくは従業員のいずれかが、この保険契約締結後に、生産物に起因する対人・対物事故が発生したことまたは対人・対物事故を発生させるおそれを認識したことを理由としてなされた回収等に要する費用につき、同種の前年度保険契約で保険金が支払われなるとき。なお、同種の前年度保険契約が当会社以外の保険者と締結した保険契約である場合には、被保険者は、同種の前年度保険契約があったことを証する書類を当会社に提出しなければなりません。

- ② ①の規定によるほか、同種の前年度保険契約が当会社と締結した保険契約である場合には、次に掲げる条件をいずれも満たす場合。

ア. 保険契約者または被保険者の役員もしくは従業員のいずれかが、この保険契約締結日より前に生産物に起因する対人・対物事故を発生させるおそれを認識していること。

イ. この保険契約の保険期間中に、①に規定する生産物に起因する対人・対物事故が発生すること。

ウ. 同種の前年度保険契約で、ア. に規定する生産物の回収等に要する費用に関する保険金が支払われないこと（注）。

（注）一部の支払であると全部の支払であるとを問いません。

第13条（普通保険約款等との関係）

- （1）この特約により、特別約款第2編第5章の規定は適用しません。
- （2）普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

国外流出生産物危険補償特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
こ	国外流出生産物	被保険者が日本国内における使用もしくは消費を目的として販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。ただし、特別約款第2編第21条（日本国外の保険事故－生産物・完成作業危険）に規定する生産物を除きます。

第1条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、特別約款第1編第1条（保険事故の範囲）②に規定する事故のうち、国外流出生産物に起因して日本国外で発生した他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。
- （2）（1）のほか、当会社は、保険事故の発生により、被保険者が支出する特別約款第1編第15条（費用の支払）（1）に定める費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- （3）当会社または当会社の親会社もしくは当会社の最上位の支配会社において、この特約に基づき保険金を支払うことが経済制裁に関する法令または措置（注）に抵触する場合は、当会社は保険金の支払およびこの特別約款に定められる役務または便宜の提供は行わないものとします。

（注）日本国、国際連合、アメリカ合衆国財務省外国資産管理室（OFAC）またはヨーロッパ連合（EU）により行われる制裁措置を含みます。

第3条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者（注）をいいます。

（注）その役員および従業員を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、この保険契約の保険期間終了または解除もしくは解約後、1年以上経過した後に行われた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
- （2）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① アルコール飲料の摂取に起因する次の身体の障害または財物の損壊について負担する賠償責任。ただし、そのアルコール飲料に本来含まれてはならない物が混入したことに起因する身体の障害または財物の損壊については、この規定を適用しません。
 - ア. 酩酊、泥酔もしくは昏睡状態となった者の身体の障害または精神障害
 - イ. 酩酊、泥酔または昏睡状態となった者が発生させた財物の損壊
 - ウ. 妊娠前または妊娠中に摂取したことによる胎児または出生後の子の身体の障害、精神障害、知的障害または死亡
 - エ. 長期にわたるアルコール飲料の摂取による身体に有害な物質の蓄積
 - ② シリカに起因する賠償責任
 - ③ 牛海綿状脳症（狂牛病）に起因する賠償責任
- （3）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から③までに掲げる物質に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① ビスフェノール A
- ② 鉛
- ③ シンナー、トルエン、ベンゼン

(4) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から④までに掲げる生産物に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解、同意または指図に基づいて被保険者以外の者により、輸出された生産物（注1）
- ② 被保険者以外の者が日本国外へ販売または供給することを目的（注2）として、被保険者がその被保険者以外の者との間で定めた仕様、規格または数量等に基づき、被保険者が製造、販売または供給した生産物（注3）
- ③ 被保険者が保税免税店（Duty Free Shop）を営む場合において、その業務により販売または供給した生産物
- ④ 次に掲げる生産物

ア. 医療用機械器具（注4）、医療用資材、医薬品またはこれらに使用される原材料、部品、成分

イ. 航空機またはこれらに使用される材料、資材、装置もしくは部品類

ウ. 鉄道車両、船舶、自動車またはこれらに使用される材料、資材、装置もしくは部品類（注5）

エ. チャイルドシート、ベビーカーまたはベビーベッド等の幼児用家具

オ. たばこ、電子たばこ、加熱式たばこ

カ. 農薬、除草剤、殺虫剤、殺鼠（さっそ）剤その他の害獣駆除剤

キ. 動物用飼料（注6）

ク. 火薬、ライター、花火

ケ. エレベーター、エスカレーター（注7）

コ. 消火器、スプリンクラー、火災報知器、煙感知機

（注1）被保険者が商社等に輸出業務を委託する場合を含みます。

（注2）被保険者がその目的を知り得ていたと合理的に推定できる場合を含みます。

（注3）原材料、部品等を使用される場合を含みます。

（注4）コンタクトレンズを含みます。

（注5）駆動、走行、運航、制御、安全または救命に関わるものに限ります。

（注6）ペットフードを除きます。

（注7）動く歩道を含みます。

第5条（保険金の支払額）

(1) この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、特別約款第1編第20条（保険金の支払額）（1）の規定中「保険証券にこの特別約款に適用される免責金額および縮小支払割合の記載がある場合は、その免責金額および縮小支払割合」とあるのを「保険証券の国外流出生産物危険補償欄に記載の免責金額および縮小支払割合」と読み替えて適用します。ただし、1事故において、この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害以外に特別約款第1編第20条（保険金の支払額）（1）の対象となる損害が発生した場合には、その損害に対して免責金額を優先して適用し、この特約に基づき保険金を支払うべき損害に対して免責金額の重複適用は行いません。

(2) この特約に基づき当会社が支払うべき保険金に対しては、当会社は、特別約款第1編第20条（保険金の支払額）（2）②の規定中「生産物・完成作業危険に適用される保険証券記載の支払限度額」とあるのを「保険期間を通じて保険証券の国外流出生産物危険補償欄に記載の支払限度額」と読み替えて適用します。ただし、いかなる場合も特別約款第1編第1条（保険事故の範囲）②の対象となる他の損害に対する保険金の額と合算して、生産物・完成作業危険に適用される保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第6条（特別約款の適用除外および読替え）

(1) 当会社は、この特約の対象となる損害について、特別約款第1編第4条（保険金を支払わない場合—すべての保険事故に共通）（4）の規定を適用しません。

(2) 当会社は、この特約の対象となる損害については、「補償適用地域」を「日本を除く全世界」と読み替えて適用します。

第7条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを

特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

リコール補償対象外特約

＜この特約の適用＞

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険金を支払わない損害）

当会社は、特別約款第2編第5章に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

電子情報損壊補償特約

＜この特約の適用＞

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
さ	再作成費用	破壊された、または消滅した電子情報を修復するため、または同種同等のものを再取得もしくは再作成するために現実に支出した費用をいいます。
て	電子情報	ホストコンピュータ、サーバ、ワークステーション、パーソナルコンピュータその他これらに類する情報機器の記憶媒体に記録されるプログラム、ソフトウェアおよびデータをいいます。
	電子情報損壊	電子情報の破壊または消滅をいいます。

第1条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、特別約款第1編第1条（保険事故の範囲）①または②に起因して、補償適用地域内において単独に発生した他人の電子情報損壊をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、電子情報損壊にかかる再作成費用について、その電子情報の修復、再作成または再取得が行われた場合に限り、特別約款第1編第1条（保険事故の範囲）に規定する財物の損壊による損害とみなして、保険金を支払います。なお、特別約款第1編第1条②に起因する損害に該当する場合は、生産物が被保険者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の後、にその生産物または仕事の結果自体に損壊が発生した場合に限り、ます。
- （2）（1）のほか、当会社は、保険事故の発生により、被保険者が支出する特別約款第1編第15条（費用の支払）（1）に規定する費用に対して、保険金を支払います。ただし、特別約款第1編第15条（1）⑪の被害者治療等費用を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から③までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支

払いません。

- ① 被害者が事故の発生を証明できない電子情報損壊
- ② 被害者が損害の額を証明できない電子情報損壊
- ③ 被保険者が行うソフトウェア、プログラム、システム、ホームページ等の開発、管理、運営その他これらに類する業務に起因する電子情報損壊

第4条（保険金の支払額）

（1）この特約の規定に基づき当社が保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、特別約款第1編第20条（保険金の支払額）の規定に従い保険金を支払います。この場合において、免責金額、縮小支払割合および支払限度額（注）は、保険証券に記載された電子情報損壊補償の免責金額、縮小支払割合および支払限度額（注）を適用します。ただし、いかなる場合も保険期間を通じて特別約款および特別約款に付帯される他の特約で支払対象となる損害に対する保険金を合算して、総支払限度額を限度とします。

（注）この特別約款の業務遂行・施設危険または生産物・完成作業危険に適用される保険証券の対物欄に記載の支払限度額に含まれるものとし、支払限度額が身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額に含まれるものとします。

（2）（1）のほか、この特約で対象とする費用に対しては、特別約款第1編第20条（保険金の支払額）（3）の表で規定する固有の支払限度額を適用します。なお、これらの固有の支払限度額は、保険証券に記載された電子情報損壊補償の支払限度額に含まれるものとします。

第5条（特別約款の適用除外）

当社は、この特約において、特別約款第1編第15条（費用の支払）（1）⑪および特別約款第2編第3章の規定を適用しません。

第6条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

製造業 E&O（業務過誤）特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
け	原因事故	被保険者に対する損害賠償請求の提起またはそのおそれの原因となる次の事故または行為をいいます。 ア. 生産物の欠陥（注1）（注2） イ. 生産物の仕様等で意図された効能または性能を発揮できなかったこと（注1）（注2） ウ. 納期遅延 （注1）被保険者の業務の遂行にあたり職務上相当な注意を用いなかったことに基づく場合に限ります。 （注2）生産物を修理または交換することのみによって他人の逸失利益または事業の中断による損害を復旧できる場合に限ります。

	用語	定義
そ	遡及日	次のいずれかの日をいいます。 ア. この保険契約が継続契約である場合（注）には、この特約が付帯された保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約の保険期間の開始日 イ. この保険契約がア. に規定する継続契約以外の場合には、この保険契約の保険期間の開始日 （注）当会社と締結されていた保険契約と保険契約者および記名被保険者を同一とし、その保険契約の満期日をこの保険契約の保険期間の初日とする場合をいいます。
の	納期遅延	次のいずれかの事由に起因する納品予定生産物の納期の遅延または納品不能をいいます。 ア. 施設（注１）において発生した、火災または破裂もしくは爆発 イ. ア. 以外の不測かつ突発的な事由により、納品予定生産物を製造または加工する設備・装置（注２）に生じた損壊または物理的な機能停止 ウ. 施設における労働災害による事故の発生。ただし、労災保険法等（注３）によって給付が決定された場合に限るものとします。 （注１）納品予定生産物に使用される部品、原材料、資材等の調達遅延または調達不能の原因となる場所、製造委託契約により製造委託業者が被保険者に代わって生産物を製造または加工する場所および配送の目的のために納品予定生産物を保管している場所を含みます。 （注２）記名被保険者が所有または使用するものに限ります。 （注３）労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。
	納品予定生産物	記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給を予定しており、かつその納期が定められている記名被保険者の占有を離れる前の財物（注１）をいいます。 （注１）その物の適合性、品質、耐久性、性能もしくは効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注２）を含みます。 （注２）警告または指示を怠った場合を含みます。

<法令>

この特約における法令（注）は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
せ	船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
ろ	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第 1 条（保険事故の範囲）

- （１）この特約において保険事故とは、原因事故に起因して、補償適用地域内において遡及日以降に生じた身体の障害または財物の損壊を伴わない（注）他人の逸失利益または事業の中断による損害につき、被保険者に対して提起された損害賠償請求をいいます。

（注）生産物自体の損壊のみが発生した場合を含みます。

- （２）＜用語の定義＞「原因事故」に規定するア. またはイ. の事由に起因する保険事故については、生産物・完成作業危険による保険事故を補償の対象としている保険契約に限ります。
- （３）＜用語の定義＞「原因事故」に規定するウ. の事由に起因する保険事故については、業務遂行・施設危険による保険事故を補償の対象としている保険契約に限ります。

第 2 条（保険金を支払う場合）

- （１）当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。
- （２）（１）のほか、当会社は、保険事故の発生により、被保険者が支出する特別約款第 1 編第 15 条（費用の支払）（１）②、④、⑤および⑦に規定する費用に対して、保険金を支払います。

第3条（保険期間と保険事故の関係）

当社は、保険期間中に保険事故（注）が発生した場合に限り、保険金を支払います。

（注）同一の原因事故に起因して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所等にかかわらず1つの損害賠償請求とみなし、最初の損害賠償請求が提起された時にすべての損害賠償請求がなされたものとみなします。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当社は、遡及日の前日以前に発生した原因事故（注）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）同一の原因または事由から発生した一連の原因事故は、最初の原因事故の発生した時にすべての原因事故が発生したものとみなします。

（2）保険契約締結の際、保険契約者または被保険者（注1）が、保険期間中に第9条（原因事故の通知）（1）に規定する損害賠償請求を提起されるおそれのある原因事故が発生していることを知っていた場合（注2）は、当社は、これらの原因事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注2）知っていると判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

（3）当社は、被保険者に対してなされた次の①または②の損害賠償請求に起因する損害に対しては保険金を支払いません。

① 初年度契約（注）の保険期間の開始日前に発生した他人の逸失利益または事業の中断による損害

② 初年度契約（注）の保険期間の開始日前に提起されていた損害賠償請求およびその損害賠償請求の中で申し立てられた事実と同一の事実起因する一連の損害賠償請求

（注）この特約が付帯された保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約をいいます。

（4）当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑨までに掲げる事故または原因もしくは事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 身体障害、財物の損壊（注1）または紛失もしくは盗取・詐取または財物の損壊を伴わない使用不能（注2）

② 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権等の知的財産権の侵害

③ 名誉毀損または営業秘密（注3）の漏洩

④ 脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為

⑤ 生産物または納品予定生産物の自然の消耗または蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等

⑥ 遺伝子組換え処理、生化学的処理、ホルモン処理、放射線処理、牛海綿状脳症（狂牛病）または鳥インフルエンザ

⑦ 仕向け地の誤りによる生産物または納品予定生産物の配送遅延または誤配送

⑧ 被保険者による助言、企画、コンサルティング、指導その他これらに類する業務

⑨ 被保険者の親会社、子会社または関連会社に与えた損害

（注1）特別約款第1編第8条（保険金を支払わない場合—生産物・完成作業危険＜身体障害・財物の損壊＞）（3）が適用される財物の損壊によって生じた他人の逸失利益または事業の中断による損害を含みます。

（注2）生産物自体が損壊していない場合または生産物自体が損壊している場合に特別約款第1編第10条（保険金を支払わない場合—生産物・完成作業危険＜財物の損壊を伴わない使用不能＞）（3）③が適用される財物の損壊を伴わない使用不能を除きます。

（注3）公知でないこと、かつ、その開示または利用により経済的利益を得られる他の者が正当な手段によっては容易に確認できないことにより、独立した経済的価値（注4）を有する情報をいいます。

（注4）顕在であると潜在であるとを問いません。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

（1）当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から④までに掲げる事故または原因もしくは事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、＜用語の定義＞「原因事故」ア. またはイ. に規定する事由に起因する損害に限ります。

① 被保険者の占有を離れる前の生産物

② 生産物自体の損壊（注）、紛失または盗取・詐取

③ 履行不能または履行遅滞

④ 生産物またはこれが一部をなす財物につき、回収措置が講じられた場合において、その回収措置のために要した費用

(注) 特別約款第1編第10条(保険金を支払わない場合－生産物・完成作業危険＜財物の損壊を伴わない使用不能＞)(3)③が適用される生産物自体の損壊によって生じた他人の逸失利益または事業の中断による損害を除きます。

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、原因事故の発生に伴って、欠陥のある生産物または仕様等で意図された効能または性能を発揮できなかった生産物以外の他の生産物に波及的に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(保険金を支払わない場合－その3)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑦までに掲げる事故または原因もしくは事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

ただし、＜用語の定義＞「原因事故」ウ.に規定する事由に起因する損害に限ります。

① 納品予定生産物自体の損壊、紛失または盗取・詐取。ただし、火災、破裂もしくは爆発またはこれらに随伴して生じた納品予定生産物自体の損壊による他人の逸失利益または事業の中断による損害を除きます。

② 納品予定生産物を製造または加工する設備・装置について法定検査を行うべき対象であるにもかかわらず、その義務を履行しなかったこと

③ 納品予定生産物を製造または加工する設備・装置の損壊を伴わない消耗、摩耗、もしくは老朽化による機能低下または機能停止

④ 納品予定生産物の数量または納期に関する誤った認識

⑤ 納品予定生産物に使用される部品、原材料、資材等の誤発注

⑥ 納品予定生産物について定められている納期から24時間以内の遅延

⑦ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置によって生じた損害を除きます。

第7条(被保険者の範囲)

特別約款第1編第16条(被保険者の範囲)(1)にかかわらず、この特約において、被保険者とは記名被保険者をいいます。

第8条(保険金の支払額)

(1) この特約の規定に基づき当会社が保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、特別約款第1編第20条(保険金の支払額)(1)の規定に従い保険金を支払います。ただし、この特約において適用される免責金額および縮小支払割合は、次表のとおりとします。

免責金額	1事故につき10万円
縮小支払割合	適用なし

(2) この特約において当会社が支払うべき保険金の額は、特別約款第1編第20条(保険金の支払額)(2)の規定にかかわらず、次表で規定する固有の支払限度額を適用します。ただし、いかなる場合も保険期間を通じて特別約款および特別約款に付帯される他の特約で支払対象となる損害に対する保険金を合算して、総支払限度額を限度とします。

1事故支払限度額	1,000万円(注)
保険期間中支払限度額	1,000万円(注)

(注)＜用語の定義＞「原因事故」ア.またはイ.による損害に対する保険金については、生産物・完成作業危険に適用される保険証券の対物欄に記載の支払限度額、＜用語の定義＞「原因事故」ウ.による損害に対する保険金については、業務遂行・施設危険に適用される保険証券の対物欄に記載の支払限度額に含まれるものとし、支払限度額が身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額に含まれるものとします。

(3) (2)のほか、この特約で対象とする損害賠償金以外の費用に対しては、特別約款第1編第20条(保険金の支払額)(3)の表中で規定する固有の支払限度額を適用します。なお、これらの固有の支払限度額は、(2)の支払限度額に含まれるものとします。

第9条(原因事故の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に第2条(保険金を支払う場合)に規定する損害賠償請求が提起されるおそれのある原因事故が発生したことを知った場合は、その事由の具体的状況を、遅滞なく、当会社に書面等で通知しなければなりません。

- (2) 保険契約者または被保険者が保険期間中に、(1)に基づき損害賠償請求がなされるおそれのある事実または状況を、当会社に書面等で通知したときは、その後に被保険者に対して、その事実または状況に起因してなされるすべての損害賠償請求は、当会社に最初に通知された時に被保険者に対してなされたものとみなします。
- (3) 当会社は、保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った場合において、その原因事故に起因して、保険期間終了後1年以内に被保険者に損害賠償請求が提起されたときは、この保険契約の保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の通知を怠った場合は、当会社は、保険金を支払いません。

第10条（普通保険約款の読替え）

当会社は、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第4条（告知義務を怠った場合の解除および解除に伴う保険料の返還）(3)③	保険事故が発生する前に	原因事故が発生する前に
第23条(保険事故発生の予防)	保険事故の発生を予防するために	原因事故または保険事故の発生を予防するために
第26条（保険責任の始期および終期）(2)	保険料領収前に発生した保険事故	保険料領収前に発生した原因事故または保険事故
第29条（保険事故の通知）(1)	保険事故が発生したこと	原因事故または保険事故が発生したこと
第30条（損害の発生および拡大の防止）(1)	保険事故が発生した場合は	原因事故が発生した場合は

第11条（保険料分割払特約等の読替え）

- (1) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第3条（分割保険料領収前の事故）(1)	初回分割保険料領収前の保険事故	初回分割保険料領収前に発生した原因事故または保険事故
第3条（分割保険料領収前の事故）(2)	その払込期日の翌日以後に生じた保険事故	その払込期日の翌日以後に生じた原因事故または保険事故
第3条（分割保険料領収前の事故）(3)	保険事故の発生の日	原因事故の発生の日
第5条（追加保険料不払の場合の取扱い）(5)	初回追加保険料領収前に発生した保険事故	初回追加保険料領収前に発生した原因事故または保険事故

- (2) 当会社は、この保険契約に初回保険料口座振替特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第3条（初回保険料領収前の事故）(2)	初回保険料領収前に発生した保険事故	初回保険料領収前に発生した原因事故または保険事故

- (3) 当会社は、この保険契約に集団扱特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第3条(保険料領収前の事故)(1)	一時払保険料領収前の保険事故	一時払保険料領収前に発生した原因事故または保険事故
第3条(保険料領収前の事故)(2)	初回分割保険料領収前の保険事故	初回分割保険料領収前に発生した原因事故または保険事故

箇所	読替前	読替後
第4条（追加保険料の払込み） （7）	追加保険料領収前の保険事故	追加保険料領収前に発生した原因事故または保険事故
第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）（2）	未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた保険事故	未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた原因事故または保険事故

（4）当会社は、この保険契約に保険料の払込みに関する特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第2条（保険料領収前の事故）	保険料を領収する前に生じた保険事故	保険料を領収する前に生じた原因事故または保険事故

第12条（特別約款の適用除外）

当会社は、身体の障害または財物の損壊を伴わない（注）他人の逸失利益または事業の中断による損害について、次の①から④までに掲げる規定を適用しません。

- ① 特別約款＜用語の定義＞「原因事故」の規定
- ② 特別約款第1編第1条（保険事故の範囲）の規定
- ③ 特別約款第1編第10条（保険金を支払わない場合－生産物・完成作業危険＜財物の損壊を伴わない使用不能＞）（3）③の規定
- ④ 特別約款第1編第15条（費用の支払）（1）①、③、⑥、⑧、⑨、⑩および⑪の規定

（注）生産物自体の損壊のみが発生した場合を含みます。

第13条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

ブランドイメージ回復費用補償特約

＜この特約の適用＞

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	広告宣伝活動	保険事故によって毀損（きそん）した記名被保険者のブランド価値（注）を、保険事故発生直前の評価と近い状態に回復することを目的として、記名被保険者が日本国内において行う広告、宣伝等の活動をいいます。ただし、事故の事実について安全対策または品質管理改善を施した旨の広告、宣伝等に限ります。 （注）記名被保険者の施設、仕事、製品またはサービスに対して、一般消費者が有する積極的評価であり、もっぱらその施設の利用、仕事の依頼、商品の購入またはサービスの利用を動機づける評価をいいます。
さ	再発防止対策	保険事故の再発を防止することを目的として、日本国内において、記名被保険者が従業員等に対して安全講習、セミナー等を実施することまたは安全もしくは品質に関わる社内マニュアルを作成することをいいます。

	用語	定義
し	謝罪広告掲載	保険事故が発生したことに対する謝罪のために、日本国内において、記名被保険者が新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体に広告を掲載することをいいます。
ま	マスメディア対応	記名被保険者が保険事故の事実についての説明責任を果たすために、日本国内において、記者会見を行うことまたはマスメディアの取材を受けることをいいます。

第1条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、記名被保険者のブランドイメージの毀損（きそん）またはそのおそれを発生させる原因となる次の①から③までに掲げる事故をいいます。

- ① 業務遂行・施設危険に起因して補償適用地域内において発生した他人の身体の障害または財物の損壊（注1）
- ② 生産物・完成作業危険に起因して補償適用地域内において発生した他人の身体の障害または財物の損壊（注1）
- ③ この保険契約に使用者賠償責任補償特約が付帯されている場合は、補償適用地域内において発生した被用者の身体の障害（注2）

（注1）特別約款第1編第1章の規定により保険金が支払われる場合に限りします。

（注2）使用者賠償責任補償特約で保険金が支払われる場合に限りします。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、保険事故が生じたことにより、記名被保険者のブランドイメージが毀損（きそん）することを防止するためまたは毀損（きそん）した記名被保険者のブランドイメージを回復させるために、記名被保険者が当社の承認を得て直接負担した次の①から⑤までの費用（注）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 謝罪広告掲載費用

謝罪広告掲載に要した費用をいいます。

② 再発防止対策費用

再発防止対策に要した費用をいいます。

③ マスメディア対応費用

マスメディア対応に要した費用のうち、次の費用をいいます。

ア. 記者会見などを開くために一時的に賃借するホテル、ホールまたは会議室等の使用料

イ. 記者会見等で使用する音響機材のレンタル費用

④ 広告宣伝活動費用

広告宣伝活動に要した費用をいいます。

⑤ コンサルティング費用

記名被保険者が謝罪広告掲載、再発防止対策、マスメディア対応または広告宣伝活動を行う上で、その方法を策定することを目的として第三者のコンサルタントを起用した場合の費用をいいます。

（注）保険事故が無かったとしても記名被保険者が負担したであろう費用を含みません。

- （2）当社が保険金を支払うべき（1）①から⑤までに規定する費用は、最初の保険事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出したものに限りします。

第3条（保険期間と保険事故の関係）

当社は、保険期間中に保険事故（注）が発生した場合に限り、保険金を支払います。

（注）1事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとみなします。

第4条（被保険者の範囲）

特別約款第1編第16条（被保険者の範囲）（1）にかかわらず、この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第5条（保険金の支払額および支払限度額）

- （1）当社がこの特約により支払うべき保険金の額は、1事故につき、被保険者が負担した第2条（保険金を支払う場合）（1）

①から⑤までの費用の合計額とします。この場合において、免責金額および縮小支払割合は適用しません。

- （2）当社がこの特約により支払うべき保険金の額は、1事故および保険期間中につき、次表記載の支払限度額を限度とします。

ただし、いかなる場合も保険期間を通じて特別約款および特別約款に付帯される他の特約で支払対象となる損害に対する保険金を合算して、総支払限度額を限度とします。

1 事故支払限度額	1,000 万円
保険期間中支払限度額	1,000 万円

(3) (2) の支払限度額は、第 1 条（保険事故の範囲）の①から③までに規定する保険事故ごとに、次に定める支払限度額に含まれるものとします。

① 第 1 条①の保険事故については、特別約款第 1 編第 20 条（保険金の支払額）（2）の表に規定する①の支払限度額（注）

② 第 1 条②の保険事故については、同表に規定する②の支払限度額（注）

③ 第 1 条③の保険事故については、保険証券に記載された使用者賠償責任補償の支払限度額

（注）保険証券の対物欄に記載の支払限度額に含まれるものとし、支払限度額が身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、その支払限度額に含まれるものとします。

第 6 条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

建設業用限定補償特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
し	人格権侵害行為	仕事に関して行われた次の権利侵害または不当行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束による他人の自由または名誉の侵害 イ. 口頭、文書、図画によるまたはウェブ上の公表もしくは広告宣伝によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷（注） （注）他人の商品またはサービスの誹謗・中傷を含みます。

第 1 条（保険金を支払わない損害）

(1) 当会社は、特別約款第 1 編第 1 条（保険事故の範囲）の規定にかかわらず、特別約款第 1 編第 1 条①または②に起因する財物の損壊を伴わない使用不能による損害については、保険金を支払いません。

(2) 当会社は、特別約款第 1 編第 15 条（費用の支払）（1）に規定する費用のうち、⑥および⑦については、保険金を支払いません。

第 2 条（人格権・宣伝侵害行為の一部補償）

当会社は、特別約款第 1 編第 2 章の規定中「人格権・宣伝侵害行為」とあるのを「人格権侵害行為」と読み替えて、同章の規定を適用します。

第 3 条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、人格権侵害行為に起因する損害に関するかぎり、特別約款第 1 編第 20 条（保険金の支払額）（2）の規定を、次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
(2) この特別約款において当社が支払うべき(1)の保険金の総額は、次表に掲げる額を限度とします。ただし、いかなる場合も保険期間を通じてこの特別約款およびこの特別約款に付帯される特約の対象となる損害に対する保険金を合算して、保険証券に記載されたこの特別約款の総支払限度額を限度とします。	(2) この特別約款において当社が支払うべき(1)の保険金の総額は、50万円を限度とします。ただし、いかなる場合も保険期間を通じてこの特別約款およびこの特別約款に付帯される特約の対象となる損害に対する保険金を合算して、保険証券に記載されたこの特別約款の総支払限度額を限度とします。

(2) 当社は特別約款第1編第20条(保険金の支払額)(3)に規定する費用の固有の支払限度額を次表のとおり読み替えて適用します。

費用	読替前	読替後
被害者への見舞費用	被害者1名につき10万円、1事故につき300万円をそれぞれ限度とします。	被害者1名につき10万円、1事故につき50万円をそれぞれ限度とします。
被害者治療等費用	被害者1名につき50万円、1事故につき300万円をそれぞれ限度とします。	被害者1名につき10万円、1事故につき50万円をそれぞれ限度とします。

(3) 当社は、特別約款第3編第9条(保険金の支払額)(2)の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
(2) この章において当社が支払うべき保険金の額は、第1編第20条(保険金の支払額)(2)の規定にかかわらず、第5条(保険金を支払う場合)(1)および(2)の損害を合算して、保険期間を通じて次に掲げる算式により算出した額または500万円のいずれか低い額を限度とします。 $\frac{(\text{工事請負代金額} - \text{出来形部分に相応する請負代金額}) \times 6\%}{365 \text{ 日}} \times \text{原因事故による遅延日数} = \text{算式による責任限度額}$	(2) この章において当社が支払うべき保険金の額は、第1編第20条(保険金の支払額)(2)の規定にかかわらず、第5条(保険金を支払う場合)(1)および(2)の損害を合算して、保険期間を通じて次に掲げる算式により算出した額または300万円のいずれか低い額を限度とします。 $\frac{(\text{工事請負代金額} - \text{出来形部分に相応する請負代金額}) \times 6\%}{365 \text{ 日}} \times \text{原因事故による遅延日数} = \text{算式による責任限度額}$

第4条(普通保険約款等との関係)

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

費用保険金限定補償特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款(注)に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

(注) この特約において、「特別約款」といいます。

第1条(保険金を支払わない場合)

当社は、特別約款第1編第15条(費用の支払)(1)⑥から⑪までおよび特別約款第2編第3章に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。

第2条(普通保険約款等との関係)

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

損害賠償請求ベース特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
け	原因事故	被保険者に対する損害賠償請求の提起またはそのおそれの原因となる次の事故または行為をいいます。 ア. 他人の身体の障害、財物の損壊または財物の損壊を伴わない使用不能 イ. 人格権・宣伝侵害行為
そ	遡及日	保険証券記載の遡及日をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合は、次に掲げる日をいいます。 ア. この保険契約が継続契約（注）以外である場合には、この保険契約の保険期間の開始日 イ. この保険契約が継続契約（注）である場合には、この特約が付帯された保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約の保険期間の開始日 （注）当会社と締結されていた保険契約と保険契約者および記名被保険者を同一とし、その保険契約の終了日をこの保険契約の保険期間の開始日とする契約をいいます。

第1条（保険事故の範囲等の読替え）

（1）当会社は、特別約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第1編第1条（保険事故の範囲）	この章において保険事故とは、次の①または②に起因して、補償適用地域内において発生した他人の身体の障害、財物の損壊または財物の損壊を伴わない使用不能をいいます。 ① 業務遂行・施設危険 ② 生産物・完成作業危険	この章において保険事故とは、次の①または②に起因して、補償適用地域内において遡及日以降に発生した他人の身体の障害、財物の損壊または財物の損壊を伴わない使用不能につき、被保険者に対して提起された損害賠償請求をいいます。 ① 業務遂行・施設危険 ② 生産物・完成作業危険
第1編第3条（保険期間と保険事故の関係）	当会社は、第1条（保険事故の範囲）に規定する保険事故（注）について、次の①または②の場合に限り、保険金を支払います。 ① 身体の障害または財物の損壊については、それらが保険期間中に発生した場合 ② 財物の損壊を伴わない使用不能については、保険期間中に第1条①または②が発生した場合 （注）1事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとみなします。	当会社は、第1条（保険事故の範囲）に規定する保険事故（注）について、保険期間中に保険事故が発生した場合に限り、保険金を支払います。 （注）1事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとみなします。
第1編第11条（保険事故の範囲）	この章において保険事故とは、補償適用地域内で行われた人格権・宣伝侵害行為をいいます。	この章において保険事故とは、補償適用地域内で遡及日以降に行われた人格権・宣伝侵害行為につき、被保険者に対して提起された損害賠償請求をいいます。

箇所	読替前	読替後
第2編第10条（保険事故の範囲）	この章において保険事故とは、第1編第1条（保険事故の範囲）①に起因して、補償適用地域内において発生した作業対象物の損壊（注）をいいます。 （注）この章において、欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少した場合を含みません。	この章において保険事故とは、仕事の遂行に起因する偶然な事故により、補償適用地域内において遡及日以降に発生した作業対象物の損壊（注）につき、被保険者に対して提起された損害賠償請求をいいます。 （注）この章において、欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少した場合を含みません。
第3編第35条（保険事故の範囲の読替え）	（1）この章において保険事故とは、次の①または②に起因して、補償適用地域内において発生した他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。 ① 介護・福祉サービス業務に係る業務遂行・施設危険 ② 介護・福祉サービス業務に係る生産物・完成作業危険 （2）（1）①に起因する財物の損壊を伴わない使用不能を保険事故に含めるものとします。	（1）この章において保険事故とは、次の①または②に起因して、補償適用地域内において遡及日以降に発生した他人の身体の障害または財物の損壊につき、被保険者に対して提起された損害賠償請求をいいます。 ① 介護・福祉サービス業務に係る業務遂行・施設危険 ② 介護・福祉サービス業務に係る生産物・完成作業危険 （2）（1）①に起因する財物の損壊を伴わない使用不能を保険事故に含めるものとします。
第3編第40条（保険事故の範囲の読替え）	この章において保険事故とは、次の①から③までのいずれかに起因して、補償適用地域内において発生した他人の身体の障害（注）または財物の損壊をいいます。 ① 業務遂行・施設危険のうち、理美容エステ業務の遂行に起因する偶然な事故 ② 業務遂行・施設危険のうち、施設または理美容エステ業務を除く仕事の遂行に起因する偶然な事故 ③ 生産物・完成作業危険のうち、被保険者の占有を離れた生産物に起因する偶然な事故 （注）この章において、身体に装着されている間の付け毛・かつら等の損壊は、身体の障害とみなします。	この章において保険事故とは、次の①から③までのいずれかに起因して、補償適用地域内において遡及日以降に発生した他人の身体の障害（注）または財物の損壊につき、被保険者に対して提起された損害賠償請求をいいます。 ① 業務遂行・施設危険のうち、理美容エステ業務の遂行に起因する偶然な事故 ② 業務遂行・施設危険のうち、施設または理美容エステ業務を除く仕事の遂行に起因する偶然な事故 ③ 生産物・完成作業危険のうち、被保険者の占有を離れた生産物に起因する偶然な事故 （注）この章において、身体に装着されている間の付け毛・かつら等の損壊は、身体の障害とみなします。

（2）業務遂行・施設危険により他人の身体の障害が発生した場合において、当会社が支払う被害者治療等費用については、（1）の規定を適用しません。

第2条（保険金を支払わない場合）

保険契約締結時点において、保険契約者または被保険者（注1）が、保険期間中に損害賠償請求を提起されるおそれのある原因事故が発生していることを知っていた場合（注2）は、当会社は、その原因事故に起因する損害に対しては、保険金を支払い

ません。

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

(注2) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第3条（原因事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に原因事故が発生したことを知った場合は、その原因事故の具体的状況を、遅滞なく、当会社に書面等で通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った場合において、その原因事故に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に損害賠償請求が提起されたときは、この保険契約の保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条（普通保険約款の読替え）

当会社は、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第4条（告知義務を怠った場合の解除および解除に伴う保険料の返還）(3)③	保険事故が発生する前に	原因事故が発生する前に
第23条(保険事故発生予防)	保険事故の発生を予防するために	保険事故または原因事故の発生を予防するために
第26条（保険責任の始期および終期）(2)	保険料領収前に発生した保険事故	保険料領収前に発生した原因事故または保険事故
第29条（保険事故の通知）(1)	保険事故が発生したこと	原因事故または保険事故が発生したこと
第30条（損害の発生および拡大の防止）(1)	保険事故が発生した場合は	原因事故が発生した場合は

第5条（特別約款の読替え）

当会社は、特別約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第1編第14条（保険金を支払わない場合－人格権・宣伝侵害行為）(1)④	最初的人格権・宣伝侵害行為が保険期間開始日より前に行われ、その後においても継続または反復して行われた人格権・宣伝侵害行為	最初的人格権・宣伝侵害行為が遡及日より前に行われ、その後においても継続または反復して行われた人格権・宣伝侵害行為

第6条（保険料分割払特約等の読替え）

- (1) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第3条（分割保険料領収前の事故）(1)	初回分割保険料領収前の保険事故	初回分割保険料領収前に発生した原因事故または保険事故
第3条（分割保険料領収前の事故）(2)	その払込期日の翌日以後に生じた保険事故	その払込期日の翌日以後に生じた原因事故または保険事故
第3条（分割保険料領収前の事故）(3)	保険事故の発生の日	原因事故の発生の日
第5条（追加保険料不払の場合の取扱い）(5)	初回追加保険料領収前に発生した保険事故	初回追加保険料領収前に発生した原因事故または保険事故

- (2) 当会社は、この保険契約に初回保険料口座振替特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次表のとおり読み替えて適用

用します。

箇所	読替前	読替後
第3条（初回保険料領収前の事故）（2）	初回保険料領収前に発生した保険事故	初回保険料領収前に発生した原因事故または保険事故

（3）当社は、この保険契約に集団扱特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第3条（保険料領収前の事故）（1）	一時払保険料領収前の保険事故	一時払保険料領収前に発生した原因事故または保険事故
第3条（保険料領収前の事故）（2）	初回分割保険料領収前の保険事故	初回分割保険料領収前に発生した原因事故または保険事故
第4条（追加保険料の払込み）（7）	追加保険料領収前の保険事故	追加保険料領収前に発生した原因事故または保険事故
第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）（2）	未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた保険事故	未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた原因事故または保険事故

（4）当社は、この保険契約に保険料の払込みに関する特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第2条（保険料領収前の事故）	保険料を領収する前に生じた保険事故	保険料を領収する前に生じた原因事故または保険事故

第7条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

求償権放棄特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（求償権の放棄）

当社は、この保険契約において、普通保険約款第34条（代位）の規定により取得した損害賠償請求権その他の債権のうち、保険証券に記載した者に対する債権については、これを行いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

フランチャイズ包括特約（A）

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
ふ	フランチャイズ契約	フランチャイズチェーン本部が加盟者に対して、同一の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに事業活動の細則を規定する契約をいいます。
	フランチャイザー	自己の商標、サービスマーク、商品等の使用を許可する契約をフランチャイジーとの間で締結し、事業を行う者をいいます。
	フランチャイジー	フランチャイザーとの間でフランチャイズ契約を締結し、その商標、サービスマーク、商品、サービス、経営手法等を利用して、フランチャイズ契約に基づく事業を行う者をいいます。

<法令>

この特約における法令（注）は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
し	商法（明治32年法律第48号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第1条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、次の①または②に起因して、補償適用地域内において発生した他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。

- ① フランチャイズ契約に基づくフランチャイジーの仕事の遂行
- ② 直接①の仕事の遂行に供するためにフランチャイジーが所有、使用もしくは管理する施設（注）

（注）この条において特別約款<用語の定義>「施設」の規定を適用せず、敷地内における動産および不動産を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、保険事故について、フランチャイザーがブランドイメージの提供者として法律上の損害賠償責任（注）を負担する場合に、フランチャイザーが損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払い

ます。

(注) 商法に規定する「自己の商号の使用を他人に許諾した商人の責任」をいいます。

(2) (1) のほか、当会社は、保険事故の発生により、被保険者が特別約款第1編第15条（費用の支払）（1）に定める費用を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。

第3条（特別約款の読替え）

この特約においては、次の用語をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
特別約款＜用語の定義＞「生産物」	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物（注1）（注2）をいいます。 ア．記名被保険者 イ．記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ．事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 （注1）その物の適合性、品質、耐久性、性能もしくは効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注3）を含みます。 （注2）物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。 （注3）警告または指示を怠った場合を含みます。	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物（注1）（注2）をいいます。 ア．記名被保険者 イ．記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者。なお、記名被保険者とフランチャイズ契約を締結したフランチャイジーは該当しません。 ウ．事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 （注1）その物の適合性、品質、耐久性、性能もしくは効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注3）を含みます。 （注2）物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。 （注3）警告または指示を怠った場合を含みます。
特別約款＜用語の定義＞「販売人」	生産物の通常の供給または販売を行う者のうち、記名被保険者との間で販売委託契約または売買契約を直接締結している者（注）をいいます。 （注）直接または間接を問わず、これらの者の株式の過半数を所有する者を含みます。	生産物の通常の供給または販売を行う者のうち、記名被保険者との間で販売委託契約または売買契約を直接締結している者（注）をいいます。なお、記名被保険者とフランチャイズ契約を締結しているフランチャイジーは販売人に該当しません。 （注）直接または間接を問わず、これらの者の株式の過半数を所有する者を含みます。

第4条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

フランチャイズ包括特約（B）

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
ふ	フランチャイズ契約	フランチャイズチェーン本部が加盟者に対して、同一の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに事業活動の細則を規定する契約をいいます。
	フランチャイザー	自己の商標、サービスマーク、商品等の使用を許可する契約をフランチャイジーとの間で締結し、事業を行う者をいいます。
	フランチャイジー	フランチャイザーとの間でフランチャイズ契約を締結し、その商標、サービスマーク、商品、サービス、経営手法等を利用して、フランチャイズ契約に基づく事業を行う者をいいます。
	フランチャイズ事業	フランチャイズ契約に基づく次の事業活動をいいます。 ア. 商品の製造、販売、取扱い、供給等の営業活動およびこれらに付随して行うサービスの提供 イ. フランチャイザーが有するノウハウに基づくサービスの提供

第1条（被保険者の範囲）

- （1）この特約が付帯される保険契約においては、保険証券の「記名被保険者」欄の記載にかかわらず、フランチャイザーとフランチャイズ契約を締結したすべてのフランチャイジーを記名被保険者とします。なお、記名被保険者には、その役員および従業員を含みます。
- （2）この特約が付帯される保険契約において、当社は、特別約款第1編第16条（被保険者の範囲）（1）および特別約款第3編第11条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、記名被保険者のみを被保険者として、特別約款の規定を適用します。
- （3）当社は、特別約款第1編第16条（被保険者の範囲）（2）の規定にかかわらず、被保険者相互間においては、それぞれの被保険者を他人とみなしません。

第2条（保険期間中のフランチャイジーの増減と記名被保険者の地位の関係）

- （1）保険期間の途中でフランチャイザーとの間で新たにフランチャイズ契約を締結したフランチャイジーについては、その契約の締結と同時に記名被保険者としての地位を得るものとします。
- （2）保険期間の途中でフランチャイザーと締結しているフランチャイズ契約を解除したフランチャイジーについては、その契約の解除と同時に記名被保険者としての地位を失うものとします。
- （3）普通保険約款第6条（保険契約締結後の通知義務）の規定にかかわらず、（1）または（2）によるフランチャイジーの中途追加および中途削除は、告知事項の変更に該当しません。

第3条（保険料の返還の特則）

保険期間の途中で脱退したフランチャイジーについて、保険契約者が記名被保険者の削除の申出を行った場合においても、当社は、普通保険約款第9条（通知に伴う保険料の変更）の規定にかかわらず、既に領収した保険料を返還しません。

第4条（保険金請求時の必要書類）

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第31条（保険金の請求）（2）に規定する書類または証拠のほか、フランチャイズ契約を締結している旨の書類を当会社に提出しなければなりません。

第5条（特別約款の読替え）

この特約においては、次の用語をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
特別約款＜用語の定義＞「業務遂行・施設危険」	生産物・完成作業危険以外の偶然な事故をいい、仕事の遂行または施設に起因する保険事故の原因となる偶然な事故をいいます。	生産物・完成作業危険以外の偶然な事故をいい、フランチャイザーと締結したフランチャイズ契約に基づく仕事の遂行または直接その仕事の遂行に供するための施設（注）に起因する保険事故の原因となる偶然な事故をいいます。 （注）特別約款＜用語の定義＞「施設」の規定を適用せず、敷地内における動産および不動産を含みます。
特別約款＜用語の定義＞「仕事」	記名被保険者が遂行するすべての仕事をいいます。	記名被保険者が遂行するすべての仕事をいい、フランチャイジーのフランチャイズ事業に関する仕事を含みます。
特別約款＜用語の定義＞「生産物・完成作業危険」	被保険者の占有を離れた生産物または完成もしくは放棄の後の仕事の結果に起因する保険事故の原因となる偶然な事故をいいます。	フランチャイズ契約に基づき記名被保険者の占有を離れた生産物または完成もしくは放棄の後の仕事の結果に起因する保険事故の原因となる偶然な事故をいいます。

第6条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

対物超過費用補償増額特約

＜この特約の適用＞

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（対物超過復旧費用の支払額の拡大）

この特約により、当会社は特別約款第2編第9条（対物超過復旧費用の支払額）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後								
当会社が支払う対物超過復旧費用の保険金の額は、次表の額を限度とします。 <table border="1"> <tr> <td>被害者1名（注1）（注2）につき</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>1事故につき</td><td>100万円</td></tr> </table> （注1）被害者が法人の場合は、1法人につきとします。 （注2）被害者が複数存在し、その被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき10万円とします。なお、ここでのいう世帯とは、住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して住居を維持もしくは独立して生計を営む単身者をいいます。	被害者1名（注1）（注2）につき	10万円	1事故につき	100万円	当会社が支払う対物超過復旧費用の保険金の額は、次表の額を限度とします。 <table border="1"> <tr> <td>被害者1名（注1）（注2）につき</td><td>30万円</td></tr> <tr> <td>1事故につき</td><td>300万円</td></tr> </table> （注1）被害者が法人の場合は、1法人につきとします。 （注2）被害者が複数存在し、その被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき30万円とします。なお、ここでのいう世帯とは、住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して住居を維持もしくは独立して生計を営む単身者をいいます。	被害者1名（注1）（注2）につき	30万円	1事故につき	300万円
被害者1名（注1）（注2）につき	10万円								
1事故につき	100万円								
被害者1名（注1）（注2）につき	30万円								
1事故につき	300万円								

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

人格権・宣伝侵害補償対象外特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険金を支払わない損害）

当社は、特別約款第1編第2章に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合は除きます。

被害者治療等費用補償対象外特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険金を支払わない損害）

当社は、特別約款第1編第15条（費用の支払）（1）⑪に規定する被害者治療等費用に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合は除きます。

派遣先対物損害費用補償対象外特約

<この特約の適用>

この特約は、国内事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（特別約款の適用除外）

当社は、この特約において、特別約款第3編第25条（保険金を支払う場合）（2）および特別約款第3編第28条（派遣先対物損害費用の支払）の規定にかかわらず、被保険者が派遣先対物損害費用（注）を支払うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）この特約において、損壊した財物を修理または交換するために現実に支出した通常要する費用をいいます。

第2条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合は除きます。

工事用物損害補償特約

<この特約の適用>

この特約は普通保険約款に付帯され、普通保険約款の規定を補います。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
う	請負金額	請負契約における税込対価の総額をいい、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除します。また、記名被保険者が他人から請け負うことなく自ら行う対象工事においては、材料費、賃金その他経費を含む、その対象工事を完成するために要する費用の総額（注）を請負金額とします。 （注）この費用の総額には、消費税を含みません。
か	仮工事	支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工等をいいます。なお、土木工事部分における仮工事には、次に掲げるものを含みます。 ア. 仮橋および仮栈橋 イ. 締切工 ウ. 路面覆工 エ. 工事用道路・軌道 オ. 仮護岸 カ. 仮排水路 キ. 土取場および土捨場
け	建設工事	建設業法第2条第1項に規定する土木建築に関する工事をいいます。
	建設用工作車	次の作業を行うことを主たる用途または機能とする自動車または車両をいいます。 ア. 建設工事等の作業 イ. 建設工事等に付随して作業者または周囲の者等の安全、健康を確保する作業 ウ. 建設資材または廃棄物等を運搬する作業。ただし、ダンプカーまたはコンクリートミキサー車に限ります。
こ	航空機	航空法に定める航空機をいいます。
	工具	動力を伴わないもので、使用により直接の消耗・摩耗を伴うものをいいます。
	工事	記名被保険者が補償適用地域内で施工する建設工事をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。 ア. ダム工事 イ. 道路工事（注）、舗装工事、道路標識・信号設置工事 ウ. 鉄道工事、地下鉄工事 エ. 橋梁工事 オ. 上下水道工事、さく井工事 カ. 土地造成工事 キ. 埋立工事、干拓工事、港湾施設工事、護岸工事、しゅんせつ工事 ク. 土工工事、コンクリート工事 ケ. はつり、解体作業 コ. 造園工事 サ. 清掃施設工事 （注）道路の維持・改修・復旧工事を含みます。
	工事現場	被保険者が対象工事を行う場所であって、不特定多数の者およびその者の自動車、車両、船舶ならびに航空機等の出入りが禁止されている場所をいい、対象工事専用の工事用仮設建物または資材置場等が工事現場から離れて設置されている場合は、これらを含みます。

	用語	定義
こ	工事用仮設材	仮工事の目的物の一部に使用する資材をいいます。
	工事用仮設建物	その工事のために仮設される現場事務所、宿舍、倉庫等をいいます。なお、恒久的な建物を現場事務所、宿舍、倉庫等として使用する場合はこれらの建物については、工事用仮設建物とみなしません。
	工事用仮設物	工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備をいいます。
	工事用仮設備	クレーン設備、コンベア・エレベータ設備、水力輸送設備、空気輸送設備、荷役設備、バッチャープラント設備、クラッシングプラント、換気設備、電気設備、給気設備、排水・止水設備その他据付機械設備等をいい、据付費および付帯設備工事費を含みます。
	工事用機械器具	掘削機械・積込機械、クレーン、基礎工事用機械、せん孔機・トンネル推進器、路盤用機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械その他建設機械・測量機器・建設用工作車等をいいます。
し	J V 工事	記名被保険者が他の者と共同企業体を構成して行う工事をいいます。
	自動車	原動機を用い、かつ軌道または架線を用いないで運行する車（注）をいい、原動機付自転車を含みます。ただし、身体の機能を補助する目的で使用する車いす等を除きます。 （注）これに付属する機械または装置を含みます。
	車両	自動車および身体の機能を補助する目的で使用する車いす等を除く車両をいいます。
せ	船舶	次のア．からウ．までに該当する船舶をいいます。 ア．艇長が8 m以上のすべての船舶 イ．艇長が8 m未満であって有料で人荷を輸送する船舶 ウ．艇長が8 m未満であって有料で他人に貸与される船舶
た	対象工事	保険期間中に施工されている工事をいいます。
て	電子データ	電子的・電子（電気）機械的データ処理または電子制御設備・装置によって伝達、解釈または処理に使用可能な形式に変換された事実、概念および情報をいい、データ処理および操作ならびにその設備・装置の指示および操作のためのプログラム、ソフトウェアその他のコード化された命令を含みます。
と	土木工事部分	＜用語の定義＞「工事」のア．からサ．まで以外の地上の工作物の施工に付随する基礎工事およびその敷地の外構工事（注）をいいます。なお、土木工事部分は工事に含めるものとします。 （注）塀、フェンス、門扉・門柱、アプローチ、駐車場、庭・植栽等の建設工事をいいます。
は	破裂もしくは爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ふ	復旧費	損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得または修理の費用をいい、請負金額の内訳書を基礎として算出します。
ほ	補償適用地域	保険証券記載の国または地域をいいます。
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
り	陸上輸送中	工事の目的をもって、陸上輸送開始のための積込み作業を開始した時から、工事現場において荷卸し作業が完了するまでの間をいいます。 （注）陸上輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。また、工事現場が複数ある場合におけるその複数工事現場間の輸送のときは、その輸送の目的を問いません。

<法令>

この特約における法令（注）は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
け	建設業法（昭和24年法律第100号）
こ	航空法（昭和27年法律第231号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第1条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、補償適用地域内において発生した次に該当する事故をいいます。

- ① 工事現場内で第10条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象について生じた不測かつ突発的な事故
- ② 陸上輸送中に第10条（保険の対象の範囲）（1）①から③までおよび⑤に規定する保険の対象について生じた不測かつ突発的な事故

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、保険事故について、保険の対象に生じた損害（注）に対して、損害保険金を支払います。

（注）消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下この特約において同様とします。

- （2）当会社は、第8条（費用の支払）①に規定する臨時費用に対して、臨時費用保険金を支払います。
- （3）当会社は、第8条（費用の支払）②に規定する残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- （4）当会社は、第8条（費用の支払）③に規定する損害防止費用を第13条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含めます。
- （5）当会社は、第8条（費用の支払）④に規定する特別費用を第13条（損害の額の算定）に規定する復旧費に含めます。

第3条（保険期間と保険事故の関係）

当会社は、第4条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任期間中に保険事故が発生した場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険責任の始期および終期）

この特約における当会社の保険責任の始期および終期は、対象工事ごとに次のとおりとします。

① 保険責任の始期

ア. 第10条（保険の対象の範囲）（1）①から③までおよび⑤に規定する保険の対象については、工事の目的をもって、陸上輸送開始のための積込作業を開始した時

イ. 第10条（1）④に規定する保険の対象については、対象工事の工事期間の初日

ウ. 上記ア. およびイ. の規定にかかわらず、保険期間が開始する前に対象工事が開始している場合は、保険期間が開始した時

② 保険責任の終期

対象工事の目的物の引渡しの時（注）。ただし、保険期間が終了した後も継続して工事を行う場合は、保険期間が終了した時とします。

（注）対象工事の目的物の引渡しを要しない場合は、対象工事が完了した時とします。

第5条（保険金を支払わない場合－共通事由）

（1）当会社は、次の①から⑧までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）、これらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹込みまたは漏入。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外側の部分（注3）が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から保険の対象または保険の対象を収容する建物の内部に吹込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ④から⑦までの事由に随伴して生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。

（注2）その者が法人である場合は、その役員をいいます。

（注3）保険の対象または保険の対象を収容する建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事

態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、次の①から⑧までに掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 損害発生後 30 日以内に知ることができなかった盗難の損害
- ② 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ③ 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- ④ 保険の対象が対象工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- ⑤ 工事用仮設材として使用される矢板・杭・H型鋼・鋼管・ケーシングその他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- ⑥ 温度変化もしくは湿度変化による凝結、収縮または膨張の損害およびコンクリートの強度不足の損害。ただし、火災、落雷または破裂もしくは爆発に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
- ⑦ 芝、樹木その他の植物の枯死（注）。ただし、火災によって7日以内に枯死（注）した場合は、この規定を適用しません。
- ⑧ 紛失、置き忘れまたは廃棄によって生じた損害

(注) その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。

(3) 当会社は、次の①または②に掲げる損害および次の①または②によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象の瑕疵
- ② 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害
 - ア. 自然の消耗または劣化（注2）
 - イ. ボイラスケールの進行
 - ウ. 蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由。ただし、これらの事由が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
 - エ. ねずみ食い、虫食い等

(注1) 保険事故が生じた場合は、次の①または②に掲げる損害に限ります。

(注2) 保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

(4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、次の①から④までに掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用（注1）
- ② 湧水（注2）の止水または排水費用
- ③ ②以外の排土・排水費用。ただし、当会社が、復旧費の一部をなすと認めた費用に対しては、この規定を適用しません。
- ④ 除雪費用。ただし、当会社が、復旧費の一部をなすと認めた費用に対しては、この規定を適用しません。

(注1) 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥に起因して、保険の対象の他の部分に損害が生じた場合を除きます。

(注2) 地下水および土砂水を含みます。

(6) 当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、原因を問わず電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能、機能不全、費用もしくは支出（注1）に対して保険金を支払いません（注2）。ただし、電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能もしくは機能不全の結果として火災または破裂もしくは爆発が生じた場合は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、その火災または破裂もしくは爆発によって保険の対象に生じた物的損害（注3）を補償します。

(注1) これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出には、財物損害、費用等を含みます。

(注2) これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出に対して同時にまたは連鎖的に影響を与える他のいかなる事由または事象にかかわらず、これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出に対して保険金を支払いません。

(注3) それらの物的損害によって生じた費用を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—土木工事部分の損害等に関する事由）

当会社は、土木工事部分について生じた次の①から④までに掲げる損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
- ② しゅんせつ部分に生じた埋没または隆起の損害
- ③ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害
- ④ 土砂の圧密沈下のために追加して行った埋立・盛土または整地工事の費用

第7条（保険金を支払わない場合—陸上輸送中の損害に関する事由）

当会社は、次の①から③までに掲げる事由によって生じた陸上輸送中の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 荷造りの欠陥
- ② 運送の遅延
- ③ 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が輸送開始（注）の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。
ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、この規定を適用しません。

（注）中間地からの輸送開始を含みます。

第8条（費用の支払）

この特約により当会社が保険金を支払うべき費用は、次表のとおりとします。

種類	内容
① 臨時費用	第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害保険金が支払われる場合において、その保険事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用をいいます。
② 残存物取片づけ費用	第2条（1）に規定する損害保険金が支払われる場合において、その保険事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（注1）をいいます。
③ 損害防止費用	普通保険約款第30条（損害の発生および拡大の防止）（1）に規定する損害の発生および拡大の防止のために保険契約者、被保険者または工事現場責任者が支出した費用のうち、当会社が必要または有益と認めた費用をいいます。
④ 特別費用	保険事故によって損害が発生した保険の対象の復旧に必要な次に掲げる費用をいいます。 ア. 残業・休日勤務および夜勤勤務による割増賃金 イ. 急行貨物割増運賃（注2）

（注1）解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、第13条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれないものとします。

（注2）国際間における航空輸送または航空貨物の貸切輸送により要した割増運賃を除きます。

第9条（J V工事の取扱い）

対象工事が、J V工事の場合には、特別の約定がないかぎり、次のとおり取り扱います。ただし、保険証券にJ V工事が対象外である旨が表示されている場合には、次の規定を適用せず、保険金を支払いません。

- ① 甲型（共同施工方式）共同企業体によるJ V工事

そのJ V工事に関するかぎり、＜用語の定義＞「工事」ア. からサ. までに規定する工事を除き、J V工事全体を記名被保険者が補償適用地域内で施工する工事として取り扱います。ただし、第10条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象に生じた損害に対して当会社が支払う保険金の額は、第12条（保険金額）の規定中「請負金額」とあるのは「請負金額に共同企業体における記名被保険者の請負契約比率を乗じて得た額」と読み替えて、第14条（保険金の支払額）および第15条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定に基づき算出した額に、そのJ V工事における記名被保険者の請負契約比率を乗じて得た額とします。

- ② 乙型（分担施工方式）共同企業体によるJ V工事

＜用語の定義＞「工事」ア. からサ. までに規定する工事を除き、記名被保険者が施工する分担工事部分のみを記名被保険者が補償適用地域内で施工する工事として取り扱います。ただし、第10条（1）②から⑤までに規定する保険の対象

が対象工事専用でない場合は、その保険の対象に生じた損害に対して、当会社が支払う保険金の額は、第14条および第15条の規定に基づき算出した額に、そのJ V工事における記名被保険者の請負契約比率を乗じて得た額とします。

第10条（保険の対象の範囲）

（1）この特約における保険の対象は、対象工事に関する次の①から⑤までに掲げる物とします。

- ① 工事の目的物
- ② ①に付随する仮工事の目的物
- ③ ①または②の工事用仮設物
- ④ 工事用仮設建物およびこれに収容されている什器・備品（注）
- ⑤ 工事用材料および工事用仮設材

（注）家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限りません。

（2）次の①から⑤までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 工事用仮設備、工事用機械器具およびこれらの部品ならびに工具
- ② 航空機、船舶もしくは水上運搬用具または機関車、自動車その他車両
- ③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
- ④ 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物
- ⑤ 燃料その他これらに類する物

第11条（被保険者の範囲）

この特約において、被保険者とは、次の者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者のすべての下請負人（注）
- ③ 第10条（保険の対象の範囲）（1）に規定する保険の対象の所有者が記名被保険者と異なる場合は、その保険の対象に対して正当な権利を有する者

（注）数次の下請契約による請負人を含みます。

第12条（保険金額）

（1）対象工事ごとの保険金額は、それぞれの対象工事に係る請負金額とします。ただし、対象工事の請負金額が3億円を超える場合には、その対象工事における保険金額は3億円とします。

（2）当会社が保険金を支払った場合においても、（1）に規定する対象工事ごとの保険金額は、減額することはありません。

第13条（損害の額の算定）

（1）当会社が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき損害の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{復旧費(注1)(注2)}} + \boxed{\text{損害防止費用}} - \boxed{\text{復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$$

（注1）第8条（費用の支払）④に規定する特別費用を含みます。

（注2）損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用等は含みません。

（2）（1）の規定にかかわらず、工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている什器・備品については、時価額（注1）により損害の額を算出します。この場合において、損害が生じた保険の対象を復旧することができる場合には、時価額（注1）を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{復旧費(注5)(注6)}} + \boxed{\text{損害防止費用}} - \boxed{\text{復旧によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額}} - \boxed{\text{復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$$

（注1）損害が生じた地および時における保険の対象の価額（注2）をいいます。

（注2）再調達価額（注3）から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注4）を差し引いた額をいいます。

（注3）保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

（注4）再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、法定耐用年数を超え、かつ、管理状況から財物としての客観的価値の減少が著しいと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

（注5）第8条（費用の支払）④に規定する特別費用を含みます。

(注6) 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用等は含みません。

(3) 次の①から④までに掲げる費用は復旧費に含まないものとします。

- ① 仮修理費。ただし、当会社が、本修理の一部をなすと認めた費用を除きます。
- ② 排土・排水費用。ただし、当会社が、復旧費の一部をなすと認めた費用を除きます。
- ③ 工事内容の変更または改良による増加費用
- ④ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用

第14条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。
ただし、1回の保険事故につき、第12条（保険金額）に規定する保険金額を限度とします。なお、算出した額がゼロ円未満の場合はゼロ円とします。

$$\boxed{\text{第13条(損害の額の算定)の規定による損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載のこの特約の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(2) 当会社は、陸上輸送中の損害については、1回の保険事故につき、(1)の規定により算出した損害保険金の額を100万円または第12条（保険金額）に規定する保険金額のいずれか低い額を限度として、支払います。

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、当会社が保険期間中に支払う第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害保険金の総額は、保険証券に記載されたこの特約の保険期間中の保険金額を限度とします。ただし、保険証券に記載されたこの特約の保険期間中の保険金額が3億円を下回る場合においては、当会社が保険期間中に支払う損害保険金の総額は、3億円を限度とします。

(4) (1) の規定の適用について、72時間以内に生じた2以上の天災等不可抗力による損害は、これらを一括して1回の保険事故とみなします。ただし、被災地域がまったく重複しない場合は、1回の保険事故とみなしません。

(5) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）（2）の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の保険事故につき、100万円を限度とします。

$$\boxed{\text{第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金}} \times \boxed{\text{支払割合(20\%)}} = \boxed{\text{臨時費用保険金の額}}$$

(6) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害保険金の6%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第2条（3）の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(7) 第2条（保険金を支払う場合）（5）の特別費用については、1回の保険事故につき、30万円を限度とします。

(8) 当会社は、(5)に規定する臨時費用保険金および(6)に規定する残存物取片づけ費用保険金については、損害保険金との合計額が第12条（保険金額）に規定する保険金額または保険証券に記載されたこの特約の保険期間中の保険金額を超えるときでも、その全額を支払います。なお、この特約およびこれに付帯された他の特約による保険金の支払総額については、保険証券に記載された総支払限度額を適用しません。

第15条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害に対して保険金を支払うべき重複保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき重複保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、1回の保険事故につき、第13条（損害の額の算定）の規定による損害の額から免責金額（注）を控除した残額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\left[\boxed{\text{第13条(損害の額の算定)の規定による損害の額}} - \boxed{\text{免責金額(注)}} \right] \times \frac{\boxed{\text{この保険契約の支払責任額}}}{\boxed{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

（注）重複保険契約に、この特約の免責金額より低いものがあるときは、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

(2) 第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害に対して保険金を支払うべき重複保険契約があり、その損害保険金の額が再調達価額（注1）から使用による減価を差し引いた額を基準として算出される場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、第14条（保険金の支払額）の規定により算出された損害保険金の額を限度とします。

$$\left[\boxed{\text{第13条(損害の額の算定)の規定による損害の額}} - \boxed{\text{免責金額(注2)}} \right] - \boxed{\text{重複保険契約によって支払われるべき損害保険金の額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(注1) 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

(注2) 重複保険契約に、この特約の免責金額より低いものがあるときは、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

- (3) 第2条（保険金を支払う場合）（2）の臨時費用に対して保険金を支払うべき重複保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき重複保険契約がないものとして算出した支払責任額（注1）の合計額が、1回の保険事故につき、100万円（注2）を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を臨時費用保険金として、支払います。

$$\boxed{100\text{万円(注2)}} \times \frac{\boxed{\text{この保険契約の支払責任額}}}{\boxed{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}} = \boxed{\text{臨時費用保険金の額}}$$

(注1) 支払責任額の算出にあたっては、第2条（1）の損害保険金の額は（1）または（2）の規定を適用して算出した額とします。

(注2) 重複保険契約に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とします。

- (4) 第2条（保険金を支払う場合）（3）の残存物取片づけ費用に対して保険金を支払うべき重複保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき重複保険契約がないものとして算出した支払責任額（注）の合計額が残存物取片づけ費用の額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

$$\boxed{\text{残存物取片づけ費用の額}} \times \frac{\boxed{\text{この保険契約の支払責任額}}}{\boxed{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}} = \boxed{\text{残存物取片づけ費用保険金の額}}$$

(注) 支払責任額の算出にあたっては、第2条（1）の損害保険金の額は（1）または（2）の規定を適用して算出した額とします。

第16条（特約火災保険契約との関係）

当会社は、公的機関等から融資を受けて施工される建物に関して、次の①から⑤までに掲げる特約火災保険契約を締結すべき時以降、この特約の規定に基づき支払われるべき損害等と特約火災保険契約により支払われるべき損害等が重複する部分については、第15条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、第14条（保険金の支払額）の規定によって算出した額から特約火災保険契約の規定により支払われるべき額を控除した残額を支払います。

- ① 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等特約火災保険契約
- ② 独立行政法人都市再生機構分譲住宅等特約火災保険契約
- ③ 独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等特約火災保険契約
- ④ 勤労者財産形成融資住宅特約火災保険契約
- ⑤ 沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険契約

第17条（保険の対象の調査）

- (1) 当会社は、いつでも保険の対象または工事現場を調査することができます。
- (2) (1)の調査において、保険の対象につき保険事故発生のおそれがあると当会社が認めた場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもって、その発生を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。
- (3) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、正当な理由がなく（1）の調査を拒んだ場合または（2）の請求に応じない場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。
- (5) (3)の規定は、（3）に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（2）の請求に応じなかった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (7) (3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、普通保険約款別表2に規定する保険料を返還します。

第18条（損害の発生および拡大の防止）

- (1) この特約においては、普通保険約款第30条（損害の発生および拡大の防止）（1）および（4）の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
(1) 保険契約者または被保険者は、保険事故が発生した場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めることとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。	(1) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、保険事故が発生した場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めることとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。
(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの義務に違反した場合には、当会社は、次の①から③までの金額を差し引いて保険金を支払います。	(4) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの義務に違反した場合には、当会社は、次の①から③までの金額を差し引いて保険金を支払います。

第19条（保険事故発生時の義務・権利）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合において、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときは、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険事故が生じた工事現場を調査することまたは保険の対象の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、(2)の調査前に、損害の発生および拡大の防止に必要な限度を超えて損害を修理しまたはその状態を変更してはなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)および(3)の規定に違反した場合または(2)の調査を妨害した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条（残存物）

当会社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第21条（賠償責任補償条項との関係）

- (1) 当会社は、物損害補償条項（注1）に規定する損害について、賠償責任補償条項（注2）の規定により保険金が支払われる場合においても、物損害補償条項（注1）の規定を優先して適用するものとします。
 - （注1）この特約およびこれに付帯された他の特約をいいます。
 - （注2）この保険契約に付帯された国内事業総合賠償責任保険特別約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。
- (2) (1)の場合においては、物損害補償条項（注1）または賠償責任補償条項（注2）の免責金額のいずれか低い金額を、第14条（保険金の支払額）(1)に規定する免責金額とします。
 - （注1）この特約およびこれに付帯された他の特約をいいます。
 - （注2）この保険契約に付帯された国内事業総合賠償責任保険特別約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。

第22条（普通保険約款の適用除外）

当会社は、この特約の規定を適用するにあたり、普通保険約款第33条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定を適用しません。

第23条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

メンテナンス期間中補償特約

＜この特約の適用＞

この特約は、工事用物損害補償特約に付帯され、その特約の規定の一部を変更します。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
う	請負契約	被保険者が行う対象工事の請負契約をいいます。
め	メンテナンス	請負契約に規定するメンテナンスをいいます。

第1条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、補償適用地域内において、第6条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象に生じた不測かつ突発的な次の①または②に掲げる事故をいいます。

- ① 被保険者（注1）が請負契約に従って行う修補作業の拙劣または過失による事故
 - ② この特約の保険の対象について、その引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した作業（注2）の欠陥による事故（注1）発注者を除きます。
- （注2）試運転および負荷試験を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、保険事故について、保険の対象に生じた損害（注）に対して、工事用物損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）から（4）までの規定に従い、保険金を支払います。なお、工事用物損害補償特約第2条（5）に規定する特別費用については、保険金を支払いません。

（注）消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。

第3条（保険期間と保険事故の関係）

当社は、第4条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任期間中に保険事故が発生した場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険責任の始期および終期）

この特約における当社の保険責任の始期および終期は、工事用物損害補償特約第4条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険の対象ごとに次のとおりとします。ただし、いかなる場合においても保険の対象の引渡しの時から12か月を超えないものとします。

- ① 保険責任の始期
メンテナンス期間の開始日。ただし、保険期間が開始する前に既にメンテナンスが開始している場合は、保険期間が開始した時とします。
- ② 保険責任の終期
メンテナンス期間の終了日。ただし、保険期間が終了した後も継続してメンテナンスを行う場合は、保険期間が終了した時とします。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、次の①または②に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者（注）が、法律上または請負契約上、発注者に対して自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害
 - ② 保険契約者、被保険者（注）または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった保険の対象の作業の欠陥に起因して生じた損害
- （注）発注者を除きます。

第6条（保険の対象の範囲）

この特約における保険の対象は、工事用物損害補償特約第10条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象のうち、引渡しのできた工事の目的物とします。

第7条（保険金の支払額）

この特約においては、工事用物損害補償特約第14条（保険金の支払額）（1）の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
（1）当社は、第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の保険事故につき、第12条（保険金額）に規定する保険金額を限度とします。なお、算出した額がゼロ円未満の場合はゼロ円とします。 第13条(損害の額の算定)の規定による損害の額 保険証券記載のこの特約の免責金額 = 損害保険金の額	（1）当社は、第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の保険事故につき、第12条（保険金額）に規定する保険金額を限度とします。なお、算出した額がゼロ円未満の場合はゼロ円とします。 第13条(損害の額の算定)の規定による損害の額 損害の額の20%または50万円のいずれか高い額 = 損害保険金の額

第8条（賠償責任補償条項との関係）

賠償責任補償条項（注）に規定する被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担し、賠償責任補償条項（注）の規定により保険金が支払われる場合には、その損害に対してこの特約による保険金を支払いません。

（注）この保険契約に付帯された国内事業総合賠償責任保険特別約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。

第9条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および工事用物損害補償特約の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

工事用仮設備・機械器具補償特約

＜この特約の適用＞

この特約は、工事用物損害補償特約に付帯され、その特約の規定の一部を変更します。

＜法令＞

この特約における法令（注）は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
と	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第1条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、補償適用地域内において、第6条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象について生じた不測かつ突発的な事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、保険事故について、保険の対象に生じた損害（注）に対して、工事用物損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）から（4）までの規定に従い、保険金を支払います。なお、工事用物損害補償特約第2条（5）に規定する特別費用については、保険金を支払いません。

（注）消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下この特約において同様とします。

第3条（保険期間と保険事故の関係）

当社は、第4条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任期間中に保険事故が発生した場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険責任の始期および終期）

この特約における当社の保険責任の始期および終期は、工事用物損害補償特約第4条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、対象工事ごとに次のとおりとします。

① 保険責任の始期

対象工事の工事期間の初日。ただし、保険期間が開始する前に既に対象工事が開始している場合は、保険期間が開始した時とします。

② 保険責任の終期

対象工事の目的物の引渡しの時（注）。ただし、保険期間が終了した後も継続して工事を行う場合は、保険期間が終了した時とします。

（注）対象工事の目的物の引渡しを要しない場合は、対象工事が完了した時とします。

第5条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次の①から⑨までに掲げる物が第6条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象に含まれている場合または保険の対象の一部を構成している場合は、その物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、火災、落雷、破裂もしくは爆発または盗難に起因して生じた場合または保険の対象の本体と同時に損害を被った場合を除きます。

① ブーム（注1）ならびに伸縮シリンダ、俯仰シリンダ、ワイヤーロープ、フック等ブーム（注1）と機能上一体をなしている部品およびブーム（注1）の機能上必要である部分品

② ①に掲げる物に定着または装備されている次に掲げる物

ア. 使用の目的により交換装着する部分品および機械装置

イ. 安全装置および警報装置

ウ. 配線、配管およびホース類

エ. その他通常付属品とみなされる物

③ 履帯・無限軌道・キャタピラ、タイヤ排土板（注2）、スカリファイヤ（注3）、バケット（注4）、ローラその他土木作業、建築作業、その他の作業時において常時地面等に接する部品

④ フォーク、すき、刃、つめ、歯、ブレード、ライナ

⑤ ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、スチームハンマ、エアハンマ、パイプロハンマ、パイルドライバ、ドリルのビット、ケーシングチューブ、ベルト、レール、スクリーン

⑥ 材質が陶磁器、ガラス、コンクリート、れんが、ゴム、カーボン、水、合成樹脂である物

⑦ 電球、ブラウン管、真空管その他これらに類似の管球類

⑧ ワイヤ、ロープ、ノズル、タイヤ（チューブを含みます。）、チェーンおよびその他の消耗品

⑨ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒等

（注1）ジブを含みます。

（注2）カッティングエッジ・エンドビットを含みます。

（注3）シャンク・ディッパを含みます。

（注4）ディッパを含みます。

（2）当社は、保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの事故によって火災または破裂もしくは爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。

第6条（保険の対象の範囲）

（1）この特約における保険の対象は、対象工事に関して記名被保険者が所有する工事用仮設備、工事用機械器具およびこれらの部品とします。ただし、工事用仮設備・機械器具が対象工事の工事現場内に所在している間に限ります。

（2）工事用物損害補償特約＜用語の定義＞「工事用機械器具」の規定における建設用工作車については、登録等（注1）を受けしていないものに限ります。なお、保険期間中に登録等（注1）を受けた場合は、その時から保険の対象から除外するものとし

ます。

(注1) 道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または市町村長(注2) 交付の標識(注3) をいいます。

(注2) 東京都特別区の場合は都知事とします。

(注3) 臨時運行許可証および臨時運転番号標を除きます。

(3) (1) に規定する保険の対象には、特別の約定がないかぎり、記名被保険者がリースまたはレンタル契約により使用または管理するものを含めるものとします。

第7条 (被保険者の範囲)

この特約において被保険者とは、次の者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 第6条(保険の対象の範囲)(1) に規定する保険の対象の所有者が記名被保険者と異なる場合は、その保険の対象に対して正当な権利を有する者

第8条 (損害の額の算定)

この特約においては、工事用物損害補償特約第13条(損害の額の算定)(2)の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
(2)(1)の規定にかかわらず、工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている什器・備品については、時価額(注1)により損害の額を算出します。この場合において、損害が生じた保険の対象を復旧することができるときには、時価額(注1)を限度とし、次の算式によって算出した額とします。	(2)(1)の規定にかかわらず、工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている什器・備品ならびに工事用仮設備、工事用機械器具およびこれらの部品については、時価額(注1)により損害の額を算出します。この場合において、損害が生じた保険の対象を復旧することができるときには、時価額(注1)を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

第9条 (保険金の支払額)

(1) この特約においては、工事用物損害補償特約第14条(保険金の支払額)(1)の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する損害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の保険事故につき、第12条(保険金額)に規定する保険金額を限度とします。なお、算出した額がゼロ円未満の場合はゼロ円とします。 第13条(損害の額の算定) の規定による損害の額 - 保険証券記載のこの特約の免責金額 = 損害保険金の額	(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する損害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、保険期間を通じて500万円を限度とします。なお、算出した額がゼロ円未満の場合はゼロ円とします。 第13条(損害の額の算定) の規定による損害の額 - この特約の免責金額 = 損害保険金の額

(2) この特約の規定に基づく損害保険金の支払にあたっては、工事用物損害補償特約の規定により損害保険金が支払われる保険事故と同一の原因による場合であると否とを問わず、第8条(損害の額の算定)の規定による損害の額から、この特約の免責金額を差し引いて支払うこととします。また、この特約の免責金額は保険証券記載の工事用物損害補償特約の免責金額と同額とします。

第10条 (工事用物損害補償特約の適用除外)

当会社は、この特約において、次の①および②に掲げる規定を適用しません。

- ① 工事用物損害補償特約第10条(保険の対象の範囲)(2)①
- ② 建設用工作車について、工事用物損害補償特約第10条(2)②

第11条 (普通保険約款等との関係)

普通保険約款および工事用物損害補償特約の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用

しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

建売住宅等の保険責任終期特約

<この特約の適用>

この特約は、工事用物損害補償特約に付帯され、その特約の規定の一部を変更します。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
し	新築住宅	住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条（定義）第2項に規定するもののうち、一戸建て住宅のみをいい、長屋および共同住宅は含みません。

<法令>

この特約における法令（注）は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
け	建設業法（昭和24年法律第100号）
し	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）
こ	航空法（昭和27年法律第231号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第1条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、補償適用地域内において、第5条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象について生じた不測かつ突発的な事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、保険事故について、保険の対象に生じた損害（注）に対して、工事用物損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）から（4）までの規定に従い、保険金を支払います。なお、工事用物損害補償特約第2条（5）に規定する特別費用については、保険金を支払いません。

（注）消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。

第3条（保険期間と保険事故の関係）

当社は、第4条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任期間中に保険事故が発生した場合に限り、保険金を支払います。

第4条（保険責任の始期および終期）

この特約における当社の保険責任の始期および終期は、工事用物損害補償特約第4条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険の対象ごとに次のとおりとします。

① 保険責任の始期

対象工事が完了した時。ただし、保険期間が開始する前に既に対象工事が完了している場合は、保険期間が開始した時とします。

② 保険責任の終期

当社の保険責任の終期は、以下のいずれか早い時とします。

ア. 対象工事の完了日から起算して6か月後の応当日の午後4時

イ. 保険の対象を購入者、仲介業者もしくは販売業者等へ引き渡した（注）場合は、その引渡しの時

ウ. 保険期間が終了した時

(注) 委託を含みます。

第5条（保険の対象の範囲）

この特約における保険の対象は、建設業法第3条（建設業の許可）に規定された建築一式工事により、保険期間が終了する前に、記名被保険者が自ら対象工事を完了させた新築住宅であって、記名被保険者が顧客に販売する目的をもって、自らの管理下におく工事の目的物とします。

第6条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第7条（工事物損害補償特約との関係）

当社は、いかなる場合においても、工事物損害補償特約において保険金が支払われるべき事由または損害に対しては、この特約において保険金を支払いません。

第8条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および工事物損害補償特約の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

事業用動産損害補償特約

<この特約の適用>

この特約は普通保険約款に付帯され、普通保険約款の規定を補います。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
き	貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品等をいいます。
け	建設工事	建設業法第2条第1項に規定する土木建築に関する工事をいいます。
	建設用工作車	次の作業を行うことを主たる用途または機能とする自動車または車両をいいます。 ア. 建設工事等の作業 イ. 建設工事等に付随して作業者または周囲の者等の安全、健康を確保する作業 ウ. 建設資材または廃棄物等を運搬する作業。ただし、ダンプカーまたはコンクリートミキサー車に限ります。
こ	航空機	航空法に定める航空機をいいます。
	工事現場	被保険者が工事を行う場所であって、不特定多数の者およびその者の自動車、車両、船舶ならびに航空機等の出入りが禁止されている場所をいい、工事専用の工事中用仮設建物または資材置場等が工事現場から離れて設置されている場合は、これらを含みます。
	工事中用仮設材	仮工事の目的物の一部に使用する資材をいいます。
	工事中用仮設物	工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備をいいます。
	工事中用機械器具	掘削機械・積込機械、クレーン、基礎工事中用機械、せん孔機・トンネル推進器、路盤用機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械その他建設機械・測量機器・建設用工作車等をいいます。
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し	自動車	原動機を用い、かつ軌道または架線を用いないで運行する車（注）をいい、原動機付自転車を含みます。 ただし、身体機能を補助する目的で使用する車いす等を除きます。 （注）これに付属する機械または装置を含みます。

	用語	定義
し	車両	自動車および身体機能を補助する目的で使用する車いす等を除く車両をいいます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
	船舶	次のア．からウ．までに該当する船舶をいいます。 ア．艇長が8 m以上のすべての船舶 イ．艇長が8 m未満であって有料で人荷を輸送する船舶 ウ．艇長が8 m未満であって有料で他人に貸与される船舶
た	対象構内	対象施設の所在する構内をいいます。
	対象施設	被保険者が所有、使用または管理する常設の施設、作業場および資材置場等をいい、工事現場を除きます。
	建物	屋根および周壁またはこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。
つ	通貨等	通貨ならびに第三者より売上金として収受した手形、小切手および商品券をいいます。
て	電子データ	電子的・電子（電気）機械的データ処理または電子制御設備・装置によって伝達、解釈または処理に使用可能な形式に変換された事実、概念および情報をいい、データ処理および操作ならびにその設備・装置の指示および操作のためのプログラム、ソフトウェアその他のコード化された命令を含みます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂もしくは爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
	復旧期間	保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注）をいいます。 （注） 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額（注1）をいいます。 （注1） 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注2）を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属等の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 （注2） 再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、法定耐用年数を超え、かつ、管理状況から財物としての客観的価値の減少が著しいと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
	補償適用地域	保険証券記載の国または地域をいいます。
	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
よ	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

<法令>

この特約における法令（注）は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
け	建設業法（昭和24年法律第100号）
こ	航空法（昭和27年法律第231号）

	法令（法令番号）
と	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第 1 条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、補償適用地域内において発生した次に該当する事故をいいます。

- ① 第 6 条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象について生じた不測かつ突発的な事故
- ② 対象施設内における被保険者が所有する業務用の通貨等または預貯金証書の盗難

第 2 条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、第 1 条（保険事故の範囲）①に規定する保険事故について、保険の対象に生じた損害（注）に対して、損害保険金を支払います。

（注）消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下この特約において同様とします。

- （2）当会社は、第 1 条（保険事故の範囲）②に規定する保険事故について、業務用の通貨等または預貯金証書の盗難によって生じた損害に対して、第 6 条（保険の対象の範囲）（3）②の規定にかかわらず、通貨等盗難損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の①および②に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

- ① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

- （3）当会社は、（2）に規定する通貨等盗難損害保険金が支払われる場合において、第 5 条（費用の支払）⑥に規定する公示催告手続費用を損害の額に含めます。

- （4）当会社は、第 5 条（費用の支払）①に規定する臨時費用に対して、臨時費用保険金を支払います。なお、（2）に規定する通貨等の盗難によって生じる臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。

- （5）当会社は、第 5 条（費用の支払）②に規定する残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

- （6）当会社は、第 5 条（費用の支払）③に規定する修理付帯費用に対して、修理付帯費用保険金を支払います。

- （7）当会社は、第 5 条（費用の支払）④に規定する水害費用に対して、水害費用保険金を支払います。

- （8）当会社は、第 5 条（費用の支払）⑤に規定する損害防止費用を第 8 条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含めます。

第 3 条（保険期間と保険事故の関係）

当会社は、保険期間中に保険事故が発生した場合に限り、保険金を支払います。

第 4 条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次の①から⑩までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注 1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注 2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人（注 3）（注 4）の使用人もしくは父母、配偶者、子その他親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為
- ④ 保険契約者、被保険者または保険金受取人（注 3）（注 4）の使用人の故意
- ⑤ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者の父母、配偶者、子その他親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ⑥ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの保険の対象を収容する建物内部への吹込みまたは漏入。ただし、保険の対象を収容する建物の外側の部分（注 5）が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から保険の対象を収容する建物の内部に吹込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質（注 6）もしくは核燃料物質（注 6）によって汚染された物（注 7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染

⑪ 水災。ただし、第2条（保険金を支払う場合）（7）の水害費用保険金については、この規定を適用しません。

⑫ ⑦から⑪までの事由に随伴して生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。

（注2）その者が法人である場合は、その役員をいいます。

（注3）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その役員をいいます。

（注4）保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。

（注5）保険の対象を収容する建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

（注6）使用済燃料を含みます。

（注7）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、次の①から⑰までに掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。

② 保険の対象に加工（注1）を施した場合、加工着手後に生じた損害

③ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂もしくは爆発が発生した場合を除きます。

④ 保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または破裂もしくは爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。

⑤ 詐欺または横領によって生じた損害

⑥ 紛失、置き忘れまたは廃棄によって生じた損害

⑦ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって生じた損害

ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑧ 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。

⑨ 保険の対象のうち、ワイヤー、ロープ、ノズル、タイヤ（注3）、チェーン、刃、歯もしくはその他の消耗品または潤滑油、操作油、冷媒もしくは触媒等に生じた損害。ただし、火災、落雷、破裂・爆発もしくは盗難に起因して生じた場合または保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。

⑩ 自動販売機またはコインゲーム機に収容されている商品・製品等に生じた次に掲げる損害

ア. 自動販売機またはコインゲーム機の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、商品・製品等が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害

イ. 自動販売機またはコインゲーム機と同時に被らない場合、または機械本体に明らかな外部からの形跡がない場合の盗難による損害

⑪ 債権者の自力救済行為その他類似の行為によって生じた損害

⑫ 土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害

⑬ 保険契約者もしくは被保険者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触によって生じた損害

⑭ 楽器について生じた次に掲げる損害

ア. 弦（注4）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。

イ. 音色または音質の変化

⑮ 動物または植物に生じた次に掲げる損害または事由

ア. 別表1記載以外の事故に起因して生じた損害

イ. 別表1記載の事故に起因して生じた損害のうち、損害発生後7日以内に死亡または枯死（注5）しなかった場合

⑯ データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物に生じた損害

⑰ 商品・製品等に生じた損害

（注1）修理を除きます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）チューブを含みます。

(注4) ピアノ線を含みます。

(注5) その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。

(3) 当会社は、次の①または②に掲げる損害および次の①または②によって生じた損害(注1)に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、保険金受取人(注2)(注3)もしくはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者またはこれらの者の使用人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害

ア. 自然の消耗または劣化(注4)

イ. ボイラスケールの進行

ウ. 蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由。ただし、これらの事由が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。

エ. ねずみ食い、虫食い等

(注1) 保険事故が生じた場合は、次の①または②に掲げる損害に限ります。

(注2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その役員をいいます。

(注3) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。

(注4) 保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

(4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、手形または小切手に盗難事故が発生した場合、次の①または②に掲げる損害に対しては、通貨等盗難損害保険金を支払いません。

① 手形または小切手の不渡損害および支払拒絶

② 一切の金利損害

(6) 当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、原因を問わず電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能、機能不全、費用もしくは支出(注1)に対して保険金を支払いません(注2)。ただし、電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能もしくは機能不全の結果として火災または破裂もしくは爆発が生じた場合は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、その火災または破裂もしくは爆発によって保険の対象に生じた物的損害(注3)を補償します。

(注1) これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出には、財物損害、費用等を含みます。

(注2) これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出に対して同時にまたは連鎖的に影響を与える他のいかなる事由または事象にかかわらず、これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出に対して保険金を支払いません。

(注3) それらの物的損害によって生じた費用を含みます。

第5条(費用の支払)

この特約により当会社が保険金を支払うべき費用は、次表のとおりとします。

種類	内容
① 臨時費用	第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する損害保険金が支払われる場合において、その保険事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用をいいます。
② 残存物取片づけ費用	第2条(1)に規定する損害保険金が支払われる場合において、その保険事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(注1)をいいます。

種類	内容
③ 修理付帯費用	保険の対象に損害が生じた結果、第2条(1)に規定する損害保険金が支払われる場合において、その保険の対象の復旧にあたり発生した次に掲げる費用(注2)のうち、当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をいいます。 ア. 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(注3) イ. 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用(注3)。ただし、復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。 ウ. 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼動するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。 エ. 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。 オ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(注4)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用(注4)を超えるものを除きます。 カ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(注5)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(注4) キ. 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
④ 水害費用	水災によって、対象施設の所在する建物または構築物が床上浸水(注6)または地盤面(注7)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等に損害が生じた場合において、それによって臨時に生ずる費用をいいます。
⑤ 損害防止費用	普通保険約款第30条(損害の発生および拡大の防止)(1)に規定する損害の発生および拡大の防止のために保険契約者または被保険者が支出した費用のうち、当会社が必要または有益と認めた費用をいいます。
⑥ 公示催告手続費用	第12条(保険事故発生時の義務・権利)(1)②イ.に規定する公示催告の手続に要する費用をいいます。

(注1) 取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

(注2) 居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。

(注3) 被保険者またはその父母、配偶者、子その他親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その役員にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。

(注4) 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。

(注5) 保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

(注6) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注7) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

第6条 (保険の対象の範囲)

(1) この特約における保険の対象は、次の①から④までに掲げる物とします。

- ① 対象構内に収容される被保険者が所有する設備・什器等
- ② 業務の目的に従って、対象構内から一時的に持ち出され、使用または管理されている設備・什器等(注)
- ③ 対象構内に収容される被保険者が所有する工事用仮設物および工事用仮設材
- ④ 対象構内に収容される被保険者が所有または工事に使用するために管理する資材・部品等

(注) 看板および自動販売機を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①から④までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 航空機、船舶もしくは水上運搬用具または機関車、自動車その他車両
- ② (1)①のうち、次に掲げる物
 - ア. 工事用機械器具およびこれらの部品ならびに工具

イ. 昇降機設備等の建物付帯設備および立体駐車場

③ (1) ②のうち、リース品またはレンタル品等の他人に貸与されまたは他人の占有管理下にある物

④ (1) ①、③または④に規定する物のうち、建物の外（注）に置かれている物

（注）建物の外には、軒、庇等の下を含みます。

（3）次の①から③までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 稿本、設計書、図案、雛（ひな）型、鋳（い）型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

③ 看板、自動販売機等で対象構内の外に設置された設備・什器等

（4）被保険者が対象施設において所有する業務用の畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備は、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

（5）（1）①および③に規定する保険の対象には、特別の約定がないかぎり、記名被保険者がリースまたはレンタル契約により使用または管理するものを含めるものとします。

第7条（被保険者の範囲）

この特約において、被保険者とは、次の者をいいます。

① 記名被保険者

② 保険の対象がリースまたはレンタル契約により使用または管理するものである場合または保険の対象が第6条（保険の対象の範囲）（1）④に規定する資材・部品等であり、かつ保険の対象の所有者が記名被保険者と異なる場合は、その保険の対象に対して正当な権利を有する者

第8条（損害の額の算定）

（1）当会社が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式（注1）によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} + \boxed{\text{損害防止費用}} - \boxed{\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額(注2)(注3)}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$$

（注1）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

（注2）再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、法定耐用年数を超え、かつ、管理状況から財物としての客観的価値の減少が著しいと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

（注3）保険の対象が貴金属等の場合の増加額はゼロとします。

（2）保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、当会社は、その損害が保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮して第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき損害の額を決定します。この場合において、その部分の修理費が保険価額を超過する場合を除いては、いかなる場合でも全損とはみなしません。

（3）盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、（1）の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。なお、盗取された保険の対象について、当会社が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合には、回収のために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

（4）保険の対象の価値の下落（格落損害）は損害の額に含めません。

第9条（保険金の支払額）

（1）当会社は、第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。

ただし、1回の保険事故につき、保険証券に記載されたこの特約の1事故の保険金額を限度とします。なお、算出した額がゼロ円未満の場合はゼロ円とします。

$$\boxed{\text{第8条(損害の額の算定)の規定による損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載のこの特約の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- (2) 当会社は、貴金属等の損害については、1回の保険事故につき、(1)の規定により算出した損害保険金の額を1個または1組につき30万円を限度として、支払います。
- (3) (1) および(2)の規定にかかわらず、当会社が保険期間中に支払う第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する損害保険金の総額は、保険証券に記載されたこの特約の保険期間中の保険金額を限度とします。
- (4) 当会社は、1回の保険事故につき、1対象構内ごとに、業務用の通貨等の盗難については30万円を、また、業務用の預貯金証書の盗難については300万円を限度とし、第2条(保険金を支払う場合)(2)の損害の額を第2条(2)の通貨等盗難損害保険金として、支払います。
- (5) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(4)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の保険事故につき、100万円を限度とします。

$$\boxed{\text{第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金}} \times \boxed{\text{支払割合(20\%)}} = \boxed{\text{臨時費用保険金の額}}$$

- (6) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する損害保険金の6%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第2条(5)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (7) 当会社は、1回の保険事故につき、1対象構内ごとに、100万円を限度とし、修理付帯費用の額を第2条(保険金を支払う場合)(6)の修理付帯費用保険金として、支払います。
- (8) 当会社は、次の算式(注)によって算出した額を第2条(保険金を支払う場合)(7)の災害費用保険金として、支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{支払割合(5\%)}} = \boxed{\text{災害費用保険金の額}}$$

(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、算式の「保険金額」は、「保険価額」とします。

- (9) 当会社は、(4)から(8)までに規定する通貨等盗難損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、修理付帯費用保険金および災害費用保険金については、(1)および(2)の規定により算出した損害保険金との合計額が保険証券に記載されたこの特約の1事故または保険期間中の保険金額を超えるときでも、その全額を支払います。なお、この特約による保険金の支払総額については、保険証券に記載された総支払限度額を適用しません。

第10条(重複保険契約がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)もしくは(2)の損害または(4)から(8)までの費用に対して保険金を支払うべき重複保険契約(注)がある場合において、それぞれの保険契約につき重複保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を第2条(1)もしくは(2)の保険金または(4)から(8)までの保険金として支払います。

$$\boxed{\text{別表2に掲げる支払限度額}} \times \frac{\boxed{\text{この保険契約の支払責任額}}}{\boxed{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}} = \boxed{\text{第2条(1)もしくは(2)の保険金または(4)から(8)までの保険金の額}}$$

(注) この特約において第2条(4)から(8)までの費用については、被保険者の所有する物でこの特約の保険の対象以外の物について締結された保険契約であっても、これを含みます。以下この条において同様とします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、重複保険契約がある場合において、重複保険契約により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を差し引いた残額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。
- (3) (1)の場合において、重複保険契約に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの特約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金については、その重複保険契約がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (4) (1)から(3)までの場合において、第2条(保険金を支払う場合)(4)に規定する臨時費用保険金および第2条(5)に規定する残存物取片づけ費用保険金につき重複保険契約がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、第2条(1)に規定する損害保険金の額は、(1)から(3)までの規定を適用して算出した額とします。

第11条(保険の対象の調査)

- (1) 当会社は、いつでも保険の対象または対象施設もしくは対象構内を調査することができます。
- (2) (1)の調査において、保険の対象につき保険事故発生のおそれがあると当会社が認めた場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもって、その発生を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。

- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合または(2)の請求に応じない場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。
- (5) (3)の規定は、(3)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)の請求に応じなかった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (7) (3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、普通保険約款別表2に規定する保険料を返還します。

第12条（保険事故発生時の義務・権利）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から③までのことを履行しなければなりません。
 - ① 保険の対象が盗難にあった場合には、遅滞なくその旨を所轄警察署に届け出ること。
 - ② 手形または小切手が盗難にあった場合には、次の措置を遅滞なく履行すること。
 - ア. 振出人または引受人および取引銀行に対して盗難の発生を通知し、かつ、盗難にあった手形または小切手の支払の停止を依頼すること。
 - イ. 公示催告の手続を行うこと。
 - ③ 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険事故が生じた対象施設もしくは対象構内を調査することまたは保険の対象の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(2)の調査を妨害した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (2)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
 - （注）第8条（損害の額の算定）(3)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第14条（保険金の請求）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(2)に規定する手形または小切手に係る通貨等盗難損害保険金および第2条（6）に規定する修理付帯費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、次に規定する時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 第2条（2）に規定する手形または小切手に係る通貨等盗難損害保険金については、第12条（保険事故発生時の義務・権利）(1)②イ.の公示催告手続の終了日または満期日のいずれか遅い日
 - ② 第2条（6）に規定する修理付帯費用保険金については、それぞれに規定する修理もしくは復旧を行った時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第31条（保険金の請求）(2)に記載の書類に加え、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 被害が生じた物の価値を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
 - ② 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 画像データを含みます。

第15条（賠償責任補償条項との関係）

(1) 当会社は、この特約に規定する損害について、賠償責任補償条項（注）の規定により保険金が支払われる場合においても、この特約の規定を優先して適用するものとします。

（注）この保険契約に付帯された国内事業総合賠償責任保険特別約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。

(2) (1) の場合においては、この特約または賠償責任補償条項（注）の免責金額のいずれか低い金額を、第9条（保険金の支払額）（1）に規定する免責金額とします。

（注）この保険契約に付帯された国内事業総合賠償責任保険特別約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。

第16条（普通保険約款の適用除外）

当会社は、この特約の規定を適用するにあたり、普通保険約款第33条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定を適用しません。

第17条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

別表1

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂または爆発
- (4) 風災、雹（ひょう）災、雪災または水災
- (5) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵（じん）、粉塵（じん）、煤（ばい）煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは（4）に起因する事故を除きます。
- (6) 給排水設備（注1）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室もしくは場所で生じた事故に伴う漏水、放水または溢（いっ）水（注2）による水漏れ。ただし、（4）に起因する事故を除きます。
（注1）スプリンクラー設備・装置を含みます。
（注2）水が溢（あふ）れることをいいます。
- (7) 騒擾（じょう）およびこれに類似の集団行動（注）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
（注）群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

別表2

	保険金の種類		支払限度額
1	第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金		1回の保険事故につき、損害の額から免責金額（注）を差し引いた残額 （注）重複保険契約に、この特約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
2	第2条（保険金を支払う場合）	業務用の通貨等	1回の保険事故につき、1対象構内ごとに30万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）重複保険契約に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	（2）の通貨等盗難損害保険金	業務用の預貯金証書	1回の保険事故につき、1対象構内ごとに300万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）重複保険契約に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
3	第2条（保険金を支払う場合）（4）の臨時費用保険金		1回の保険事故につき、100万円（注） （注）重複保険契約に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

	保険金の種類	支払限度額
4	第2条（保険金を支払う場合）（5）の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
5	第2条（保険金を支払う場合）（6）の修理付帯費用保険金	1回の保険事故につき、1対象構内ごとに100万円（注）または修理付帯費用の額のいずれか低い額 （注）重複保険契約に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
6	第2条（保険金を支払う場合）（7）の水火費用保険金	1回の保険事故につき、保険金額または保険価額のいずれか低い額に5%（注）を乗じた額 （注）重複保険契約に、5%を超えるものがある場合は、これらのうち最も高い割合とします。

使用者賠償責任補償特約

<この特約の適用>

この特約は普通保険約款に付帯され、普通保険約款の規定を補います。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	1 事故	発生時間、発生場所または身体の障害を被った被用者もしくは損害賠償請求の数を問わず、同一の原因または事由から発生した一連の保険事故をいいます。
お	汚染浄化費用	環境汚染（注１）が発生した場合において、流出、溢出しもしくは漏出し、または排出された汚染物質（注２）の調査、拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理または中和処理等の処理に要する費用をいいます。 （注１） 流出、溢出しもしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ被用者の身体の障害が発生したまたは発生するおそれがある状態をいいます。 （注２） 固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質、石油物質（注３）および廃棄物等を含みます。また、廃棄物には再生利用される物質を含みます。 （注３） 次のものをいいます。 ア．原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 イ． ア． に掲げる石油類より誘導される化成品類 ウ． ア． またはイ． の物質を含む混合物、廃棄物および残渣
し	仕事	記名被保険者が遂行するすべての仕事をいいます。
	下請負人	次に掲げる者をいいます。 ア． 記名被保険者が所有、使用または管理する施設内において、記名被保険者と締結された契約に基づき仕事の全部または一部を遂行する者 イ． 記名被保険者と締結された下請契約に基づき仕事を遂行する請負人（注） （注） 数次の請負の場合における請負人を含みます。
	従業員	仕事に従事する者で、記名被保険者または下請負人から賃金の支払を受ける者をいいます。また、記名被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者（注）および受入れした出向者を含みます。 （注） 労働者派遣法に規定する派遣労働者をいいます。
	職業性疾病	労働基準法施行規則第 35 条に規定された疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。ただし、次の疾病を除きます。 ア． 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（注）もしくは解離性大動脈瘤またはこれらの疾病に付随する疾病 イ． 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神および行動の障害またはこれに付随する疾病 （注） 心臓性突然死を含みます。
	身体の障害	身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
そ	損害賠償責任額	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金に相当する額をいい、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
ひ	被用者	記名被保険者の従業員、記名被保険者の下請負人およびその従業員（注）をいいます。 （注） 労働者災害補償保険法第 33 条第 1 号から第 5 号までのいずれかに掲げる者を含みます。

	用語	定義
ほ	法定外補償規定	被用者に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

<法令>

この特約における法令（注１）は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
し	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）
せ	船員法（昭和 22 年法律第 100 号） 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
た	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）（注２）
ろ	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号） 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生労働省令第 23 号） 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（注３）

（注１）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

（注２）この特約において、「パートタイム・有期雇用労働法」といいます。

（注３）この特約において、「労働者派遣法」といいます。

第 1 条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、被用者が業務上の事由により被った身体の障害をいいます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

- （１）当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- （２）（１）のほか、当会社は、保険事故の発生により、被保険者が第 7 条（損害の範囲－費用）に定める費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第 3 条（保険期間と保険事故の関係）

当会社は、保険期間中に保険事故（注）が発生した場合に限り、保険金を支払います。

（注） 1 事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとみなします。

第 4 条（保険金を支払わない場合－その 1）

- （１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から④までに掲げる事由によって生じた被用者の身体の障害（注 1）による損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者（注 2）またはこれらの事業場責任者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 3）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注 4）もしくは核燃料物質（注 4）によって汚染された物（注 5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- （注 1）これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。
- （注 2）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- （注 3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注 4）使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に掲げる身体の障害による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 風土病による身体の障害
- ② 職業性疾病による身体の障害

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と被用者またはその他の他人との間に損害賠償に関する特別の約定もしくは合意がある場合または法定外補償規定がある場合において、その約定、合意または規定によって加重された賠償責任
- ② 被保険者の父母、配偶者、子その他親族が被った身体の障害に対して負担する賠償責任

(2) 当会社は、労働基準法第76条（休業補償）第1項または船員法第91条（傷病手当及び予後手当）第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額に対しては、保険金を支払いません。

第6条（損害の範囲—損害賠償金）

(1) 当会社が、第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定により保険金を支払う損害は、正味損害賠償金とします。

(2) (1) に規定する正味損害賠償金は、損害賠償責任額のうち、次の①から③までに掲げる金額の合算額を超過する額とします。

- ① 労災保険法等により給付されるべき金額（注1）
- ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険（注2）または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③ 次のいずれかの金額

ア. 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額

イ. 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、次に掲げる金額の合計額

（ア）労働災害総合保険契約の法定外補償条項により支払われるべき金額

（イ）この保険契約の保険契約者が締結する上記（ア）以外の保険契約（注3）により支払われる保険金のうち、被用者に対する災害補償として被用者またはその遺族に支払われることによって被保険者が賠償責任を免れる金額

（注1）この金額には「特別支給金」を含みません。

（注2）責任共済を含みます。

（注3）共済契約を含みます。

(3) (1) に規定する保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとします。

第7条（損害の範囲—費用）

(1) この特約により当会社が保険金を支払うべき費用は、次表のとおりとします。なお、被保険者が支出した費用につき、①から⑥までの各費用の項目中、2つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

種類	内容
① 損害防止費用	普通保険約款第30条（損害の発生および拡大の防止）（1）に規定する損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために被保険者が支出した必要または有益であった費用（注1）をいいます。ただし、いかなる場合も汚染浄化費用を除きます。
② 求償権保全費用	普通保険約款第30条（2）に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。

種類	内容
③ 緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急に必要な措置を行うために被保険者が支出した費用、およびあらかじめ当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
④ 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注2）につき、被保険者が当会社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用をいいます。
⑤ 協力費用	第12条（保険事故処理の特則）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
⑥ 訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および用途が妥当な次の費用をいいます。 ア. 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ. 意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ. 被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ. 増設コピー機のリース費用 オ. 被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注3）

（注1）有益であった費用とは、応急措置を実施していなければ、生じたまたは増加したであろう損害の額を超えずになされた応急措置の費用をいいます。

（注2）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（注3）派遣受入れ費用を含みます。

- （2）被保険者が（1）④から⑥までの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。また、③の緊急措置費用については、被保険者に賠償責任がないことが判明した場合に限り、当会社は、保険金を支払います。

第8条（被保険者の範囲）

- （1）この特約において被保険者とは、次の者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の役員および従業員。ただし、派遣労働者（注1）およびパート・アルバイト（注2）は除きます。

（注1）派遣労働者とは、労働者派遣法に規定する派遣労働者をいいます。

（注2）パート・アルバイトとは、従業員がパートタイム・有期雇用労働法で規定する短期労働者をいい、常勤の者を除きます。

なお、常勤とは、被用者が負傷または疾病を被った時の直前6か月間を超える勤務実績があり、その週あたりの平均労働日数が3日以上かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上の場合をいいます。

- （2）この特約の規定は、（1）に規定する者ごとに個別に適用します。ただし、保険契約者または記名被保険者が法人である場合において、その役員の故意によって生じ、第4条（保険金を支払わない場合－その1）（1）①の規定に該当する保険事故の場合を除きます。

- （3）（2）の規定によって、第9条（保険金の支払額）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第9条（保険金の支払額）

- （1）当会社が1事故について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額がゼロ円未満の場合はゼロ円とします。

① $(\text{正味損害賠償金(注1)} - \text{免責金額(注2)}) \times \text{縮小支払割合(注3)}$

② $\text{損害防止費用} + \text{求償権保全費用} + \text{緊急措置費用} + \text{争訟費用} + \text{協力費用} + \text{訴訟対応費用}$

（注1）第6条（損害の範囲－損害賠償金）（2）で規定する「正味損害賠償金」をいいます。

(注2) 保険証券にこの特約に適用される免責金額の記載がある場合は、その免責金額を適用します。

(注3) 保険証券にこの特約に適用される縮小支払割合の記載がある場合は、その割合を適用します。

(2) この特約において当会社が支払うべき(1)の保険金の総額は、保険証券に記載された使用者賠償責任補償の支払限度額を限度とします。なお、この特約およびこれに付帯された他の特約による保険金の支払総額については、保険証券に記載された総支払限度額を適用しません。

(3) (2)のほか、(1)②の費用のうち訴訟対応費用については、次表で規定する固有の支払限度額を適用します。なお、この固有の支払限度額は、(2)のこの特約の支払限度額に含まれるものとします。

種類	固有の支払限度額
訴訟対応費用	1事故につき300万円を限度とします。

第10条（年金給付の場合の調整）

労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次に掲げるいずれかの額をもって、第6条（損害の範囲－損害賠償金）(2)①の金額とします。ただし、労災保険法等の受給権者が受給すべき年金の総額から次に掲げるいずれかの額を控除した残額の全部または一部が被保険者の損害賠償の履行にあたり考慮された場合には、その考慮された部分に相当する年金の額を次に掲げるいずれかの額に加算した額をもって第6条(2)①の金額とします。

① 労災保険法等の受給権者が前払一時金（注）の給付を請求することができる場合には、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、労災保険法等により被保険者が損害賠償の履行を猶予されている金額および年金または前払一時金（注）の支給により損害賠償の責めを免れた金額の合計額

② ①以外の場合においては、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額が確定した時までに既に受領した年金の総額

（注）労災保険法等の受給権者が受給すべき年金に係る前払一時金をいいます。

第11条（通知義務）

普通保険約款第6条（保険契約締結後の通知義務）に規定する「告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合」には、「法定外補償規定の新設または変更を行った場合」を含みます。

第12条（保険事故処理の特則）

(1) 当会社は、被保険者に対してなされた損害賠償請求について防御の義務を負いません。ただし、当会社は、必要と認めたときは法令に反しない範囲で、被保険者に対する損害賠償請求の解決につき、被保険者を援助することができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金の請求）

(1) 被保険者が、この特約によって保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第31条（保険金の請求）(2)に掲げる書類のほか、次の①から⑦までに掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 労災保険法等の給付請求書（写）

② 労災保険法等の支給決定通知書（写）

③ 被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書

④ 被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書

⑤ 被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書（賃金不払を証するもの）

⑥ 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）

⑦ その他当会社が必要と認める書類

(2) (1)の書類中に、故意に事実と異なることを記載し、もしくは事実を隠した場合、または(1)の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険金の支払方法および先取特権）

(1) この特約で支払対象となる正味損害賠償金（注）について、当会社は、次の①から③までの規定に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払います。
- ③ 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(注) 第6条（損害の範囲－損害賠償金）（2）で規定する「正味損害賠償金」をいいます。

(2)（1）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、正味損害賠償金（注）に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の①および②の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したときは、当会社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。
- ② 損害賠償請求権者に対して支払われる保険金とこの特約で支払対象となる費用について被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額が、第9条（保険金の支払額）（2）に規定する支払限度額を超える場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとし、

(注) 第6条（損害の範囲－損害賠償金）（2）で規定する「正味損害賠償金」をいいます。

第15条（保険金請求権の譲渡の禁止）

保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第14条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 正味損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第16条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

使用者賠償責任追加補償特約

＜この特約の適用＞

この特約は、使用者賠償責任補償特約（注）に付帯され、その特約の規定の一部を変更します。

(注) この特約において、「使用者賠償特約」といいます。

第1章 使用者賠償責任拡張補償条項

第1条（保険事故の範囲）

当会社は、保険事故の範囲について、使用者賠償特約第1条（保険事故の範囲）の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
この特約において保険事故とは、被用者が業務上の事由により被った身体の障害をいいます。	この特約において保険事故とは、被用者が業務上の事由および通勤により被った身体の障害をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、使用者賠償特約第4条（保険金を支払わない場合－その1）（1）③の規定にかかわらず、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに随伴して生じた事故もしくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による被用者の身体の障害について、使用者賠償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、使用者賠償特約第7条（損害の範囲－費用）のほか、次に掲げる費用について、使用者賠償特約第2条（保険金

を支払う場合）（２）の規定に従い、保険金を支払います。この場合においては、第５条（保険金を支払わない場合－その２）（３）の規定を適用しません。なお、保険金の支払額を算出する場合は、使用者賠償特約第９条（保険金の支払額）（１）②の算式に次に掲げる費用を加算するものとします。

種類	内容
事業主が徴収される金額	事業主である被保険者の重大な過失により生じた被用者の身体の障害（注）について、被保険者が労働者災害補償保険の保険者から保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部を徴収される場合における、その費用をいいます。ただし、被用者が療養を開始した日または死亡した日のいずれか早い日の翌日から起算して３年以内に生じた費用に限るものとします。 （注）労働者災害補償保険法第３１条第１項第３号に規定する事故のうち、事業主である被保険者が重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故による被用者の身体障害をいい、いかなる場合も故意により生じさせた業務災害の原因である事故による被用者の身体障害を除きます。

第３条（労災保険法等による給付決定に関する特則）

当会社は、業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、被用者の身体の障害に係る労災保険法等に基づく給付請求（注）の不支給が決定された場合であっても、その被用者の身体の障害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、使用者賠償特約第６条（損害の範囲－損害賠償金）（３）の規定を適用しません。

（注）当会社が労災保険法等に基づく審査請求または再審査請求等を行うことを求めた場合は、その審査請求または再審査請求等の手続を含みます。

第２章 被用者拡張補償条項

第４条（被用者の範囲の拡張）

（１）当会社は、この保険契約において、使用者賠償特約＜用語の定義＞「被用者」、「従業員」および「下請負人」の規定にかかわらず、次の①から④までに掲げる者を被用者として、使用者賠償特約およびこの特約の規定を適用します。

- ① 仕事のために、記名被保険者が直接雇用する者（注１）
- ② 労働者派遣法に基づき、記名被保険者に対して派遣され、仕事に従事する者
- ③ 記名被保険者と締結された建設業の下請契約に基づき、仕事を遂行する請負人（注２）（注３）
- ④ 記名被保険者と締結された契約（注４）に基づき、もっぱら次に掲げる場所内において、被保険者が行う仕事に使用される①から③までに掲げる以外の者（注３）
 - ア．記名被保険者が仕事のために所有、使用または管理する施設（注５）
 - イ．被保険者が直接仕事を行う現場（注６）

（注１）受入れした出向者を含みます。

（注２）数次の請負の場合における請負人を含みます。

（注３）これらの者が直接雇用する者（注１）および労働者派遣法に基づき、これらの者に対して派遣され、仕事に従事する者を含みます。

（注４）請負契約、委託契約等をいいます。

（注５）事務所、営業所、工場等をいいます。

（注６）記名被保険者が主たる仕事を行っている場所で不特定多数の人が出入りすることを禁止されている場所をいいます。

（２）（１）③および④に規定する被用者が現実に労災保険法等による給付対象となる資格を有していない場合は、当会社は、使用者賠償特約第６条（損害の範囲－損害賠償金）（３）の規定を適用しません。ただし、この場合における業務上外の判定および身体の障害区分の判定にあたっては、労災保険法等における判定に準じるものとします。

（３）（２）の場合において、当会社は、現実に労災保険法等による給付対象となる資格を有していない被用者の身体の障害については、その身体の障害が日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

第５条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に掲げる被用者の身体の障害による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続を行っていない事業において発生し

た被用者の身体の障害

- ② 労働者災害補償保険法第 33 条第 6 号および第 7 号に該当する者のうち、特別加入を行っていない被用者が被った身体の障害

第 6 条（重複保険契約の特則）

普通保険約款第 33 条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、この章の規定により当会社が支払うべき損害にかかる重複保険契約のうち、被保険者が契約する賠償責任保険契約（注 1）がある場合には、当会社は、この保険契約から優先して保険金を支払います。ただし、次の①および②に掲げるものに対しては、この規定を適用しません。

- ① 労働災害総合保険普通保険約款における使用者賠償責任条項等、被用者が業務上の事由により被った身体の障害に起因する法律上の損害賠償責任を対象とする保険契約（注 1）
- ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約（注 2）および自動車保険契約（注 1）
- （注 1）共済契約を含みます。
- （注 2）責任共済を含みます。

第 3 章 一般条項

第 7 条（保険金の請求）

- （1）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、労災保険法等に基づく給付に必要な手続（注）を行わなければなりません。
- （注）労災保険法等に基づく給付請求が不支給とされた場合において、当会社が労災保険法等に基づく審査請求または再審査請求等を行うことを求めたときは、その審査請求または再審査請求等の手続を含みます。
- （2）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 8 条（読替規定）

当会社は、この特約において、使用者賠償特約第 13 条（保険金の請求）（1）②の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
労災保険法等の支給決定通知書（写）	労災保険法等の支給決定通知書（写）または不支給決定通知書（写）その他労災保険法等による給付対象外であることを証明する書類

第 9 条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および使用者賠償特約の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

個人情報漏洩補償特約

<この特約の適用>

この特約は普通保険約款に付帯され、普通保険約款の規定を補います。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	1 事故	発生時間または発生場所を問わず、同一の原因（注）から発生した一連の個人情報漏洩をいいます。 この場合、最初の個人情報漏洩が発覚した時にすべての個人情報漏洩が発覚したものとします。 （注）原因を特定できない場合は、直前の個人情報漏洩と同一の原因であるとみなします。
	インストール	ハードウェアやソフトウェアをコンピュータシステムに導入し使えるように設定することをいいます。
お	オペレーティングシステム	パソコン等のコンピュータ機器の操作、運用、運転を司るソフトウェアをいいます。
き	危機管理コンサルティング機関	保険事故の悪影響を管理および最小化するための機関のうち当社が承認するものをいいます。
こ	個人識別符号	次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。 ア. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの イ. 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの
	個人情報	個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（注1）により特定の個人を識別することができるもの（注2） イ. 個人識別符号が含まれるもの （注1）文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。なお、電磁的記録とは、電磁的方式で作られる記録をいいます。 （注2）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。
	個人情報漏洩	被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩（注）をいいます。 （注）個人情報を含んだ媒体の紛失または盗難・詐取により漏洩したおそれのある場合を含みます。
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
	サポート	最新のセキュリティや仕様変更、新しい機能の追加など更新プログラムを提供することをいいます。
し	仕事	記名被保険者が遂行するすべての仕事をいいます。
	従業員	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいいます。また、被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者および受入れした出向者を含みます。
	身体の障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
せ	セキュリティソフト	コンピュータウイルスや不正アクセスによる脅威からコンピュータやネットワークを守るためのソフトウェアをいいます。
そ	損壊	滅失（注1）、破損（注2）または汚損（注3）をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。 （注1）財物がその財物としての物理的存在を失うことをいいます。 （注2）財物が物理的、化学的または生物学的な変化によりその財物本来の経済的価値が客観的に減少することをいいます。 （注3）財物が汚染されたこと、または欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少することをいいます。

	用語	定義
た	他人	被保険者以外の者をいいます。
て	電磁的方式	電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。
は	発覚	個人情報漏洩について、次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に発覚したまたは発覚があったとみなします。 ア. 他人から被保険者に対して通報されたこと。 イ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。 ウ. インターネット掲示板への書き込み等他人により公表されたこと。 エ. 被保険者（注）が個人情報漏洩を認識したこと。 （注）故意または過失により個人情報を漏洩させた者は除きます。
ひ	被害者	自らの個人情報を漏洩された個人をいいます。
み	見舞金・見舞品費用	被害者に対して、謝罪のために支払う金銭または送付する見舞品（注）にかかる費用をいいます。 （注）被保険者に対してのみ使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や被保険者のみが提供可能なサービス、商品等は除きます。
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。

<法令>

この特約における法令（注）は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
か	会社法（平成 17 年法律第 86 号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第 1 条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、個人情報漏洩が発覚したことをいいます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

- （１）当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金（注）を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（注）裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。

- （２）（１）のほか、当会社は、被保険者が、第 4 条（費用の支払）（１）の①から⑥までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第 3 条（保険期間と保険事故の関係）

- （１）当会社は、保険事故（注）が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

（注）１事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとみなします。

- （２）この保険契約（注）と保険契約者および記名被保険者を同一とし、保険期間が連続するこの特約が付帯された継続契約がない場合には、当会社は、この保険契約（注）の保険期間終了後 30 日を経過する日までに当会社に対して書面等による保険事故発生がなされた場合に限り、保険金を支払います。

（注）この保険契約に、この特約以外の特約が付帯されている場合は、この特約のみをいいます。

第 4 条（費用の支払）

- （１）当会社は第 2 条（保険金を支払う場合）（２）の規定に従い、次表に記載の費用を支払います。なお、被保険者が支出した費用につき、①から⑥までの各費用の項目中、２つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

種類	内容
① 求償権保全費用	普通保険約款第 30 条（損害の発生および拡大の防止）（２）に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注１）につき、被保険者が当会社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用をいいます。
③ 協力費用	第 10 条（保険事故処理の特則）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
④ 訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および用途が妥当な次の費用をいいます。 ア．相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ．意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ．被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ．増設コピー機のリース費用 オ．被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注２）
⑤ 危機管理コンサルティング費用	危機管理コンサルティング機関が保険事故（注３）の発生による悪影響を管理および最小化するために、日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスに関して生じた費用（注４）で、当会社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、次の費用を除き、保険事故が発生した日からその日を含めて 180 日以内に生じた費用に限ります。 ア．個人情報漏洩の原因調査または事実確認に要した費用 イ．見舞金・見舞品費用 ウ．お詫び広告掲載、郵券代等、保険事故により臨時に発生した費用 エ．漏洩した個人情報の回収に要する費用 オ．法律上の損害賠償責任を負担することによって被る費用 カ．弁護士報酬を含む争訟に要する一切の費用 キ．記者会見の開催に要する費用 ク．他人からの強要金 ケ．被保険者の人件費その他一般管理費
⑥ 危機管理実行費用	危機管理コンサルティング機関が日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスの直接の結果として、被保険者が保険事故の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次の費用で、当会社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、保険事故が発生した日からその日を含めて 180 日以内に生じた費用に限り、日本国外で行われた危機管理業務に対して支払う報酬、費用等を除きます。 ア．弁護士から助言を受けたことに対する報酬。ただし、定期報酬および損害賠償請求を提起することまたは提起されることに起因する報酬を除きます。 イ．個人情報漏洩の原因を調査するための費用 ウ．被保険者の従業員の超過勤務手当、臨時に生じた通勤交通費、超過勤務に伴う宿泊費、雇用費用（注２） エ．電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 オ．お詫び状の作成費用および送付費用 カ．見舞金・見舞品費用 キ．見舞金・見舞品の送付費用 ク．新聞に謝罪広告を掲載する費用 ケ．記者会見の開催に要する費用

(注1) 損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

(注2) 派遣受入れ費用を含みます。

(注3) 個人情報情報が漏洩したおそれのある場合を含みます。ただし、当社がこれを承認した場合に限ります。

(注4) 危機管理コンサルティング機関に対する報酬を含みます。

(2) 被保険者が(1)②から⑥までの費用を支出した後に、被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当社は、これらの費用に対して保険金を支払います。ただし、(1)⑤に規定する費用については、これらの費用を支出した後に個人情報漏洩がなかったことが判明した場合は、当社は、その時点までに生じた費用に限り、保険金を支払います。

(3) 当社が(1)⑥カ.の見舞金・見舞品費用に対して保険金を支払った後に、被保険者が賠償責任を負担する場合は、支払われたその保険金については、損害賠償金として支払われるべき損害に充当します。

(4) 当社が支払うべき(1)⑥の危機管理実行費用は、保険事故が発生したことについて、次のいずれかの要件を満たす場合に限ります。

① 公的機関(注1)に対して文書により届出または報告されること(注2)。

② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体により報道されること。

(注1) 所管する行政機関およびこれらに準じると当社が認めた機関をいいます。

(注2) 個人情報情報が漏洩したおそれのあることを文書により届出または報告した場合を含みます。ただし、当社がこれを承認した場合に限ります。

第5条(保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑭までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者(注1)の故意。なお、この規定は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)

③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性

⑧ この特約を最初に付帯した場合に(注5)、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者または被保険者(注6)のいずれかが、個人情報漏洩の発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合におけるその原因に起因する個人情報漏洩

⑨ 記名被保険者またはその役員によって、または記名被保険者もしくはその役員の了解、同意もしくは指図に基づいて記名被保険者もしくはその役員以外の者によって行われた犯罪行為

⑩ 記名被保険者の役員の個人情報の漏洩

⑪ 適法であるか違法であるかを問わず、記名被保険者またはその役員が他人に対して行う個人情報の提供または取扱いの委託。ただし、個人情報の提供先または委託先において発生した個人情報漏洩については、この規定を適用しません。

⑫ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権等の使用許諾違反、侵害または不正使用

⑬ 被保険者の支払不能、清算、解散、私的整理または破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続の開始

⑭ 日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 過去にこの特約の付帯を中断して、あらためてこの特約を再付帯した場合には、再付帯した特約が最初に付帯した特約となります。ただし、この特約を付帯する前に、当社と事業賠償・費用総合保険契約以外の保険契約を締結していた場

合において、その保険契約がこの特約と同じ保険事故を補償対象としているときは、その保険契約をこの特約が付帯された契約とみなしてこの規定を適用します。

(注6) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑧までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取に対して負担する賠償責任。ただし、財物の紛失または盗取・詐取に起因して、個人情報漏洩が生じたことにより被保険者が被る損害に対しては、この特約に従って保険金を支払います。
- ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任
- ③ 金融商品取引（注1）により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任
- ④ 法人その他あらゆる組織または団体の名誉毀損、信用毀損、風評またはブランド劣化（注2）に対して負担する賠償責任
- ⑤ 他人が行う商品の販売もしくは供給または役務の提供の中断、終了もしくは内容変更（注2）に対して負担する賠償責任
- ⑥ 仕事における履行遅滞または履行不能に起因して負担する賠償責任
- ⑦ 被保険者がその親会社または子会社（注3）に対して負担する賠償責任。ただし、親会社または子会社に対して他人からなされた損害賠償請求に関連して発生した被保険者の求償債務を除きます（注4）。
- ⑧ 株主代表訴訟により負担する賠償責任

(注1) 先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含み、金融リスクのヘッジ目的であるかどうかを問いません。

(注2) これらに起因する売上げまたは利益の減少、ならびに売上げまたは利益の減少を防止または軽減するためにかかった費用のうち通常要する費用を超える額を含みます。

(注3) 会社法に規定される親会社または子会社をいいます。以下、この号において同様とします。

(注4) 他人から損害賠償請求された場合の親会社または子会社の争訟費用を含めて親会社または子会社に生じた費用については、保険金を支払いません。

第6条（保険金を支払わない損害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、漏洩した個人情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を支払うことによって被る損害（注）に対しては、保険金を支払いません。ただし、危機管理実行費用に該当する場合は、この規定を適用しません。

（注）被保険者が支出したかどうかを問いません。

第7条（縮小支払いとなる損害）

当会社は、第8条（保険金の支払額）（1）にかかわらず、次の①から③までのいずれかに掲げる事由によって生じた損害に対しては、第8条（1）で算出した額に50%を乗じた金額を保険金として支払います。

- ① オペレーティングシステムのサポートが終了したパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。
- ② セキュリティソフトをインストールしていなかったパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。
- ③ パソコン等のコンピュータ機器にパスワードの設定など有効なアクセス制限を実施していなかったこと。

第8条（保険金の支払額）

(1) 当会社が1事故について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額がゼロ円未満の場合はゼロ円とします。

① $(\text{損害賠償金} - \text{免責金額(注)}) \times \text{縮小支払割合(注)}$

② $\text{求償権保全費用} + \text{争訟費用} + \text{協力費用} + \text{訴訟対応費用} + \text{危機管理コンサルティング費用} + \text{危機管理実行費用}$

（注）保険証券に記載がある場合は、保険証券記載のこの特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

(2) この特約において当会社が支払うべき（1）の保険金の額は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、いかなる場合も保険期間を通じて、この特約およびこの特約に付帯される他の特約の対象となる損害に対する保険金を合算して、保険証券に記載されたこの特約の支払限度額を限度とします（注）。

- ① 被保険者の数
- ② 提起された損害賠償請求または訴訟の数
- ③ 損害賠償請求または訴訟を提起する者の数

(注) 同一の原因から発生したこの特約およびこの特約に付帯される他の特約の保険事故については、いかなる場合もそれらの保険事故のうち、最初に発生した保険事故について保険金の支払いの対象となる保険契約の保険証券に記載されたこの特約の支払限度額を限度とします。なお、保険事故については、この特約およびこの特約に付帯される他の特約の保険事故の定義に従います。

- (3) (2) のほか、(1) の損害に対しては、次表で規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、(2) のこの特約の支払限度額に含まれるものとします。なお、求償権保全費用、争訟費用および協力費用の各損害については、その損害のみに適用される固有の支払限度額はありません。

種類	固有の支払限度額
① 損害賠償金	損害賠償金のうち、他人が見舞金・見舞品費用を支出したことによって、この者からなされる損害賠償請求については、被害者1名につき500円を限度とし、かつ、保険期間を通じて保険証券に記載されたこの特約の支払限度額の20%を限度とします。
② 訴訟対応費用	1事故につき300万円を限度とします。
③ 危機管理コンサルティング費用	保険期間を通じて500万円を限度とします。
④ 危機管理実行費用	保険期間を通じて保険証券に記載されたこの特約の支払限度額の10%を限度とします。なお、危機管理実行費用のうち見舞金・見舞品費用に対する支払については、被害者1名につき500円を限度とします。

第9条（被保険者の範囲）

- (1) この特約において、被保険者とは、次の者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員および従業員

- (2) この特約において、被保険者相互間は、この特約に適用される他の規定に反しないかぎり、それぞれの被保険者を他人とみなしてこの特約の規定を適用します。

第10条（保険事故処理の特則）

- (1) 当会社は、被保険者に対してなされた損害賠償請求について防御の義務を負いません。ただし、当会社は、必要と認めるときは法令に反しない範囲で、被保険者に対する損害賠償請求の解決につき、被保険者を援助することができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金請求における記名被保険者の同意）

普通保険約款第31条（保険金の請求）の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を受けようとする場合は、記名被保険者の同意を得なければなりません。

第12条（保険金の支払方法および先取特権）

- (1) この特約で支払対象となる損害賠償金について、当会社は、次の①から③までの規定に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払います。
- ③ 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (2) (1) の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の①および②の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したと

きは、当会社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。

- ② 損害賠償請求権者に対して支払われる保険金とこの特約で支払対象となる費用について被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額が、第8条（保険金の支払額）（2）に規定する支払限度額を超える場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第13条（保険金請求権の譲渡の禁止）

保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第12条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第14条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

サイバー攻撃対応費用補償特約

<この特約の適用>

この特約は、個人情報漏洩補償特約に付帯され、その特約の規定の一部を変更します。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	1 事故	発生時間または発生場所を問わず、同一の原因（注1）から発生した一連のセキュリティ事故をいいます。この場合、最初のセキュリティ事故が発覚した時にすべてのセキュリティ事故が発覚したものとします（注2）。 （注1）原因を特定できない場合は、直前のセキュリティ事故と同一の原因であるとみなします。 （注2）セキュリティ事故が発覚した日より60日以内に発覚したすべてのセキュリティ事故は、その発生または発覚の時もしくは場所、セキュリティ事故を発生させた者の別を問わず、最初のセキュリティ事故が発覚した日にすべて発覚したものとみなします。
こ	コンピュータシステム	被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有または使用（注1）（注2）する次のア. からウ. までに掲げるものをいいます。 ア. インターネットもしくは内部ネットワークを通じてアクセスすることができる複数のデバイスのネットワークを通じて結合されている、もしくはデータストレージその他の周辺デバイスを通じて接続されているコンピュータハードウェア、ソフトウェアもしくはそのコンポーネント イ. 産業制御システム（注3）の一部であるア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアもしくはそのコンポーネント ウ. 役員または従業員が仕事に使用する私物のデバイス（注4） （注1）記名被保険者がIT事業者の場合、記名被保険者が行う記名被保険者の顧客のコンピュータシステムに対する保守、運用または管理を含みません。 （注2）リースされているものを含みます。 （注3）監視制御およびデータ取得のシステムを含みます。 （注4）当該デバイスがア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェア、そのコンポーネントのいずれか、もしくはその中に保存されているデータへのアクセスに使用される範囲に限ります。

	用語	定義
さ	サイバー攻撃対応コンサルティング	セキュリティコンサルティング機関が、セキュリティ事故の悪影響を管理および最小化する目的で被保険者に提供する次のセキュリティコンサルティングサービスをいいます。 ア. セキュリティ事故の被害状況の把握 イ. セキュリティ事故の証拠保全および被害拡大防止対応（注） ウ. イ. の結果保全された証拠の調査 （注）セキュリティ事故の再発を防止するためのセキュリティ強化の対応を除きます。
	サイバー攻撃対応費用	サイバー攻撃対応コンサルティングに対して、被保険者が支払う報酬で、当社が妥当かつ必要であると認めたものをいいます。
	サイバーテロリズム	単独で行動しているか、法人または政府に代わって、または関連して行動しているかを問わず、個人または個人の集合が、被害を引き起こし、社会的、思想的、宗教的、政治的な、もしくはこれらに類似する目的を促進する意図、または、これらの目的を促進するために他者を恐怖に陥れる意図をもってコンピュータシステムもしくはネットワークに対する破壊活動を計画的に用いること、または当該活動の使用の明示的脅迫をいいます。
せ	セキュリティコンサルティング機関	当社が承認するセキュリティ事故の悪影響を管理および最小化するための機関（注）をいいます。（注）被保険者を除きます。
	セキュリティ事故	コンピュータシステムに対する不正アクセス・不正使用、DoS 攻撃、または悪性コードの送付をいいます。
と	DoS 攻撃	ネットワークを経由してコンピュータシステムに不正なデータを大量に送りつける等の手段によりなされる攻撃をいいます。
は	発覚	次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に発覚したまたは発覚があったとみなします。 ア. 公的機関（注）またはコンピュータシステムのセキュリティ運用管理会社、クレジットカード会社、決済代行会社、記名被保険者の取引先等から通報または報告があった場合など、他人から被保険者に対してセキュリティ事故が発生した、またはそのおそれがある旨通報または報告されたこと。ただし、当該セキュリティ事故について、セキュリティ事故が発生したことが合理的に推察できる場合に限ります。 イ. 被保険者がセキュリティ事故が発生した、またはそのおそれがあることを認識し、次のいずれかの対応を行ったこと。 （ア）被保険者が、ホームページまたは新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体においてセキュリティ事故が発生した、またはそのおそれがあることについて公表すること。 （イ）被保険者が、セキュリティ事故について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第9条の規定に基づき、公的機関に対して、援助を受けたい旨申し出ること。 （ウ）被保険者が、セキュリティ事故について、書面により警察署に被害届を提出すること。 ウ. セキュリティ事故が発生したこと、またはそのおそれがあることについて、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体により報道されたこと。 （注）不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。
ふ	不正アクセス・不正使用	不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条4項に定める行為をいい、次のいずれかをいいます。 ア. 他人の ID やパスワードなどをネットワークを経由してコンピュータに入力することで、他人になりすましてアクセスする行為 イ. コンピュータシステムの安全対策上の不備（注）を利用してネットワークを経由してアクセスする行為 （注）セキュリティ・ホール等をいいます。

<法令>

この特約における法令（注）は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
ふ	不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律 128 号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第 1 条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、セキュリティ事故が発覚したことをいいます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

- （１）当社は、保険事故が発生し、当該セキュリティ事故に起因して被保険者が負担するサイバー攻撃対応費用に対して、保険金を支払います。ただし、当該セキュリティ事故が発覚した日より 30 日以内に発注され、かつ、サイバー攻撃対応コンサルティングを着手した日から 90 日以内に発生したサイバー攻撃対応費用に限りです。
- （２）当社は、この特約の保険事故については、（１）に規定するサイバー攻撃対応費用に対してのみ、保険金を支払います。

第 3 条（保険期間と保険事故の関係）

- （１）当社は、保険事故（注）が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。
- （注） 1 事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとみなします。
- （２）この保険契約（注）と保険契約者および記名被保険者を同一とし、保険期間が連続するこの特約が付帯された継続契約がない場合には、当社は、この保険契約（注）の保険期間終了後 30 日を経過する日までに当会社に対して書面等による保険事故発生のお知らせがなされた場合に限り、保険金を支払います。
- （注） この保険契約に、この特約以外の特約が付帯されている場合は、この特約のみをいいます。

第 4 条（保険金を支払わない場合）

- （１）当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑦までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者（注 1）の故意。なお、この規定は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- ② 戦争（注 2）、テロリズム（注 3）、侵略、軍事力の行使、内乱、大衆暴動もしくは武力蜂起、反乱もしくは革命、または、これらの事由のいずれかを妨害するためもしくは当該事由に対して防御するために講じられる措置
- ③ 火災、煙、爆発、落雷、風、水、洪水、地震、噴火、高潮、地滑り、雹、天災またはどのように発生するかを問わず自然現象
- ④ 核燃料物質（注 4）もしくは核燃料物質（注 4）によって汚染された物（注 5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性
- （注 1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。
- （注 2）宣戦布告の有無を問いません。
- （注 3）サイバーテロリズムを除きます。ただし、軍事力の行使または戦争の一部であるものまたはそれを支援する場合は、保険金を支払いません。
- （注 4）使用済燃料を含みます。
- （注 5）原子核分裂生成物を含みます。
- （２）当社は、次の①から③までに掲げるセキュリティ事故に起因するサイバー攻撃対応費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 財物の損壊に起因するセキュリティ事故
- ② この特約を最初に付帯した場合に（注 1）、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者または被保険者（注

- 2)のいずれかが、セキュリティ事故の発生(注3)の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合におけるその原因に起因するセキュリティ事故
- ③ 記名被保険者またはその役員によって、または記名被保険者もしくはその役員の了解、同意もしくは指図に基づいて記名被保険者もしくはその役員以外の者によって行われた犯罪行為
- (注1) 過去にこの特約の付帯を中断して、あらためてこの特約を再付帯した場合には再付帯した特約が最初に付帯した特約となります。ただし、この特約を付帯する前に、当会社と事業賠償・費用総合保険契約以外の保険契約を締結していた場合において、その保険契約がこの特約と同じ保険事故を補償対象としているときは、その保険契約をこの特約が付帯された契約とみなしてこの規定を適用します。
- (注2) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。
- (注3) セキュリティ事故のおそれを含みます。

第5条(縮小支払いとなる損害)

当会社は、第6条(保険金の支払額)(2)にかかわらず、次の①から③までのいずれかに掲げる事由によって生じた損害に対しては、50%を乗じた金額を保険金として支払います。

- ① オペレーティングシステムのサポートが終了したパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。
- ② セキュリティソフトをインストールしていなかったパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。
- ③ パソコン等のコンピュータ機器にパスワードの設定など有効なアクセス制限を実施していなかったこと。

第6条(保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、次に記載する金額を限度とします。

1 事故および保険期間中：1,000 万円

- (2) 当会社は、サイバー攻撃対応費用については、免責金額および縮小支払割合を適用しません。

- (3) この特約において当会社が支払うべき(1)の保険金の額は、いかなる場合も保険期間を通じて、個人情報漏洩補償特約およびこの特約ならびに個人情報漏洩補償特約に付帯される他の特約の対象となる損害に対する保険金を合算して、保険証券に記載された個人情報漏洩補償特約の支払限度額を限度とします。

第7条(被保険者の範囲)

この特約において、被保険者とは、次の者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員および従業員

第8条(セキュリティ事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、セキュリティ事故が発覚した場合は、次の①から④までに掲げる事項を、遅滞なく、保険期間中に、当会社に書面等で通知しなければなりません。

- ① セキュリティ事故が発覚した日およびその日が特定できる事実
- ② セキュリティ事故の内容
- ③ 重複保険契約の有無および内容(注)
- ④ その他当会社が必要と認める事項

(注) 既に重複保険契約から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条(危機管理実行費用等との関係)

この特約において保険金として支払われるべきサイバー攻撃対応費用が、個人情報漏洩補償特約の危機管理コンサルティング費用または危機管理実行費用においても支払われるべき費用となる場合には、この特約で支払われる保険金を優先して支払います。

第 10 条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および個人情報漏洩補償特約の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

セキュリティ賠償責任補償特約

<この特約の適用>

この特約は、個人情報漏洩補償特約に付帯され、その特約の規定の一部を変更します。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	一連の損害賠償請求	損害賠償請求が提起された時もしくは場所等にかかわらず、同一のセキュリティ事故に起因してなされたすべての損害賠償請求（注）をいいます。 （注）一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべての損害賠償請求がなされたものとみなします。
き	企業情報	契約上または法的保護の対象となる、一般に公開されていない他人の情報（注）をいいます。ただし個人情報を除きます。 （注）企業秘密、データ、設計、予測、公式、慣行、プロセス、記録、レポートおよび文書を含みます。
こ	コンピュータシステム	被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理（注 1）する次のア. からエ. までに掲げるものをいいます。 ア. インターネットもしくは内部ネットワークを通じてアクセスすることができる複数のデバイスのネットワークを通じて結合されている、もしくはデータストレージその他の周辺デバイスを通じて接続されているコンピュータハードウェア、ソフトウェアもしくはそのコンポーネント イ. 産業制御システム（注 2）の一部であるア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアもしくはそのコンポーネント ウ. 役員または従業員が仕事に使用する私物のデバイス（注 3） エ. サービスプロバイダーと記名被保険者との書面による契約に基づいて記名被保険者が使用し、当該サービスプロバイダーが運営しているクラウドサービス、またはその他のホスティングされたコンピュータリソース （注 1）リースされているものを含みます。 （注 2）監視制御およびデータ取得のシステムを含みます。 （注 3）当該デバイスがア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェア、そのコンポーネントのいずれか、もしくはその中に保存されているデータへのアクセスに使用される範囲に限ります。
さ	サイバーテロリズム	単独で行動しているか、法人または政府に代わって、または関連して行動しているかを問わず、個人または個人の集合が、被害を引き起こし、社会的、思想的、宗教的、政治的な、もしくはこれらに類似する目的を促進する意図、または、これらの目的を促進するために他者を恐怖に陥れる意図をもってコンピュータシステムもしくはネットワークに対する破壊活動を計画的に用いること、または当該活動の使用の明示的脅迫をいいます。
せ	セキュリティ事故	コンピュータシステムに対する不正アクセス・不正使用、DoS 攻撃、または悪性コードの送付をいいます。 （注）同一の原因または事由から発生した一連のセキュリティ事故は、最初のセキュリティ事故が発生した時にすべてのセキュリティ事故が発生したものとします。

	用語	定義
そ	遡及日	次のいずれかの日をいいます。 ア. この保険契約が継続契約である場合（注）には、この特約が付帯された保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約の保険期間の開始日 イ. この保険契約がア. に規定する継続契約以外の場合には、この保険契約の保険期間の開始日（注） 当会社と締結されていた保険契約と保険契約者および記名被保険者を同一とし、その保険契約の満期日をこの保険契約の保険期間の初日とする場合をいいます。
と	DoS 攻撃	ネットワークを経由してコンピュータシステムに不正なデータを大量に送りつける等の手段によりなされる攻撃をいいます。
ふ	不正アクセス・不正使用	不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条4項に定める行為をいい、次のいずれかをいいます。 ア. 他人の ID やパスワードなどをネットワークを経由してコンピュータに入力することで、他人になりすましてアクセスする行為 イ. コンピュータシステムの安全対策上の不備（注）を利用してネットワークを経由してアクセスする行為 （注）セキュリティ・ホール等をいいます。

<法令>

この特約における法令（注）は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
ふ	不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律 128 号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第1条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、遡及日以降に生じたセキュリティ事故に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金（注）を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。

（注）裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。

（2）（1）のほか、当会社は、被保険者が、第4条（費用の支払）（1）の①から④までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険期間と保険事故の関係）

当会社は、保険期間中に保険事故が発生した場合に限り、保険金を支払います。

第4条（費用の支払）

（1）当会社は第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定に従い、次表に記載の費用を支払います。なお、被保険者が支出した費用につき、①から④までの各費用の項目中、2つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

種類	内容
① 求償権保全費用	普通保険約款第30条（損害の発生および拡大の防止）（2）に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注1）につき、被保険者が当会社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用をいいます。

種類	内容
③ 協力費用	第12条（保険事故処理の特則）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
④ 訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および用途が妥当な次の費用をいいます。 ア. 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ. 意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ. 被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ. 増設コピー機のリース費用 オ. 被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注2）

（注1）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（注2）派遣受入れ費用を含みます。

- （2）被保険者が（1）②から④までの費用を支出した後に、被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、遡及日の前日以前に発生したセキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- （2）この特約を最初に付帯した場合に（注1）、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者または被保険者（注2）のいずれかが、セキュリティ事故の発生（注3）の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合におけるその原因に起因するセキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）過去にこの特約の付帯を中断して、あらためてこの特約を再付帯した場合には、再付帯した特約が最初に付帯した特約となります。ただし、この特約を付帯する前に、当会社と事業賠償・費用総合保険契約以外の保険契約を締結していた場合において、その保険契約がこの特約と同じ保険事故を補償対象としているときは、その保険契約をこの特約が付帯された契約とみなしてこの規定を適用します。

（注2）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注3）セキュリティ事故のおそれを含みます。

- （3）当会社は、被保険者に対してなされた次の①から④までの損害賠償請求に起因する損害に対しては保険金を支払いません。
- ① 初年度契約（注）の保険期間の開始日前になされていた損害賠償請求およびその損害賠償請求の中で申し立てられた事実と同一の事実に起因する一連の損害賠償請求
 - ② 他の被保険者からなされた損害賠償請求
 - ③ 不当な解雇、差別、ハラスメント、報復行為などの不当な雇用慣行があったとする損害賠償請求
 - ④ 日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求

（注）この特約が付帯された保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約をいいます。

- （4）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑥までに掲げる事故または原因もしくは事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意。なお、この規定は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- ② 戦争（注2）、テロリズム（注3）、侵略、軍事力の行使、内乱、大衆暴動もしくは武力蜂起、反乱もしくは革命、または、これらの事由のいずれかを妨害するためもしくは当該事由に対して防御するために講じられる措置
- ③ 政府機関または公的機関の命令によるコンピュータシステムの差押え、没収または国有化
- ④ 火災、煙、爆発、落雷、風、水、洪水、地震、噴火、高潮、地滑り、雹、天災またはどのように発生するかを問わず自然現象
- ⑤ 次のア. からウ. までに掲げる事由
 - ア. 汚染物質の排出、散布、浸潤、流出、移動または漏出（注4）
 - イ. 汚染物質の試験、監視、浄化、除去、封じ込め、処理、解毒もしくは中和、または、汚染物質への対応もしくはその影

響の評価の指示、要請または努力

ウ. 何らかの点で汚染物質に関係する作為、過誤または不作為（注５）

⑥ 核燃料物質（注６）もしくは核燃料物質（注６）によって汚染された物（注７）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

⑧ ②から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性

⑩ 人工衛星の障害

⑪ 記名被保険者の管理の下にないインフラの電氣的または機械的障害（注８）。ただし、インフラの電氣的または機械的障害によって引き起こされる、被保険者の過失による義務違反、過誤によるセキュリティ事故から生じる損害には適用しません。

⑫ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権等の使用許諾違反、侵害または不正使用

⑬ 独占禁止に関する法令等の違反または不公正な競争

⑭ 被保険者が所有、使用または管理していない企業情報の漏洩。ただし、この保険契約に企業情報漏洩賠償責任補償特約が付帯されている場合は、この免責事由を適用しません。

⑮ 記名被保険者またはその役員によって、または記名被保険者もしくはその役員の了解、同意もしくは指図に基づいて記名被保険者もしくはその役員以外の者によって行われた犯罪行為

⑯ 被保険者の支払不能、清算、解散、私的整理または破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続の開始（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注２）宣戦布告の有無を問いません。

（注３）サイバーテロリズムを除きます。ただし、軍事力の行使または戦争の一部であるものまたはそれを支援する場合は、保険金を支払いません。

（注４）それらが主張もしくは懸念されているに留まるか、または実際に生じているかを問いません。

（注５）それらが主張されているに留まるか、または実際に生じているかを問いません。

（注６）使用済燃料を含みます。

（注７）原子核分裂生成物を含みます。

（注８）電力供給の中断、サージ、電圧低下もしくは停電、電話回線、データ伝送回線、その他の電気通信もしくはネットワークインフラの障害を含みます。

（５）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑦までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取に対して負担する賠償責任

② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任

③ 仕事における履行遅滞または履行不能に起因して負担する賠償責任

④ 金融商品取引（注１）により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任

⑤ 次のア. またはイ. に掲げる事由から生じる現金または通貨代替物（注２）の実際の金銭的価値に対して負担する賠償責任

ア. 被保険者からの当該現金または通貨代替物の窃取

イ. 被保険者の口座または被保険者による管理の下にある口座（注３）との間での当該現金または通貨代替物の移転または滅失。口座には、預金口座、引落口座、前払口座および証券会社における口座を含みます。

⑥ 被保険者がその親会社または子会社（注４）に対して負担する賠償責任。ただし、親会社または子会社に対して他人からなされた損害賠償請求に関連して発生した被保険者の求償債務を除きます（注５）。

⑦ 株主代表訴訟により負担する賠償責任

（注１）先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含み、金融リスクのヘッジ目的であるかどうかを問いません。

（注２）電子通貨、暗号資産（仮想通貨）など金銭的価値を交換する手段を含みます。以下、この号において同様とします。

（注３）顧客口座を含みます。

（注４）会社法に規定される親会社または子会社をいいます。以下、この号において同様とします。

（注５）他人から損害賠償請求された場合の親会社または子会社の争訟費用を含めて親会社または子会社に生じた費用について

は、保険金を支払いません。

第6条（保険金を支払わない損害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、漏洩した情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を支払うことによって被る損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）被保険者が支出したかどうかを問いません。

第7条（縮小支払いとなる損害）

当会社は、第8条（保険金の支払額）（1）にかかわらず、次の①から③までのいずれかに掲げる事由によって生じた損害に対しては、第8条（1）で算出した額に50%を乗じた金額を保険金として支払います。

- ① オペレーティングシステムのサポートが終了したパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。
- ② セキュリティソフトをインストールしていなかったパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。
- ③ パソコン等のコンピュータ機器にパスワードの設定など有効なアクセス制限を実施していなかったこと。

第8条（保険金の支払額）

（1）当会社が一連の損害賠償請求について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額がゼロ円未満の場合はゼロ円とします。

- ① $(\text{損害賠償金} - \text{免責金額(注)}) \times \text{縮小支払割合(注)}$
- ② $\text{求償権保全費用} + \text{争訟費用} + \text{協力費用} + \text{訴訟対応費用}$

（注）保険証券に記載がある場合は、保険証券記載の個人情報漏洩補償特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（2）この特約において当会社が支払うべき（1）の保険金の額は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、いかなる場合も保険期間を通じて、個人情報漏洩補償特約およびこの特約ならびに個人情報漏洩補償特約に付帯される他の特約の対象となる損害に対する保険金を合算して、保険証券に記載された個人情報漏洩補償特約の支払限度額を限度とします。

- ① 被保険者の数
- ② 提起された損害賠償請求または訴訟の数
- ③ 損害賠償請求または訴訟を提起する者の数

（3）（2）のほか、（1）の損害のうち、訴訟対応費用に対しては、下欄に規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、（2）の個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれるものとします。なお、求償権保全費用、争訟費用および協力費用の各損害については、その損害のみに適用される固有の支払限度額はありせん。

種類	固有の支払限度額
訴訟対応費用	一連の損害賠償請求につき 300 万円を限度とします。

第9条（損害賠償請求等の通知）

（1）保険契約者または被保険者は、保険期間中に第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害賠償請求がなされた場合またはなされるおそれのある状況を知った場合は、損害賠償請求または損害賠償請求がなされるおそれのある事実または状況を、遅滞なく、当会社に書面等で通知しなければなりません。その通知は、次の①または②に掲げる期間に遅滞なくなされるものとします。

- ① 保険期間中
- ② 保険期間の終了日後 30 日以内

（2）保険契約者または被保険者が、（1）に基づき損害賠償請求がなされるおそれのある事実または状況を、当会社に書面等で通知したときは、その後に被保険者に対して、その事実または状況に起因してなされるすべての損害賠償請求は、当会社に最初に通知された時に被保険者に対してなされたものとみなします。なお、その通知は次の①から③までに掲げる事項が含まれていなければなりません。

- ① セキュリティ事故が発生した状況、日時および場所
- ② 被害者の氏名、住所
- ③ セキュリティ事故に起因する被害または損害の状況および場所

（3）当会社は、保険契約者または被保険者が、（1）および（2）に基づき損害賠償請求がなされるおそれのある事実または状況

を、当会社に書面等で通知したときは、保険期間中または保険期間終了後1年以内に被保険者に損害賠償請求がなされたときに限り、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

- (4) 保険契約者または被保険者が、(1)の通知を怠った場合は、当会社は、保険金を支払いません。ただし、通知を怠ったことに正当な理由があることを当会社が認めた場合は、この規定を適用しません。

第10条（普通保険約款の読替え）

当会社は、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第4条（告知義務を怠った場合の解除および解除に伴う保険料の返還）(3)③	保険事故が発生する前に	セキュリティ事故が発生する前に
第23条（保険事故発生の予防）	保険事故の発生を予防するために	セキュリティ事故または保険事故の発生を予防するために
第26条（保険責任の始期および終期）(2)	保険料領収前に発生した保険事故	保険料領収前に発生したセキュリティ事故または保険事故
第29条（保険事故の通知）(1)	保険事故が発生したこと	セキュリティ事故または保険事故が発生したこと
第30条（損害の発生および拡大の防止）(1)	保険事故が発生した場合は	セキュリティ事故が発生した場合は

第11条（保険料分割払特約等の読替え）

- (1) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第3条（分割保険料領収前の事故）(1)	初回分割保険料領収前の保険事故	初回分割保険料領収前に発生したセキュリティ事故または保険事故
第3条（分割保険料領収前の事故）(2)	その払込期日の翌日以後に生じた保険事故	その払込期日の翌日以後に生じたセキュリティ事故または保険事故
第3条（分割保険料領収前の事故）(3)	保険事故の発生の日	セキュリティ事故の発生の日
第5条（追加保険料不払の場合の取扱い）(5)	初回追加保険料領収前に発生した保険事故	初回追加保険料領収前に発生したセキュリティ事故または保険事故

- (2) 当会社は、この保険契約に初回保険料口座振替特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第3条（初回保険料領収前の事故）(2)	初回保険料領収前に発生した保険事故	初回保険料領収前に発生したセキュリティ事故または保険事故

- (3) 当会社は、この保険契約に集団扱特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第3条（保険料領収前の事故）(1)	一時払保険料領収前の保険事故	一時払保険料領収前に発生したセキュリティ事故または保険事故
第3条（保険料領収前の事故）(2)	初回分割保険料領収前の保険事故	初回分割保険料領収前に発生したセキュリティ事故または保険事故
第4条（追加保険料の払込み）(7)	追加保険料領収前の保険事故	追加保険料領収前に発生したセキュリティ事故または保険事故

箇所	読替前	読替後
第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）（2）	未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた保険事故	未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じたセキュリティ事故または保険事故

（4）当会社は、この保険契約に保険料の払込みに関する特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読替前	読替後
第2条（保険料領収前の事故）	保険料を領収する前に生じた保険事故	保険料を領収する前に生じたセキュリティ事故または保険事故

第12条（保険事故処理の特則）

- （1）当会社は、被保険者に対してなされた損害賠償請求について防御の義務を負いません。ただし、当会社は、必要と認めるときは法令に反しない範囲で、被保険者に対する損害賠償請求の解決につき、被保険者を援助することができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力しなければなりません。
- （2）被保険者が、正当な理由がなく（1）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および個人情報漏洩補償特約の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

企業情報漏洩賠償責任補償特約

<この特約の適用>

この特約は、個人情報漏洩補償特約に付帯され、その特約の規定の一部を変更します。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	1 事故	発生時間または発生場所を問わず、同一の原因（注）から発生した一連の企業情報漏洩をいいます。 この場合、最初の企業情報漏洩が発覚した時にすべての企業情報漏洩が発覚したものとします。 （注）原因を特定できない場合は、直前の企業情報漏洩と同一の原因であるとみなします。
き	企業情報	契約上または法的保護の対象となる、一般に公開されていない他人の情報（注）をいいます。ただし個人情報を除きます。 （注）企業秘密、データ、設計、予測、公式、慣行、プロセス、記録、レポートおよび文書を含みます。
	企業情報漏洩	被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する企業情報の漏洩（注）をいいます。 （注）企業情報を含んだ媒体の紛失または盗難・詐取により漏洩したおそれのある場合を含みます。
は	発覚	企業情報漏洩について、次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に発覚したまたは発覚があったとみなします。 ア. 他人から被保険者に対して通報されたこと。 イ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。 ウ. インターネット掲示板への書き込み等他人により公表されたこと。 エ. 被保険者（注）が企業情報漏洩を認識したこと。 （注）故意または過失により企業情報を漏洩させた者は除きます。

＜法令＞

この特約における法令（注）は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
ろ	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第 1 条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、企業情報漏洩が発覚したことをいいます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

（１）当社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金（注）を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（注）裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。

（２）（１）のほか、当社は、被保険者が、第 4 条（費用の支払）（１）の①から④までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第 3 条（保険期間と保険事故の関係）

（１）当社は、保険事故（注）が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

（注）１事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとみなします。

（２）この保険契約（注）と保険契約者および記名被保険者を同一とし、保険期間が連続するこの特約が付帯された継続契約がない場合には、当社は、この保険契約（注）の保険期間終了後 30 日を経過する日までに当会社に対して書面等による保険事故発生の通知がなされた場合に限り、保険金を支払います。

（注）この保険契約に、この特約以外の特約が付帯されている場合は、この特約のみをいいます。

第 4 条（費用の支払）

（１）当社は第 2 条（保険金を支払う場合）（２）の規定に従い、次表に記載の費用を支払います。なお、被保険者が支出した費用につき、①から④までの各費用の項目中、２つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

種類	内容
① 求償権保全費用	普通保険約款第 30 条（損害の発生および拡大の防止）（２）に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注 1）につき、被保険者が当会社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用をいいます。
③ 協力費用	第 9 条（保険事故処理の特則）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
④ 訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および用途が妥当な次の費用をいいます。 ア．相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ．意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ．被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ．増設コピー機のリース費用 オ．被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注 2）

（注 1）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（注 2）派遣受入れ費用を含みます。

- (2) 被保険者が(1)②から④までの費用を支出した後に、被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当社は、これらの費用に対して保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑭までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意。なお、この規定は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性
- ⑧ この特約を最初に付帯した場合に（注5）、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者または被保険者（注6）のいずれかが、企業情報漏洩の発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知ることができたと合理的に推定できる場合におけるその原因に起因する企業情報漏洩
- ⑨ 記名被保険者またはその役員によって、または記名被保険者もしくはその役員の了解、同意もしくは指図に基づいて記名被保険者もしくはその役員以外の者によって行われた犯罪行為
- ⑩ 適法であるか違法であるかを問わず、記名被保険者またはその役員が他人に対して行う企業情報の提供または取扱いの委託。ただし、企業情報の提供先または委託先において発生した企業情報漏洩については、この規定を適用しません。
- ⑪ 記名被保険者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求
- ⑫ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権等の使用許諾違反、侵害または不正使用
- ⑬ 被保険者の支払不能、清算、解散、私的整理または破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続の開始
- ⑭ 日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（注5）過去にこの特約の付帯を中断して、あらためてこの特約を再付帯した場合には、再付帯した特約が最初に付帯した特約となります。ただし、この特約を付帯する前に、当会社と事業賠償・費用総合保険契約以外の保険契約を締結していた場合において、その保険契約がこの特約と同じ保険事故を補償対象としているときは、その保険契約をこの特約が付帯された契約とみなしてこの規定を適用します。

（注6）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取に対して負担する賠償責任。ただし、財物の紛失または盗取・詐取に起因して、企業情報漏洩が生じたことにより被保険者が被る損害に対しては、この特約に従って、保険金を支払います。
- ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任
- ③ 金融商品取引（注1）により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任
- ④ 仕事における履行遅滞または履行不能に起因して負担する賠償責任
- ⑤ 被保険者がその親会社または子会社（注2）に対して負担する賠償責任。ただし、親会社または子会社に対して他人からなされた損害賠償請求に関連して発生した被保険者の求償債務を除きます（注3）。

⑥ 株主代表訴訟により負担する賠償責任

(注1) 先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含み、金融リスクのヘッジ目的であるかどうかを問いません。

(注2) 会社法に規定される親会社または子会社をいいます。以下、この号において同様とします。

(注3) 他人から損害賠償請求された場合の親会社または子会社の争訟費用を含めて親会社または子会社に生じた費用については、保険金を支払いません。

第6条（保険金を支払わない損害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、漏洩した企業情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を支払うことによって被る損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）被保険者が支出したかどうかを問いません。

第7条（縮小支払いとなる損害）

当会社は、第8条（保険金の支払額）（1）にかかわらず、次の①から③までのいずれかに掲げる事由によって生じた損害に対しては、第8条（1）で算出した額に50%を乗じた金額を保険金として支払います。

- ① オペレーティングシステムのサポートが終了したパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。
- ② セキュリティソフトをインストールしていなかったパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。
- ③ パソコン等のコンピュータ機器にパスワードの設定など有効なアクセス制限を実施していなかったこと。

第8条（保険金の支払額）

（1）当会社が1事故について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額がゼロ円未満の場合はゼロ円とします。

- ① $(\text{損害賠償金} - \text{免責金額(注)}) \times \text{縮小支払割合(注)}$
- ② $\text{求償権保全費用} + \text{争訟費用} + \text{協力費用} + \text{訴訟対応費用}$

（注）保険証券に記載がある場合は、保険証券記載の個人情報漏洩補償特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。なお、同一の原因から発生した個人情報漏洩および企業情報漏洩については、個人情報漏洩補償特約およびこの特約で支払われる損害賠償金の額を合算して、免責金額および縮小支払割合を適用します。

（2）この特約において当会社が支払うべき（1）の保険金の額は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、いかなる場合も保険期間を通じて、個人情報漏洩補償特約およびこの特約ならびに個人情報漏洩補償特約に付帯される他の特約の対象となる損害に対する保険金を合算して、保険証券に記載された個人情報漏洩補償特約の支払限度額を限度とします。

- ① 被保険者の数
- ② 提起された損害賠償請求または訴訟の数
- ③ 損害賠償請求または訴訟を提起する者の数

（3）（2）のほか、（1）の損害のうち、訴訟対応費用に対しては、下欄に規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、（2）の個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれるものとします。なお、求償権保全費用、争訟費用および協力費用の各損害については、その損害のみに適用される固有の支払限度額はありせん。

種類	固有の支払限度額
訴訟対応費用	1事故につき300万円を限度とします。

第9条（保険事故処理の特則）

（1）当会社は、被保険者に対してなされた損害賠償請求について防御の義務を負いません。ただし、当会社は、必要と認めるときは法令に反しない範囲で、被保険者に対する損害賠償請求の解決につき、被保険者を援助することができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力しなければなりません。

（2）被保険者が、正当な理由がなく（1）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および個人情報漏洩補償特約の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用

しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

食中毒・特定感染症損害補償特約

<この特約の適用>

この特約は普通保険約款に付帯され、普通保険約款の規定を補います。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
え	営業	保険証券の記名被保険者の仕事欄に記載された仕事をいいます。
	営業収益	「売上高」によって定める営業上の収益をいいます。
	営業利益	営業収益から営業費用（注）を差し引いた額をいいます。 （注）売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に関する費用をいいます。
け	継続契約	この特約（注）が付帯された契約の保険期間の終了日を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一として当会社と締結された保険契約をいいます。保険期間の終了日には、保険契約の解除日を含みます。 （注）この特約の第2章と同種の補償を提供する特約を含みます。
	経常費	事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
し	施設	被保険者が営業のために所有、使用または管理する施設をいいます。
	収益減少額	標準営業収益から補償期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
	収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、機械設備、什器（じゅうき）、備品等の資産の取得にかかる費用は除きます。
そ	喪失利益	保険事故発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および保険事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
	損失	喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
ね	年間営業収益	保険事故発生直前12か月の営業収益をいいます。
ひ	標準営業収益	保険事故発生直前12か月のうち、補償期間に应当する期間の営業収益をいいます。
ほ	保険価額	年間営業収益に利益率を乗じて得られた額をいいます。
	補償期間	保険金支払の対象となる期間をいい、特に定める場合を除き、第1条（保険事故の範囲）①から③までに規定する事故の発生により保健所その他の行政機関による施設の営業の休止、消毒その他の措置が行われた時（注）に始まり、事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が回復した時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券記載の補償期間を超えないものとします。 （注）営業の休止措置が行われる前に被保険者が自主的に休業し、保健所その他の行政機関による営業の休止措置の日数が減算されたことが認められた場合は、その減算された日数分、開始の時を遡るものとします。
	補償項目の合計金額	営業利益および経常費の合計金額をいいます。
	補償適用地域	保険証券の補償適用地域欄に記載された地域をいいます。保険証券に記載がない場合は、日本国内とします。

	用語	定義
り	利益率	直近の事業年度（１か年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{補償項目の合計金額}}{\text{営業収益}}$ ただし、同期間中に営業損失（注）が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$ （注）営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。

<法令>

この特約における法令（注１）は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
か	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（注 2）
し	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

（注 1）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

（注 2）この特約において、「感染症予防法」といいます。

第 1 章 食中毒・別表に掲げる感染症に関する補償

第 1 条（保険事故の範囲）

この章において保険事故とは、補償適用地域内で発生した次の①から③に掲げる事故をいいます。

- ① 施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限りま。
- ② 施設が別表に掲げる感染症により汚染されること。ただし、感染症予防法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限りま。
- ③ 施設において食中毒が発生した疑い、または施設が別表に掲げる感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

第 2 条（保険金を支払う場合）

当会社は、第 1 条（保険事故の範囲）に規定する保険事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この章の規定に従い、保険金を支払います。

第 3 条（保険期間と当会社の支払責任）

当会社は、第 1 条（保険事故の範囲）に規定する保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第 4 条（被保険者の範囲）

この章において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第 5 条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑤に掲げる事由によって生じた保険事故による損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注 1）の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注 2）または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
- ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- ⑤ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第6条（保険金の支払額）

(1) 当会社がこの章に基づき保険金を支払うべき損失の額は、次の①から③に従ってこれを算出します。

① 喪失利益については、収益減少額に利益率を乗じて得られた額とします。ただし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。

② 収益減少防止費用については、直近の事業年度（1か年間）において、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\boxed{\text{収益減少防止費用}} \times \frac{\boxed{\text{補償項目の合計金額}}}{\boxed{\text{営業利益}} + \boxed{\text{経常費}}}$$

③ ①および②について、保険料の算出基礎となる補償項目の合計金額が保険価額より少ない場合は、当会社は、次の算式により得られた額を支払います。

$$\left(\boxed{\text{喪失利益}} + \boxed{\text{収益減少防止費用}} \right) \times \frac{\boxed{\text{補償項目の合計金額}}}{\boxed{\text{保険価額}}}$$

(2) この章において適用される免責金額および縮小支払割合は、保険証券記載のこの特約の免責金額および縮小支払割合をいいます。

(3) この章において適用される支払限度額は、保険証券記載のこの特約の支払限度額をいいます。

第7条（営業収益、利益率の調整）

(1) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業の趨勢が著しく変化した場合は、当会社は、損失の額の算出にあたり、被保険者と協議による合意に基づき標準営業収益、年間営業収益および利益率を事故がなければ得られたと推定される値等に調整することがあります。

(2) (1) にいう「営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業の趨勢が著しく変化した場合」とは、組織再編（注）、自然災害または天候・消費者の嗜好の変化もしくは経済情勢の急激な変動等による場合をいいます。

(注) 合併、会社分割、事業の譲渡または譲受け、株式交換、株式移転等をいいます。

第2章 指定感染症に関する補償

第8条（保険事故の範囲）

(1) この章において保険事故とは、補償適用地域内で発生した次の①または②に掲げる事故をいいます。

① 施設が、指定感染症（注1）または新型コロナウイルス感染症（注2）の原因となる病原体に汚染された場合に、保健所その他の行政機関が感染症予防法の規定に基づく消毒その他の措置の命令または同措置の指示等を行うこと。

② ①に規定する汚染の疑いがある場合に、保健所その他の行政機関が感染症予防法の規定に基づく消毒その他の措置の命令または同措置の指示等を行うこと。

(注1) 感染症予防法第6条（定義等）第8項に規定する感染症をいいます。

(注2) 令和3年2月13日施行の改正感染症予防法第6条（定義等）第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症のうち、同項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。

(2) (1) ①に規定する病原体には、感染症予防法第6条（定義等）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症の原因となる病原体を含みます。ただし、別表に掲げる感染症を除きます。

第9条（保険金を支払う場合）

当会社は、第8条（保険事故の範囲）に規定する保険事故に伴い、経済的負担が生じる被保険者に対して、この章の規定に従い、緊急措置見舞金を支払います。

第10条（保険期間と当会社の支払責任）

当会社は、第8条（保険事故の範囲）に規定する保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第11条（被保険者の範囲）

この章において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第12条（保険金を支払わない場合）

当会社は、第5条（保険金を支払わない場合）に規定する損失のほか、次の①および②に掲げる経済的負担に対しては、緊急措置見舞金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。

- ① この保険契約の保険期間開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故に伴い、被保険者に生じる経済的負担
- ② 保険契約者または被保険者の役員もしくは従業員のいずれかが、この保険契約の締結時点において既に知り得ていた、または知り得ていたと合理的に推定できる事故の発生またはそのおそれに伴い、被保険者に生じる経済的負担

第13条（保険金の支払額）

- (1) この章において当会社が支払うべき緊急措置見舞金の額は、1施設あたり1事故につき10万円とします。
- (2) この章において、複数の施設は、事業所ごとに1施設とみなします。
- (3) 保険期間中1施設につき、複数回の事故が発生しても、当会社は、同一の施設について2回目以降の事故に対しては保険金を支払いません。
- (4) 当会社が支払うべき緊急措置見舞金の額は、保険期間中30万円を限度とします。

第3章 基本条項

第14条（保険事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、保険事故発生の日時、場所、施設、保険事故の状況、第1条（保険事故の範囲）①から③までに規定する事故の発生により保健所その他の行政機関による施設の営業の休止、消毒その他の措置が行われた日時、第8条（保険事故の範囲）に規定する措置が行われた日時を、遅滞なく、当会社に書面等で通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条（損失の発生および拡大の防止）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険事故が発生した場合は、これによる損失の発生および拡大の防止に努めなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこの義務に違反した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 当会社は、（1）の損失の発生および拡大の防止に要した費用を負担しません。

第16条（保険金の請求—食中毒・別表に掲げる感染症に関する補償）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）に規定する損失に関する保険金の請求は、この条の規定に従うものとします。
- (2) 普通保険約款第31条（保険金の請求）（1）の規定にかかわらず、当会社に対する保険金請求権は、補償期間が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第31条（保険金の請求）（2）に規定する書類または証拠のほか、補償期間が終了した事実を確認できる書類を当会社に提出しなければなりません。
- (4) （2）および（3）の規定にかかわらず、喪失利益が1か月以上継続して生じた場合は、被保険者の請求に基づき、収益減少防止費用を除き毎月末に概算額を支払うことができます。

第17条（保険金の請求—指定感染症に関する補償）

- (1) 第9条（保険金を支払う場合）に規定する緊急措置見舞金の請求は、普通保険約款第31条（保険金の請求）の規定にかかわらず、この条の規定に従うものとします。

- (2) 当会社に対する保険金請求権は、保険事故が発生し、かつ施設の消毒、隔離その他の措置が行われたまたはその措置を行う日時が確定した時から、これを行行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は次の①から③の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置の命令または指示があったことを示す書面または文面
 - ③ その他当会社が必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が求めたもの
- (4) 当会社は、保険事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく次のいずれかに該当する行為を行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (4)の規定に違反した場合
 - ② (3)または(4)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ (3)または(4)の書類もしくは証拠を偽造し、または変造した場合
- (6) 保険金請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第18条（普通保険約款との関係）

普通保険約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

別表

- 1. エボラ出血熱
- 2. クリミア・コンゴ出血熱
- 3. 痘そう
- 4. 南米出血熱
- 5. ペスト
- 6. マールブルグ病
- 7. ラッサ熱
- 8. 急性灰白髄炎
- 9. 結核
- 10. ジフテリア
- 11. 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。）
- 12. 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限ります。）
- 13. 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるものであるものに限ります。）
- 14. コレラ
- 15. 細菌性赤痢
- 16. 腸管出血性大腸菌感染症
- 17. 腸チフス
- 18. パラチフス

不誠実行為危険補償特約

<この特約の適用>

この特約は普通保険約款に付帯され、普通保険約款の規定を補います。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
う	請負業務等	次に掲げる業務をいいます。ただし、発注者の業務の一部を代行する業務に限るものとし、いかなる場合も建設工事を含みません。 ア. 請負契約に基づき請負人として行う業務 イ. 準委任契約に基づき受任者として行う業務
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
し	仕事	記名被保険者が遂行する労働者派遣事業および請負業務等をいいます。
	従業員	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいいます。また、被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者および受入れした出向者を含みます。
	身体の障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
そ	損壊	滅失（注1）、破損（注2）または汚損（注3）をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。 （注1）財物がその財物としての物理的存在を失うことをいいます。 （注2）財物が物理的、化学的または生物学的な変化によりその財物本来の経済的価値が客観的に減少することをいいます。 （注3）財物が汚染されたこと、または欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少することをいいます。
は	派遣先	記名被保険者と労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく労働者派遣契約を締結し、記名被保険者から派遣労働者を受け入れる者をいいます。
	派遣労働者	記名被保険者の従業員のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づき記名被保険者から派遣先に派遣された者をいいます。
	発覚	不誠実行為が行われたことおよびその行為者について、次のいずれかにより最初に明らかになった時をいいます。 ア. 被保険者以外の者から被保険者に対する最初の通報 イ. 被保険者の最初の認識
ふ	不誠実行為	仕事に関して行われた従業員による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為の犯罪行為をいいます。なお、同一の行為者が行ったまたは関与した不誠実行為は、行為時、行為場所および被害者を問わず1事故とみなし、最初に不誠実行為が発覚した時にすべて発覚したものとみなします。
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。
ろ	労働者派遣事業	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づいて行う仕事をいいます。

<法令>

この特約における法令（注）は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
ろ	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第1条（保険事故の範囲）

この特約において保険事故とは、日本国内で行われた不誠実行為が発覚したことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、保険事故により、他人が被った財産上の直接かつ積極的損害を請求の理由とする損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金（注）を支払うことによって被る損害に対して、

保険金を支払います。

(注) 裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。

- (2) (1)のほか、当会社は、被保険者が、第4条（費用の支払）(1)の①から④までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険期間と保険事故の関係）

- (1) 当会社は、保険事故（注）が保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

(注) 1事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとみなします。

- (2) この保険契約（注）と保険契約者および記名被保険者を同一とし、保険期間が連続するこの特約が付帯された継続契約がない場合には、当会社は、この保険契約（注）の保険期間終了後30日を経過する日までに当会社に対して書面等による保険事故発生の通知がなされた場合に限り、保険金を支払います。

(注) この保険契約に、この特約以外の特約が付帯されている場合は、この特約のみをいいます。

第4条（費用の支払）

- (1) 当会社は第2条（保険金を支払う場合）(2)の規定に従い、次表に記載の費用を支払います。なお、被保険者が支出した費用につき、①から④までの各費用の項目中、2つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

種類	内容
① 求償権保全費用	普通保険約款第30条（損害の発生および拡大の防止）(2)に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注1）につき、被保険者が当会社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用をいいます。
③ 協力費用	第8条（保険事故処理の特則）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために当会社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
④ 訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および用途が妥当な次の費用をいいます。 ア. 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ. 意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ. 被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ. 増設コピー機のリース費用 オ. 被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注2）

(注1) 損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

(注2) 派遣受入れ費用を含みます。

- (2) 被保険者が(1)②から④までの費用を支出した後に、被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑩までに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者（注1）の故意。なお、この規定は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

② 情報の漏洩または提供。ただし、その情報を利用して従業員が行ったまたは関与した不誠実行為によって生じた損害を除きます。

③ この特約を最初に付帯した場合に（注2）、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者または被保険者（注3）のいずれかが、既に知り得ていた不誠実行為（注4）または知り得ていたと合理的に推定できる不誠実行為

④ 被保険者（注5）によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為

⑤ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権の使用許諾違反、侵害または不正使用

- ⑥ 被保険者または派遣先の支払不能、清算、解散、私的整理または破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続の開始
- ⑦ 犯罪行為によって取得した財産（注６）に対して行われた不誠実行為
- ⑧ 行為者、行為時および行為場所が特定できない不誠実行為
- ⑨ 日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟
- ⑩ 被保険者に対する不誠実行為（注７）

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注２）過去にこの特約の付帯を中断して、あらためてこの特約を再付帯した場合には、再付帯した特約が最初に付帯した特約となります。ただし、この特約を付帯する前に、当会社と事業賠償・費用総合保険契約以外の保険契約を締結していた場合において、その保険契約がこの特約と同じ保険事故を補償対象としているときは、その保険契約をこの特約が付帯された契約とみなしてこの規定を適用します。

（注３）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注４）その蓋然性がある状況を含みます。以下この号において同様とします。

（注５）執行役員を含み、従業員を除きます。以下この号において同様とします。

（注６）不誠実行為の行為者がその違反行為によって取得した財産であることを認識していたか否かを問いません。

（注７）他人から回収した売上金等の金員の横領は、これに含まれます。

（２）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑧までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 他人の身体の障害または財物の損壊に対して負担する賠償責任
- ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任
- ③ 金融商品取引（注）により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任
- ④ 個人または法人その他あらゆる組織または団体の名誉毀損、信用毀損、風評またはブランド劣化に対して負担する賠償責任
- ⑤ 他人が行う商品の販売もしくは供給または役務の提供の中断、終了もしくは内容変更に対して負担する賠償責任
- ⑥ 仕事の履行遅滞または履行不能に起因して負担する賠償責任
- ⑦ 株主代表訴訟により負担する賠償責任
- ⑧ 法令に違反して行われた労働者派遣事業に起因する賠償責任

（注）先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含み、金融リスクのヘッジ目的であると否とを問いません。

第6条（保険金の支払額）

（１）当会社が１事故について支払うべき保険金の額は、次の①および②の算式によって算出した額の合計額とします。ただし、①については、その算式によって算出した額がゼロ円未満の場合はゼロ円とします。

- ① $(\text{損害賠償金} - \text{免責金額(注)}) \times \text{縮小支払割合(注)}$
- ② $\text{求償権保全費用} + \text{争訟費用} + \text{協力費用} + \text{訴訟対応費用}$

（注）保険証券に記載がある場合は、保険証券記載のこの特約の免責金額および縮小支払割合を適用します。

（２）この特約において当会社が支払うべき（１）の保険金の額は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、いかなる場合も保険期間を通じて、保険証券に記載されたこの特約の支払限度額を限度とします。

- ① 被保険者の数
- ② 提起された損害賠償請求または訴訟の数
- ③ 損害賠償請求または訴訟を提起する者の数

（３）（２）のほか、（１）の損害に対しては、次表で規定する固有の支払限度額を適用します。また、この固有の支払限度額は、（２）のこの特約の支払限度額に含まれるものとします。なお、求償権保全費用、争訟費用および協力費用の各損害については、その損害のみに適用される固有の支払限度額はありません。

種類	固有の支払限度額
訴訟対応費用	１事故につき 300 万円を限度とします。

第7条（被保険者の範囲）

（1）この特約において、被保険者とは、次の者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員および従業員

（2）（1）の規定にかかわらず、保険事故の原因となった不誠実行為を行った被保険者（注）は、被保険者の地位を失うものとします。

（注）その不誠実行為につき共犯の罪が科せられるべき者を含みます。

第8条（保険事故処理の特則）

（1）当会社は、被保険者に対してなされた損害賠償請求について防御の義務を負いません。ただし、当会社は、必要と認めるときは法令に反しない範囲で、被保険者に対する損害賠償請求の解決につき、被保険者を援助することができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力しなければなりません。

（2）被保険者が、正当な理由がなく（1）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金請求における記名被保険者の同意）

普通保険約款第31条（保険金の請求）の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を受けようとする場合は、記名被保険者の同意を得なければなりません。

第10条（保険金の支払方法および先取特権）

（1）この特約で支払対象となる損害賠償金について、当会社は、次の①から③までの規定に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払います。
- ③ 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の①および②の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険者から損害賠償請求権者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求権者が先取特権を行使したときは、当会社は、直接、損害賠償請求権者に保険金を支払います。
- ② 損害賠償請求権者に対して支払われる保険金とこの特約で支払対象となる費用について被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額が、第6条（保険金の支払額）（2）に規定する支払限度額を超える場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとし、

第11条（保険金請求権の譲渡の禁止）

保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第10条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第12条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

海外事業総合賠償責任保険特別約款

<この特別約款の適用>

この特別約款は普通保険約款に付帯され、普通保険約款の規定を補います。

<用語の定義>

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	1 事故	発生時間、発生場所または被害者もしくは損害賠償請求の数を問わず、同一の原因または事由から発生した一連の保険事故をいいます。
お	汚染物質	固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質、石油物質および廃棄物等を含みます。また、廃棄物には再生利用される物質を含みます。
	汚染物質の処理	環境汚染が発生した場合において行われる、流出、溢出しもしくは漏出し、または排出された汚染物質の調査、拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理または中和処理等の処理をいいます。
か	海外対象施設	記名被保険者が仕事の遂行のために日本国外において所有、使用または管理する次に掲げる施設（注）をいいます。 ア．見本市、博覧会、展示会またはそれらに類似の催事において設営されるブース、展示区画等の仮設の施設 イ．記名被保険者が占有し、現実に使用している施設で上記ア．以外のもの。ただし、子会社または関連会社が占有し、使用している施設を含みません。 （注）施設には敷地内における動産および不動産を含みます。
	回収措置	保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合において、保険事故による損害の拡大または他の保険事故の発生を防止するために、欠陥があるまたはその疑いがある生産物または仕事の結果を回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄することまたはその他の適切な措置をいいます。
	回収等	保険事故による損害の拡大または同一の原因による他の保険事故の発生を防止するために行われる生産物の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。
	環境汚染	流出、溢出しもしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ保険事故が発生したまたは発生するおそれがある状態をいいます。
	関連会社	記名被保険者が株式の 20% 以上を所有する会社をいいます。
	業務遂行・施設危険	生産物・完成作業危険以外の偶然な事故をいい、仕事の遂行または海外対象施設に起因する保険事故の原因となる偶然な事故をいいます。
こ	公共水域	海、河川、湖沼、運河その他の公共の水流および水面をいいます。
	子会社	直接または間接を問わず、記名被保険者が株式の過半数を所有する会社をいいます。
	国外流出生産物	被保険者が日本国内における使用もしくは消費を目的として販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。ただし、被保険者以外の者（注）が自己使用の目的をもって一時的に日本国外へ持ち出した生産物を除きます。 （注）日本国内に住所を有する者に限ります。
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
し	仕事	保険証券の記名被保険者の仕事欄に記載され、保険証券の保険料の算出基礎欄記載の保険料算出基礎数字の対象となる記名被保険者の仕事をいいます。

	用語	定義
し	仕事の結果	記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われた仕事の完成または放棄の後の仕事の目的物およびその仕事に使用された材料、資材、装置その他部品類をいいます（注１）（注２）（注３）（注４）。なお、仕事は、次のうち最も早い時に完成したものとします。 ア. 記名被保険者が契約上の履行義務を負う仕事がすべて完成した時（注５） イ. 仕事の目的物の引渡しのほか、契約上その仕事の目的物の保守、調整、修理または交換の仕事が含まれている場合は、これらを除く仕事が完成し引渡しが行われた時 ウ. 保守、点検、清掃等継続的または定期的労務供給契約に基づく仕事の場合は、契約の期間にかかわらず、被保険者が行うべき作業を終了してその作業が行われた場所を引き払った時 （注１）仕事の結果には、仕事の目的物の適合性および品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注６）を含みます。 （注２）被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した道具類、組立未完了の材料、部品、装置または設備は、仕事の結果とはみなしません。 （注３）保険証券の記名被保険者の生産物・完成作業欄に記載され、保険証券の保険料の算出基礎欄記載の保険料算出基礎数字の対象となる仕事の結果をいいます。 （注４）生産物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる生産物を含みません。 （注５）契約書に定められた仕事の全部を完成する前に、仕事の目的物の一部を完成させ引渡しをする場合は、その仕事の目的物の引渡しごとにこの規定を適用します。 （注６）警告または指示を怠った場合を含みます。
	自動車	原動機を用い、かつ軌道または架線を用いないで運行する車（注）をいいます。ただし、身体機能を補助する目的で使用する車いす等を除きます。 （注）これに付属する機械または装置を含みます。
	車両	自動車および身体機能を補助する目的で使用する車いす等を除く車両をいいます。
	従業員	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいいます。また、被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者、受入れした出向者およびインターンを含みます。
	初年度保険契約	この特別約款が最初に付帯された保険契約をいい、過去にこの特別約款の付帯を中断して保険契約を締結し、あらためてこの特別約款を再付帯した場合のその保険契約を含みます。ただし、この保険契約の締結前に、当会社と事業賠償・費用総合保険契約以外の保険契約を締結していた場合において、その保険契約がこの特別約款と同じ保険事故を補償対象としているときは、その保険契約をこの特別約款が付帯された契約とみなしてこの規定を適用します。
	身体の障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
せ	生産物	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物（注１）（注２）をいいます。なお、国外流出生産物はこれに含まれるものとします（注３）。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ. 事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 （注１）その物の適合性、品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容（注４）を含みます。 （注２）保険証券の記名被保険者の生産物・完成作業欄に記載され、保険証券の保険料の算出基礎欄記載の保険料算出基礎数字の対象となる生産物をいいます。 （注３）物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。 （注４）警告または指示を怠った場合を含みます。
	生産物・完成作業危険	被保険者の占有を離れた生産物または完成もしくは放棄の後の仕事の結果に起因する保険事故の原因となる偶然な事故をいいます。

	用語	定義
せ	石油物質	次に掲げるものをいいます。 ア. 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 イ. ア. に掲げる石油類より誘導される化成品類 ウ. ア. またはイ. の物質を含む混合物、廃棄物および残渣
	船舶	次のア. からウ. までの該当する船舶をいいます。 ア. 艇長が8 m以上のすべての船舶 イ. 艇長が8 m未満であって有料で人荷を輸送する船舶 ウ. 艇長が8 m未満であって有料で他人に貸与される船舶
そ	損壊	滅失（注1）、破損（注2）または汚損（注3）をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。 （注1）財物とその財物としての物理的存在を失うことをいいます。 （注2）財物が物理的、化学的または生物学的な変化によりその財物本来の経済的価値が客観的に減少することをいいます。 （注3）財物が汚染されたこと、または欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少することをいいます。
	損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金をいいます。なお、損害賠償金には、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
て	電子データ	コンピュータソフトウェア（注）に保存、生成、使用または送受信される情報、事実、プログラムをいいます。 （注）システムおよびアプリケーションのソフトウェアをいい、ハードディスクまたはフロッピーディスク、CD-ROM、テープ、ドライブ、セル、データ処理装置、その他の電子制御装置と共に使用される媒体を含みます。
と	特定業務	次に掲げる業務（注）をいいます。 ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、介護、疾病の予防、助産または死体の検案その他これらに類似の行為 イ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与その他これらに類似の行為 ウ. 身体の理容、美容、エステティックその他これらに類似の行為 エ. 按摩（あんま）、マッサージ、鍼灸、接骨、整骨その他これらに類似の行為 オ. 建築、土木もしくはプラントエンジニアリングに関する設計、調達、施工および管理または建築物・構築物等の解体もしくは撤去 カ. 土地または家屋に関する調査、測量および鑑定 キ. 機械・器具の設置にかかる作業。ただし、記名被保険者が製造または販売する生産物を据付、設置もしくは交換する場合の作業を除きます。 （注）これらの業務には、それぞれの業務に関連する助言または指示を含みます。
は	販売人	生産物の通常の供給または販売を行う者のうち、記名被保険者との間で販売委託契約または売買契約を直接締結している者（注）をいいます。 （注）直接または間接を問わず、これらの者の株式の過半数を所有する者を含みます。
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。

第1章 身体障害・財物損壊についての賠償責任補償

第1条（保険事故の範囲）

（1）この特別約款において保険事故とは、次の①または②に起因して、補償適用地域内において発生した他人の身体障害また

は財物の損壊をいいます。

- ① 業務遂行・施設危険
- ② 生産物・完成作業危険

(2) (1) いう補償適用地域とは、日本国、アメリカ合衆国およびカナダを除く全世界をいいます。なお、保険証券の補償適用地域欄にこれと異なる記載があった場合でもこの規定を適用します。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。
- (2) (1) のほか、当会社は、保険事故の発生により、被保険者が第14条（保険金を支払う損害の範囲－費用その1）および第15条（保険金を支払う損害の範囲－費用その2）に定める費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (3) 当会社または当会社の親会社もしくは当会社の最上位の支配会社において、この特別約款に基づき保険金を支払うことが経済制裁に関する法令または措置（注）に抵触する場合は、当会社は保険金の支払およびこの特別約款に定められる役務または便宜の提供は行わないものとします。

（注）日本国、国際連合、アメリカ合衆国財務省外国資産管理室（OFAC）またはヨーロッパ連合（EU）により行われる制裁措置を含みます。

第3条（保険期間と保険事故の関係）

当会社は、第1条（保険事故の範囲）に規定する保険事故（注1）について、次に掲げる期間に身体の障害または財物の損壊が発生した場合に限り、保険金を支払います。

- ① この保険契約の保険期間中
- ② 前保険契約（注2）が損害賠償請求ベース（注3）の保険契約である場合に限り、この保険契約の保険期間開始日の1年前の応当日からこの保険契約の保険期間開始時までの間。ただし、保険契約者または被保険者（注4）が、この期間中に第1条（1）①または②に起因する保険事故またはその原因となる事由が発生していることを知っていた場合または知っていたと判断できる合理的な理由がある場合は保険金を支払いません。

（注1）1事故に該当する一連の保険事故は、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとみなします。

（注2）保険者が当会社であるか否かを問わず、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じであり、この保険契約の保険期間開始日がその保険契約の保険期間終了日となっている賠償責任保険契約をいいます。保険期間の終了日には、保険契約の解除日を含みます。

（注3）保険期間中に被保険者に対して訴訟の提起または損害賠償請求がなされたことを保険金支払の条件とする保険契約をいいます。

（注4）保険契約者、被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。

第4条（被保険者の範囲）

(1) この章において被保険者とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 記名被保険者（注）
- ② 生産物・完成作業危険による保険事故に限り、記名被保険者の販売人（注）

（注）その役員および従業員を含みます。

(2) (1) に規定する被保険者相互間、この保険契約に適用される他の規定に反しない限り、それぞれの被保険者を他人とみなします。

第5条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意（注2）
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ③ 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱
- ⑦ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性
- ⑧ 環境汚染または汚染物質の処理に要した費用の支出（注6）。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。
- ⑨ 排水または排気（注7）。ただし、不測かつ突発的に発生した事故による場合は、この規定を適用しません（注8）。

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

（注2）この規定の適用の判断は、記名被保険者またはその役員の故意によって生じた損害の場合を除き、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、これらの行動が行われた国や地域全体または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（注6）被保険者が支出したと否とを問いません。

（注7）煙を含みます。

（注8）不測かつ突発的に発生した事故につき、事故の再発防止措置を講じることを怠った場合またはその措置が不十分であったために引続き事故が発生した場合は、このただし書きの規定を適用しません。

- （2）当会社は、初年度契約の保険契約締結時点において、保険契約者または被保険者（注）のいずれかが、保険事故発生の原因が既に存在していることを知っていた場合もしくは知っていたと合理的に推定できる場合には、その原因に起因する保険事故については、保険金を支払いません。

（注）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員とします。

- （3）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次に掲げる事由によって生じた他人の身体の障害または財物の損壊に対しては、この規定を適用しません。

- ① 個人情報および企業情報へのアクセスまたはこれらの開示
- ② コンピュータシステムまたは電子データの消失、使用不能、損傷、破損、アクセス不能もしくは操作不能

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

- （1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 特定業務の遂行
- ② 次に掲げる仕事の遂行。ただし、記名被保険者が自らのために行う仕事は除きます。

ア. ハウスクリーニング、警備、ビルメンテナンス

イ. 不動産の賃貸または管理

ウ. マリンスポーツ（注）、スカイスポーツの企画または運営

エ. 催物、イベントの企画または運営

オ. 映像撮影

（注）ラフティングを含みます。

- （2）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任
- ② 被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任。ただし、損害を与えたことにつき、直接的に関与または加担していなかった被保険者についてはこの規定を適用しません。
- ③ アルコール飲料の摂取に起因する次の身体の障害または財物の損壊について負担する賠償責任。ただし、そのアルコール飲料に本来含まれてはならない物が混入したことに起因する身体の障害または財物の損壊については、この規定を適用しません。

ア. 酩酊、泥酔もしくは昏睡状態となった者の身体の障害または精神障害

イ. 酩酊、泥酔または昏睡状態となった者が発生させた財物の損壊

ウ. 妊娠前または妊娠中に摂取したことによる胎児または出生後の子の身体の障害、精神障害、知的障害または死亡

エ、長期にわたるアルコール飲料の摂取による身体に有害な物質の蓄積

④ シリカに起因する賠償責任

第7条（保険金を支払わない場合－その3）

（1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、業務遂行・施設危険による損害について、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 航空機、自動車（注1）または銃器の所有、使用または管理（注2）

② 海外対象施設外における船舶、車両（注3）または動物の所有、使用または管理（注4）。ただし、海外対象施設に係留されている間（注5）の船舶を除きます。

③ ちり・ほこりまたは騒音

（注1）建設工事・物の運搬その他の作業を行うことを主たる用途または機能とする自動車を除きます。ただし、海外対象施設内にある間に生じた事故に起因する保険事故に限りします。

（注2）航空機、自動車または銃器自体の損壊については、この規定を適用しません。

（注3）船舶および車両は、原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

（注4）船舶、車両自体の損壊または動物自体の損害については、この規定を適用しません。

（注5）接岸・離岸作業中を除きます。

（2）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、業務遂行・施設危険による損害について、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 海外対象施設から公共水域への石油物質の流出による漁獲高の減少または漁獲物の汚損もしくは品質の低下について負担する賠償責任

② 海外対象施設の屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の欠陥により、これらから入る雨または雪等による財物の損壊について負担する賠償責任

③ 記名被保険者の業務に従事中の者が被った身体の障害について負担する賠償責任

④ 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事（注1）に伴って生じた次に掲げる財物の損壊または事由に起因する賠償責任

ア、土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物（注2）、植物または土地の損壊

イ、土地の軟弱化もしくは土地の流出・流入に起因する地上の工作物（注2）もしくはその基礎部分または土地の損壊

ウ、地下水の増減または汚損

⑤ 被保険者が所有する財物の損壊に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者の役員または従業員が所有する財物の損壊については、その財物が仕事に使用されている場合に限りします。

⑥ 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任

ア、子会社または関連会社が所有、賃借または占有する財物

イ、被保険者が借用（注3）または保管（注4）する財物。ただし、記名被保険者の役員もしくは従業員が借用（注3）または保管（注4）する財物については、その財物が仕事に使用されている場合に限りします。

ウ、被保険者によって、または記名被保険者のために販売もしくは組立、分解、加工、修理、点検、洗浄等を行うことを目的として海外対象施設内にある財物

エ、被保険者によって、または記名被保険者のために行われる仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類

オ、被保険者によって、または記名被保険者のために行われる仕事に使用される材料、資材、装置その他部品類（注5）

カ、被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分

（注1）他の工事の一部としてまたは他の工事に付随して行われるこれらの工事を含みます。

（注2）その収容物または付属物を含みます。

（注3）リースを含みます。

（注4）現実にはまたは実質的に占有する状態を含みます。

（注5）生産物または仕事の結果を構成するものをいい、仕掛中のものを含みます。

（3）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次に掲げる事由によって生じた身体の障害について、第15条（保険金を支払う損害の範囲－費用その2）に規定する被害者治療等費用を支払うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被害者治療等費用を受け取るべき者（注１）の故意
 - ② 保険契約者、被保険者または被害者治療等費用を受け取るべき者（注１）の闘争行為または犯罪行為
 - ③ 被害者の心神喪失または自殺行為
 - ④ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
 - ⑤ 被害者の父母、配偶者、子その他親族の行為
 - ⑥ 被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療措置。ただし、当会社が保険金を支払うべき身体の障害を治療する場合を除きます。
 - ⑦ 次に掲げる者が被った身体の障害
 - ア. 保険契約者
 - イ. 被保険者
 - ウ. 記名被保険者の業務に従事中の者
 - エ. 被保険者の父母、配偶者、子その他親族
 - オ. 海外対象施設を継続的に占有している者（注２）
 - カ. 海外対象施設の保守、保安、点検、警備、交通誘導、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、改造、修理、取壊しその他の工事に従事中の者
 - キ. 被保険者が行う競技会、運動会その他の催物において、運動または競技を行っている者
 - ク. 被保険者が開催する演劇、興行その他の催物の主催者、共催者、その業務の補助者および出演者（注３）
- （注１）被害者を含みます。
- （注２）その役員および従業員を含みます。
- （注３）それらの関係者を含みます。

第8条（保険金を支払わない場合—その４）

- （１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物・完成作業危険による損害について、回収措置を講じるために要した費用（注）に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。
- （注）回収措置を講じるべき生産物または仕事の結果が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体の回収に要した費用を含みます。
- （２）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物・完成作業危険による損害について、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、取扱い、供給もしくは処分した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
 - ② 生産物または仕事の瑕疵（注１）に起因するその生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊について負担する賠償責任
 - ③ 生産物または仕事の結果の設計または開発上の欠陥（注２）（注３）により、生産物または仕事の結果が記名被保険者の意図した効能または性能（注４）を発揮できなかったことに起因して生じた身体の障害または財物の損壊に対する賠償責任。ただし、生産物または仕事の結果の効能または性能（注４）に関わりなく想定外の異常なもしくは有害な作用が生じたことによって発生した場合は、この規定を適用しません。
 - ④ 次に掲げる物質に起因する賠償責任
 - ア. ビスフェノールＡ
 - イ. 鉛
 - ウ. シンナー、トルエン、ベンゼン
 - ⑤ 次に掲げる生産物に起因する賠償責任
 - ア. 医療用機械器具（注５）、医療用資材、医薬品またはこれらに使用される原材料、部品もしくは成分
 - イ. 航空機またはこれらに使用される材料、資材、装置もしくは部品類
 - ウ. 鉄道車両、船舶、自動車またはこれらに使用される材料、資材、装置もしくは部品類（注６）
 - エ. チャイルドシート、ベビーカーまたはベビーベッド等の幼児用家具
 - オ. たばこ、電子たばこ、加熱式たばこ
 - カ. 農薬、除草剤、殺虫剤、殺鼠（さっそ）剤その他の害獣駆除剤
 - キ. 動物用飼料（注７）

ク. 火薬、ライター、花火

ケ. エレベーター、エスカレーター（注8）

コ. 消火器、スプリンクラー、火災報知器、煙感知機

⑥ 牛海綿状脳症（狂牛病）に起因する賠償責任

（注1）不作為によるものを含みます。

（注2）製造または作業の手順書の欠陥を含み、製造上または作業上の欠陥は含みません。

（注3）表示上の欠陥を含みます。

（注4）主として人または動植物に対する治療・診断もしくは危害・悪影響の予防または財物の損壊・劣化もしくは災害・事故の予防・拡大防止に関するものをいいます。

（注5）コンタクトレンズを含みます。

（注6）駆動、走行、運航、制御、安全または救命に関わるものに限ります。

（注7）ペットフードを除きます。

（注8）動く歩道を含みます。

- （3）当会社は、生産物・完成作業危険による財物の損壊について、欠陥があるまたはその用途に適さない生産物が他人の財物に組み込まれたまたは装着されたことによって、その他人の財物の経済的価値が損なわれた場合において、生産物のみを修理、交換または除去することで、組み込み先の財物（注）が本来の機能を回復し、経済的価値の毀損（きそん）を解消できる場合は、保険金を支払いません。

（注）生産物が他人の財物の一部を構成する部品または材料として組み込まれたまたは装着された他人の財物をいいます。

- （4）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物・完成作業危険による損害について、販売人が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 販売人が生産物に組立、加工、修理、点検、洗浄等の作業を加えたことに起因する賠償責任

② 販売人が生産物の適合性、品質、耐久性、性能または効用を維持できなかったことに起因する賠償責任

③ 生産物の販売、取扱いまたは供給において、販売人が通常行う検査、調整その他の業務を実施したこと、またはしなかったことに起因する賠償責任

④ 販売人によって、または販売人のために生産物にラベルが貼付けされもしくは再貼付けされ、または生産物が他のものの容器、材料、資材、装置その他部品類として使用されたことに起因する賠償責任

⑤ 販売人が所有、使用または管理する施設内で生じた身体の障害または財物の損壊に対して負担する賠償責任

第2章 リコール費用限定補償

第9条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、第1条（保険事故の範囲）に規定する保険事故のうち、生産物に起因して補償適用地域内で他人の身体の障害または財物の損壊（注1）が発生した場合において、被保険者が補償適用地域内で回収等を行ったことにより被保険者が負担するリコール費用に対して、保険金を支払います（注2）。

（注1）生産物自体の損壊を含みません。

（注2）被保険者以外の者が回収等を行ったことにより生じるリコール費用について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害は除きます。

- （2）（1）の適用にあたっては、第8条（保険金を支払わない場合－その4）（1）の規定を適用しません。その他この章に規定しない事項については、この章の規定に反しないかぎり、第1章の規定を準用します。

第10条（保険期間と保険事故の関係）

当会社は、第9条（保険金を支払う場合）（1）に規定する他人の身体の障害または財物の損壊が保険期間中に発生したことにより実施される回収等につき、被保険者が負担するリコール費用に対して保険金を支払います。

第11条（被保険者の範囲）

この章において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第 12 条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注１）の故意もしくは重大な過失による法令違反また各種義務違反
- ② 初年度契約の保険期間開始日以前に製造された生産物によって生じた身体の障害または財物の損壊
- ③ 生産物（注２）と同種の、または類似した第三者の製品により生じた身体の障害または財物の損壊
- ④ 生産物（注２）の自然の消耗または蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由
- ⑤ 遺伝子組換え処理、生化学的処理、ホルモン処理、放射線処理、牛海綿状脳症（狂牛病）または鳥インフルエンザ
- ⑥ 保存期間または有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物（注２）の同期間経過後の品質劣化等
- ⑦ 生産物が被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者によって行われた生産物（注２）の不適正な使用または不適切な維持・管理
- ⑧ 回収等を行った生産物（注２）の修理、再製造もしくは再加加工上の欠陥、または代替品の欠陥

（注１）保険契約者、被保険者が法人である場合には、その役員をいいます。

（注２）生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体とします。

（２）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物（注）の回収等の方法の誤りまたは拙劣等により、合理的かつ妥当な額以上に要したりコール費用
- ② 回収等を行う生産物（注）の修理、交換、再製造もしくは再加加工に要した費用または代替品の製造もしくは購入に要した費用
- ③ 回収等に伴い、その生産物（注）の対価として返還する額
- ④ 生産物（注）の回収等に関する争訟または行政手続きに要する費用
- ⑤ 生産物（注）の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって合理的かつ妥当な額以上に要したりコール費用
- ⑥ 生産物（注）の設計または仕様に要する費用

（注）生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体とします。

第 3 章 保険金の種類

第 13 条（保険金を支払う損害の範囲－損害賠償金）

当会社は、第 1 章の規定に従い、被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金を保険金として支払います。

第 14 条（保険金を支払う損害の範囲－費用その 1）

（１）当会社は、第 1 章の規定に従い、次に掲げる費用を保険金として支払います。なお、被保険者が支出した費用につき、①から⑥までの各費用の項目中、２つ以上の項目に重複して該当すると解釈できる場合は、それら重複する項目のうち、より個別具体的に規定している費用で支払うものとします。

種類	内容
① 損害防止費用	普通保険約款第 30 条（損害の発生および拡大の防止）（１）に規定する損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために被保険者が支出した必要または有益であった費用（注 1）をいいます。ただし、いかなる場合も回収措置を講じるために要した費用および汚染物質の処理に要した費用を除きます。
② 求償権保全費用	普通保険約款第 30 条（２）に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
③ 緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用、およびあらかじめ当会社の承認を得て支出した費用をいいます。

種類	内容
④ 協力費用	第 23 条（保険事故処理の特則）（１）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（注 2）につき、被保険者が当会社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用をいいます。
⑥ 訴訟対応費用	裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および用途が妥当な次の費用をいいます。 ア．相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 イ．意見書、鑑定書作成のために必要な費用 ウ．被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用 エ．増設コピー機のリース費用 オ．被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用（注 3）

（注 1）有益であった費用とは、応急措置を実施していなければ、生じたまたは増加したであろう損害の額を超えずになされた応急措置の費用をいいます。

（注 2）損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。

（注 3）派遣受入れ費用を含みます。

- （2）被保険者が（1）④から⑥までの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。また、③の緊急措置費用については、被保険者に賠償責任がないことが判明した場合に限り、当会社は、保険金を支払います。

第 15 条（保険金を支払う損害の範囲－費用その 2）

- （1）当会社は、業務遂行・施設危険に起因する身体の障害のうち、補償適用地域内で次に掲げる事故に起因する他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が当会社の同意を得て被害者治療等費用を支払うことによって被る損害に対して、第 1 章の規定に従い、保険金を支払います。

① 仕事の遂行による事故

② 海外対象施設内および海外対象施設の出入口に隣接する場所における事故

- （2）（1）の被害者治療等費用とは、次に掲げる費用をいいます。ただし、保険事故の発生日からその日を含めて 1 年以内に生じた費用に限りです。

ア．被害者の治療、検査、緊急移送および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびこれらに伴う交通費

イ．葬儀費用

- （3）被保険者が被害者治療等費用について保険金の支払を受けようとする場合は、公の機関（注）の事故証明書、医師の診断書および治療費用の支払を証明する書類を当会社に提出するものとします。ただし、当会社は、これらに代わる書類の提出または提出の省略を認める場合があります。

（注）やむを得ない場合には、第三者とします。

- （4）当会社が被害者治療等費用について保険金を支払った後に、被保険者が賠償責任を負担する場合は、支払われたその保険金については、損害賠償金として支払われるべき損害に充当します。

- （5）当会社が被害者治療等費用について保険金を支払った後に、普通保険約款第 34 条（代位）の規定により、被保険者が他人に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、その者の故意もしくは重大な過失または債務不履行によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、この規定を適用しません。

第 16 条（保険金を支払う損害の範囲－費用その 3）

当会社は、第 2 章の規定に従い、被保険者が回収等を実施することに伴い負担する次に掲げるリコール費用で、当会社が必要かつ有益と認めた費用を保険金として支払います。ただし、被保険者が回収等を開始（注 1）した時から 1 年またはこの保険契約の保険期間の終了日から 2 年を経過した日のいずれか早い時まで被保険者が負担した費用（注 2）に限りです。

	内容
①	新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
②	電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（注３）
③	消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用
④	被保険者と消費者または納品先との間で生産物（注４）の回収および代替品の送付に要した費用
⑤	回収した生産物（注４）の一時的な保管のために臨時に借用する倉庫等の施設の賃借費用
⑥	回収した生産物（注４）の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。
⑦	回収等の実施により生じる人件費（注５）、出張費および宿泊費（注６）

（注１）回収等の開始は、被保険者が、回収等を実施することを対外的に公表した時または回収等を実施する国または地域における行政機関等から、回収実施の命令が被保険者に対してなされた時のうちいずれか早い時になされたものとします。

（注２）発生主義に基づきます。

（注３）文書の作成費および封筒代を含みます。

（注４）生産物が原材料または部品として他の財物の一部を構成する場合は、その財物全体をいいます。

（注５）超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。

（注６）旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。

第４章 保険金の支払額および支払限度額

第 17 条（保険金の支払額）

（１）当会社が支払うべき保険金の額は、次の通りとします。

- ① 第 1 章に定める身体の障害・財物の損壊についての賠償責任補償においては、第 13 条（保険金を支払う損害の範囲－損害賠償金）から第 15 条（保険金を支払う損害の範囲－費用その 2）までに規定する損害の合計額
- ② 第 2 章に定めるリコール費用限定補償においては、第 16 条（保険金を支払う損害の範囲－費用その 3）に規定する損害の額

（２）当会社は、（１）①に規定する損害については、１事故につき、損害賠償金の額が免責金額を超過する場合に限り、その超過額に対して縮小支払割合を乗じて得た額を保険金として支払います。この場合において適用される免責金額および縮小支払割合は、次に掲げるものをいいます。

- ① 業務遂行・施設危険に起因する保険事故については、保険証券記載の業務遂行・施設危険の免責金額および縮小支払割合（注 1）（注 2）
- ② 生産物・完成作業危険に起因する保険事故については、保険証券記載の生産物・完成作業危険の免責金額および縮小支払割合（注 1）（注 2）

（注 1）保険証券に（１）①の損害に適用される免責金額および縮小支払割合の記載がある場合は、その免責金額および縮小支払割合を適用します。なお、保険証券の記載により、次の免責金額および縮小支払割合が適用されます。

ア．免責金額および縮小支払割合が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、身体の障害による損害と財物の損壊による損害とを合算した額に対して適用します。

イ．免責金額および縮小支払割合が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、身体の障害による損害については保険証券の対人欄に記載のある免責金額および縮小支払割合、財物の損壊による損害については保険証券の対物欄に記載のある免責金額および縮小支払割合を適用します。

（注 2）第 14 条（保険金を支払う損害の範囲－費用その 1）および第 15 条（保険金を支払う損害の範囲－費用その 2）に規定する損害については、免責金額および縮小支払割合を適用することなく保険金を支払います。

（３）当会社は、（１）②に規定する損害については、保険証券記載の免責金額および縮小支払割合にかかわらず、次の免責金額および縮小支払割合を適用します。

- ① １事故につき、免責金額 10 万円
- ② １事故につき、縮小支払割合 90%

第18条（支払限度額）

- （1）第1章に定める身体の障害・財物の損壊についての賠償責任補償において当会社が支払うべき第17条（保険金の支払額）に規定する保険金の総額は、次に掲げる支払限度額を限度とします。
- ① 業務遂行・施設危険に起因する保険事故に対する保険金については、保険証券記載の業務遂行・施設危険の1事故および保険期間中の支払限度額（注）
 - ② 生産物・完成作業危険に起因する保険事故に対する保険金については、保険証券記載の生産物・完成作業危険の1事故および保険期間中の支払限度額（注）
- （注）保険証券の記載により、次の支払限度額が適用されます。
- ア. 支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に共通するものとして保険証券に記載されている場合は、身体の障害による損害に対する保険金および財物の損壊による損害に対する保険金を合算した額に対して適用します。
 - イ. 支払限度額が、身体の障害と財物の損壊に分かれて保険証券に記載されている場合は、身体の障害による損害に対する保険金については保険証券の対人欄に記載の支払限度額、財物の損壊による損害に対する保険金については保険証券の対物欄に記載の支払限度額を適用します。
- （2）（1）の規定にかかわらず、第14条（保険金を支払う損害の範囲－費用その1）および第15条（保険金を支払う損害の範囲－費用その2）に定める保険金を支払う損害のうち、次の費用に対しては、当会社は、次に規定する支払限度額を適用します。
- なお、これらの支払限度額は、（1）の支払限度額に含まれるものとします。
- ① 訴訟対応費用
1事故につき300万円
 - ② 被害者治療等費用
被害者1名につき10万円かつ1事故につき300万円
- （3）第2章に定めるリコール費用限定補償において当会社が支払うべき第17条（保険金の支払額）に規定する保険金の額は、1事故かつ保険期間中500万円とします。ただし、この支払限度額は、保険証券記載の生産物・完成作業危険の支払限度額に含まれるものとします。

第5章 基本条項

第19条（回収措置の実施義務）

- （1）生産物または仕事の結果に起因して保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合は、被保険者は、遅滞なく、回収措置を講じなければなりません。
- （2）被保険者が正当な理由がなく、（1）に規定する回収措置を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条（保険金請求における記名被保険者の同意）

普通保険約款第31条（保険金の請求）の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を受けようとする場合は、記名被保険者の同意を得なければなりません。

第21条（重複自動車保険契約がある場合の保険金の支払額）

- （1）普通保険約款第33条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、海外対象施設内における建設工事・物の運搬その他の作業を行うことを主たる用途または機能とする自動車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その自動車について自動車保険契約（注1）を締結すべきときもしくは締結しているときは、当会社は、損害の額がその自動車保険契約等保険金（注2）を超過する場合に限り、その超過額に対して保険金を支払います。
- （注1）賠償資力法その他類似の法令によって、自動車の所有者または使用者に加入が義務付けられている自動車に関する保険契約または加入することが任意である自動車に関する保険契約をいいます。
- （注2）自動車保険契約で支払われるべき保険金の額をいいます。なお、その保険契約に免責金額が設定されている場合は、免責金額相当額を加算した額とします。また、自動車に関する保険契約への加入が義務付けられている場合にこれが行われ

ていなかったときは、その自動車に関する保険契約があった場合に支払われるべき保険金の額とします。

(2) (1) の場合において、この特別約款およびこれに付帯される特約に規定される免責金額は適用しません。

第 22 条（国内事業総合賠償責任保険特別約款等との関係）

(1) 当社は、この特別約款およびこれに付帯される特約の支払対象となる損害と同一の損害に対して、国内事業総合賠償責任保険特別約款およびこれに付帯される特約により保険金が支払われる場合には、損害の額が国内事業総合賠償責任保険特別約款およびこれに付帯される特約により支払われる金額（注）を超過するときに限り、その超過額に対してこの特別約款およびこれに付帯される他の特約により保険金を支払います。

（注）免責金額が設定されている場合は、免責金額相当額を加算した額とします。

(2) (1) の場合において、この特別約款およびこれに付帯される特約に規定される免責金額は適用しません。

第 23 条（保険事故処理の特則）

(1) 当社は、被保険者に対してなされた損害賠償請求について防御の義務を負いません。ただし、当社は、必要と認めるときは法令に反しない範囲で、被保険者に対する損害賠償請求の解決につき、被保険者を援助することができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が、正当な理由がなく（1）の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 24 条（保険金請求権の譲渡の禁止）

保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。

（注）損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第 25 条（賠償請求訴訟の地）

被保険者に対する損害賠償請求の訴訟が提起（注 1）された場合において、その訴訟が第 1 条（保険事故の範囲）（2）に規定する補償適用地域外の裁判所等（注 2）に提起（注 1）されたときは、当社は、保険金を支払いません。ただし、日本国の裁判所等（注 2）において訴訟が提起（注 1）された場合は、補償適用地域内で提起（注 1）されたものとみなします。

（注 1）仲裁、調停または裁判外紛争解決（ADR）の手続きの開始を含みます。

（注 2）裁判所、仲裁廷または ADR 機関等をいいます。

第 26 条（為替交換比率）

(1) 当社が保険金を支払う場合において、被保険者が支払った損害賠償金の額または費用の額が日本円以外の通貨建てのときは、当社は、最初の事故報告日（注 1）の直前の営業日における日本国の主要行が提示する交換比率（注 2）により、日本円に換算して保険金を支払います。

（注 1）日本時間による日とします。

（注 2）仲値とします。

(2) 被保険者が（1）に規定する日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金支払の対象となる損害賠償金または費用の支払を行っており、その交換比率による保険金の支払を受けようとする場合には、その事実の証明となる書類の提出があった場合に限り、当社は、その交換比率により日本円に換算して保険金を支払います。

(3) (1) の規定による交換比率が入手できない場合は、当社は、被保険者との協議によって交換比率を決定し保険金を支払います。

(4) 当社が保険金を支払う場合において、当社が被保険者に代わり支払った損害賠償金の額または費用の額が日本円以外の通貨建てのときは、当社は最初の事故報告日（注 1）の直前の営業日における日本国の主要行が提示する交換比率（注 2）により日本円に換算するものとします。

（注 1）日本時間による日とします。

（注 2）仲値とします。

第 27 条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款の規定は、この特別約款においても適用されるものとします。ただし、この特別約款で適用しないことを特に定めている場合またはこの特別約款の趣旨に反する場合を除きます。

業務遂行・施設危険のみ補償特約（海外）

<この特約の適用>

この特約は、海外事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第 1 条（保険金を支払わない損害）

当会社は、次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 特別約款第 1 条（保険事故の範囲）（１）②に規定する損害
- ② 特別約款第 9 条（保険金を支払う場合）に規定する損害

第 2 条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

生産物・完成作業危険のみ補償特約（海外）

<この特約の適用>

この特約は、海外事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第 1 条（保険金を支払わない損害）

当会社は、特別約款第 1 条（保険事故の範囲）（１）①に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

第 2 条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

米国・カナダ追加補償特約

<この特約の適用>

この特約は、海外事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第 1 条（補償適用地域の変更）

当会社は、この特約により、特別約款第 1 条（保険事故の範囲）（２）の規定中「日本国、アメリカ合衆国およびカナダを除く全世界」とあるのを「日本国を除く全世界」と読み替えます。

第2条（支払限度額）

- （１）特別約款第18条（支払限度額）（１）の規定にかかわらず、この特約において適用される支払限度額は、次に掲げる額をいいます。なお、支払限度額が身体の障害・財物の損壊共通のものとして保険証券に記載されている場合には、身体の障害による損害に対する保険金と財物の損壊による損害に対する保険金とを合算した額に対して適用します。
- ① アメリカ合衆国またはカナダで発生した業務遂行・施設危険による事故に起因する損害に対する保険金については、1事故かつ保険期間中1億円
- ② アメリカ合衆国またはカナダで発生した生産物・完成作業危険による事故に起因する損害に対する保険金については、1事故かつ保険期間中1億円
- （２）（１）の①および②の支払限度額は、特別約款第18条（支払限度額）（１）①および②に定める支払限度額にそれぞれ含まれるものとします。

第3条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

作業対象物損壊補償特約（海外）

<この特約の適用>

この特約は、海外事業総合賠償責任保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

<用語の定義>

この特約において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

	用語	定義
さ	作業現場	被保険者が主たる仕事を行っている場所で、被保険者が所有または借用する施設以外の場所をいいます。
	作業対象物	被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分（注）をいいます。 （注）他人が所有するものに限りません。

第1条（当会社の支払責任）

この特約において、当会社は、特別約款第7条（保険金を支払わない場合－その3）（2）⑥カ．の規定にかかわらず、業務遂行・施設危険に起因する他人の財物の損壊のうち、作業現場内における作業対象物の損壊に起因する損害に対して特別約款第1章の規定に従い保険金を支払います。なお、この場合における作業対象物については、同号イ．およびオ．の規定を適用しません。

第2条（保険金の支払額）

- （１）この特約に基づき当会社が支払うべき保険金は、特別約款第13条（保険金を支払う損害の範囲－損害賠償金）および同第14条（保険金を支払う損害の範囲－費用その1）に規定する損害とします。
- （２）この特約において適用される免責金額および縮小支払割合は、保険証券記載の業務遂行・施設危険の対物欄の免責金額および縮小支払割合とします。ただし、1事故において、この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害以外に特別約款第1条（保険事故の範囲）（１）①の対象となる損害が発生した場合には、その損害に対して免責金額を優先して適用し、この特約に基づき保険金を支払うべき損害に対して免責金額の重複適用は行いません。
- （３）この特約により、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じて500万円とします。ただし、この支払限度額は、次の支払限度額に含まれるものとします。
- ① 特別約款第18条（支払限度額）（１）①に規定する支払限度額
- ② この保険契約に米国・カナダ追加補償特約が付帯されている場合で、アメリカ合衆国またはカナダで発生した事故については、米国・カナダ追加補償特約第2条（支払限度額）（１）①に規定する支払限度額

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
- ② 被保険者の行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等

第4条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

生産物品質保険特別約款

<この特別約款の適用>

この特別約款は普通保険約款に付帯され、普通保険約款の規定を補います。

<用語の定義>

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	委託先	被保険者が製造、加工、調理、包装または輸送を委託している事業者をいいます。
	1 事故	同一の原因による事故は、発生の時または発生の場所を問わず、1 事故とみなします。ただし、第三者による異物混入については、同一の犯人または同一の犯人グループの害意ある行為による場合および既に発生した第三者による異物混入事故の模倣事故と当社が判断する場合を含むものとします。
	異物混入	生産物に本来含有されるべきではないものが混入または付着することをいいます。なお、製品規格書等で予定された量を超えた原材料の含有は、異物混入とはみなしません。
	異物混入脅迫	生産物に異物混入を行う、または異物混入を行ったと内容の、書面その他の通信方法または口頭等による脅迫行為をいいます。
え	営業収益	売上高または生産高のうち、保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。
	営業利益	営業収益から売上（または製造）原価、販売費および一般管理費を差し引いた額をいいます。
か	害意	次の犯意または意思をいいます。 ア. 消費者に健康被害を生じさせようとする事または生産物を摂取もしくは使用することに消費者の嫌悪感を生じさせようとする事。 イ. 被保険者の営業活動を阻害し、またはその評価をおとしめようとする事。 ウ. ア. またはイ. により、社会を混乱に陥れようとする事。
	回収等	事故による損害の発生または拡大を防止するために行われる生産物の回収、検査、調査、廃棄、再加工、代替品の提供その他適切な措置をいいます。
	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
け	原価	生産物（注）の対価から、被保険者の販売費・一般管理費および利益等を差し引いた後の売上（または製造）原価をいいます。 （注）代替品を含みます。
	健康被害	人の身体の傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡をいいます。ただし、精神的苦痛、心的外傷、心因性嘔吐またはその他類似の症状を含みません。
	原材料等	生産物の原材料、仕掛品、半製品もしくは完成品をいいます。
さ	再加工	回収した生産物を、その生産物本来の商品価値と同等の価値を有するものに加工し直すことをいいます。
し	使用製品	生産物の全部または一部を使用して、第三者が製造、加工または調理して販売または供給する製品をいいます。
	消費者	最終的に生産物または使用製品を摂取するまたは身体に直接使用する者をいいます。
せ	生産物	被保険者が製造、加工、調理、包装、販売または供給（注 1）を行った補償適用地域内にある保険証券記載の財物（注 2）（注 3）をいいます。 （注 1）これらの過程にあるものを含み、いかなる場合も製造、加工、調理、包装またはラベル等の貼付けに着手していない生体および植物を除きます。 （注 2）容器・包装は含みません。 （注 3）保険証券記載の保険料算出基礎数字の対象となるものをいいます。
	製造等	被保険者が行う製造、加工、調理または包装等をいい、日本国内に所在する委託先での製造、加工、調理または包装等を含みます。

	用語	定義
た	代替品	事故の生じた生産物と引換えに給付されるものをいいます。
の	納品先	被保険者の生産物または使用製品が納品される先をいい、消費者を除きます。
ほ	補償期間	保険金を支払うべき損害の支払対象となる期間であって、事故が発生したことを被保険者が最初に知り得た時に始まり、次の時に終わります。ただし、争訟費用（生産物品質保険用）を除き、12 か月を限度とします。 ア．回収等費用、安全宣言費用、事業活動維持費用、専門家相談費用、検査分析費用および争訟費用（生産物品質保険用）の損害については、事故により被保険者が被るこれらの損害がなくなった時またはなくなったと認められる時のいずれか早い時 イ．喪失利益の損害については、営業に対する事故の影響が消滅した状態に営業収益が回復した時または回復したと認められる時のいずれか早い時
	補償適用地域	保険証券の補償適用地域欄に記載された地域（注）をいいます。 （注）保険証券に記載がない場合は、日本国内とします。

<法令>

この特別約款における法令（注）は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（法令番号）
し	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
	食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）

（注）当該法令の施行令、施行規則、通達、告示を含みます。

第 1 条（保険事故の範囲）

この特別約款において保険事故とは、被保険者の生産物に生じた次の事象をいいます。

① 第三者による異物混入

次の事象をいいます。

ア．第三者による異物混入脅迫

第三者が害意をもって被保険者に対して異物混入脅迫を行ったことをいいます。

イ．第三者の害意による異物混入およびそのおそれ

第三者が害意をもって生産物に異物を混入させたこと、またはそのおそれをいいます。

② 偶然な汚染

生産物に偶発的に発生した次の事象（注 1）をいいます。ただし、生産物が正当な引渡し先に引き渡されるまでの過程において発生した事象に限ります。

ア．偶然な異物混入

次に掲げる異物混入をいいます。

（ア）製品規格書等で含有を予定していない物質の混入

生産物に製品規格書等で含有を予定していない物質が混入したことをいいます（注 2）。

（イ）含有が禁止されている物質の混入

その生産物に対して法令等により含有が禁止されている物質が混入したことをいいます。ただし、製品規格書等の瑕疵による場合を除きます。

イ．食品のポジティブリスト違反

生産物が食品である場合において、食品衛生法第 13 条第 3 項に規定する食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存または販売したことをいいます。ただし、同法第 13 条第 3 項に規定する物質のその食品に残留する量の限度について同法第 13 条第 1 項の食品の成分にかかる規格に合うものは除きます。

ウ．食品への食中毒菌の混入

生産物が食品である場合において、食中毒菌（注 3）が法令等で定められた基準値上限を超えて検出されたことをいいます。ただし、基準値上限を超えない場合でも、現実に食中毒の被害が発生した場合は、基準値を超えたものとみなし、この規定を適用します。

③ 生産物の容器・包装および表示の瑕疵

生産物の容器・包装および表示について偶発的に発生した次の事象（注１）をいいます。ただし、生産物が正当な引渡し先に引き渡されるまでの過程において発生した事象に限ります。

ア. 誤表示、表示漏れ

次の事項に関する表示の誤りまたは表示漏れをいいます。

- （ア）有効期限、賞味期限、消費期限またはこれらに類似の日付
- （イ）製造日、加工日、輸入年月日またはこれらに類似の日付
- （ウ）使用方法、調理方法または保存方法等の取扱方法
- （エ）用法、用量または効能

イ. 成分等の誤表示、表示漏れまたは法令等に定めがある場合の表示順序の誤り

次に掲げる生産物の原材料・成分等（注４）に関する事由をいいます。

- （ア）名称の漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、記号の表示の誤りまたは表示漏れ
- （イ）数値または単位の表示の誤りまたは表示漏れ
- （ウ）法令等に定めがある場合の、表示の順序の誤り

ウ. 容器・包装とは異なる内容物の封入・梱包

生産物の容器・包装の記載が内容物と相違することをいいます。

エ. 健康被害を生じさせる容器・包装の瑕疵

生産物の容器・包装が本来の用途、機能、性質、品質を満たさない状態で販売または供給されたことにより、生産物の摂取または使用（注５）の後７日以内に健康被害を生じさせたこと、またはそのおそれがあることをいいます。

オ. 容器・包装のポジティブリスト違反

食品衛生法第 18 条第 3 項に規定する物質が、生産物に直接触れる容器・包装に使用された食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存または販売したことをいいます。

（注１）第三者が故意により発生させた事象を除きます。

（注２）生産物の販売または供給にあたり、原材料の産地、採取地、生産方法等を明示している場合において、その記載と異なる原材料の混入を除きます。

（注３）食品衛生法に食中毒の病因物質として掲げられた細菌をいいます。

（注４）添加物およびアレルギー物質を含みます。アレルギー物質とは、食品表示法により特定原材料および特定原材料に準じるものとして指定されたものをいいます。

（注５）適正な用途のために、適正な用量を摂取または使用することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、保険事故が発生し、補償適用地域内に存在する生産物（注）について行われた次に掲げる対応により被保険者に生じた損害に対して、保険金を支払います。

- ① 被保険者が行う事故の生じた生産物（注）の消費者または納品先からの回収等
- ② 被保険者が行う事故の生じた生産物（注）の被保険者の在庫、仕掛品等の廃棄、再加工等
- ③ 被保険者の承認、同意または要請に基づき、被保険者の納品先が行う事故の生じた生産物（注）の消費者または納品先からの回収等

（注）使用製品を含みます。

（２）第 1 条（保険事故の範囲）②または③に規定する保険事故のうち、生産物（注１）の摂取または使用（注２）の後７日以内に消費者に健康被害が現実には発生していない場合、または確実に発生するおそれのあることが被保険者によって論理的・客観的に証明されない場合は、被保険者が保険事故を認識した後、速やかに所管する行政機関への届出もしくは報告または新聞等への社告の掲載を行ったときに限り、保険金を支払います。

（注１）使用製品を含みます。

（注２）適正な用途のために、適正な用量を摂取または使用することをいいます。

第3条（被保険者の範囲）

普通保険約款＜用語の定義＞の規定にかかわらず、この特別約款において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第4条（保険期間と保険の対象となる事故の関係）

当会社は、次の①および②に該当する場合に限り、保険金を支払います。

- ① 保険事故が発生したことを、保険契約者、被保険者またはこれらの者の役員もしくは従業員が、保険期間中かつ、次のア、またはイ、に掲げる時以降に初めて知ったこと。
- ア. 被保険者が生産物の製造等を行う場合は、被保険者またはその委託先（注）が製造等に着手した時
- イ. 被保険者が製造等を行わない場合は、生産物を正当な引渡し先に一部でも現実に引き渡した時
- ② 保険事故の発生につき、普通保険約款第29条（保険事故の通知）に規定する事故の通知を、保険期間中または保険期間の終了後14日以内に当会社に対して行ったこと。
- （注）日本国に所在する委託先に限ります。

第5条（損害の範囲）

当会社が保険金を支払うべき第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害は、事故の直接の結果として被保険者が補償期間中に現実に被る次の①から⑦までの損害（注1）（注2）に限ります。なお、この条における生産物には、生産物と一体をなす容器・包装を含みます。

① 回収等費用

被保険者が支出した次に掲げる合理的かつ妥当な費用（注3）をいいます。

ア. 社告掲載費用

新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用をいいます。

イ. コールセンター設置費用

消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等の費用をいいます。

ウ. 通信費用

電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用をいい、文書の作成費および封筒代を含みます。

エ. 輸送費用

被保険者と消費者または納品先との間で、事故の生じた生産物（注4）の回収および代替品の送付に要した費用をいいます。

オ. 事故の生じた生産物および在庫として所有する生産物、原材料等に対する次の費用

（ア）事故の生じた生産物について、領収済みの対価を消費者や納品先に返還する場合、その原価をいいます。ただし、会計上、被保険者の原価として計上されるべき額とします。

（イ）領収済みの対価を返還せず、事故の生じた生産物を再加工または再包装して提供する場合、その再加工または再包装に要した費用（注5）をいいます。

（ウ）領収済みの対価を返還せず、事故の生じた生産物の代替品を提供する場合、その原価（注5）をいいます。

（エ）在庫として所有する生産物、原材料等の原価（注5）をいいます。

カ. 一時保管施設の賃借料

回収した生産物（注4）および在庫として所有する生産物、原材料等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用をいいます。

キ. 廃棄費用

事故の生じた生産物（注4）の廃棄費用および在庫として所有する生産物、原材料等の廃棄費用をいいます。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。

ク. 人件費

回収等の実施（注6）により生じる人件費（注7）をいいます。

ケ. 出張費および宿泊費

回収等の実施（注6）により生じる出張費および宿泊費をいいます。ただし、旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。

コ. 回収等の実施（注6）により生じる費用で、当会社が特に必要と認めたものをいいます。

② 喪失利益

被保険者の営業収益が事故により減少しなかったならば得られていたであろう営業利益をいいます。なお、喪失利益は「事故がなければ得られていたであろう見込営業収益（注8）」から「補償期間中に計上された営業収益」を差し引いた残額に、「直近会計年度の営業利益率（注9）」を乗じて得た額とします。また、被保険者の営業に特殊な事情があった場合または著しく趨勢が変化した場合（注10）は、当会社は、被保険者と協議による合意に基づき、「採用すべき見込営業収益（注8）」

または「直近会計年度の営業利益率（注9）」について公正な調整を行うものとします。

③ 安全宣言費用

事故によって失った生産物の信頼度を回復させるために、補償適用地域内に向けて行われた事故の生じた生産物に関する安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告活動等に対して、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、当会社があらかじめ承認したものに限り、ます。なお、販売推進を主な目的とした宣伝または広告に要した費用は除きます。

④ 事業活動維持費用

事故に起因する損害を軽減し、事故発生前の事業活動状態へ復旧するために、または事故発生前と同等な事業活動を極力維持するために被保険者が支出した清掃費、消毒・殺菌費用、人件費（注7）等の合理的かつ妥当な費用（注11）をいいます。ただし、当会社があらかじめ承認したものに限り、ます。なお、次の費用は除きます。

ア. 機械設備、什器（じゅうき）、備品、不動産等の資産の取得にかかる費用

イ. 再発防止のための生産物の設計または仕様の変更に要する費用

⑤ 専門家相談費用

回収等にかかる対応を行うために、被保険者が広報または危機管理その他の専門知識を有する第三者から助言またはコンサルティング等を受けたことにより支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、当会社があらかじめ承認したものに限り、ます。なお、この保険契約で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、当会社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。

⑥ 検査分析費用

事故の事実等にかかる確認または調査を行うために、第三者の調査機関による検査、分析等に対して被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用（注12）をいいます。ただし、当会社があらかじめ承認したものに限り、ます。なお、この保険契約で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、当会社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。

⑦ 争訟費用（生産物品質保険用）

回収等にかかる責任の有無および割合、その方法または金額等にかかる争訟（注13）（注14）について、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、当会社があらかじめ承認したものに限り、ます。なお、この保険契約で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、当会社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。

（注1）②を除き、被保険者の通常の事業活動において要する費用を超えるものをいいます。

（注2）被保険者の通常の事業活動において使用できる手段等がある場合は、それを使用するものとします。

（注3）納品先が使用製品を市場から回収する場合において、その納品先が被保険者に請求した費用を含みます。ただし、オ. およびク. は含みません。

（注4）使用製品を含みます。

（注5）（ア）に規定する原価を超えないものとします。

（注6）原材料等に関する検査、調査、廃棄、再加工等を含みます。

（注7）超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。

（注8）被保険者が、事故が発生したことを最初に知り得た時の直前12か月のうち、補償期間に相当する期間の営業収益をいいます。

（注9）営業収益に対する営業利益の割合をいいます。

（注10）合併、会社分割、事業の譲渡または譲受け、株式交換、株式移転等の組織再編、決算期の変更、自然災害または天候・消費者の嗜好の変化もしくは経済情勢の急激な変動等をいいます。

（注11）事故の直接の原因に対して支出した費用に限り、ます。

（注12）納品先が使用製品を市場から回収する場合において、その納品先が被保険者に請求した費用を含みます。ただし、本来被保険者が支出するべきであったと認められる費用に限り、ます。

（注13）訴訟、仲裁、調停または和解等をいい、①から⑥に規定する損害について、被保険者が第三者に賠償請求を行った場合または被保険者が第三者から賠償請求を受けた場合をいいます。

（注14）消費者およびそれらを代表する者との争訟を除きます。

第6条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑳までの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意もしくは重大な過失
- ② 保険契約者または被保険者（注1）の故意もしくは重大な過失による法令違反または各種義務違反
- ③ この保険契約が初年度契約である場合、保険契約者または被保険者の役員、従業員、職員のいずれかが保険契約締結時に既に知り得ていた事故もしくは知り得ていたと合理的に類推できる事故
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ⑥ ④または⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱により生じた事故
- ⑦ 次に掲げる事由。ただし、第1条（保険事故の範囲）に規定する保険事故が生じた場合を除きます。

ア. 個人情報および企業情報へのアクセスまたはこれらの開示

イ. コンピュータシステム（注5）または電子データ（注6）の消失、使用不能、損傷、破損、アクセス不能もしくは操作不能

- ⑧ 明らかな言いがかり、または言いがかりと判断できる合理的な理由があるもの
- ⑨ 生産物の商品開発段階において決定された規格または手順等の欠陥または瑕疵
- ⑩ 事故の生じた生産物の再加工もしくは再包装上の瑕疵または代替品の瑕疵
- ⑪ 生産物または使用製品のかび、腐敗、変質、自然の消耗その他類似の事由。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この規定を適用しません。

ア. 第三者の害意によって発生した場合

イ. 食品衛生法に食中毒の病因物質として掲げられた細菌の活動により、これらの事由が発生した場合

- ⑫ 自然界に通常存在する菌の生産物または使用製品への付着または混入。ただし、生産物の製造等の過程における偶然な事象により生じた場合は除きます。
- ⑬ 大腸菌群または一般生菌数にかかる法令等で定められた基準値の超過
- ⑭ 生体の内部で産生されたヒスタミン等、または蓄積もしくは濃縮された貝毒等
- ⑮ 保存期間・有効期間経過後の品質劣化等
- ⑯ 遺伝子処理、生化学的処理、ホルモン処理または放射線処理に起因した偶然な汚染
- ⑰ 牛海綿状脳症（狂牛病、BSE）に起因した偶然な汚染
- ⑱ 生産物が被保険者以外の者に引き渡された後、被保険者以外の者の保管、貯蔵、消費もしくは取扱い等に不備があったことまたは被保険者以外の者が適切な管理を怠ったことに起因して発生した偶然な汚染または生産物の容器・包装および表示の瑕疵
- ⑲ 次の事項にかかる生産物または使用製品の容器・包装の記載と内容物の相違
 - ア. 産地、採取地、製造地、採卵地またはこれらに類似の事項の相違
 - イ. 重量、体積、個数等の内容量または数量の相違
 - ウ. 付属物、封入物または添付物の過不足
 - エ. 生産方法、製造方法または加工方法の相違
- ⑳ 生産物に使用する容器・包装等の材料もしくは素材に関する表示の誤りまたは表示漏れ

（注1）保険契約者、被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（注5）情報の保存、処理、アクセス、送信または受信に使用される電子ハードウェア、ソフトウェアまたはそれらを構成するものをいいます。

（注6）コンピュータソフトウェア（注7）に保存、生成、使用または送受信される情報、事実、プログラムをいいます。

（注7）システムおよびアプリケーションのソフトウェアをいい、ハードディスクまたはフロッピーディスク、CD-ROM、テー

ブ、ドライブ、セル、データ処理装置、その他の電子制御装置と共に使用される媒体を含みます。

第7条（保険金が支払われない損害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑦までの損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 第三者の健康被害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 回収等の対象となる生産物、使用製品またはその他の財物の使用が阻害されたことについて被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ③ 回収等の瑕疵または回収等の方法の拙劣等により、合理的かつ妥当な回収等費用以上に要した費用
- ④ 被保険者と第三者との間に特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって合理的かつ妥当な額以上に要した費用
- ⑤ 実際に支出したと否とを問わず異物混入脅迫にかかる第三者からの強要金（注）
- ⑥ 政府、行政機関またはそれに準じる者との訴訟または行政手続に要する費用
- ⑦ 生産物もしくは使用製品の設計または仕様の変更に要する費用

（注）金銭の要求のほか、市場価値を有する財貨またはサービスの要求を含みます。

第8条（保険金の支払額）

第1条（保険事故の範囲）に規定する保険事故について当会社が支払うべき保険金の額は、次の①および②の額の合計額とします。ただし、他人から回収した金額がある場合は、当会社はその金額を控除した額を保険金として支払います。

- ① 回収等費用、喪失利益、安全宣言費用、事業活動維持費用および争訟費用（生産物品質保険用）については、その合計額から保険証券記載の免責金額を控除した額に対して保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額。ただし、次に掲げる金額を限度とします（注1）。なお、争訟費用（生産物品質保険用）については、1事故および保険期間中300万円を限度とします。

ア. 次の場合については、1事故かつ保険期間中につき、保険証券記載のそれぞれの支払限度額

（ア）第1条①の保険事故の場合

（イ）第1条②または③の保険事故のうち、生産物の摂取または使用（注2）の後7日以内に消費者に健康被害が現実発生した場合

（ウ）第1条②または③の保険事故のうち、生産物の摂取または使用（注2）の後7日以内に消費者に健康被害が確実に発生するおそれのあることが、被保険者によって論理的・客観的に証明された場合

イ. 第1条②または③の保険事故のうち、この条ア.（イ）または（ウ）に該当しない場合は、1事故かつ保険期間中につき、保険証券記載の1事故支払限度額と1億円のいずれか低い額

- ② 専門家相談費用および検査分析費用については、その合計額（注3）

（注1）ア. およびイ. を合算し、保険期間を通じて保険証券記載の保険期間中支払限度額を限度とします。

（注2）適正な用途のために、適正な用量を摂取または使用することをいいます。

（注3）これらの費用を支払った場合においても、保険証券記載の1事故支払限度額および保険期間中支払限度額が減額されることはありません。

第9条（保険金の請求）

- （1）普通保険約款第31条（保険金の請求）（1）の規定にかかわらず、当会社に対する保険金請求権は、次の①および②の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 喪失利益に対する保険金については、補償期間が終了した時
- ② 回収等費用、安全宣言費用、事業活動維持費用、専門家相談費用、検査分析費用および争訟費用（生産物品質保険用）に対する保険金については、それらの費用が発生した時

- （2）（1）①の規定にかかわらず、喪失利益が1か月以上継続して生じ、さらに継続して生じる見込みがある場合は、補償期間の終了前であっても保険金の内払の請求ができるものとします。

第10条（1事故についての保険金請求の取扱い）

当会社は、1事故については、最初の保険金の請求がなされた時の保険契約のみを適用して保険金を支払うものとします。

第11条（普通保険約款との関係）

普通保険約款の規定は、この特別約款においても適用されるものとします。ただし、この特別約款で適用しないことを特に定めている場合またはこの特別約款の趣旨に反する場合を除きます。

根拠のない報道による回収事故補償特約

<この特約の適用>

この特約は、生産物品質保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は次の定義によります。

	用語	定義
こ	根拠のない報道	被保険者の生産物に特別約款第1条（保険事故の範囲）①から③に規定する保険事故が発生した旨の事実と異なる報道または発表をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、被保険者の生産物が具体的に示された場合に限りです。 ア．報道機関（注）による新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットを通じた報道 イ．政府・行政機関による発表 （注）新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットを通じて社会の出来事を広く知らせることを目的とする組織体をいいます。ただし、個人を除きます。

第1条（保険事故の範囲）

当社は、この特約により、根拠のない報道を特別約款第1条（保険事故の範囲）に規定する保険事故として追加します。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、保険事故が発生したことにより、被保険者が被る特別約款第5条（損害の範囲）の損害に対して、保険金を支払います。
- （2）当社は、保険事故が保険期間中に発生し、被保険者によって報道または発表が事実ではないことが客観的かつ合理的に示された場合に、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、直接であると間接であるとを問わず、保険契約者、被保険者またはその役員（注）が発信または提供した情報による根拠のない報道によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
（注）退職した者を含みます。
- （2）当社は、この特約において、特別約款第6条（保険金を支払わない場合）⑧の規定を適用しません。

第4条（保険金の支払額）

当社がこの特約により支払うべき保険金の額は、次の①および②の額の合計額とします。ただし、他人から回収した金額がある場合は、当社はその金額を控除した額を保険金として支払います。

- ① 回収等費用、喪失利益、安全宣言費用、事業活動維持費用および争訟費用（生産物品質保険用）については、その合計額からこの特約に適用される保険証券記載の免責金額を控除した額に対して保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額。ただし、1事故かつ保険期間中につき、3,000万円を限度とし、保険証券記載の特別約款の1事故支払限度額または保険期間中支払限度額が3,000万円未満の場合は、その支払限度額を限度とします。なお、争訟費用（生産物品質保険用）については、1事故かつ保険期間中につき、300万円を限度とします。
- ② 専門家相談費用および検査分析費用については、その合計額（注）
- ③ ①の規定に基づく支払限度額は、保険証券記載の特別約款の1事故支払限度額および保険期間中支払限度額の内枠としま

す。

(注) これらの費用を支払った場合においても、保険証券記載のこの特約および特別約款の1事故支払限度額および保険期間中支払限度額が減額されることはありません。

第5条（損害の範囲の読替え）

当社は、この特約の対象となる保険事故について、特別約款第5条（損害の範囲）の③安全宣言費用および⑤専門家相談費用の規定を、それぞれ次のとおりに読み替えて適用します。

「③ 安全宣言費用

事故によって失った生産物の信頼度を回復させるために、補償適用地域内に向けて行われた事故の生じた生産物の安全または品質に問題がないことが確認された旨の宣伝または広告活動等に対して、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、当社があらかじめ承認したものに限り、なお、販売推進を主な目的とした宣伝または広告に要した費用は除きます。」

「⑤ 専門家相談費用

根拠のない報道に対応するために、被保険者が広報または危機管理その他の専門知識を有する第三者から助言またはコンサルティング等を受けたことにより支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、当社があらかじめ承認したものに限り、なお、この保険契約で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、当社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。」

第6条（特則）

当社は、保険事故について報道または発表された内容が事実であることが判明した場合には、特別約款およびこれに付帯される他の特約の規定に基づき保険金を支払います。なお、当社がこの特約に基づき保険金を支払った後に、保険事故について報道または発表された内容が事実であることが判明した場合には、既に支払われた保険金は、特別約款およびこれに付帯される他の特約の規定に基づき支払われる保険金に充当します。ただし、特別約款およびこれに付帯される他の特約で保険金の支払対象とならないことが判明した場合は、被保険者は既に支払われた保険金（注）を返還しなければなりません。

（注）特別約款第5条（損害の範囲）⑤、⑥または⑦を除きます。

第7条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

予防的措置としての行政指示による回収補償特約

＜この特約の適用＞

この特約は、生産物品質保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

第1条（保険事故の範囲の拡大）

当社は、この特約において、特別約款第1条（保険事故の範囲）③の規定の次に、④として次の規定を追加します。

「④ 予防的措置としての行政指示による回収

被保険者の生産物に①から③に規定する事象は生じていないにもかかわらず、行政機関（注6）が被保険者の生産物に対して回収、販売停止または廃棄を行う旨の命令、指示または要請を行うこと（注7）をいいます。

（注6）補償適用地域の行政機関をいいます。

（注7）被保険者の生産物を原因として、使用製品に対して命令、指示または要請を行う場合を含みます。」

第2条（保険金の支払額）

当社は、この特約により、特別約款第8条（保険金の支払額）を次のとおり読み替えて適用します。

「第1条（保険事故の範囲）に規定する保険事故について当会社が支払うべき保険金の額は、次の①および②の額の合計額とします。ただし、他人から回収した金額がある場合は、当会社はその金額を控除した額を保険金として支払います。

① 回収等費用、喪失利益、安全宣言費用、事業活動維持費用および争訟費用（生産物品質保険用）については、その合計額から保険証券記載の免責金額を控除した額に対して保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額。ただし、次に掲げる金額を限度とします（注1）。なお、争訟費用（生産物品質保険用）については、1事故および保険期間中300万円を限度とします。

ア. 次の場合については、1事故かつ保険期間中につき、保険証券記載のそれぞれの支払限度額

（ア）第1条①の保険事故の場合

（イ）第1条②または③の保険事故のうち、生産物の摂取または使用（注2）の後7日以内に消費者に健康被害が現実に発生した場合

（ウ）第1条②または③の保険事故のうち、生産物の摂取または使用（注2）の後7日以内に消費者に健康被害が確実に発生するおそれのあることが、被保険者によって論理的・客観的に証明された場合

イ. 第1条②または③の保険事故のうち、この条ア.（イ）または（ウ）に該当しない場合もしくはこの特約で追加された第1条（保険事故の範囲）④の保険事故の場合は、1事故かつ保険期間中につき、保険証券記載の1事故支払限度額と1億円のいずれか低い額

② 専門家相談費用および検査分析費用については、その合計額（注3）

（注1）ア. およびイ. を合算し、保険期間を通じて保険証券記載の保険期間中支払限度額を限度とします。

（注2）適正な用途のために、適正な用量を摂取または使用することをいいます。

（注3）これらの費用を支払った場合においても、保険証券記載の1事故支払限度額および保険期間中支払限度額が減額されることはありません。」

第3条（特則）

当会社は、保険事故が特別約款第1条①から③のいずれかに該当することが判明した場合には、特別約款およびこれに付帯される他の特約の規定に基づき保険金を支払います。なお、当会社がこの特約に基づき保険金を支払った後に、保険事故が特別約款第1条①から③のいずれかに該当することが判明した場合には、既に支払われた保険金は、特別約款およびこれに付帯される他の特約の規定に基づき支払われる保険金に充当します。ただし、特別約款およびこれに付帯される他の特約で保険金の支払対象とならないことが判明した場合は、被保険者は既に支払われた保険金（注）を返還しなければなりません。

（注）特別約款第5条（損害の範囲）⑤、⑥または⑦を除きます。

第4条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

かび・腐敗等一部補償特約

＜この特約の適用＞

この特約は、生産物品質保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は次の定義によります。

	用語	定義
か	かび・腐敗等	かび、腐敗、変質、自然の消耗その他類似の事由をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、この特約において、次に掲げる事由に直接起因して、生産物または使用製品にかび・腐敗等が発生したことにより、

被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。この場合において、特別約款第6条（保険金を支払わない場合）⑪から⑬までの規定は適用しません。

- ① かび・腐敗等の発生防止を目的とする生産物の容器・包装に関するシール不良・ピンホール等の瑕疵。ただし、生産物が正当な引渡し先に引き渡されるまでの過程において発生した事象に限ります。
- ② かび・腐敗等の発生防止を目的としてその生産物自体に使用を予定されていた防腐剤、脱酸素剤もしくはアルコール製剤等の封入漏れまたは添加漏れ（注）。ただし、生産物が正当な引渡し先に引き渡されるまでの過程において発生した事象に限ります。

（注）予定されていたそれらの分量の不足を含みます。

- （2）特別約款第6条（保険金を支払わない場合）⑪ア、またはイ、のいずれかに該当する場合は、当会社は、特別約款の規定に従い保険金を支払います。

第2条（保険金の支払額）

当会社がこの特約により支払うべき保険金の額は、次の①および②の額の合計額とします。ただし、他人から回収した金額がある場合は、当会社はその金額を控除した額を保険金として支払います。

- ① 回収等費用、喪失利益、安全宣言費用、事業活動維持費用および争訟費用（生産物品質保険用）については、その合計額からこの特約に適用される保険証券記載の免責金額を控除した額に対して保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額。ただし、1事故かつ保険期間中につき、3,000万円を限度とし、保険証券記載の特別約款の1事故支払限度額または保険期間中支払限度額が3,000万円未満の場合は、その支払限度額を限度とします。なお、争訟費用（生産物品質保険用）については、1事故かつ保険期間中につき、300万円を限度とします。
- ② 専門家相談費用および検査分析費用については、その合計額（注）
- ③ ①の規定に基づく支払限度額は、保険証券記載の特別約款の1事故支払限度額および保険期間中支払限度額の内枠とします。

（注）これらの費用を支払った場合においても、保険証券記載のこの特約および特別約款の1事故支払限度額および保険期間中支払限度額が減額されることはありません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者の生産物の原材料にかび・腐敗等が発生していたことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

輸出生産物補償特約

<この特約の適用>

この特約は、生産物品質保険特別約款（注）に付帯され、その特別約款の規定の一部を変更します。

（注）この特約において、「特別約款」といいます。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は次の定義によります。

	用語	定義
こ	国外流出生産物	被保険者が日本国内における使用もしくは消費を目的として販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。ただし、被保険者以外の者（注）が自己使用の目的をもって一時的に日本国外へ持ち出した生産物を除きます。 （注）日本国内に住所を有する者に限ります。

第1条（補償適用地域および生産物の範囲の変更）

当会社は、この特約により、補償適用地域を全世界に拡大して、次に掲げる生産物について特別約款の規定を適用します。

- ① 日本国から輸出または供給され、日本国外に所在する被保険者の生産物（注1）（注2）
 - ② 日本国外から輸出または供給され、被保険者によって販売される日本国外に所在する生産物（注1）
- （注1）日本国外における輸送途上を含みます。
- （注2）国外流出生産物を含みます。

第2条（判断基準の適用法令）

日本国外に存在する生産物について、食品衛生法第1条に定める目的と同様の立法目的を有する、生産物が存在する地の法令に基づき、この保険契約における当会社の支払責任の有無を決定する場合があります。ただし、その地の法令を検討した結果、当社が保険金を支払うことが妥当と認めた場合に限りです。なお、被保険者はその地における法令について、普通保険約款第31条（保険金の請求）に基づく必要な協力を行うものとします。

第3条（被制裁国等に対する法令の遵守）

当会社または当会社の親会社もしくは当会社の最上位の支配会社において、この特約に基づき保険金を支払うことが経済制裁に関する法令または措置（注）に抵触する場合は、当社は保険金の支払およびこの特約に定められる役務または便宜の提供は行わないものとします。

（注）日本国、国際連合、アメリカ合衆国財務省外国資産管理室（OFAC）またはヨーロッパ連合（EU）により行われる制裁措置を含みます。

第4条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款および特別約款の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

保険料分割払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
し	次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、その追加保険料をいい、分割して払い込む場合は、初回分割追加保険料をいいます。
た	団体	当会社が特に承認した団体をいいます。
つ	追加保険料	普通保険約款等の規定により、当会社が請求する追加保険料をいいます。
て	提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款、特別約款およびこれらに付帯された他の特約をいいます。
	分割追加保険料	追加保険料を残余の回数および金額に分割して払い込む場合におけるその分割した追加保険料をいいます。
	分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを当会社が承認した場合に適用されます。

第2条（分割保険料の払込み）

- （１）保険契約者は、分割保険料を次の①および②の規定に従い、当会社に払い込まなければなりません。
- ① 初回分割保険料については、この保険契約の締結と同時に払い込むものとします。ただし、団体を保険契約者とする場合には、保険契約の締結の後、初回保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日後 10 日以内に払い込むことができます。
- ② 第 2 回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込むものとします。
- （２）第 2 回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- （３）第 2 回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第 2 回分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第 3 回分割保険料の払込期日を第 2 回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（分割保険料領収前の事故）

- （１）保険期間が始まった後でも、保険契約者が初回分割保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、初回分割保険料領収前の保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- （２）保険契約者が、第 2 回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日の属する月の翌月末日までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。
- （３）（２）の規定にかかわらず、保険契約者が、保険事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠った場合において、被保険者が払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、保険事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。

- (4) (2)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めるときは、当社は、(2)、(3)および第6条（保険契約の解除－分割保険料不払の場合）(1)①の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当社は、保険契約者に対してその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款等の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法に従い、追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- ① 追加保険料の全額を、一時に払い込む
 - ② 残余の分割回数がある場合は、追加保険料をその回数および金額に分割して払い込む
- (2) (1)の場合において、追加保険料を分割して払い込むときは、分割追加保険料を残余の払込期日までに払い込まなければなりません。
- (3) (1)の場合において、追加保険料を口座振替により払い込むときは、当社は、追加保険料（注）を払い込むべき払込期日を、提携金融機関において口座振替が可能となる最初の口座振替日とすることができます。
- （注）分割追加保険料については、初回分割追加保険料をいいます。

第5条（追加保険料不払の場合の取扱い）

- (1) 当社は、次のいずれかの規定により、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 普通保険約款第2条（告知内容の訂正に伴う保険料の変更）
 - ② 普通保険約款第9条（通知に伴う保険料の変更）
- （注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みがなかった場合に限ります。
- (2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (4) (1)①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません（注1）。ただし、普通保険約款第6条（保険契約締結後の通知義務）に規定する事実の発生によって危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前の期間（注2）に発生した保険事故については適用しません。
- （注1）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- （注2）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時より前の期間をいいます。
- (5) 保険契約者が、普通保険約款第12条（保険契約の条件変更および条件変更に伴う保険料の変更）の規定により当社が請求した初回追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、初回追加保険料領収前に発生した保険事故については、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。
- (6) 初回追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みがなかった場合で、その払込期日の属する月の翌月末日までに発生した保険事故について、初回追加保険料を請求すべき事由に対する保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者はその払込期日に払い込むべき保険料（注）を当社に払い込まなければなりません。
- （注）初回追加保険料とその払込期日までに払い込むべき分割保険料とを合計した保険料をいいます。
- (7) (1)および(6)の規定にかかわらず、初回追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めるときは、当社は、(1)および(6)の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当社は、保険契約者に対してその初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料を併せて請求できるものとします。

第6条（保険契約の解除－分割保険料不払の場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行います。この場合の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かつてのみその効力を生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に領収した保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第7条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款等の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

初回保険料口座振替特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
し	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、一時払保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、初回分割保険料をいいます。
て	提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款、特別約款およびこれらに付帯された他の特約をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の条件をすべて満たす場合で、かつ、保険契約者が初回保険料を口座振替の方法により払い込むことを当会社が承認したときに適用されます。

- ① 保険契約締結の際に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 保険契約締結の際に、保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書等の提出がなされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、(4) に規定する初回保険料払込期日に口座振替によって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日（注）とします。
- （注）振替日は損害保険料口座振替依頼書等に記載された期日とします。
- (5) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社が口座振替請求を行った最も早い振替日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- （注）その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌月の振替日以降となる場合には、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。
- (6) この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振

替するときは、当会社は、保険料分割払特約の第2回以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に口座振替します。

第3条（初回保険料領収前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した保険事故に対しては、普通保険約款等に定める保険料領収前の保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が(1)に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合は、当会社は、(1)、(2)、(6)および第4条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）(1)の「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、この保険契約に、分割払特約が付帯されているときは、当会社は、保険契約者に対して初回保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料を併せて請求できるものとします。
- (4) (2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料領収前に発生した保険事故に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (5) (4)の規定にかかわらず、保険事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその保険事故に対して保険金を支払います。
- (6) (5)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第4条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) (1)の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行います。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款等の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

保険料クレジットカード払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	一時払保険料	保険料を一括して払い込む場合の一時払保険料をいいます。
か	会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
	カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
く	クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
つ	追加保険料	普通保険約款等の規定により、当会社が請求する追加保険料をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款、特別約款およびこれらに付帯された他の特約をいいます。
ほ	保険料	保険料を一括して払い込む場合は一時払保険料、保険料を分割して支払う場合は初回分割保険料、当会社が請求する追加保険料を払い込む場合は追加保険料をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者である場合で、かつ、保険契約者が保険料をクレジットカードによって払い込むことを当社が承認したときに適用されます。

第2条（保険料の支払）

- （1）保険契約者は、この特約により、クレジットカードによって保険料を支払うものとします。
- （2）保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行います。
- （3）当社は、（2）の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- （1）第2条（保険料の支払）の規定により、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、普通保険約款等に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。
（注）保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。
- （2）当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。
 - ① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、その保険料が払い込まれたものとみなして（1）の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- （1）第3条（保険料領収前の事故）（2）①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- （2）保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、（1）の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第3条（保険料領収前の事故）（1）の規定を適用します。

第5条（直接請求保険料不払の場合の取扱い）

- （1）当社は、第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）（2）の保険料の払込みを怠った場合は、当社は、この保険契約を解除することができます。
- （2）（1）の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。
- （3）（1）の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第6条（保険料の返還の特則）

普通保険約款等の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）（2）の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定は適用しません。

第7条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款等の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

共同保険に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社が行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次の①から⑪までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険契約上の規定に基づく通知の受領
- ⑥ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑦ 保険契約に係る変更承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑧ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑨ 保険事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑪ その他①から⑩までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社が行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

集団扱特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
し	集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱契約用）」による保険料集金契約をいいます。
	集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
	集金日	集金契約に定める集金日をいいます。
	集団	当会社の承認する集団をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款、特別約款およびこれらに付帯された他の特約をいいます。

	用語	定義
ふ	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
み	未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。
 - ア. 集団
 - イ. 集団の役職員
 - ウ. 集団の構成員
 - エ. 集団の構成員の役職員
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の払込み）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一時にまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一時に払い込む場合は、一時払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次の①および②に定めるところによります。
 - ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が第2条（保険料の払込み）(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一時払保険料領収前の保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一時払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が第2条（保険料の払込み）(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款等の告知義務または通知義務に係る承認の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りま

す。
- (3) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) (2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (5) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した保険事故による損害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (6) 普通保険約款等の契約条件の変更に係る承認の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (7) 保険契約者が(6)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前の保険事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更に係る承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

第5条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日(注)から将来に向かってのみその効力を失います。

(注) 以下「集金不能日」といいます。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合を除きます。
- ③ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1) ①もしくは(1) ③の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対する書面等によりその旨を通知します。
- (注1) 当社との間の集団扱特約に係る他の集金契約を含みます。
- (注2) 同一の保険契約者が複数の集団扱特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。

第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、第6条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、この特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみ、その効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款等の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

保険料の精算に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの保険契約の保険料を暫定保険料として払い込んだ場合に適用されます。

第2条（暫定保険料の精算に関する特則）

当会社がこの特約が付帯された保険契約を解除した場合には、普通保険約款第 25 条（書類の閲覧および暫定保険料の精算）（4）の規定を適用しません。

第3条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款、特別約款およびこれらに付帯される他の特約の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

保険料の精算に関する特約（決算期間方式）

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
か	確定精算	普通保険約款の暫定保険料の精算規定に基づく保険料の精算をいいます。

第1条（特約の適用および適用条件）

この特約は、保険契約が、次の①および②に掲げる条件をいずれも満たす場合に適用されます。

- ① 保険契約者がこの保険契約の保険料を暫定保険料として払い込むこと
- ② 保険期間が1年間であること

第2条（確定保険料の算出と確定精算）

当会社は、この保険契約において、保険期間終了時に、この保険契約の満期日以前の直近の会計年度末時点から過去1年間の売上高等に基づいて算出した保険料を確定保険料として取り扱い、確定精算を行います。

第3条（確定精算のための必要書類の提出）

この特約において、普通保険約款第 25 条（書類の閲覧および暫定保険料の精算）（2）の規定は次のとおり読み替えて適用します。

読替前	読替後
（2）保険契約者がこの保険契約の保険料を暫定保険料として払い込んだ場合には、保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類等を当会社提出しなければなりません。	（2）保険契約者は、保険料の算出基礎が確定した後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類等を当会社に提出しなければなりません。ただし、保険料の算出基礎が保険期間満期日の3か月前の応当日より前に確定した場合は、保険期間満期日3か月前の応当日後に遅滞なく提出することとします。

第4条（特約の失効と失効後の保険料の精算）

この保険契約が保険期間中に解除、解約（注）または失効となった場合には、この特約は失効します。この場合、暫定保険料の精算は、この保険契約にこの特約の付帯がなかったものとして、普通保険約款における書類の閲覧および暫定保険料の精算の規定に従うものとします。なお、第3条（確定精算のための必要書類の提出）の規定により読み替えられた普通保険約款第 25 条（書類の閲覧および暫定保険料の精算）の規定に従い既に確定精算が行われていた場合も、同様とします。

（注）中途更改を含みます。

第5条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款、特別約款およびこれらに付帯される他の特約の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

保険料の払込みに関する特約

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険契約の解除－保険料不払の場合）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険契約の解除－保険料不払の場合）の規定による解除の効力は、保険期間の初日から将来に向かってのみ生じます。

共同保険に関するご注意

- 保険証券表面の適用特約欄に「共同保険に関する特約」の表示がある場合、保険証券裏面に引受保険会社をコードにより表示（「共同保険分担割合表」が添付されている場合もあります。）していますので、下記「共同保険引受保険会社 一覧表」により引受保険会社をご確認ください。

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は保険証券（または「共同保険分担割合表」）に表示されている割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、「共同保険に関する特約」に基づき、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

会 社 コード	会 社 名	会 社 コード	会 社 名
02	共栄火災海上	14	日新火災海上
04	三井住友海上火災	16	A I G 損保
52	スミセイ損保 (2010年 12月以前)	16	富士火災 (2017年 12月以前)
01	住友海上火災 (2001年 9月以前)	45	A I U (2017年 12月以前)
04	三井海上火災 (2001年 9月以前)	40	ロンドン (2005年 2月以前の火災保険契約)
08	あいおいニッセイ同和	93	ロイヤル (2005年 2月以前)
08	あいおい損保 (2010年 9月以前)	17	損保ジャパン
65	ウインタートウルスイス (2003年 6月以前)	17	損保ジャパン日本興亜 (2020年 4月以前)
06	大東京火災海上 (2001年 3月以前)	17	損保ジャパン (2014年 8月以前)
08	千代田火災海上 (2001年 3月以前)	05	大成火災海上 (2002年 11月以前)
10	ニッセイ同和損保 (2010年 9月以前)	13	日産火災海上 (2002年 6月以前)
10	同和火災海上 (2001年 3月以前)	17	安田火災海上 (2002年 6月以前)
54	ニッセイ損保 (2001年 3月以前)	53	第一ライフ損保 (2002年 3月以前)
09	東京海上日動火災	15	日本興亜損保 (2014年 8月以前)
09	東京海上火災 (2004年 9月以前)	19	太陽火災海上 (2002年 3月以前)
12	日動火災海上 (2004年 9月以前)	03	興亜火災海上 (2001年 3月以前)
11	セコム損保	15	日本火災海上 (2001年 3月以前)

会 社 コード	会 社 名	会 社 コード	会 社 名
18	楽天損保	67	チューリッヒ
22	大同火災海上	74	リバティ (2002年 9月以前)
23	セゾン自動車火災	68	ゼネラリ
58	そんぽ24 (2019年 6月以前)	77	ニューインディア
24	ジェイアイ傷害火災	80	現代海上火災
25	アリアンツ火災海上	82	アクサ損保
26	日立キャピタル損保	83	Q B E
27	ソニー損保	91	トラベラーズ
28	三井ダイレクト損保	3G	S B I 損保
44	ロイズ	3H	エイチ・エス損保
47	アメリカンホーム	3L	ペット&ファミリー損保
40	ロンドン (2005年 2月以前の 火災以外の保険契約)	3M	さくら損保
57	明治安田損保	3N	レスキュー損保
56	明治損保 (2005年 3月以前)	3P	全管協れいわ損保
57	安田ライフ損保 (2005年 3月以前)	4G	H D I ・ ゲーリング
60	ローヤルエクスチェンジ	4J	スター保険
66	チャブ保険		
66	エース損保 (2016年 9月以前)		
92	フェデラル (2016年 9月以前)		
99	ランバーメンズ (2003年 3月以前)		

[注] 本帳票作成時期の関係で、会社名が統合・合併等により変更しているにもかかわらず、旧会社名のまま表示されている場合があります。予めご了承ください。